

法科大学院認証評価

自己評価書

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻

平成20年6月

京 都 大 学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	3
	第2章 教育内容	15
	第3章 教育方法	37
	第4章 成績評価及び修了認定	56
	第5章 教育内容等の改善措置	81
	第6章 入学者選抜等	96
	第7章 学生の支援体制	127
	第8章 教員組織	148
	第9章 管理運営等	167
	第10章 施設、設備及び図書館等	186
	別紙様式及び別添資料一覧	207

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

京都府京都市

(3) 学生数及び教員数（平成 20 年 5 月 1 日現在）

学生数 475 人

教員数 44 人（実務家教員 9 人）

2 特徴

京都大学大学院法学研究科・法学部（以下、「本研究科・学部」）は、明治 32 年の京都帝国大学法科大学創立より百有余年、自主・独立の精神、そして時流に流されない批判的精神を尊ぶ学風の下、わが国における法学・政治学の研究・教育に多大の貢献をしてきた。

政治の中心から離れた京洛の地にあつて、論理的整合性と本質的な把握を重んずる基礎的・原理的な研究を重視し、歴史的観察と専門領域を横断する討議を学問的営為の中核に据えることにより、多くの重厚で独創的な研究を生み出し、世にいう「京都学派」の伝統と実績を築き上げてきた。

また、教育においても、本学部は学科制を採ることなく、自由選択制の伝統を受け継ぐことによつて、自由で闊達な教育環境の醸成に努め、幅広い識見や教養、そして論理的思惟などの基礎的能力の涵養を重んじてきた。さらに、少人数教育を重視して、学生の知的探究心を尊重し、自主的な取組みを奨励するなど、自由討究的・討論的な教育方針を継承することにより、法曹界のみならず、政治、行政あるいは経済界、さらには学界など社会の様々な領域において指導的な立場に立つ数多くの優秀な人材を輩出してきた。

京都大学法科大学院は、以上のような本研究科・学部の伝統に基づき、自由で批判的な精神を重んじ、社会の様々な分野において指導的な地位に立ちうる法律家の養成を行うものである。

かかる法律家には、未知の問題に対する柔軟かつ適切

な対応が求められるため、本法科大学院においては法制度に関する原理的・体系的な理解と高度な論理的思考能力の涵養を教育目標の中心に据えている。高度な理論能力がそなわつてこそ、未知の問題を解決しうる創造力豊かな法的思考が可能となるからである。

こうした観点から、法に関する原理的理解を深める基礎・隣接科目を充実させるとともに、法律基本科目においては、科目内容の充実と効果的な教育方法の開発により法制度に関する原理的・体系的な理解と論理的思考能力の向上に努めている。また、求められる理論能力は実践的なものでなければならないことから、実務科目や臨床系科目、また、実務家教員による事例演習科目などを開講することにより、まさに理論と実務を架橋する中で法的思考を修得できるように配慮している。さらに、実践的な理論能力は、多様な法分野や最先端の法律問題を処理する中で向上するものであるから、教育上有益と考えられる選択科目を可能な限り開講するなど、高度な理論能力に裏付けられた創造力豊かな法的思考を涵養できるように教育課程全体を設計している。

Ⅱ 目的

本法科大学院は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる学風の下、法制度に関する原理的・体系的理解、論理的思考能力及び法曹としての高い責任感の獲得を基礎として、制度的・構造的課題や最先端の法的問題を幅広い視野から探究し、適切な解決策を豊かな創造力をもって見出していく総合的な法的能力を涵養し、国内のみならず国際的にも指導的な役割を果たすことのできる法律家を養成することを目的とする。具体的には、以下の3点を教育の基本理念としている。

1 自主・独立の精神と法曹としての知的責任感の涵養

自由で公正な社会を支えることが期待される法律家には、何よりもまず、高い自律性・自主性とそれに伴う責任感が求められる。こうした資質を涵養するためには、批判的かつ創造的な知的能力の育成とともに、幅広い人間的交流や自らの生き方に対する省察を通じて、豊かな人間性や感受性を養うことも必要である。それゆえ、本法科大学院においては、自主・独立の精神を重んじ、自由闊達であると同時に厳しい批判的精神に満ちた知的環境の下において、真の意味での高度専門職業人としての知的能力と責任感を涵養することを基本理念に掲げるものである。

2 「公共性の空間」において広く活躍する総合的な能力をもった創造的な法曹の養成

自由で公正な社会を支える法律家には、新たに生起する法的諸問題に対応してゆくことにより、積極的に社会に貢献することが求められる。法律家がこのような役割を十全に果たしうるためには、既存の法的知識を用いた定型的な紛争処理能力だけではなく、新たな問題を発見し、既存の法的知識を基礎としながらも、それを批判的に検討することを通じて適切な解決策を生み出していく、より創造的な問題探究能力が必要とされる。また、構造的あるいは先駆的な法的課題に取り組む場合には、そのような課題を制度あるいは社会構造全体の中にも的確に位置付けることのできる広い視野が要求されることになる。一定の専門領域に特化することが、本当の意味での専門性を高めることになるとは限らないのであって、総合的な視野と豊かな多様性を重んずる知的環境の中で教員と学生が相互に知的交流を重ねることこそが、より優れた専門性を生み出す確かな土壌となるのである。このような認識に立って、本法科大学院は、特定の限られた領域に特化することなく、伝統的な司法の領域はもとより、「公共性の空間」において広く活躍する総合的な能力をもった創造的な法曹の養成を行うことを、基本理念に掲げるものである。

3 法制度に関する根本的な理解と論理的・分析的思考能力の重視

一般に、法制度に関する根本的な理解あるいは論理的・分析的な思考は、いわゆるアカデミズムにとって重要な資質であるが、実務家の養成にとっても欠くことのできないものである。確かに、実務家には適正かつ迅速に実務を処理することが求められ、そのためには事務処理に関して一定程度定型性のある技術的知識が要求される。しかしながら、システム細部の精緻な知識を競い、あるいは最新の知識を追うだけで、システムを根幹において支える基本原理を的確に理解し、システムが果たすべき基本的機能とそれが抱える構造的な問題点について十分認識することがなければ、社会の現実が生み出す多様な状況において適切な形でシステムを運用し、必要な展開を図ることは困難である。多様な形態をとる現実の法的紛争や新たに生じる法的問題について具体的な妥当性のある解決を実際に導き出すことを求められる実務家であるからこそ、法制度に関する根本的な理解と深い論理的思考能力が要求される。理論と実務を架橋する教育とは、このような基礎的能力を十分に育成した上で、それを具体的状況の中で、いかなる形で適用していくべきかを教育するものであって、原理的・体系的理解や論理的・分析的能力を軽視するものであってはならない。このような認識に立って、本法科大学院においては、基本的な法領域に関する根本的な理解と、論理的・分析的思考能力などの法曹にとって基礎的な知的能力を十分に鍛錬した上で、さらに先端的・応用的法領域あるいは実務的応用への架橋を図ることを基本的な教育目的とする。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準1-1-1に係る状況)

本法科大学院は、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養し、社会の様々な分野において指導的地位に立ちうる人材の養成に努めたいと考えている《資料1-1-1-1①～④》。そのために、批判的精神と責任感に基づいた高度の理論的能力の育成を目的として、基本的な法領域に関する根本的な理解を促し、高度な分析力や構成力の育成を行うカリキュラムを編成している《別紙様式1「開講授業科目一覧」、及び、資料1-1-1-2「『平成20年度 便覧』の「2 教育課程の概要」から抜粋》。

具体的には、1年次を対象として基礎科目を必修科目として配当し、法学に関する基礎的理解を可能とするとともに、2年次においては基幹科目を必修科目として配当し、基礎的知識の応用を行うことで、法律に関する基礎的理解を深めるとともに分析力や構成力の向上をはかっている。また、すでに1年次から選択科目として基礎法学や隣接領域科目（選択科目Ⅰ）を配当することで法学への基礎的理解を促し、2年次からは多数の応用先端科目（選択科目Ⅱ）を配当することで、多様な法分野や最先端の法律問題に関する理解を促している。さらに、実務科目や臨床系科目を多数開講することで実務との架橋を行うなど、本法科大学院においては、上記目的を達成するために、段階的な科目履修を体系的に構築している。

いずれの科目においても、厳格な成績評価を行っており、成績不良者は原級留置の措置を受け、又は、修了を認められない《資料1-1-1-3①②》。

《資料1-1-1-1①》『平成19年度京都大学法科大学院パンフレット』〔別添資料3〕冒頭部分

「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して

21世紀を迎えたいま、わが国は、自由で公正な社会の構築を目指して司法制度改革を進めています。司法を活性化し、法の精神をわが国の隅々にまで浸透させるには、優れた能力を有する数多くの法曹の存在が不可欠であり、その養成はわが国にとって喫緊の課題となっています。

このような時代の転換期にあつて、京都大学大学院法学研究科・法学部は、明治32(1899)年の京都帝国大学法科大学の創立以来、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきた伝統を礎として、新たな時代を担う優れた法曹を養成するために、平成16(2004)年4月、法科大学院を開設しました。

本法科大学院は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、多くの優れた研究者・実務家教員を擁する自由闊達な教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的问题に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図っています。そして理論と実務を架橋するこのような高度な教育を通じて、法の精神が息衝

「自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出します。」

《資料1-1-1-1②》京都大学法科大学院ウェブサイトの「基本理念」のページ

HOME (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>) > 法科大学院について > 基本理念

「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して

21世紀を迎えたいま、わが国は、法の精神・法の支配が実現された自由で公正な社会の構築を目指している。司法を活性化し、わが国の「公共性の空間」を支える柱とするためには、何よりもまず、司法を担う人的基盤の拡充、すなわち優れた能力を有する数多くの法曹を養成することが不可欠である。

このような時代の転換期にあつて、京都大学大学院法学研究科・法学部は、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきた役割を堅持しつつ、新たな時代を担う優れた法曹を養成するために、平成16年4月、法科大学院を開設した。

本法科大学院は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、多くの優れた研究者・実務家教員を擁する自由闊達な教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的问题に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。そして理論と実務を架橋するこのような高度な教育を通じて、法の精神が息衝く自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出することを目指すものである。」

《資料1-1-1-1③》平成20年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）学生募集要項〔別添資料4-1〕の冒頭部分

「京都大学法学部・法学研究科は、これまで、わが国において指導的役割を果たす実務法曹を数多く生み出してきた。この伝統を踏まえて、本法科大学院は、優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成することを目指している。入学者選抜においては、公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れる方針である。」

《資料1-1-1-1④》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕2頁より抜粋

「基本理念・教育目標

自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的问题に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。

本法科大学院は、このような理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息衝く自由で公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出することを目指すものである。」

《資料1-1-1-2》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕4～6頁より「2 教育課程の概要」「(1) 科目編成の基本的な考え方ー5つの科目群」及び「(2) 科目履修の進行」の部分抜粋

(1) 科目編成の基本的な考え方ー5つの科目群

本法科大学院においては、次の5つの科目群に区分して、段階的な科目編成を行う（具体的科目名はシラバスを参照）。

① 基礎科目（すべて必修）

法律基本科目について、その基礎概念や基本的な理論構造の理解を図るとともに、法的思考の基本的枠組みを習得するための科目。法学既修者については、単位を修得したものとみなされる。

② 基幹科目（すべて必修）

基礎科目で習得した法的知識を具体的事例に適用するために必要な法的分析・処理能力を育成するとともに、

法曹に要求される基礎的な実務的技能及び倫理感を身につけるための科目。

③ 実務選択科目（2単位以上 選択必修）

主として、法律事務所での研修や裁判演習等の実習を通じて、法律知識の実践的意義を理解し、実務への移行をよりスムーズなものとするための科目。

④ 選択科目Ⅰ（4単位以上 選択必修）

政治学などの隣接領域や基礎法学などの幅広い視野から、法制度や法曹の意義あるいは役割を学ぶことで、法律問題の基底にある人間や社会のあり方に対する洞察力を深めるための科目。

⑤ 選択科目Ⅱ（12単位以上 選択必修）

多様な法分野に関して基本的な理解を図るとともに、先端的あるいは複合的な法律問題を分析することで、法曹としてのより高度な実践的能力を育成するための科目。なお、法政理論専攻との共通科目については、各学期につき2単位を限度として履修することができる。

上記科目のほか、法政理論専攻4科目8単位、公共政策教育部（公共政策大学院）の科目（公共政策教育部専攻長が別に定める科目に限る。「公共政策教育部（公共政策大学院）授業科目表」を参照）2科目4単位をそれぞれ限度として履修し、修了に必要な単位数に算入することができる。ただし、法学既修者については、総計4単位を限度に、修了に必要な単位数に算入することができる。なお、科目の詳細については、大学院掛で便覧を受け取り、確認すること。

(2) 科目履修の進行

学生の科目履修の流れは、おおよそ以下のとおりである（「法学未修者履修モデル」又は「法学既修者履修モデル」を参照）。

① 履修指導と開講前集中講座

新入生は、授業開始前に履修指導と3日間程度の集中講座を受け、法情報の収集方法など、法律学を学ぶ前提となる知識・技能を習得する。

② 1年次の履修

1年次には、基礎科目のすべてを履修することになる。基礎科目は全部で28単位であるが、前期に12単位、後期に16単位の科目が配当されており、それぞれの配当学期に受講する必要がある。また、選択科目Ⅰのうちから数科目を受講することが標準となる。

学生が科目を履修するには、あらかじめ履修登録しなければならない。登録できる単位数には上限が設けられており、1学期あたり20単位、1年度あたり36単位までである。

なお、法学既修者は、1年間在籍して基礎科目の28単位（平成19年度以前に入学した者については、26単位）を修得したものとみなされることから、上記①の履修指導等を受けた後、次の③のステップへと進むこととなる。

③ 2年次の履修

基幹科目のうち2年次に配当された科目を履修する。基幹科目もすべて必修であり、配当年次・学期が定められている。また、基幹科目に加えて、2年次に配当された選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目を履修することになる。科目の選択は、学生が自らの判断で行うが、将来の進路に必要な知識を確実に習得できるよう、適切な科目選択を援助する。

なお、登録できる単位数は、1学期あたり20単位、1年度あたり36単位までである。

④ 3年次の履修

基幹科目のうち3年次に配当された科目を履修するとともに、選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目を履修する。選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目についても、それぞれ最低必要単位数が定められているので、その要件を満たすだけの科目数をそれぞれ選択する必要がある。また、リサーチ・ペーパーを作成するのも、主として3年次になる。

エクスターンシップは、3年次開始前の2・3月及び3年次の8・9月に実施する。

また、登録できる単位数は、再履修科目を含めて、1学期あたり24単位、1年度あたり44単位まで（平成19年度入学者については、1学期あたり22単位、1年度あたり40単位まで）である。

⑤ 履修登録単位の上限における留意点

各学年に履修登録できる単位数の上限は、上記②から④のとおりあるが、その算入については、特に以下の点に留意すること。

- ・法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目

<p>法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目の単位は、履修登録単位数の上限に算入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサーチ・ペーパー リサーチ・ペーパーの単位は、平成20年度入学者については、履修登録単位数の上限に算入するが、平成19年度以前に入学した者については、算入しない（(3)リサーチ・ペーパー）。 ・再履修科目 再履修科目の単位は、履修登録単位数の上限に算入するが、1年次から2年次に進級して再履修する科目については、4単位を限度として、履修登録単位数の上限に算入しない。 ・教育職員免許状取得に必要な単位 教育職員免許状取得に必要な単位は、履修登録単位数の上限に算入する。なお、当該科目の履修を希望する者は、履修登録前に大学院掛まで申し出ること。 <p>⑥ 修了と司法試験の受験 修了要件を充たせば、法務博士（専門職）の学位が与えられるとともに、新司法試験の受験資格を得るので、これに基づき、5月に実施される新司法試験を受験することになる。</p> <p>⑦ 研究者への道 法学の研究者を志す者は、法科大学院修了後、法政理論専攻の博士後期課程に進学することになる。同課程に2年以上在学し、研究指導を受けて、論文審査及び試験に合格すれば、博士（法学）の学位が与えられる。また一定数の者は、法科大学院修了後、直ちに助教等として研究を行うことも可能である。</p>
--

《資料1-1-1-3①》法曹養成専攻履修規程〔別添資料5〕第8条～第11条

<p>第8条 1年以上在籍して、基礎科目につき24単位以上を修得した者は、2年次に進級するものとする。ただし、基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。</p> <p>2 2年以上在籍して、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき20単位以上を修得した者は、3年次に進級するものとする。ただし、基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。</p> <p>第9条 3年以上在籍し、第2条に定める必要修得単位を含む96単位以上を修得した者は、課程を修了したものとする。ただし、基幹科目の評点平均又は基礎科目以外の科目の評点平均が2.0に満たないときは、修了を認めない。</p> <p>第10条 専門職大学院設置基準第25条第1項にいう法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下、「法学既修者」という。）は、1年在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。</p> <p>2 法学既修者が、第4条第1項により法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修し修得した単位は、同条第2項の規定にかかわらず、4単位を限度に、第9条に定める修了に必要な単位数に算入する。</p> <p>3 第4条の2は、法学既修者に適用しない。</p> <p>4 法学既修者については、第8条第2項中「基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均」とあるのは、「基幹科目の評点平均」と読み替えるものとする。</p> <p>第11条 第8条第1項若しくは第2項により進級を認められない者又は第9条若しくは第10条第4項により修了を認められない者が当該年度に履修した科目のうち、C又はDの判定を受けた科目の単位は無効とする。</p> <p>2 同一年次の在籍は2年を限度とする。ただし、病気休学その他の特別の事情があるときは、専攻会議の議を経て、2年を超えて在籍を許可することがある。</p>

別表

成績区分	点数	評点	成績基準
A ⁺	85～100	5	当該科目の学修目標を十分に又はそれを超えて達成しており、非常に優れている。
A	80～84	4	当該科目の学修目標を達成しており、優れている。
B	75～79	3	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しており、いくつかの評価事項について優れた成果を示している。

D	60～69	1	ほとんどの評価事項について、当該科目の学修目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。
F	0～59	0	当該科目の学修目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料1-1-1-3②》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕12～14頁より「2 教育課程の概要」「(13) 進級要件・修了要件等」の部分を抜粋

(13) 進級要件・修了要件等

入学年度、法学未修者・既修者により、対応する要件が異なるので、注意すること。

① 平成20年度入学者及び平成19年度入学法学未修者

1) 進級要件と原級留置・在学年限

1年次から2年次に進級するためには、1年以上在籍して、基礎科目につき24単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

2年次から3年次に進級するためには、2年以上在籍して、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき20単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

病気休学など特別な事情があると認められる場合を除き、同一年次の在籍は2年を限度とする。

2) 修了要件

3年以上在籍して、必修科目等の必要修得単位を含む96単位以上を修得すれば、課程を修了する。ただし、基幹科目の評点平均又は基礎科目以外の科目（法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目を含む。）の評点平均が2.0に満たないときは、修了を認めない。

なお、法学既修者は、1年間在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

3) 原級留置の場合の単位取扱い

進級または修了を認められない者が、当該年度に履修した科目のうち、C、D及びF評価の科目の単位及び成績は無効とし、翌年度以降の評点平均の計算には含まない。

②平成19年度入学法学既修者及び平成18年度以前に入学した者

1) 進級要件と原級留置・在学年限

1年次から2年次に進級するためには、1年以上在籍して、基礎科目につき16単位以上を修得しなければならない。ただし、このうちD判定の科目が4科目以上ある場合には、進級を認めない。

2年次から3年次に進級するためには、2年以上在籍して、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき、18単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目及び基幹科目のいずれかについてD判定の科目が4科目以上ある場合には、進級を認めない。

病気休学など特別な事情があると認められる場合を除き、同一年次の在籍は2年を限度とする。

2) 修了要件

3年以上在籍して、必修科目等の必要修得単位を含む94単位以上を修得すれば、課程を修了する。ただし、D判定の基幹科目が4科目以上ある場合、または、履修したすべての科目につきD判定の科目が10科目（法学既修者の場合は7科目）以上ある場合には、修了を認めない。

なお、法学既修者は、1年間在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

3) 原級留置の場合の単位取扱い

進級または修了を認められない者が、当該年度に履修した科目のうち、C又はDの判定を受けた科目の単位は無効とする。ただし、平成16年度入学者については、この限りでない。

基準1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準1-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して」とする教育目標を、法科大学院の紹介パンフレット、ウェブサイト及び学生募集要項において公表するとともに、学生向け便覧にも明示している《上記資料1-1-1-1①～④参照》。この教育目標は、今後、我が国が法のルールに基づく自由で公正な社会を実現させるためには、それを支える人材の育成が不可欠とする司法制度改革の理念に基づき、それにふさわしい人材の養成を図ろうとするものである。しかも、本法科大学院においては、司法制度改革をリードし、社会の様々な分野において自由や公正の理念を支え、それを実現する指導的地位にたつ人材を育成したいと考えている。

こうした教育目標を実現するために、上記「基準1-1-1に係る状況」で述べたような教育課程の編成を行い、教員と学生の濃密な議論を通じて、かかる人材に求められる高度な理論能力の涵養に力を注いでいる《教育課程編成のコンセプトにつき、上記資料1-1-1-2参照。また、履修モデルにつき、資料1-1-2-1参照》。

こうした本学の教育目標に賛同し、多くの受験生が本学への入学を希望しているところである《資料1-1-2-2》。また、就業上の理由で退学する者を除き、退学者はほとんどいない《資料1-1-2-3参照。旧司法試験合格以外の退学の理由は、多くが就業上の理由であり、その他は、経済上の理由、健康上の理由等である。原級留置の理由は、成績不良のほか、休学、健康上の理由による長期欠席等である》。なお、学業成績が不良な者もいるが、これは相対評価による必然的結果にすぎず、成績不良だけを理由に原級留置となった者や修了できなかった者は少数である《資料1-1-2-3》。そして、修了後多くの者が新司法試験に合格し、法律実務家や研究者としての道を歩み始めている《資料1-1-2-4》。総じて、本法科大学院の提供する教育課程の成果である。【解釈指針1-1-2-1】

《資料1-1-2-1》履修モデル（『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕 15～16頁で学生に示されているもの。これらのうち平成19年度以後に入学した者についての「法学未修者履修モデル」（一部変更箇所あり）については、『平成19年度京都大学法科大学院パンフレット』〔別添資料3〕にも掲載。）

【平成18年度以前に入学した法学未修者】							
履修モデル							
履修登録上限	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	科目別取得単位数
	通年36単位		通年36単位		通年44単位		
	20単位	20単位	20単位	20単位	24単位	24単位	
基礎科目 (26単位必修)	統治の基本構造 (2) 刑法の基礎1** (2) 刑事訴訟法の基礎 (2) 財産法の基礎1 (4) 家族法の基礎 (2)	人権の基礎理論 (2) 刑法の基礎2** (2) 財産法の基礎2 (4) 商法の基礎 (4) 民事訴訟法の基礎 (2)					26単位
基幹科目 (34単位必修)			公法総合1 (2) 刑事法総合1 (2) 刑事法総合2 (2) 民法総合1 (2) 商法総合1 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2)	公法総合2 (2) 刑事法総合3 (2) 民法総合2 (2) 商法総合2 (2) 民事訴訟法総合1* (2) 法曹倫理 (2)	公法総合3 (2) 民法総合3 (2) 民事訴訟法総合2* (2) 刑事訴訟実務の基礎 (2) 民事法文書作成(通年2)		34単位
選択科目Ⅰ (最低4単位)	選択科目Ⅰ (2)	選択科目Ⅰ (2)				選択科目Ⅰ (2) リサーチ・ペーパー (2)	6単位 +リサーチ・ペーパー2単位
選択科目Ⅱ (最低12単位)			選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) リサーチ・ペーパー (2)	20単位 +リサーチ・ペーパー2単位
実務選択科目 (最低2単位)				実務選択科目 (2)		実務選択科目 (2)	4単位
学期別取得単位数	14単位	16単位	18単位	16単位	14単位	16単位	94単位
	30単位		34単位		30単位		

*平成19年度より配当学年が異なるので、平成17年度以前入学者は注意すること。
**平成20年度に「刑法の基礎」(4単位)から科目名変更

【平成19年度以後に入学した法学未修者】							
履修モデル							
履修登録上限	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	科目別取得単位数
	通年36単位		通年36単位		通年44単位*		
	20単位	20単位	20単位	20単位	24単位*	24単位*	
基礎科目 (28単位必修)	統治の基本構造 (2) 刑法の基礎1** (2) 刑事訴訟法の基礎 (2) 財産法の基礎1 (4) 家族法の基礎 (2)	人権の基礎理論 (2) 行政法の基礎 (2) 刑法の基礎2** (2) 財産法の基礎2 (4) 商法の基礎 (4) 民事訴訟法の基礎 (2)					28単位
基幹科目 (34単位必修)			公法総合1 (2) 刑事法総合1 (2) 刑事法総合2 (2) 民法総合1 (2) 商法総合1 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2)	公法総合2 (2) 刑事法総合3 (2) 民法総合2 (2) 商法総合2 (2) 民事訴訟法総合1 (2) 法曹倫理 (2)	公法総合3 (2) 民法総合3 (2) 民事訴訟法総合2 (2) 刑事訴訟実務の基礎 (2) 民事法文書作成(通年2)		34単位
選択科目Ⅰ (最低4単位)	選択科目Ⅰ (2)	選択科目Ⅰ (2)				選択科目Ⅰ (2) リサーチ・ペーパー (2)	6単位 +リサーチ・ペーパー2単位
選択科目Ⅱ (最低12単位)			選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) リサーチ・ペーパー (2)	20単位 +リサーチ・ペーパー2単位
実務選択科目 (最低2単位)				実務選択科目 (2)		実務選択科目 (2)	4単位
学期別取得単位数	14単位	18単位	18単位	16単位	14単位	16単位	96単位
	32単位		34単位		30単位		

*(最終学年における履修登録上限)平成19年度入学者については、各学期につき22単位、学年につき40単位まで。
**平成20年度に「刑法の基礎」(4単位)から科目名変更

【平成19年度以前に入学した法学既修者】						
履修モデル						
履修登録 上限	1年次	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	科目別取得 単位数
	(通年36単位)	通年36単位		通年40単位*		
		20単位	20単位	22単位*	22単位*	
基礎科目 (28単位必修)	免除単位数 26単位 26					26単位
基幹科目 (34単位必修)		公法総合1 (2) 刑事法総合1 (2) 刑事法総合2 (2) 民法総合1 (2) 商法総合1 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2)	公法総合2 (2) 刑事法総合3 (2) 民法総合2 (2) 商法総合2 (2) 民事訴訟法総合1 (2) 法曹倫理 (2)	公法総合3 (2) 民法総合3 (2) 民事訴訟法総合2 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2) 民事法文書作成(通年2)		34単位
選択科目Ⅰ (最低4単位)		選択科目Ⅰ (2) 2		選択科目Ⅰ (2) 2	選択科目Ⅰ (2) リサーチ・ペーパー (2) 4	6単位 +リサーチ・ペーパー2単位
選択科目Ⅱ (最低12単位)		選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 4	選択科目Ⅱ (2) 2	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 6	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) リサーチ・ペーパー (2) 10	20単位 +リサーチ・ペーパー2単位
実務選択科目 (最低2単位)			実務選択科目 (2) 2		実務選択科目 (2) 2	4単位
学期別取得単位数	26単位	18単位	16単位	16単位	18単位	94単位
		34単位		34単位		

* (最終学年における履修登録上限) 平成18年度以前に入学した者については、各学期24単位、学年につき44単位まで。

【平成20年度入学法学既修者】						
履修モデル						
履修登録 上限	1年次	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	科目別取得 単位数
	(通年36単位)	通年36単位		通年44単位		
		20単位	20単位	24単位	24単位	
基礎科目 (28単位必修)	免除単位数 28単位 28					28単位
基幹科目 (34単位必修)		公法総合1 (2) 刑事法総合1 (2) 刑事法総合2 (2) 民法総合1 (2) 商法総合1 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2)	公法総合2 (2) 刑事法総合3 (2) 民法総合2 (2) 商法総合2 (2) 民事訴訟法総合1 (2) 法曹倫理 (2)	公法総合3 (2) 民法総合3 (2) 民事訴訟法総合2 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2) 民事法文書作成(通年2)		34単位
選択科目Ⅰ (最低4単位)		選択科目Ⅰ (2) 2		選択科目Ⅰ (2) 2	選択科目Ⅰ (2) リサーチ・ペーパー (2) 4	6単位 +リサーチ・ペーパー2単位
選択科目Ⅱ (最低12単位)		選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 4	選択科目Ⅱ (2) 2	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 6	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) リサーチ・ペーパー (2) 10	20単位 +リサーチ・ペーパー2単位
実務選択科目 (最低2単位)			実務選択科目 (2) 2		実務選択科目 (2) 2	4単位
学期別取得単位数	28単位	18単位	16単位	16単位	18単位	96単位
		34単位		34単位		

《資料1-1-2-2》入学者選抜の状況

平成16年度入学者選抜

	合計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1974	1039	935
第一段階合格者	842	317	525
小論文・法律科目受験者	724	269	455
最終合格者数	216	64	152
入学者数	205	58	147

平成17年度入学者選抜

	合計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	885	281	604
第一段階合格者	723	248	475
小論文・法律科目受験者	650	208	442
最終合格者数	212	66	146
入学者数	203	58	145

平成18年度入学者選抜

	合計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1054	372	682
第一段階合格者	728	265	463
小論文・法律科目受験者	650	237	413
最終合格者数	209	64	145
入学者数	202	61	141

平成19年度入学者選抜

	合計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1177	423	754
第一段階合格者	727	260	467
小論文・法律科目受験者	673	237	436
最終合格者数	211	65	146
入学者数	203	59	144

平成20年度入学者選抜

	合計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1023	343	680
第一段階合格者	735	264	471
小論文・法律科目受験者	642	229	413
最終合格者数	213	64	149
入学者数	208	59	149

《資料1-1-2-3》進級・修了状況

平成16年度入学者

未修者	平成16年度	4月	入学	58
		年度内	退学	1 (1)
平成17年度	4月	進級	57	
	平成18年度	4月	進級	56
4月		原級留置	1	
3月		修了	52	
平成19年度	4月	原級留置	5	
	9月	修了	1	

	平成 20 年度	4 月	進級	1
既修者	平成 16 年度	4 月	入学	147
		年度内	退学	13 (12)
	平成 17 年度	4 月	進級	134
		3 月	修了	134

※退学者数のうち()は、旧司法試験合格を理由とするもの。以下同じ。

平成 17 年度入学者

未修者	平成 17 年度	4 月	入学	58
		年度内	退学	2
	平成 18 年度	4 月	進級	55
		4 月	原級留置	1
	平成 19 年度	4 月	進級	55
		4 月	原級留置	1
		年度内	退学	1
	平成 20 年度	3 月	修了	52
		4 月	進級	2
	平成 20 年度	4 月	原級留置	1
既修者		平成 17 年度	4 月	入学
	平成 18 年度	4 月	進級	145
		年度内	退学	8 (7)
		3 月	修了	137

平成 18 年度入学者

未修者	平成 18 年度	4 月	入学	61
	平成 19 年度	4 月	進級	60
		4 月	原級留置	1
		年度内	退学	2
	平成 20 年度	4 月	進級	54
		4 月	原級留置	5
既修者	平成 18 年度	4 月	入学	141
		年度内	退学	2 (2)
	平成 19 年度	4 月	進級	136
		4 月	原級留置	3
		年度内	退学	2
		3 月	修了	135
	平成 20 年度	4 月	原級留置	2

平成 19 年度入学者

未修者	平成 19 年度	4 月	入学	59
		年度内	退学	1
	平成 20 年度	4 月	進級	50
		4 月	原級留置	8
既修者	平成 19 年度	4 月	入学	144
	平成 20 年度	4 月	進級	142
		4 月	原級留置	2

《資料1-1-2-4》修了者の進路及び活動状況

修了年度	修了者数	新司法試験※				司法修習 ※※	助教	博士後期 課程進学 (進路変更者除く。)	その他	備考
		1年目		2年目						
		出願者数	合格者数	出願者数	合格者数					
平成17年度	134	130	87		23	3	2 (2)	3 (2)	1	
平成18年度	189	188	112			1	1 (1)	1 (1)		

() 内は、新司法試験合格者数

※新司法試験合格者のうち助教に採用された者及び博士後期課程に進学した者以外の者の進路について正確な数は把握していないが、その全員ないし大多数が司法修習を開始したものと認識している。また、平成17年度修了者で、新司法試験1年目に合格し司法修習を修了した者のうち平成19年に判事補に任命された者は17名、検事に任命された者は1名であり、その他の者の全員ないし大多数は弁護士となったものと認識している。

※※法科大学院在学中に旧司法試験に合格していたため修了後直ちに司法修習を開始した者をいう。

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院の教育課程は、法律家に求められる基本的能力の高度化を重視する点に特徴がある。これは、基礎的知識の伝授という意味ではなく、法律家に求められる理解力、分析力、構成力といった基本的理論能力を高度なレベルで獲得することを意味している。本法科大学院が、かかる高度な理論能力を重視するのは、社会の様々な分野で指導的地位にたちうる法曹の養成を目指しているからにほかならない。かかる法曹は、未知なる問題に対する解答を不断に求められ、そのためには、既存の知識を適用するだけでは足りず、自ら、調査・分析し、新たな解決を創造することが必要となる。本法科大学院における教育課程は、この目標に向け、きわめて効果的に編成されているといえる。

なお、このような教育課程は、法科大学院の教員養成という観点からみても、有意義なものと言えよう。法科大学院の教育は、将来、法科大学院修了者によって担われなければならないが、かかる教員には、高い理論的レベルで学生と討議することが求められる。本学の教育課程は、そうした教育能力の基礎を涵養するに足りるだけの効果をももつものと評価できる。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

(1) 本法科大学院は、自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を教育目標として設置されたものであり《資料2-1-1-1①～④》、法学以外の学問分野を専攻した者や社会人をも対象として、3年の教育課程で、法曹に要求される専門的な理論知の習得と法的思考力及び分析力の涵養、実践的活動のための基礎知識や表現力の獲得、並びに法曹として不可欠な責任感及び倫理感の体得ができるように、完結的かつ段階的な教育「プロセス」を構築している。

その際、理論的教育と実務的教育それぞれの特徴を活かし、かつ両側面を複合的に関連づけることにより、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい最大限の教育効果が効率的に達成できるよう、科目編成に留意するとともに、研究者教員と実務家教員をそれぞれの属性が最大限に発揮できるように配置することにより、学生にとって最適の学修効果がもたらされるよう配慮している《別紙様式1「開講授業科目一覧」、資料2-1-1-2「『平成20年度 便覧』の「2 教育課程の概要」から抜粋」、資料2-1-1-3「履修モデル」》。

(2) 本法科大学院では、上記の観点から、法曹の養成を目的に、理論的教育と実務的教育を有機的に関連づけた完結的かつ段階的な教育プロセスとして、次のような教育・履修体系を採用している《別紙様式1「開講授業科目一覧」、及び、資料2-1-1-2「『平成20年度 便覧』の「2 教育課程の概要」から抜粋」》。

なお、カリキュラム及び各科目の内容面で、受験指導的要素を一切排除している。

① 1年次において、法律基本科目に当たる科目につき、その基礎レベルの理論知を獲得させるべく、必修科目として、集中的に教育をしている。1年次配当のこれらの科目を「基礎科目」と位置づけている。

② 2年次以降においては、各法律基本科目につき、1年次において習得した理論的基礎を前提に、具体的な事例を素材として複合的な視点から分析し思考するための能力を養成するための基幹的な科目を配置して、法的実践を踏まえた専門的な知識、思考力、分析力及び表現力の養成を行っている。また、これと並行して、実務への導入の基礎とするために、民事訴訟実務及び刑事訴訟実務の基礎教育を実施し、また、弁護士実務や裁判実務の基礎に触れさせる科目を開講することで、訴訟に携わるに際して有用な実務的知識と技能の基礎を習得させ、あわせて、既に学修した実体法及び手続法上の理論的知識を実務へ

応用するための基礎的能力を養成している。

③ 2年次には、法曹倫理の科目を配置し、経験豊富な実務家教員による教育指導を行うことで、単なる理論的知識・技術の習得にとどまらない豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するきめ細かな教育を施している。

④ 1年次から3年次にかけて、基礎法学又は法学関連分野の科目（「選択科目Ⅰ」）、及び、先端的な法領域その他の実定法の多様な分野に関する科目（「選択科目Ⅱ」）を配置することで、法学隣接分野に関する理解を深めるとともに、応用的・先端的問題に関する関心を高め、法実践に活かせることができるように配慮している。しかも、後者の科目群（選択科目Ⅱ）にあつては、研究者教員による教育指導の下での最先端かつ領域横断的な理論の習得を目的とする科目と、実務法曹による教育指導の下での高度な実践的応用力の習得を目的とする科目（とりわけ、演習科目）が、法学の全分野にわたって相当数かつ網羅的に配置されており、実務法曹をめざす学生の目的とニーズに即して選択履修できるようにしている。

⑤ 3年次には、エクスターンシップ、リーガル・クリニック、民事模擬裁判などの臨床系科目を配置し、社会に生起する具体的問題に関心を持たせるとともに、それまでの理論的教育及び実務基礎教育の場で習得した法知識や思考力を実際に表現して実践的に活用できるようにする教育を施し、さらに、そこでの具体的実践を通じて体得した知識や経験を各自の理論的思考面へとフィードバックできるようにしている。加えて、民事法文書の作成に関する科目を配置し、研究者教員の理論的知見と実務家の経験とを複合して、文書起案の指導を行っている。

なお、②のうち基幹的な法律基本科目並びに民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎、③の法曹倫理、並びに、⑤のうち民事法文書作成をすべて必修科目とし、これらを合わせて「基幹科目」と位置づけている。これらの基幹科目については、2年次と3年次にバランスよく配置し、法曹としての責任感及び倫理観を涵養しつつ、基本的な法知識を体系的かつ効果的に習得できるようにしている。また、②及び⑤のうちその他の実務系科目は、選択必修制の「実務選択科目」としている。

（3）以上のように充実した法科大学院教育を行うことに対応して、本研究科・法学部における学部教育については、法学・政治学の基礎的素養を身につけたジェネラリストの育成という伝統的な教育目標をより明確にすべく、開講科目数や単位数を減少させ、高度に専門技術的な内容の教育は行わないこととするなど、基礎的教育を重視する方向での再編を実施した《資料2-1-1-4》。

他方、本法科大学院での教育は、上記（1）のように、3年の教育プロセスで、法曹に要求される専門的な理論知の習得と法的思考力及び分析力の涵養、実践的活動のための基礎知識や表現力の獲得、並びに法曹として不可欠な責任感及び倫理感の体得を完結的かつ段階的に図るものであり、法学部での基礎的教育とは質を全く異にする。

【以上全般について、解釈指針2-1-1-1】

《資料2-1-1-1①》『平成19年度京都大学法科大学院パンフレット』〔別添資料3〕冒頭部分

「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して

21世紀を迎えたいま、わが国は、自由で公正な社会の構築を目指して司法制度改革を進めています。司法を活性化し、法の精神をわが国の隅々にまで浸透させるには、優れた能力を有する数多くの法曹の存在が不可欠であり、その養成はわが国にとって喫緊の課題となっています。

このような時代の転換期にあつて、京都大学大学院法学研究科・法学部は、明治32(1899)年の京都帝国大学法科大学の創立以来、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきた伝統を礎として、新たな時代を担う優れた法曹を養成するために、平成16(2004)年4月、法科大学院を開設しました。

本法科大学院は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、多くの優れた研究者・実務家教員を擁する自由闊達な教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図っています。そして理論と実務を架橋することによる高度な教育を通じて、法の精神が息衝く自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出します。」

《資料2-1-1-1②》京都大学法科大学院ウェブサイトの「基本理念」のページ
HOME (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>) > 法科大学院について > 基本理念

「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して

21世紀を迎えたいま、わが国は、法の精神・法の支配が実現された自由で公正な社会の構築を目指している。司法を活性化し、わが国の「公共性の空間」を支える柱とするためには、何よりもまず、司法を担う人的基盤の拡充、すなわち優れた能力を有する数多くの法曹を養成することが不可欠である。

このような時代の転換期にあつて、京都大学大学院法学研究科・法学部は、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきた役割を堅持しつつ、新たな時代を担う優れた法曹を養成するために、平成16年4月、法科大学院を開設した。

本法科大学院は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、多くの優れた研究者・実務家教員を擁する自由闊達な教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。そして理論と実務を架橋することによる高度な教育を通じて、法の精神が息衝く自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出することを目指すものである。」

《資料2-1-1-1③》平成20年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項〔別添資料4-1〕の冒頭部分

「京都大学法学部・法学研究科は、これまで、わが国において指導的役割を果たす実務法曹を数多く生み出してきた。この伝統を踏まえて、本法科大学院は、優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成することを目標としている。入学者選抜においては、公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れる方針である。」

《資料2-1-1-1④》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕2頁より抜粋

「基本理念・教育目標

自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。

本法科大学院は、このような理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息衝く自由で

公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出することを目指すものである。」

《資料2-1-1-2》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕4～6頁より「2 教育課程の概要」「(1) 科目編成の基本的な考え方ー5つの科目群」及び「(2) 科目履修の進行」の部分を抜粋

(1) 科目編成の基本的な考え方ー5つの科目群

本法科大学院においては、次の5つの科目群に区分して、段階的な科目編成を行う（具体的な科目名はシラバスを参照）。

① 基礎科目（すべて必修）

法律基本科目について、その基礎概念や基本的な理論構造の理解を図るとともに、法的思考の基本的枠組みを習得するための科目。法学既修者については、単位を修得したものとみなされる。

② 基幹科目（すべて必修）

基礎科目で習得した法的知識を具体的事例に適用するために必要な法的分析・処理能力を育成するとともに、法曹に要求される基礎的な実務的技能及び倫理感を身につけるための科目。

③ 実務選択科目（2単位以上 選択必修）

主として、法律事務所での研修や裁判演習等の実習を通じて、法律知識の実践的意義を理解し、実務への移行をよりスムーズなものとするための科目。

④ 選択科目Ⅰ（4単位以上 選択必修）

政治学などの隣接領域や基礎法学などの幅広い視野から、法制度や法曹の意義あるいは役割を学ぶことで、法律問題の基底にある人間や社会のあり方に対する洞察力を深めるための科目。

⑤ 選択科目Ⅱ（12単位以上 選択必修）

多様な法分野に関して基本的な理解を図るとともに、先端的あるいは複合的な法律問題を分析することで、法曹としてのより高度な実践的能力を育成するための科目。なお、法政理論専攻との共通科目については、各学期につき2単位を限度として履修することができる。

上記科目のほか、法政理論専攻4科目8単位、公共政策教育部（公共政策大学院）の科目（公共政策教育部専攻長が別に定める科目に限る。「公共政策教育部（公共政策大学院）授業科目表」を参照）2科目4単位をそれぞれ限度として履修し、修了に必要な単位に算入することができる。ただし、法学既修者については、総計4単位を限度に、修了に必要な単位数に算入することができる。なお、科目の詳細については、大学院掛で便覧を受け取り、確認すること。

(2) 科目履修の進行

学生の科目履修の流れは、おおよそ以下のとおりである（「法学未修者履修モデル」又は「法学既修者履修モデル」を参照）。

① 履修指導と開講前集中講座

新入生は、授業開始前に履修指導と3日間程度の集中講座を受け、法情報の収集方法など、法学を学ぶ前提となる知識・技能を習得する。

② 1年次の履修

1年次には、基礎科目のすべてを履修することになる。基礎科目は全部で28単位であるが、前期に12単位、後期に16単位の科目が配当されており、それぞれの配当学期に受講する必要がある。また、選択科目Ⅰのうちから数科目を受講することが標準となろう。

学生が科目を履修するには、あらかじめ履修登録しなければならない。登録できる単位数には上限が設けられており、1学期あたり20単位、1年度あたり36単位までである。

なお、法学既修者は、1年間在籍して基礎科目の28単位（平成19年度以前に入学した者については、26単位）を修得したものとみなされることから、上記①の履修指導等を受けた後、次の③のステップへと進むこととなる。

③ 2年次の履修

基幹科目のうち2年次に配当された科目を履修する。基幹科目もすべて必修であり、配当年次・学期が定められている。また、基幹科目に加えて、2年次に配当された選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及

び実務選択科目を履修することになる。科目の選択は、学生が自らの判断で行うが、将来の進路に必要な知識を確実に習得できるよう、適切な科目選択を援助する。

なお、登録できる単位数は、1学期あたり20単位、1年度あたり36単位までである。

④ 3年次の履修

基幹科目のうち3年次に配当された科目を履修するとともに、選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目を履修する。選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目についても、それぞれ最低必要単位数が定められているので、その要件を満たすだけの科目数をそれぞれ選択する必要がある。また、リサーチ・ペーパーを作成するのも、主として3年次になる。

エクスターンシップは、3年次開始前の2・3月及び3年次の8・9月に実施する。

また、登録できる単位数は、再履修科目を含めて、1学期あたり24単位、1年度あたり44単位まで（平成19年度入学者については、1学期あたり22単位、1年度あたり40単位まで）である。

⑤ 履修登録単位の上限における留意点

各学年に履修登録できる単位数の上限は、上記②から④のとおりあるが、その算入については、特に以下の点に留意すること。

- ・法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目

法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目の単位は、履修登録単位数の上限に算入する。

- ・リサーチ・ペーパー

リサーチ・ペーパーの単位は、平成20年度入学者については、履修登録単位数の上限に算入するが、平成19年度以前に入学した者については、算入しない（(3)リサーチ・ペーパー）。

- ・再履修科目

再履修科目の単位は、履修登録単位数の上限に算入するが、1年次から2年次に進級して再履修する科目については、4単位を限度として、履修登録単位数の上限に算入しない。

- ・教育職員免許状取得に必要な単位

教育職員免許状取得に必要な単位は、履修登録単位数の上限に算入する。なお、当該科目の履修を希望する者は、履修登録前に大学院掛まで申し出ること。

⑥ 修了と司法試験の受験

修了要件を充たせば、法務博士（専門職）の学位が与えられるとともに、新司法試験の受験資格を得るので、これに基づき、5月に実施される新司法試験を受験することになる。

⑦ 研究者への道

法学の研究者を志す者は、法科大学院修了後、法政理論専攻の博士後期課程に進学することになる。同課程に2年以上在学し、研究指導を受けて、論文審査及び試験に合格すれば、博士（法学）の学位が与えられる。また一定数の者は、法科大学院修了後、直ちに助教等として研究を行うことも可能である。

《資料2-1-1-3》履修モデル（『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕15・16頁で学生に示されているもの。これらのうち平成19年度以後に入学した者についての「法学未修者履修モデル」（一部変更箇所あり）については、『平成19年度京都大学法科大学院パンフレット』〔別添資料3〕にも掲載。）

【平成18年度以前に入学した法学未修者】							
履修モデル							
履修登録 上限	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	科目別取得単 位数
	通年36単位		通年36単位		通年44単位		
	20単位	20単位	20単位	20単位	24単位	24単位	
基礎科目 (26単位必修)	統治の基本構造 (2) 刑法の基礎1** (2) 刑事訴訟法の基礎 (2) 財産法の基礎1 (4) 家族法の基礎 (2)	人権の基礎理論 (2) 刑法の基礎2** (2) 財産法の基礎2 (4) 商法の基礎 (4) 民事訴訟法の基礎 (2)					26単位
基幹科目 (34単位必修)			公法総合1 (2) 刑事法総合1 (2) 刑事法総合2 (2) 民法総合1 (2) 商法総合1 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2)	公法総合2 (2) 刑事法総合3 (2) 民法総合2 (2) 商法総合2 (2) 民事訴訟法総合1* (2) 法曹倫理 (2)	公法総合3 (2) 民法総合3 (2) 民事訴訟法総合2* (2) 刑事訴訟実務の基礎 (2)	民事法文書作成(通年2)	34単位
選択科目Ⅰ (最低4単位)	選択科目Ⅰ (2)	選択科目Ⅰ (2)				選択科目Ⅰ (2) リサーチ・ペーパー (2)	6単位 +リサーチ・ペーパー2単位
選択科目Ⅱ (最低12単位)			選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) リサーチ・ペーパー (2)	20単位 +リサーチ・ペーパー2単位
実務選択科目 (最低2単位)				実務選択科目 (2)		実務選択科目 (2)	4単位
学期別取得単位数	14単位	16単位	18単位	16単位	14単位	16単位	94単位
	30単位		34単位		30単位		

*平成19年度より配当学年が異なるので、平成17年度以前入学者は注意すること。
**平成20年度に「刑法の基礎」(4単位)から科目名変更

【平成19年度以後に入学した法学未修者】							
履修モデル							
履修登録 上限	1年次 前期	1年次 後期	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	科目別取得単 位数
	通年36単位		通年36単位		通年44単位*		
	20単位	20単位	20単位	20単位	24単位*	24単位*	
基礎科目 (28単位必修)	統治の基本構造 (2) 刑法の基礎1** (2) 刑事訴訟法の基礎 (2) 財産法の基礎1 (4) 家族法の基礎 (2)	人権の基礎理論 (2) 行政法の基礎 (2) 刑法の基礎2** (2) 財産法の基礎2 (4) 商法の基礎 (4) 民事訴訟法の基礎 (2)					28単位
基幹科目 (34単位必修)			公法総合1 (2) 刑事法総合1 (2) 刑事法総合2 (2) 民法総合1 (2) 商法総合1 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2)	公法総合2 (2) 刑事法総合3 (2) 民法総合2 (2) 商法総合2 (2) 民事訴訟法総合1 (2) 法曹倫理 (2)	公法総合3 (2) 民法総合3 (2) 民事訴訟法総合2 (2) 刑事訴訟実務の基礎 (2)	民事法文書作成(通年2)	34単位
選択科目Ⅰ (最低4単位)	選択科目Ⅰ (2)	選択科目Ⅰ (2)				選択科目Ⅰ (2) リサーチ・ペーパー (2)	6単位 +リサーチ・ペーパー2単位
選択科目Ⅱ (最低12単位)			選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2) 選択科目Ⅱ (2)	選択科目Ⅱ (2) リサーチ・ペーパー (2)	20単位 +リサーチ・ペーパー2単位
実務選択科目 (最低2単位)				実務選択科目 (2)		実務選択科目 (2)	4単位
学期別取得単位数	14単位	18単位	18単位	16単位	14単位	16単位	96単位
	32単位		34単位		30単位		

*(最終学年における履修登録上限)平成19年度入学者については、各学期につき22単位、学年につき40単位まで。
**平成20年度に「刑法の基礎」(4単位)から科目名変更

【平成19年度以前に入学した法学既修者】						
履修モデル						
履修登録 上限	1年次	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	科目別取得 単位数
	(通年36単位)	通年36単位		通年40単位*		
		20単位	20単位	22単位*	22単位*	
基礎科目 (28単位必修)	免除単位数 26単位 26					26単位
基幹科目 (34単位必修)		公法総合1 (2) 刑事法総合1 (2) 刑事法総合2 (2) 民法総合1 (2) 商法総合1 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2)	公法総合2 (2) 刑事法総合3 (2) 民法総合2 (2) 商法総合2 (2) 民事訴訟法総合1 (2) 法曹倫理 (2)	公法総合3 (2) 民法総合3 (2) 民事訴訟法総合2 (2) 刑事訴訟実務の基礎 (2) 民事法文書作成(通年2)		34単位
選択科目 I (最低4単位)		選択科目 I (2) 2		選択科目 I (2) 2	選択科目 I (2) リサーチ・ペーパー (2) 4	6単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
選択科目 II (最低12単位)		選択科目 II (2) 選択科目 II (2) 4	選択科目 II (2) 2	選択科目 II (2) 選択科目 II (2) 選択科目 II (2) リサーチ・ペーパー (2) 6	選択科目 II (2) 選択科目 II (2) 選択科目 II (2) リサーチ・ペーパー (2) 10	20単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
実務選択科目 (最低2単位)			実務選択科目 (2) 2		実務選択科目 (2) 2	4単位
学期別取得単位数	26単位	18単位	16単位	16単位	18単位	94単位
		34単位		34単位		

*(最終学年における履修登録上限)平成18年度以前に入学した者については、各学期24単位、学年につき44単位まで。

【平成20年度入学法学既修者】						
履修モデル						
履修登録 上限	1年次	2年次 前期	2年次 後期	3年次 前期	3年次 後期	科目別取得 単位数
	(通年36単位)	通年36単位		通年44単位		
		20単位	20単位	24単位	24単位	
基礎科目 (28単位必修)	免除単位数 28単位 28					28単位
基幹科目 (34単位必修)		公法総合1 (2) 刑事法総合1 (2) 刑事法総合2 (2) 民法総合1 (2) 商法総合1 (2) 民事訴訟実務の基礎 (2)	公法総合2 (2) 刑事法総合3 (2) 民法総合2 (2) 商法総合2 (2) 民事訴訟法総合1 (2) 法曹倫理 (2)	公法総合3 (2) 民法総合3 (2) 民事訴訟法総合2 (2) 刑事訴訟実務の基礎 (2) 民事法文書作成(通年2)		34単位
選択科目 I (最低4単位)		選択科目 I (2) 2		選択科目 I (2) 2	選択科目 I (2) リサーチ・ペーパー (2) 4	6単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
選択科目 II (最低12単位)		選択科目 II (2) 選択科目 II (2) 4	選択科目 II (2) 2	選択科目 II (2) 選択科目 II (2) 選択科目 II (2) リサーチ・ペーパー (2) 6	選択科目 II (2) 選択科目 II (2) 選択科目 II (2) リサーチ・ペーパー (2) 10	20単位 +リサーチ・ペーパー 2単位
実務選択科目 (最低2単位)			実務選択科目 (2) 2		実務選択科目 (2) 2	4単位
学期別取得単位数	28単位	18単位	16単位	16単位	18単位	96単位
		34単位		34単位		

《資料2-1-1-4》平成20年度京都大学法学部授業科目一覧表

講義科目名	配当	単位	講義科目名	配当	単位
法理学	2～4	4	政治思想史	2～4	4
法社会学	2～4	4	行政学	2～4	4
日本法制史	2～4	4	公共政策	2～4	4
西洋法制史	3・4	4	法学入門	1	2
ローマ法	2～4	4	政治学入門①（理論）	1	2
東洋法史	2～4	4	政治学入門②（実証）	1	2
英米法概論	3・4	4	司法制度論	1	2
ドイツ法	3・4	2	家族と法	1	2
フランス法	3・4	2	外国書講読（英）	1	4
憲法第一部（総論・統治構造）	2・3	4	外国文献研究(独)	2～4	2
憲法第二部（基本権）	2・3	4	外国文献研究(仏)	2～4	2
行政法第一部（総論）	3・4	4	外国文献研究(英)	2～4	2
行政法第二部（救済法）	3・4	4	外国文献研究(英)	2～4	2
税法	3・4	4	特別講義「日本政治思想史」	3・4	4
国際法第一部（総論領域）	3・4	4	特別講義「外交史」	3・4	4
国際法第二部(対人管轄,紛争)	3・4	4	特別講義「アセット・マネジメントの実務と法」	2・3	4
国際機構法	2・3	4	特殊講義「政治理論への挑戦：ミシェル・フーコーの思想」	2・3	4
民法第一部（総則・親族）	2・3	4	ミクロ経済学1	2～4	2
民法第二部（物権）	2～4	4	ミクロ経済学2	2～4	2
民法第三部（債権総論・相続）	3・4	4	社会経済学1	2～4	2
民法第四部（債権各論）	3・4	4	社会経済学2	2～4	2
商法第一部（総則,手形）	3・4	4	経済政策論	2～4	2
商法第二部（会社）	3・4	4	財政学	2～4	2
経済法	3・4	2	経済史1	2～4	2
民事訴訟法	3・4	4	経済史2	2～4	2
国際私法	3・4	2	労働経済論	3・4	2
国際取引法	3・4	2	世界経済論	3・4	2
労働法	3・4	2	金融論	3・4	2
社会保障法	3・4	2	金融政策	3・4	2
刑法第一部（総論）	2・3	4	基礎統計学	3・4	2
刑法第二部（各論）	2～4	4	経済統計学	3・4	2
刑事訴訟法	3・4	4	経営学原理	3・4	2
刑事学	3・4	4	会計学1	3・4	2
政治原論	2～4	4	会計学2	3・4	2
政治過程論	2～4	4	経済学史	3・4	2
比較政治学	2～4	4	日本経済史	3・4	2
アメリカ政治	2～4	4	欧米経済史	3・4	2
国際政治学	2～4	4	社会政策論	3・4	2
国際政治経済分析	2～4	4	公共経済学	3・4	2
政治史	2～4	4	公共政策論	3・4	2
日本政治外交史	2～4	4			

演習〔いずれも3・4年次配当, 2単位〕

(開講科目と各科目の開講演習の数を示す)

開講科目	開講数
アメリカ政治	2
ドイツ法	1
ローマ法	1
英米法	1
刑事学	1
刑法	2
経済法	1
憲法	5
公共政策	2
行政学	2
行政法	2
国際機構法	1
国際私法	1
国際政治学	2

開講科目	開講数
国際政治経済分析	2
国際法	2
商法	4
政治過程論	1
政治原論	2
政治史	2
政治思想史	2
税法	1
東洋法史	1
日本政治外交史	2
日本法制史	1
法理学	2
民法	10
労働法	1

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

基準 2-1-2 に係る本法科大学院における科目の開設状況は、以下のとおりである
《別紙様式 1 「開講授業科目一覧」及び上記資料 2-1-1-2 参照》。

(1) 法律基本科目

1 年次には、法学未修者を対象とする「基礎科目」として、統治の基本構造 (2 単位)、人権の基礎理論 (2 単位)、行政法の基礎 (2 単位)、財産法の基礎 1 (4 単位)、財産法の基礎 2 (4 単位)、家族法の基礎 (2 単位)、商法の基礎 (4 単位)、民事訴訟法の基礎 (2 単位)、刑法の基礎 1 (2 単位)、刑法の基礎 2 (2 単位)、刑事訴訟法の基礎 (2 単位) を開講している。いずれも、必修科目である。

2 年次以降には、「基幹科目」として、公法総合 1、公法総合 2、公法総合 3、民法総合 1、民法総合 2、民法総合 3、商法総合 1、商法総合 2、民事訴訟法総合 1、民事訴訟法総合 2、刑事法総合 1、刑事法総合 2、刑事法総合 3 を、いずれも 2 単位の必修科目として開講している。公法総合 1・公法総合 2 では、憲法・行政法の両分野に属する問題が横断的・複合的に扱われている。また、刑事法総合 1 では、刑法の基本問題が、刑事法総合 2・刑事法総合 3 では、刑事実体法に関する理解を基礎として、刑事訴訟法の基本問題が扱われている。【解釈指針 2-1-2-1】

以上により、法律基本科目の各分野における基本問題が横断的・網羅的・完結的に取り扱われている。【解釈指針 2-1-2-5】

(2) 法律実務基礎科目

2 年次以降に配当される「基幹科目」として、法曹倫理、民事法文書作成、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎を、いずれも 2 単位の必修科目として開講している。これらの科目のうち、民事法文書作成では、授業担当者である研究者教員が、実務家教員の協力を得て検討対象事例を作成し、学生が作成した法文書の添削を弁護士に委託した上で、その添削の結果を踏まえて講評と解説を行っている。また、その他の科目では、実務家教員が単独で又は研究者教員と共同で授業を担当している。【解釈指針 2-1-2-2】

また、2 年次以降に配当される「実務選択科目」として、弁護士実務の基礎 1、弁護

士実務の基礎2，民事弁護実務演習，刑事裁判演習，民事裁判演習，民事模擬裁判，リーガル・クリニック，エクスターンシップを，いずれも2単位の選択必修科目（2単位必修）として開講している。これらのうち，エクスターンシップでは，派遣先弁護士事務所との連絡調整，学生の活動状況の把握，単位認定等を専任研究者教員が責任を持って担当している。また，リーガル・クリニックでは，実務家教員が案件の選定，相談期日に至るまでの学生に対する調査指導，相談期日における相談の実施指導等を責任を持って担当しているほか，専任研究者教員が実務家教員との恒常的連絡，単位認定等を責任を持って担当している。その他の科目では，担当者はすべて実務家教員である。【解釈指針2-1-2-2】

以上の法律実務基礎科目においては，担当教員が法律基本科目等の担当教員との間で密接な連絡をとって授業を進めており，法律基本科目等との連携が図られている。

（3）基礎法学・隣接科目

本法科大学院では，基礎法学・隣接科目を，「選択科目Ⅰ」の科目区分で開講している。ここには，開講科目一覧にあるように，基礎法学系（外国法関係を含む）の諸科目及び政治学系の諸科目が配置されている。いずれも2単位の選択必修科目（4単位必修）であって，当該学問分野に関する高度な専門的知見を備えた研究者教員が，授業を担当している。これらの科目のうち約半分の科目では，より創造的な問題探求能力の研鑽の機会として，リサーチ・ペーパーの作成・提出を認め，かつ，これを推奨しており，合格した場合には更に2単位を与えることとしている《リサーチ・ペーパーの作成について，資料2-1-2-1参照》。【解釈指針2-1-2-3】

（4）展開・選択科目

本法科大学院では，展開・選択科目を，「選択科目Ⅱ」の科目区分で開講している。ここには，開講科目一覧表にあるように，応用理論的な内容を目的とした科目（生命倫理と法，情報法，憲法理論と憲法史，現代契約法など），最先端の実践的問題に触れることを目的とした科目（情報公開と個人情報保護の実務，統治機構の現代的課題，現代立法論，地方自治法制，環境政策と法，行政救済法の現代的課題，経済刑法，刑事違法性論裁判例研究，刑事手続法の現代的課題，最新刑事判例研究，刑事制度論，刑事弁護の実務，民事裁判例研究，現代商取引法，競争政策と法，ADRと法，各種の事例演習など），特殊法領域に属する科目（倒産処理法，民事執行・保全法，消費者法，保険法，信託法，医事法，証券取引の法規制，労働法，社会保障法，経済法，環境法，知的財産法，税法，国際私法，国際民事手続法，国際取引法，国際法など），企業法務の実践的技能を磨くことを目的とした科目（金融サービス規制法，企業法務，中国企業取引法，ファイナンスの法と理論，M&A法制など）が配置されている。いずれも2単位の選択必修科目（12単位必修）で，法律基本科目及び法律実務基礎科目で習得した知識を応用的に発展させる授業内容のものとなっており，内容的に法律基本科目に当たるものは存在しない。これらの科目のうち一定の科目では，より創造的な問題探求能力の研鑽の機会として，リサーチ・ペーパーの作成・提出を認め，かつ，これを推奨しており，合格した場合には更に2単位を与えることとしている《リサーチ・ペーパーの作成について，資料2-1-2-1参照》。【解釈指針2-1-2-4】 【解釈指針2-1-2-5】

《資料2-1-2-1》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕6～7頁より「2 教育課程の概要の(3)」リサーチ・ペーパーの作成の部分を抜粋

(3) リサーチ・ペーパーの作成

選択科目Ⅰ又は選択科目Ⅱのうち予め指定された科目（以下「リサーチ・ペーパー指定科目」という。）を履修した上で、2科目を限度としてリサーチ・ペーパーを作成・提出することができる。合格した場合には、2単位を与える。これは、学生自らが新たな問題を発見し、それを批判的に検討して適切な解決策を見出していくという、より創造的な問題探究能力の研鑽ができる機会をもてるようにするためのものである。

なお、リサーチ・ペーパーの作成・提出は、以下の要領で行うが、入学年度により異なるので注意すること。

①平成20年度入学者

- 1) リサーチ・ペーパーの履修登録を希望する者は、当該リサーチ・ペーパー指定科目を履修している学期に、担当教員にその旨を申し出なければならない。
- 2) リサーチ・ペーパーの履修登録は、3)に定める場合を除き、当該リサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得した後に、3年次において行うことができる。ただし、担当教員の承諾がある場合に限り、2年次において登録することを認める。
- 3) リサーチ・ペーパー指定科目を3年次後期に履修する場合は、リサーチ・ペーパー指定科目の履修登録と同時に、リサーチ・ペーパーの履修登録を行うことが認められる。この場合において、リサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得できなかったときは、リサーチ・ペーパーの単位も認められない。
- 4) リサーチ・ペーパーは、8千字から1万字程度を目安とする。
- 5) リサーチ・ペーパーは、履修登録した学期が前期であるときは7月末日まで、後期であるときは1月末日までに提出しなければならない。
- 6) リサーチ・ペーパーを提出して不合格の判定を受けたときは、当該リサーチ・ペーパー指定科目を再履修する場合を除き、当該リサーチ・ペーパー指定科目についてリサーチ・ペーパーを再提出することを認めない。

②平成19年度以前に入学した者

- 1) リサーチ・ペーパーの作成を希望する者は、当該リサーチ・ペーパー指定科目を履修している学期に、担当教員にその旨を申し出なければならない。リサーチ・ペーパーの単位数は、履修登録の上限の計算には含めない。
- 2) リサーチ・ペーパーは、8千字から1万字程度を目安とする。
- 3) リサーチ・ペーパーは、当該リサーチ・ペーパー指定科目を履修した年度の翌年度の1月末日までに提出すること。ただし、課程修了後の提出は認めない。提出期間等については、追って掲示する。
- 4) 当該科目について不合格の判定を受けたときは、リサーチ・ペーパーの単位も認めない。
- 5) リサーチ・ペーパーを提出して不合格の判定を受けたときは、当該リサーチ・ペーパー指定科目を再履修する場合を除き、当該リサーチ・ペーパー指定科目についてリサーチ・ペーパーを再提出することを認めない。

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

(1) 本法科大学院において、法律基本科目に対応する科目は、「基礎科目」と「基幹科目」の科目に分類され、いずれも必修科目とし、かつ、学生にとっての段階的履修を保障している。科目種別ごとの単位数は、以下のとおりである。【解釈指針 2-1-3-1】

	基礎科目	基幹科目	総計
公法系科目	6	6	12
民事系科目	16	14	30
刑事系科目	6	6	12
総計	28	26	54

(2) 本法科大学院において、法律実務基礎科目に該当する科目では、以下の各科目(合計 8 単位)を「基幹科目」の一部と位置づけ、いずれも必修科目として開設している。

【解釈指針 2-1-3-2 (1)・(3) イ】

① 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容を持つ科目として、法曹倫理(2 単位)を開設している。

② 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を扱う科目として、民事訴訟実務の基礎(2 単位)を開設している。

③ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を扱う科目として、刑事訴訟実務の基礎(2 単位)を開設している。

④ 法文書作成に関し、3 年次の必修科目として、民事法文書作成(2 単位)の科目を開設している。同科目では、複数回にわたり、民事及び商事事件に係る紛争を主たる対象として取り上げ、法理論及び法実務上の問題を含む模擬事例(その作成に当たっては実務家教員の助言を得ている)をもとに、学生に対し、双方の弁護士の立場、裁判官の立場のそれぞれに立った起案を行わせ、提出された文書について、実務家である弁護士が個別に添削指導をし、その結果を講評し、指導している(なお、法文書作成については、後記(4)のように実務選択科目の中でも取り扱われている)。

(3) 法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、上記(2)の法曹倫理のほか、弁護士実務の基礎 1、弁護士実務の基礎 2、民事弁護実務演習、刑事裁判演習、民事裁判演習(いずれも、2 単位の選択必修科目)等の中で、民事・刑事事件における法曹の社会的責任、人権擁護の使命、心構え等を繰り返し指導している。また、3 年次に配当されているエクスターンシップ及びリーガル・クリニック(いずれも、選択必修科目)では、受講の前提として法曹倫理の単位を取得していることを義務付けるとともに、授業前のオリエンテーション及び研修中に、担当教員・弁護士から、随時、実践的な指導

を与えている《資料2-1-3-1①, 資料2-1-3-2》。さらに, 民事訴訟, 刑事訴訟等に関する法律基本科目においても, 法曹としての責任や倫理を意識した教育を行っている。【解釈指針2-1-3-2(2)】

(4) 法情報調査に関しては, 開講前講座として, 「法情報調査1」・「法情報調査2」(1は未修者全員が対象, 2は未修者既修者を問わず全員が対象), 「判例の読み方」(未修者全員が対象)・「判例分析の方法」(既修者全員が対象)を実施している《資料2-1-3-3》。この授業は, 単位認定の対象とはしていない。【解釈指針2-1-3-2(3)ア】

(5) 法文書作成に関し, 前記(2)④のように必修科目として民事法文書作成を開講しているほか, 弁護士実務の基礎1, 弁護士実務の基礎2及び民事模擬裁判においても, 訴状・答弁書等の訴訟上の文書や契約書, 内容証明郵便等の作成指導を行っている。【解釈指針2-1-3-2(3)イ】

(6) 本法科大学院では, 法曹としての技能及び責任等を習得させることを目的としたいわゆる臨床系実務教育科目として, 以下の各科目を開設している。

① 模擬裁判に該当する科目として, 民事模擬裁判, 民事裁判演習及び刑事裁判演習の科目を, 「実務選択科目」として開設している。いずれも2単位の選択必修科目である。

② ローヤリングに該当する科目として, ADRと法(2単位)を「選択科目Ⅱ」として開設しているほか, 弁護士実務の基礎2(2単位の選択必修科目)において, 授業の1内容として, ロール・プレイによる事情聴取・現場確認の技法を実践する場を設けている。

③ クリニックに相当する科目として, リーガル・クリニック(2単位)を「実務選択科目」として開設している。なお, リーガル・クリニックにおいては, 学内に事務所を置く「弁護士法人くすのき」に事件の募集等業務の一部を委託している。

④ エクスターンシップについては, 2単位の「実務選択科目」として開設し, 東京・名古屋・大阪・京都地区の100以上の法律事務所と連携して, 春季・夏季の2回に分けて, 100名程度の学生を80時間にわたり研修させている《資料2-1-3-1①②》。

⑤ さらに, 本法科大学院では, 実務家教員による民事弁護実務演習を「実務選択科目」として, また, 同じく実務家教員による刑事違法性論裁判例研究, 刑事手続法の現代的課題1及び刑事手続法の現代的課題2を「選択科目Ⅱ」として開設している(いずれも, 2単位の選択必修科目)。【解釈指針2-1-3-2(4)】

(7) 以上のほか, 行政救済法の現代的課題(2単位の選択必修科目)を「選択科目Ⅱ」として開設し, 公法系の諸問題に係る訴訟実務に関する事項をも取り扱っている。また, 専門的訴訟領域の実務に関する科目として, 税法事例演習, 知的財産法事例演習, 労働法事例演習, 経済法事例演習, 金融取引事例演習といった各種の事例演習を多岐にわたって開設し, 当該各分野に精通している弁護士による教育指導の場を設けている。【解釈指針2-1-3-2(5)】

(8) 本法科大学院では, 基礎法学・隣接科目を「選択科目Ⅰ」の科目区分で開設しているが, そこでは, 基礎法系(法理学・法史学・法社会学・外国法系統)の科目を12科目, 政治系(政治学・政治思想・政治史系統)の科目を3科目, 合計15科目を開設している(平成20年度)。いずれも2単位の選択必修科目であり, この中から4単位以上

を履修すべきものとしている。【解釈指針2-1-3-3】

(9) 本法科大学院は、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる「総合的な法的能力」の育成を教育目標として掲げている。この目標を実現するため、多様な法分野に関して基本的な理解を図るとともに、先端的・複合的な法律問題を分析することでより高度な実践的能力を育成するべく、「選択科目Ⅱ」として、基準2-1-2(4)に示した特徴を備えた科目を、67科目開設している(平成20年度)。いずれも2単位の選択必修科目であり、この中から12単位以上を履修すべきものとしている。【解釈指針2-1-3-4】

以上全般に関する資料として、開講授業科目一覧(別紙様式1)、上記《資料2-1-1-2「『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕4～6頁より抜粋(教育課程の概要)》、及び《別添資料1-3「授業時間割表」》のとおりである。

《資料2-1-3-1①》エクスターンシップ実施概要(『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕42頁)

I 目的

1・2年次に習得した知識をもとに、実践的活動を通じて、法的問題処理に当たっての事実認定能力、問題発見能力並びに顧客とのコミュニケーション能力等の向上をめざすとともに、学問的知識の充実・発展をめざす。また、実務家の日常的業務に触れることで、その社会的責任と倫理を自覚させ、将来における実務法曹としての活動への素地を作る。

II 研修内容

学生は、弁護士事務所へ赴き、弁護士指導の下で次のような活動を行う。

- ・顧客の同意を得て、顧客との協議・相談の場に臨席し、弁護士の指導・監督の下で発問を行い、また、討議を行う。
- ・弁護士が担当する事件の事実関係を整理したり、それに関する学説・判例を調査・整理する。
- ・弁護士が担当する事件に関し、法廷等の傍聴を行う。
- ・その他

III 募集人数・実施期間・実施地区等

- (1) 受講学生の募集人数 100名程度
- (2) 実施時期 2年次後期試験終了後
および3年次前期試験終了後
- (3) 実施期間 10日(80時間)(具体的な実施期間は申請時期に告示する。)
- (4) 実施地区 大阪・京都・名古屋・東京

IV 取得単位の取扱い

- (1) エクスターンシップに合格した場合、2単位を与える。
- (2) エクスターンシップは、2年次後期試験終了後実施分については3年次前期の授業として取り扱い、3年次前期試験終了後実施分については3年次後期の授業として取り扱う。

V 学生の受講資格

- ① 法曹倫理の単位を取得していること。
- ② 2年次後期試験終了後実施分については、3年次への進級要件を満たしていること。
- ③ 「学生教育研究災害傷害保険(学研災)付帯賠償責任保険 法科大学院生教育研究賠償責任保険(財団法人 日本国際教育支援協会)」に加入していること

- ④ 事前の履修指導を受講したこと。
- ⑤ 法科大学院及び研修先に対し、所定の誓約書の提出をしたこと。

VI 受講申請と受講学生の選考

- (1) エクスターンシップの受講を希望する学生は、受講申請期間内に、所定の用紙により、受講申請を行う。
- (2) エクスターンシップの受講を希望する学生は、受講申請に当たり、研修先機関の一覧の中から、希望する研修先機関を、順位を付して指定する。
- (3) 研修先機関の一につき定員を超過する申請があった場合には、当該配当年次の学生が優先されるとともに、同年の学生間にあっては選考基準として法科大学院での成績が重視される。

VII 成績評価

- (1) エクスターンシップの研修を受けた学生は、研修期間終了後 1 週間以内に、次の書類をエクスターンシップ担当教員に提出する。
 - 一 各日の研修開始・終了時間、研修地、研修内容等を記載し、研修指導者の確認を得た研修内容報告書
 - 二 研修内容についての自己評価書
 - 三 研修での法律実務体験における法理論的問題、法曹倫理にかかわる問題、依頼者・弁護士関係に関する問題等についてのレポート
- (2) エクスターンシップの成績評価については、エクスターンシップ担当教員が、研修先機関が作成する研修指導報告書及び学生が提出する書類を基礎として、可否の形で判定を行う。

VIII 学生の守秘義務・人権配慮義務等

- (1) 受講学生は、研修を通じて知り得た秘密を、研修中のみならず研修終了後も、けっして漏洩してはならない。
- (2) 受講学生は、研修中のみならず研修後においても、人権の尊重に対して特に配慮するとともに、研修先機関及び研修指導者並びにその顧客の利益を侵害したり、また、その業務に支障を生じさせたりすることのないように、特段の注意を払わなければならない。
- (3) 受講学生が秘密の漏洩その他著しく不正な行為をした場合には、京都大学通則 53 条（同条の準用する同 32 条及び同 33 条）の規定に従い、退学その他の措置を採ることがある。

IX その他

研修先機関までの交通費や滞在費など、必要な経費は受講学生の負担とする。

《資料 2-1-3-1 ②》平成 19 年度エクスターンシップ派遣実績

申請者数	研修先機関候補数				派遣予定数				派遣者数				実施研修先機関数			
	大阪	京都	名古屋	東京	大阪	京都	名古屋	東京	大阪	京都	名古屋	東京	大阪	京都	名古屋	東京
158	69				100				109				68			
	44	9	2	14	前期 35	若干	若干	10	74	12	2	21	43	9	2	14
					後期 30											

派遣先事務所

【大阪】

秋田仁志法律事務所、あべの総合法律事務所、飯田法律事務所、池田綜合法律事務所、いぶき法律事務所、色川法律事務所、梅田綜合法律事務所、大阪アドボカシー法律事務所、大阪国際綜合法律事務所、大阪西綜合法律事務所、小原法律特許事務所、片山・黒木・平泉法律事務所、関西中央法律事務所、北浜法律事務所・外国法共同事業、さっかわ法律事務所、共栄法律事務所、久保井綜合法律事務所、興和法律事務所、春陽法律事務所、松柏法律事務所、高階法律事務所、竹林・畑・中川・福

島法律事務所,辰野・尾崎・藤井法律事務所,玉越法律事務所,天神法律事務所,堂島法律事務所,中本総合法律事務所,はばたき総合法律事務所,肥後橋法律事務所,フェニックス法律事務所,藤井薫法律事務所,弁護士法人 関西法律特許事務所,弁護士法人 FAS 淀屋橋総合法律事務所,弁護士法人大江橋法律事務所,弁護士法人中央総合法律事務所,弁護士法人御堂筋法律事務所,弁護士法人三宅法律事務所,弁護士法人宮崎総合法律事務所,弁護士法人淀屋橋・山上合同,増田勝久法律事務所,文殊総合法律事務所,安富共同法律事務所,淀屋橋法律事務所

【京都】

あしだ総合法律事務所,御池総合法律事務所,京都総合法律事務所,京都法律事務所,けやき法律事務所,市民共同法律事務所,烏丸法律事務所,弁護士法人みやこ法律事務所,都大路法律事務所

【名古屋】

入谷法律事務所,細井法律事務所

【東京】

あさひ・狛法律事務所,アンダーソン・毛利・友常法律事務所,ウェール法律事務所,内田・鮫島法律事務所,菊地総合法律事務所,セントラル法律事務所,田中総合法律事務所,東京共同法律事務所,ときわパートナーズ法律事務所,羽賀千栄子法律事務所,隼国際法律事務所,弁護士法人大江橋法律事務所 東京事務所,三宅・山崎法律事務所,森・濱田松本法律事務所

《資料2-1-3-2》リーガル・クリニック実施概要（『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕45頁）

I 目的

実際の事件に関する法律相談を弁護士指導の下で学生が体験することを通じて、授業で習得した法律知識の実際的意義を確認させるとともに、面談技法の重要性を認識させ、さらには法曹の倫理や社会的責任を自覚させることで、教育課程から実務へのよりスムーズな移行を可能にする。

II 内容

初回にオリエンテーション等を行った後、相談及び討議・検討の組み合わせを合計6回行い、最終回に総括を行う（全14回）。具体的には以下の通りである。

(1)オリエンテーション等（第1回）

研修指導弁護士が、法律相談の意義、内容、実施方法、守秘義務・人権配慮義務の確認、実施面での留意事項の確認等に関するオリエンテーション並びに模擬法律相談（シミュレーション）を行う。

(2)相談（全6回）

指導弁護士立会の下、少人数グループ（学生3名程度を1グループとする。）により相談を実施する。1回の授業では、1つの案件を扱う。

(3)討議・検討（全6回）

次の回の授業において、指導弁護士と受講学生が当該相談事例について理論面・実務面からの検討を行う。

(4)総括（第14回）

実施した相談やそれに基づく討論を素材にして、相談技法等について総括を行うとともに、法曹の倫理や社会的責任に関して討論を行う。

III 募集人数・実施期間等

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1)募集人数 | 18名（各クラス3名） |
| (2)実施場所 | 法科大学院棟1階（リーガル・クリニック室） |
| (3)実施時期・時間 | 通年（ほぼ隔週）
月～金曜3または4限，木曜6限 |

IV 学生の受講資格

- ①3年次在学者
- ②法曹倫理の単位を取得していること

③「学生教育研究災害傷害保険(学研災)付帯賠償責任保険法科大学院生教育研究賠償責任保険(財団法人日本国際教育支援協会)」に加入していること

④所定の誓約書の提出

V 受講申請と受講学生の選考

(1)リーガル・クリニックの受講を希望する学生は、受講申請期間内に、所定の用紙により、希望する曜日に順位を付して、受講申請を行う。

(2)募集人員を超過する申請があった場合には、リーガル・クリニック担当教員が次の基準で受講学生を選考する。

①実務選択科目の登録数が少ない者を優先する。

②①のほか、法科大学院での成績を重視する。

VI 成績評価

(1)受講学生は、最終回の授業終了後1週間以内に、次の書類を提出する。

①授業内容及び研修成果の達成度についての自己評価書

②授業で体験したさまざまな法的問題のうちからテーマを選んで作成したレポート

(2)成績は、リーガル・クリニック担当教員が、研修指導弁護士の作成する指導

者報告書及び学生が提出する(1)の書類を基礎として、可否の形で判定を行う。

VII 学生の守秘義務・人権配慮義務等

(1)受講学生は、授業を通じて知り得た秘密を、在籍中のみならず将来にわたり、決して漏洩してはならない。

(2)受講学生は、人権の尊重に対して特に配慮するとともに、相談者の利益を侵害することのないように、特段の注意を払わなければならない。

(3)受講学生が秘密の漏洩その他著しく不正な行為をした場合には、京都大学通則53条(同条の準用する同32条及び同33条)の規定に従い、退学その他の措置を採ることがある。

《資料2-1-3-3》法情報調査1・2等の授業内容(『平成20年度 開講前集中講座予定表』〔別添資料1-4〕より抜粋)

法学未修者

講義名	日時	場所	担当	内容
法情報調査1	4月3日(木) 1時限目	法科第一教室 (法科大学院棟2階北)	中西康教授	法律学を学ぶ上で必要な主な法情報の種類および意義について解説するとともに、それらへのアクセス方法について基本的な事柄を説明する。
法情報調査2	4月3日(木) 2時限目	法科第一教室 (法科大学院棟2階北)	中西康教授	法科大学院学習室、法学部図書館、および法科大学院教育支援システム「ロー・ライブラリー」(TKC社)について、それぞれの利用方法を説明する。
判例の読み方	4月4日(金) 2時限目	法経第九教室 (法経本館2階中央)	土井教授	「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎知識を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。

法学既修者				
講義名	日時	場所	担当	内 容
法情報調査2	4月2日(水) グループA・B 8:45～1:15 グループC・D 9:30～2:00	グループA・B 法科第一教室 (法科大学院棟2階北) グループC・D 法科第二教室 (法科大学院棟3階北)	中西康教授	法科大学院学習室, 法学部図書館, および法科大学院教育支援システム「ロー・ライブラリー」(TKC社) について, それぞれの利用方法を 説明する。
判例分析の 方法	4月3日(木) 2時限目	法経第六教室 (法経本館2階東)	毛利教授	「判例」の意味と役割に関する一 般的な理解と裁判例の構成に関す る基礎知識を概括的に解説した上 で、実際の裁判例を題材として、 判例分析の意義と方法について説 明する。

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

本法科大学院においては、エクスターンシップ及び民事法文書作成を除き、原則として週1回90分(4単位科目については、週2回・各90分)で行っている。授業回数は、各科目のシラバス《別添資料1-2『平成20年度 シラバス』参照》に記載のとおり、全14回を確保し、事情により授業時間割に設定した時間帯に授業を実施することができなかつたときには、必ず補講を行う態勢をとっている。14回の授業が終了し、その後、少なくとも5日間の準備期間をおいて、定期試験の時間帯を確保している《別紙様式1「開講授業科目一覧表」、上記資料2-1-1-2(教育課程の概要)及び別添資料1-3「平成20年度 授業時間割表」のほか、資料2-1-4-1「平成20年度学年暦」、別添資料1-7「平成19年度 休講・補講一覧」参照》。

エクスターンシップについては、実習的要素が極めて強いことから、10日間・合計80時間の研修時間数を設定し、研修内容に関する報告・レポート等の審査を経て合格と認められた者に対して、2単位を与えている《上記資料2-1-3-1①「エクスターンシップ実施概要」参照》。

民事法文書作成については、通年科目として設定し、冒頭回での基本的説明と最終回での総括的講評(各90分)のほか、2コマ合計180分の起案と、1コマ90分の講評を組み合わせたセットを合計4セット実施し(したがって、90分枠で計算して合計14回)、合格と認められた者に対して、2単位を与えている。

《資料2-1-4-1》平成20年度学年暦

平成20年度法科大学学事日程																																																																																														
授業	振替授業																																																																																													
<p>4月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr> <tr><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr> <tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				<p>3/19(水)まで 【在学生】事前確定登録受付(発表3/27)</p> <p>3/24(月)まで 【新入生】事前確定登録受付(発表3/27)</p> <p>3/28(金)まで 【在学生】履修登録受付</p> <p>1(火) 前期始まり</p> <p>1(火) 14:00~ 履修指導</p> <p>2(水) ~ 開講前集中講座(～4日)</p> <p>2(水) 正午まで 【新入生】履修登録受付</p> <p>7(月) 午後 入学式</p> <p>8(火) 前期授業開始</p> <p>8(火) 履修登録表配付</p> <p>14(月) 健康診断(授業休止)</p> <p>15(火) 正午まで 履修登録訂正・変更受付(履修登録表配付4/18)</p>	<p>10月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		<p>8(水) 午前まで 履修登録訂正・変更受付(履修登録表配付10/15)</p>							
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
		1	2	3	4	5																																																																																								
6	7	8	9	10	11	12																																																																																								
13	14	15	16	17	18	19																																																																																								
20	21	22	23	24	25	26																																																																																								
27	28	29	30																																																																																											
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
			1	2	3	4																																																																																								
5	6	7	8	9	10	11																																																																																								
12	13	14	15	16	17	18																																																																																								
19	20	21	22	23	24	25																																																																																								
26	27	28	29	30	31																																																																																									
<p>5月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	<p>8(木) 月曜日の振替授業</p>	<p>11月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr> <tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							<p>5(水) 月曜日の振替授業</p> <p>27(木) 月曜日の振替授業(5時間目まで)</p>
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
				1	2	3																																																																																								
4	5	6	7	8	9	10																																																																																								
11	12	13	14	15	16	17																																																																																								
18	19	20	21	22	23	24																																																																																								
25	26	27	28	29	30	31																																																																																								
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
					1	2																																																																																								
3	4	5	6	7	8	9																																																																																								
10	11	12	13	14	15	16																																																																																								
17	18	19	20	21	22	23																																																																																								
24	25	26	27	28	29	30																																																																																								
31																																																																																														
<p>6月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30						<p>18(水) 創立記念日(授業休止)</p> <p>26(木) ~ 単位認定辞退届受付(～30日)</p>	<p>12月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr> <tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr> <tr><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr> <tr><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						<p>22(月) ~ 単位認定辞退届受付(～25日)</p> <p>27(土) 冬季休業前授業終了</p> <p>28(日) ~ 冬季休業(～1/4)</p>
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
1	2	3	4	5	6	7																																																																																								
8	9	10	11	12	13	14																																																																																								
15	16	17	18	19	20	21																																																																																								
22	23	24	25	26	27	28																																																																																								
29	30																																																																																													
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
						1																																																																																								
2	3	4	5	6	7	8																																																																																								
9	10	11	12	13	14	15																																																																																								
16	17	18	19	20	21	22																																																																																								
23	24	25	26	27	28	29																																																																																								
30	31																																																																																													
<p>7月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr> <tr><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr> <tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			<p>18(金) 月曜日の振替授業</p> <p>22(火) 前期授業終了</p> <p>28(月) ~ 前期試験期間(～8/12(ただし、8/7-8は休止))</p> <p>31(木) 前期リサーチ・ペーパー提出期限</p>	<p>1月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	<p>5(月) 冬季休業後授業開始</p> <p>16(金) } 大学入試センター試験に伴う授業休止</p> <p>17(土) }</p> <p>20(火) 後期授業終了</p> <p>26(月) ~ 後期試験期間(～2/9)</p> <p>30(金) 後期リサーチ・ペーパー提出期限</p>							
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
		1	2	3	4	5																																																																																								
6	7	8	9	10	11	12																																																																																								
13	14	15	16	17	18	19																																																																																								
20	21	22	23	24	25	26																																																																																								
27	28	29	30	31																																																																																										
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
				1	2	3																																																																																								
4	5	6	7	8	9	10																																																																																								
11	12	13	14	15	16	17																																																																																								
18	19	20	21	22	23	24																																																																																								
25	26	27	28	29	30	31																																																																																								
<p>8月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr> <tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							<p>7(木) } オープン・キャンパス(予定)</p> <p>8(金) }</p> <p>13(水) ~ 夏季休業(～9/29)</p> <p>20(水) ~ 前期追試験(～8/22)</p>	<p>2月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	<p>17(火) 後期追試験(～2/19)</p>							
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
					1	2																																																																																								
3	4	5	6	7	8	9																																																																																								
10	11	12	13	14	15	16																																																																																								
17	18	19	20	21	22	23																																																																																								
24	25	26	27	28	29	30																																																																																								
31																																																																																														
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
1	2	3	4	5	6	7																																																																																								
8	9	10	11	12	13	14																																																																																								
15	16	17	18	19	20	21																																																																																								
22	23	24	25	26	27	28																																																																																								
<p>9月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> <tr><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr> <tr><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr> <tr><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td></tr> <tr><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					<p>22(月) 前期成績発表</p> <p>29(月) 前期終わり</p> <p>30(火) 後期始まり・後期授業開始(月曜日の振替授業)</p>	<p>3月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					<p>9(月) 後期成績発表</p> <p>23(月) 学位授与式</p> <p>31(火) 後期終わり</p>							
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
	1	2	3	4	5	6																																																																																								
7	8	9	10	11	12	13																																																																																								
14	15	16	17	18	19	20																																																																																								
21	22	23	24	25	26	27																																																																																								
28	29	30																																																																																												
日	月	火	水	木	金	土																																																																																								
1	2	3	4	5	6	7																																																																																								
8	9	10	11	12	13	14																																																																																								
15	16	17	18	19	20	21																																																																																								
22	23	24	25	26	27	28																																																																																								
29	30	31																																																																																												

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院における教育内容の特徴は、法曹として様々な分野において指導的地位に立ちうる人材を養成するために、実務的教育と理論的教育を複合的・有機的に関連づけて体系化されたカリキュラムを提供するとともに、一方において批判的討究に基づく創造の機会を与え、他方において実務との架橋を積極的に図ることで、法曹に求められる実践的理論能力を高度なレベルで育成しようとする点にある。

具体的には、次の諸点を指摘できる。

- ①実務基礎科目のうち主要な4科目（民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理、民事法文書作成）を、法律基本科目とともに必修の基幹科目として位置づけるとともに、要件事実及び事実認定の基礎的部分を取り扱う民事訴訟実務の基礎を2年次前期に配当することにより、これらの理解に基づいて民法総合をはじめとする法律基本科目を履修できるようにしている。
- ②3年次に配当された民事法文書作成においては、実務において生起する紛争事例に即して法律基本科目で培った理論能力を試し、実践的理論能力のさらなる発展を図れるように配慮している。
- ③税法、知的財産法、倒産処理法、労働法、経済法などの分野について、理論的知見の習得を図る科目と実践的能力を培う科目とを組み合わせることにより、多様な法分野についての実践的理論能力の高度化を図っている。
- ④法の原理的理解や多様な法分野についての理論的理解を深める科目を開講し、リサーチ・ペーパーの作成を推奨することで、学生が批判的な検討を通じて、創造的な問題解決能力を身につける機会を設けている。
- ⑤実務基礎科目については、①で指摘した4科目を必修とするとともに、実務選択科目2単位を選択必修とし、学生には10単位の修得を求めている。とりわけ、リーガル・クリニック及びエクスターンシップといった臨床系科目に力を注ぎ、学生の半数以上がこれらの科目を履修している。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

(1) 法律基本科目に相当する科目のうち1年次に配当される「基礎科目」については、1学年1クラス(60名強。再履修者含む。以下同じ。)での授業を行っている。また、法律基本科目に相当する「基幹科目」について、3クラス(1クラス60数名。最大は72名)に分けた少人数編成を行い、双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われるための態勢を組んでいる。さらに、平成18年度からは、2年次及び3年次(平成18年度は2年次のみ)に配当される民事訴訟法総合1及び民事訴訟法総合2について、民事実体法の理解を前提とした手続法のより行き届いた理解に資するべく、1学年を4クラス(50名程度)に分けた教育を行っている。また、平成20年度以降は民法総合1、商法総合1及び商法総合2の各授業も、4クラス制・各クラス50名程度で実施している。

【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】

(2) 実務的教育の導入部に当たる民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎についても、3クラス制(1クラス60数名)を敷いているほか、弁護士実務の基礎、民事裁判演習についても、3クラス制(各クラス25~30名程度)を敷いている。さらに、刑事裁判演習については、2クラス制(各クラス30名程度)、民事弁護実務演習においては、10クラス制(各クラス15名程度)を敷いている。リーガル・クリニックについては、1相談事例に関与する学生のチームを3名程度に絞り込み(各クラス3名・6クラス制)、学生が法律相談の実践に密に取り組めるようにしている。なお、民事模擬裁判についてはクラス制ではないが、15名程度で実施している。【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】

(3) 法曹倫理については、その重要性に鑑み、4クラス(1クラス50名程度)による少人数教育の方法を採用している。【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】

(4) 基礎法学・隣接科目に相当する「選択科目Ⅰ」及び展開・選択科目に相当する「選択科目Ⅱ」においては、演習方式で実施する授業については、すべての科目で、学生数の上限を、30名程度に限定している。また、講義方式と双方向・多方向方式を併用する授業では、受講者を制限していないが、一部の例外的な科目を除いて、受講者は数十名程度にとどまっている。

なお、受講者が100名を超えている一部の選択科目については、それらの科目の性質

が知識の伝達を中心とするものであるほか、学習方法の教示や学生の質問への対応も丁寧に行われているので、そのような規模であることによる教育効果への影響はないものと考えられ、しかも、関連する法分野について開講されている事例演習を受講することによる教育効果も生じていることから、特段の支障は生じていない。また、特に受講者数の多かった「民事執行・保全法」については、平成19年度以降、2クラス開講することとしたため、1クラス当たりの受講者数は100人以下となっている（なお、平成20年度と同科目については、10月の開講までにクラス間調整を実施する予定である）。【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】

(5) 本法科大学院が属する京都大学大学院法学研究科には、科目等履修生及び聴講生の制度があり、研究科教授会の議を経て科目の履修を許可することがあるとされているが《資料3-1-1-1 京都大学大学院法学研究科規程第21条第1項》、法科大学院入学試験に合格した者に対してプロセスとしての一貫した法曹養成教育を施すという本法科大学院の方針に照らし、科目等履修生及び聴講生による法科大学院開講科目の履修については、原則としてこれを認めず、例外的に「選択科目Ⅰ」・「選択科目Ⅱ」に属する科目に限って、かつ、参加学生数の点で余裕のある場合にのみ、個別の科目の履修を認める余地を残しているにとどまる《資料3-1-1-2 「法曹養成専攻における科目等履修生・聴講生の具体的な数」》。【解釈指針3-1-1-3】

(6) 本法科大学院の属する京都大学大学院法学研究科には研究者の養成を目的とした法政理論専攻が設置されているほか、平成18年度に、専門職大学院としての公共政策大学院（大学院公共政策教育部）が本学に設置された。これら法政理論専攻及び公共政策教育部に所属する学生については、本法科大学院で開講する科目のうち、「選択科目Ⅰ」及び「選択科目Ⅱ」に属する科目に限って、かつ、当該授業を担当する教員の許可を受けたうえで、個別の科目の履修を認める余地を残している。しかも、履修することのできる単位数には、上限を設けている《資料3-1-1-3 「法政理論専攻履修規程第10条」、資料3-1-1-4 「京都大学公共政策教育部履修規程第9条」》。ここでは、すべての基礎科目、基幹科目及び実務選択科目を履修対象から外すとともに、履修申請手続面での審査を適切に行うことで、法科大学院に所属する学生に対する法曹養成教育にとって支障が生じないようにしている。【解釈指針3-1-1-3】

(7) 以上全般に関し、平成20年度における各開講科目の履修学生数については、《別紙様式1 「開講授業科目一覧」》に記載したとおりである。また、平成18年度及び平成19年度における各開講科目の履修学生数は、《別添資料1-8》に掲記したとおりである。【解釈指針3-1-1-2】

《資料3-1-1-1》京都大学大学院法学研究科規程第21条第1項

「外国学生、科目等履修生又は聴講生として入学を希望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することがある。」

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料3-1-1-2》法曹養成専攻における科目等履修生・聴講生の具体的な数

科目等履修生：平成20年度1名（2科目）

聴講生：なし

※平成19年度は該当者なし。

《資料3-1-1-3》法政理論専攻履修規程第10条

- 1 修士課程においては、法曹養成専攻における科目及び公共政策教育部における科目（公共政策論及び事例研究を除く。以下同じ）について、それぞれ4単位を限度として履修することができる。
- 2 法曹養成専攻又は公共政策教育部における科目を履修しようとする者は、学年又は学期の初めに、当該科目を担当する教員の許可を得た上で、研究科長に届け出なければならない。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料3-1-1-4》京都大学公共政策教育部履修規程第9条

- 1 他の研究科における修士課程の科目又は他の専門職大学院の科目（法曹養成専攻の科目は選択科目に限る。）は、8単位を限度として、履修することができる。
- 2 前項の規定により科目を履修しようとする者は、学期又は学年の初めに、当該科目を担当する教員の許可を得た上で、教育部長に届け出なければならない。

（出典：大学院公共政策連携研究部・教育部規程集）

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

(1) 法律基本科目のうち、法学未修者を対象とする「基礎科目」の授業は、いずれも、1クラス60名強で実施している。これは、再履修者が多いことによる。

なお、平成18年度より、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を教務補佐員（法科大学院教育補助スタッフ）として採用して法科大学院の教育を補助する制度を導入し《別添資料13-1》、平成18年度には4名、平成19年度には3名、平成20年度には6名がそれぞれ教育補助スタッフとして、法科大学院を修了して採用された助教（平成18年度に2名、平成19年度に1名、平成20年度に3名をそれぞれ採用し、現在6名）とともに、法律基本科目の授業のうち未修者1年次に配当される基礎科目や2年次に配当される基幹科目における未修者への対応を中心として、授業に出席し、学生からの質問、相談等に対応することとしており、これにより、教育効果をより向上させるための体制を整えている（詳細は、「基準7-1-3に係る状況」参照）。

(2) 法律基本科目のうち、「基幹科目」については、平成18年度以降は民事訴訟法総合1及び民事訴訟法総合2の各授業、平成20年度以降は民法総合1、商法総合1及び商法総合2の各授業をそれぞれ4クラス制・各クラス50名程度にしたほか、他の全科目の授業を3クラス制・各クラス60数名（最大72名）で実施している。【解釈指針3-1-2-1】

なお、以上全般に関し、平成20年度における各開講科目の履修学生数については、《別紙様式1「開講授業科目一覧」》に記載したとおりである。また、平成18年度及び平成19年度における各開講科目の履修学生数は、《別添資料1-8》に掲記したとおりである。

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院は、その設置目的(第1章参照)に従い、法制度を多角的に分析し、批判的思考能力や法的な対話能力を高めるため、討議を重視した少人数教育を行っており、これによって、各授業科目において法曹として一般に必要な水準及び範囲の法知識を確実に身につけさせ、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力の育成を図っている。【解釈指針 3-2-1-1】【解釈指針 3-2-1-2】

各科目の授業は、週2回授業が行われる4単位科目である一部の基礎科目を除き、原則として週1回90分で行われ。また、授業の形式としては、以下のように、各々の特質に応じ、双方向・多方向形式、講義形式、演習形式が採られ、教育効果を高めている《別紙様式1「開講授業科目一覧」、別添資料1-2『平成20年度 シラバス』、資料3-2-1-1『平成20年度便覧』の「授業の形式」に関する記載、別添資料1-3「平成20年度 授業時間割表」》。

- ① 双方向・多方向形式は、すべての基礎科目及び基幹科目において、また選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱにおいてもその科目の特質に応じ、用いられている。そこでは、50人から70人程度のクラスにおいて、学生の十分な予習を前提に、教員が様々な問題について質問し、学生がそれに答える形で授業を進めている。
- ② 講義形式は、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち、主として基本的な知識の習得を図る科目において用いられる。そこでは、教員の講義を中心として授業を進めつつも、決して一方通行ではなく、適宜質疑応答を交えるなどして学生の理解を図っている。
- ③ 演習形式は、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち、知識の理解をより深化させる科目、また、知識の応用能力などを涵養する科目について用いられる。授業は30人程度までのクラスで実施され、参加者全員が討論に参加する形で行っている。
- ④ 実務選択科目のうち、法律事務所などで研修を行うエクスターンシップと、法科大学院内で法律相談を行う形で実施するリーガル・クリニックについては、専任教員が弁護士の協力の下で指導を行っている。その他の実務選択科目の授業は、30人程度までのクラスにおいて演習形式で実施し、適宜ロール・プレイなどの技法を取り入れ、教

育効果の向上を図っている。【解釈指針3-2-1-3】

リーガル・クリニック及びエクスターンシップにおいては、受講の前提として法曹倫理の単位を取得していることを義務付ける一方、オリエンテーションの実施や所定の誓約書の提出を求めることを通じ、守秘義務の遵守、人権への配慮、不正行為の禁止を徹底させるべく受講学生を指導している。さらに、エクスターンシップにおいては、エクスターンシップ担当教員が研修先の実務指導者と連絡を取りつつ適宜指導監督にあたり、成績評価についても研修先機関が作成する研修指導報告書も基礎として責任をもって可否を判定する体制を採っている。受講学生に対しては、研修先から報酬を受け取らないことはもとより、研修先機関までの交通費・滞在費など必要経費一切を自己負担とすることについても、徹底するよう指導している《資料3-2-1-2①②、資料3-2-1-3①②》。【解釈指針3-2-1-4】

(2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法に関しては、学年開始時に提供するシラバスにおいて、各科目につき、全体の概要、講義の形式、各回の授業内容、指定の教材、成績評価の基準と方法（考慮要素）を明記し、科目選択手続き以前の段階で、学生に対し授業に関する詳細な情報を提供している。なお、シラバスは、平成18年度より、CD-ROM及び後記TKC法科大学院教育支援システムにより電子媒体で提供していたが、平成20年度より法科大学院教育支援システムによる提供に一本化し、より参照しやすい形での情報提供に努めている《別添資料1-5『平成19年度便覧・シラバス』、別添資料1-1『平成20年度 便覧』参照、別添資料1-2『平成20年度 シラバス』》。

(3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間割については、学生の年次ごとの履修の便宜と自習時間確保を考慮に入れて時間割の編成を行っており、とりわけ、各学年の必修科目は同じ曜日に2科目を超えないようにして各科目の配置を決める方式を採っている。予習のための関連資料は、事前に購入すべきテキスト又は講義前に配布される資料として前もって提供される一方、各回授業について準備すべき事項については担当教員より事前に通知されている《資料3-2-1-4「予習のために配付した資料の例」》。教員から学生への教材類の提供が迅速かつスムーズに行われるよう、学習室内に講義ごとに区別しうる教材受け渡しのコーナーを設けている。さらに、平成18年度より、後記TKC法科大学院教育支援システムを活用した電子的方法による資料の受渡しを一部の科目につき実施している。

また、授業時以外の学生からの質問・相談に対しては、オフィスアワーを設けたり、メール又は電話での申し出に対し個別に面談時間を設けたりして対応しているほか、多くの教員が電子メールによる質問も受け付けている（さらに、平成18年度より、上記法科大学院教育支援システムを通じた質問の受付も開始した）（後記「基準7-1-2に係る状況」参照）。

その他、授業時間外における学習を充実させるための措置として、後記第10章で詳述するように、法科大学院学生専用の自習スペースとして法曹養成専攻学習室が設けられているほか、法曹養成専攻の学生はすべて、自らインターネット接続環境さえ整えれば、学習室内のみならず自宅においても、本法科大学院が契約する民間会社の判例・法律文献情報データベースを利用することができる《資料3-2-1-5「法曹養成専攻

TKC法科大学院教育研究支援システムの利用について」)。さらに、教材として学習室内に関連図書を置いて法科大学院学生専用の資料として閲覧に供しているほか、既存の京都大学附属図書館や法学部図書室内の資料も、貸出しや閲覧の形で利用することができる(後記「基準10-3-1に係る状況」参照)。**【解釈指針3-2-1-5】**

なお、非常勤講師の都合によってやむを得ない場合には集中講義を実施しているが、集中講義は平成19年度には4科目(前期3科目、後期1科目)にとどまっており、それらについても、夏期又は冬期の休業期間中(一部の授業については土曜日)に行い、予習のための関連資料についても前もって配布し、事前事後の学習に必要な時間を可能な限り確保しているほか、講義終了後試験まで10日間程度は学習の時間が確保できるよう配慮している《資料3-2-1-6「平成19年度・平成20年度集中講義日程等」》。**【解釈指針3-2-1-6】**

また、「選択科目Ⅰ」及び「選択科目Ⅱ」のうち一定の科目では、リサーチ・ペーパーの作成・提出を認め、かつ、これを推奨しているところであるが(上記「基準2-1-2に係る状況」参照)、リサーチ・ペーパーの内容については、授業を担当する研究者教員が各学生を個別に指導しており、学生が理論的な思考力を高め、より創造的な問題探求能力と表現力を身につけることができるよう、懇切な教育を実施している。

さらに、平成18年度からは、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を教務補佐員(法科大学院教育補助スタッフ)として採用して法科大学院の教育を補助する制度を導入し《別添資料13-1「法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ」参照》、平成18年度に4名、平成19年度に3名、平成20年度に6名を採用した。この教育補助スタッフ及び法科大学院を修了して採用された助教(平成18年度に2名、平成19年度に1名、平成20年度に3名を採用し、現在6名)が、法律基本科目の授業のうち未修者1年次に配当される基礎科目や2年次に配当される基幹科目における未修者への対応を中心として、授業に出席し、学生からの質問、相談等に対応することとし、これにより、教育効果をより向上させるための体制を整えている(後記「基準7-1-3に係る状況」参照)。

《資料3-2-1-1》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕8～9頁より「2教育課程の概要」の「(4)授業の形式」及び「(8)出席要件」の部分を抜粋

(4)授業の形式

各科目の授業は、原則として、週1回90分で行う(半期4単位科目については、週2回の授業が行われる)。授業の形式は、各科目の特質に応じて、以下に述べる双方向・多方向形式、講義形式、演習形式が適宜用いられる。

実務選択科目については、実習を中心とする科目が多いことから、授業時間及び形式ともに、各科目の特質に応じた方法が用いられる。

基礎科目及び基幹科目についてはクラス制がとられるが、その他の科目についても、演習形式の科目など、必要に応じて受講人数の制限が行われる。多くの科目で出席要件((8)出席要件)が課されるので、注意すること。

①双方向・多方向形式

基礎科目及び基幹科目のすべての授業、また選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱにおいても各科目の特質に応じて用いられる形式である。50人から70人程度のクラスにおいて、学生の予習を前提に、教員が学生に様々な問題について質問し、学生がそれに答える形で授業が進められる。学生

は、積極的に発言し、教員との間で、あるいは学生相互間での討論を通じて理解を深化させる。

②講義形式

選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱの科目のうち、主として基本的な知識の習得を図る科目について用いられる形式である。授業は、教員の講義を中心として進められるが、教員が一方的に話すだけでなく、適宜、質疑応答を交えるなどして理解の深化を図る。双方向・多方向形式との差異は相対的なものに過ぎず、指示された範囲についての予習など、学生の積極的な参加が必要となる。

③演習形式

選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち、知識の理解をより深化させる科目、また、知識の応用能力などを涵養する科目について用いられる形式である。授業は20～30人程度までのクラスで実施され、参加者全員が討論に参加する形で進められる。事前に指示されたテーマについて学生がそれぞれ考えをまとめておいて討論する形態だけでなく、学生が自ら選択したテーマについて調査・検討した結果を報告して議論する形態などもありうる。

④実務選択科目の授業形式

実務選択科目のうち、エクスターンシップは法律事務所などで研修を行うものであり、リーガル・クリニックは本法科大学院内において法律相談を行う形で実施する。いずれの場合にあっても、専任教員が弁護士の協力の下で指導にあたる。その他の実務選択科目の授業は、15～25人程度までのクラスにおいて演習形式により実施し、適宜、ロール・プレイの技法などを取り入れ、教育効果の向上を図る。

(8)出席要件

基礎科目及び基幹科目については、出席要件が課される。その場合、補講の授業を除き、2単位科目については4回以上、4単位科目については7回以上授業を欠席した者には、単位を認めない。30分を超える遅刻または早退は欠席とみなされる。

また、病気、忌引きまたは交通機関の不通その他やむをえない事情により、授業を欠席した場合には、2単位科目については3回、4単位科目については5回に限り、上記の欠席回数に含めない。この場合には、すみやかに担当教員に申し出なければならない。

選択科目Ⅰ、選択科目Ⅱ及び実務選択科目の出席要件については、各科目のシラバスを確認すること。

《資料3-2-1-2①》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕42頁より「エクスターンシップ実施概要」

I 目的

1・2年次に習得した知識をもとに、実践的活動を通じて、法的問題処理に当たっての事実認定能力、問題発見能力並びに顧客とのコミュニケーション能力等の向上をめざすとともに、学問的知識の充実・発展をめざす。また、実務家の日常的業務に触れることで、その社会的責任と倫理を自覚させ、将来における実務法曹としての活動への素地を作る。

II 研修内容

学生は、弁護士事務所に赴き、弁護士指導の下で次のような活動を行う。

- ・顧客の同意を得て、顧客との協議・相談の場に臨席し、弁護士の指導・監督の下で発問を行い、また、討議を行う。
- ・弁護士が担当する事件の事実関係を整理したり、それに関する学説・判例を調査・整理する。
- ・弁護士が担当する事件に関し、法廷等の傍聴を行う。
- ・その他

III 募集人数・実施期間・実施地区等

(1) 受講学生の募集人数 100名程度

(2) 実施時期 2年次後期試験終了後

および3年次前期試験終了後

(3) 実施期間 10日(80時間)(具体的な実施期間は申請時期に告示する。)

(4) 実施地区 大阪・京都・名古屋・東京

IV 取得単位の取扱い

- (1) エクスターンシップに合格した場合、2単位を与える。
- (2) エクスターンシップは、2年次後期試験終了後実施分については3年次前期の授業として取り扱い、3年次前期試験終了後実施分については3年次後期の授業として取り扱う。

V 学生の受講資格

- ① 法曹倫理の単位を取得していること。
- ② 2年次後期試験終了後実施分については、3年次への進級要件を満たしていること。
- ③ 「学生教育研究災害傷害保険(学研災)付帯賠償責任保険法科大学院生教育研究賠償責任保険(財団法人日本国際教育支援協会)」に加入していること
- ④ 事前の履修指導を受講したこと。
- ⑤ 法科大学院及び研修先に対し、所定の誓約書の提出をしたこと。

VI 受講申請と受講学生の選考

- (1) エクスターンシップの受講を希望する学生は、受講申請期間内に、所定の用紙により、受講申請を行う。
- (2) エクスターンシップの受講を希望する学生は、受講申請に当たり、研修先機関の一覧の中から、希望する研修先機関を、順位を付して指定する。
- (3) 研修先機関の一につき定員を超過する申請があった場合には、当該配当年次の学生が優先されるとともに、同年の学生間にあつては選考基準として法科大学院での成績が重視される。

VII 成績評価

- (1) エクスターンシップの研修を受けた学生は、研修期間終了後1週間以内に、次の書類をエクスターンシップ担当教員に提出する。
 - 一 各日の研修開始・終了時間、研修地、研修内容等を記載し、研修指導者の確認を得た研修内容報告書
 - 二 研修内容についての自己評価書
 - 三 研修での法律実務体験における法理論的問題、法曹倫理にかかわる問題、依頼者・弁護士関係に関する問題等についてのレポート
- (2) エクスターンシップの成績評価については、エクスターンシップ担当教員が、研修先機関が作成する研修指導報告書及び学生が提出する書類を基礎として、可否の形で判定を行う。

VIII 学生の守秘義務・人権配慮義務等

- (1) 受講学生は、研修を通じて知り得た秘密を、研修中のみならず研修終了後も、決して漏洩してはならない。
- (2) 受講学生は、研修中のみならず研修後においても、人権の尊重に対して特に配慮するとともに、研修先機関及び研修指導者並びにその顧客の利益を侵害したり、また、その業務に支障を生じさせたりすることのないように、特段の注意を払わなければならない。
- (3) 受講学生が秘密の漏洩その他著しく不正な行為をした場合には、京都大学通則53条(同条の準用する同32条及び同33条)の規定に従い、退学その他の措置を採ることがある。

IX その他

研修先機関までの交通費や滞在費など、必要な経費は受講学生の負担とする。

《資料3-2-1-2②》平成19年度エクスターンシップ派遣実績

申請者数	研修先機関候補数				派遣予定数				派遣者数				実施研修先機関数			
	大阪	京都	名古屋	東京	大阪	京都	名古屋	東京	大阪	京都	名古屋	東京	大阪	京都	名古屋	東京
158	69				100				109				68			
	44	9	2	14	前期 35	若干	若干	10	74	12	2	21	43	9	2	14
					後期 30											

派遣先事務所

【大阪】

秋田仁志法律事務所, あべの総合法律事務所, 飯田法律事務所, 池田綜合法律事務所, いぶき法律事務所, 色川法律事務所, 梅田綜合法律事務所, 大阪アドボカシー法律事務所, 大阪国際綜合法律事務所, 大阪西綜合法律事務所, 小原法律特許事務所, 片山・黒木・平泉法律事務所, 関西中央法律事務所, 北浜法律事務所・外国法共同事業, きっかわ法律事務所, 共栄法律事務所, 久保井綜合法律事務所, 興和法律事務所, 春陽法律事務所, 松柏法律事務所, 高階法律事務所, 竹林・畑・中川・福島法律事務所, 辰野・尾崎・藤井法律事務所, 玉越法律事務所, 天神法律税務事務所, 堂島法律事務所, 中本綜合法律事務所, はばたき綜合法律事務所, 肥後橋法律事務所, フェニックス法律事務所, 藤井薫法律事務所, 弁護士法人関西法律特許事務所, 弁護士法人 FAS 淀屋橋綜合法律事務所, 弁護士法人大江橋法律事務所, 弁護士法人中央綜合法律事務所, 弁護士法人御堂筋法律事務所, 弁護士法人三宅法律事務所, 弁護士法人宮崎綜合法律事務所, 弁護士法人淀屋橋・山上合同, 増田勝久法律事務所, 文殊綜合法律事務所, 安富共同法律事務所, 淀屋橋法律事務所

【京都】

あしだ綜合法律事務所, 御池綜合法律事務所, 京都綜合法律事務所, 京都法律事務所, けやき法律事務所, 市民共同法律事務所, 烏丸法律事務所, 弁護士法人みやこ法律事務所, 都大路法律事務所

【名古屋】

入谷法律事務所, 細井法律事務所

【東京】

あさひ・狛法律事務所, アンダーソン・毛利・友常法律事務所, ウェール法律事務所, 内田・鮫島法律事務所, 菊地綜合法律事務所, セントラル法律事務所, 田中綜合法律事務所, 東京共同法律事務所, ときわパートナーズ法律事務所, 羽賀千栄子法律事務所, 隼国際法律事務所, 弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所, 三宅・山崎法律事務所, 森・濱田松本法律事務所

《資料3-2-1-3①》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕45頁より「リーガル・クリニック実施概要」

I 目的

実際の事件に関する法律相談を弁護士指導の下で学生が体験することを通じて、授業で習得した法律知識の実際的意義を確認させるとともに、面談技法の重要性を認識させ、さらには法曹の倫理や社会的責任を自覚させることで、教育課程から実務へのよりスムーズな移行を可能にする。

II 内容

初回にオリエンテーション等を行った後、相談及び討議・検討の組み合わせを合計6回行い、最終回に総括を行う（全14回）。具体的には以下の通りである。

(1)オリエンテーション等（第1回）

研修指導弁護士が、法律相談の意義、内容、実施方法、守秘義務・人権配慮義務の確認、実施面での留意事項の確認等に関するオリエンテーション並びに模擬法律相談（シミュレーション）を行

う。

(2)相談 (全6回)

指導弁護士立会の下、少人数グループ(学生3名程度を1グループとする。)により相談を実施する。1回の授業では、1つの案件を扱う。

(3)討議・検討 (全6回)

次の回の授業において、指導弁護士と受講学生が当該相談事例について理論面・実務面からの検討を行う。

(4)総括 (第14回)

実施した相談やそれに基づく討論を素材にして、相談技法等について総括を行うとともに、法曹の倫理や社会的責任に関して討論を行う。

Ⅲ募集人数・実施期間等

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1)募集人数 | 18名(各クラス3名) |
| (2)実施場所 | 法科大学院棟1階(リーガル・クリニック室) |
| (3)実施時期・時間 | 通年(ほぼ隔週)
月～金曜3または4限、木曜6限 |

Ⅳ学生の受講資格

- ①3年次在学者
- ②法曹倫理の単位を取得していること
- ③「学生教育研究災害傷害保険(学研災)付帯賠償責任保険法科大学院生教育研究賠償責任保険(財団法人日本国際教育支援協会)」に加入していること
- ④所定の誓約書の提出

Ⅴ受講申請と受講学生の選考

- (1)リーガル・クリニックの受講を希望する学生は、受講申請期間内に、所定の用紙により、希望する曜日に順位を付して、受講申請を行う。
- (2)募集人員を超過する申請があった場合には、リーガル・クリニック担当教員が次の基準で受講学生を選考する。
 - ①実務選択科目の登録数が少ない者を優先する。
 - ②①のほか、法科大学院での成績を重視する。

Ⅵ成績評価

- (1)受講学生は、最終回の授業終了後1週間以内に、次の書類を提出する。
 - ①授業内容及び研修成果の達成度についての自己評価書
 - ②授業で体験したさまざまな法的問題のうちからテーマを選んで作成したレポート
- (2)成績は、リーガル・クリニック担当教員が、研修指導弁護士の作成する指導者報告書及び学生が提出する(1)の書類を基礎として、合否の形で判定を行う。

Ⅶ学生の守秘義務・人権配慮義務等

- (1)受講学生は、授業を通じて知り得た秘密を、在籍中のみならず将来にわたり、決して漏洩してはならない。
- (2)受講学生は、人権の尊重に対して特に配慮するとともに、相談者の利益を侵害することのないように、特段の注意を払わなければならない。
- (3)受講学生が秘密の漏洩その他著しく不正な行為をした場合には、京都大学通則53条(同条の準用する同32条及び同33条)の規定に従い、退学その他の措置を採ることがある。

《資料3-2-1-3②》リーガル・クリニックの実施状況

受講学生数：18名（火曜日3クラス，木曜日3クラス各クラス3名）

相談実施日等：実施日（討議・検討日）（平成19年度）

- 5月1日（15日），10日（24日）
- 6月5日（19日），7日（21日）
- 7月3日（17日），5日（19日）
- 10月2日（16日），4日（18日）
- 11月6日（20日），8日（22日）
- 12月4日（18日），6日（20日）

オリエンテーション：4月17日，19日

総括：1月8日，10日

実施相談案件：土地賃貸借契約，慰謝料問題，遺言書，遺産相続×2，家賃問題（賃貸），看護日誌の請求方法，境界線問題，金銭貸借×4，金銭融資問題，携帯電話の利用料金請求，嫌がらせ・脅迫問題，交通事故，交通事故による損害賠償×3，婚姻費用分担金，婚姻無効，財産による寄与分，住居問題×3，相続問題×4，損害賠償請求×2，土地の無断使用・相続手続，土地問題，賠償責任，敷金返還，労働条件，DVD制作契約トラブル，Webサイトの著作権，明渡問題，アルバイト代金，請負工事問題，お寺と檀家のトラブル，行政問題，金銭貸借問題，近隣問題，建造物による電波障害，死亡した夫の債務，損害賠償，遺産相続×9，河川工事の正当性，会社運営に関する質問，金銭貸借，個人情報×3，雇用問題，交通事故，交通事故障害認定，広告の合法性，行政不服申し立て，債務整理（過払い金の返還の可否），財形貯蓄，時計保証に関して，自己破産，住宅からの退去，商標権の侵害，商標登録手続，相続問題×2，損保会社の保険給付問題，地位確認請求事件，賃貸借契約×3，土地建物の戦後補償，土地建物の保証人問題，土地相続，同族株式会社の諸問題，不動産差押え，保佐人の選定，郵便貯金返還請求，養子縁組問題，養老保険の配当，離婚に伴う養育費問題，連帯保証問題×2

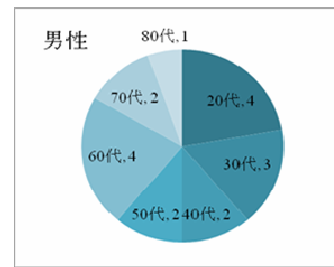
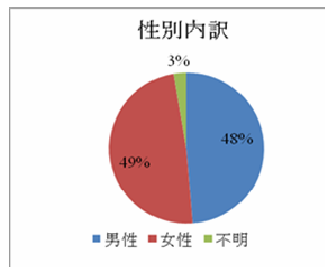
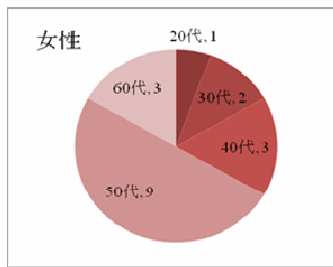
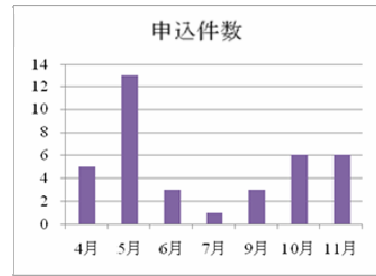
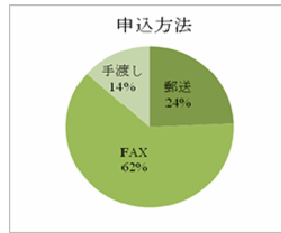
平成18・19年度リーガル・クリニック相談申込内容

土地賃貸借契約		DVD制作契約トラブル		債務整理（過払い金の返還の可否）	
慰謝料問題		Webサイトの著作権		財形貯蓄	
遺言書		明渡問題		時計保証に関して	
遺産相続	2	アルバイト代金		自己破産	
家賃問題（賃貸）		請負工事問題		住宅からの退去	
看護日誌の請求方法		お寺と檀家のトラブル		商標権の侵害	
境界線問題		行政問題		商標登録手続	
金銭貸借	4	金銭貸借問題		相続問題	2
金銭融資問題		近隣問題		損保会社の保険給付問題	
携帯電話の利用料金請求		建造物による電波障害		地位確認請求事件	
嫌がらせ・脅迫問題		死亡した夫の債務		賃貸借契約	3
交通事故		損害賠償		土地建物の戦後補償	
交通事故による損害賠償	3	遺産相続	9	土地建物の保証人問題	
婚姻費用分担金		河川工事の正当性		土地相続	
婚姻無効		会社運営に関する質問		同族株式会社に関する諸問題	
財産による寄与分		金銭貸借		不動産差押え	
住居問題	3	個人情報	3	保佐人の選定	
相続問題	4	雇用問題		郵便貯金返還請求	
損害賠償請求	2	交通事故		養子縁組問題	
土地の無断使用・相続手続		交通事故障害認定		養老保険の配当	
土地問題		広告の合法性		離婚に伴う養育費問題	
賠償責任		行政不服申し立て		連帯保証問題	2
敷金返還					
労働条件					

平成18年度 リーガル・クリニックの実施状況

実施件数：32件 お断り・キャンセル件数：5件
 申込件数：37件

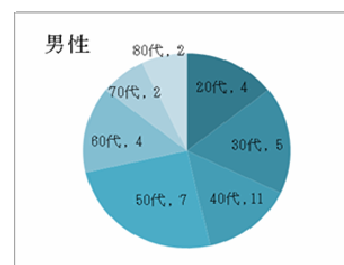
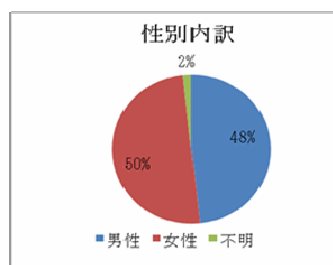
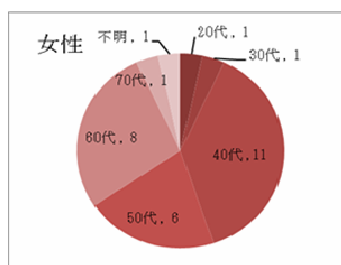
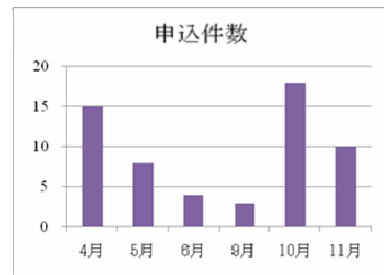
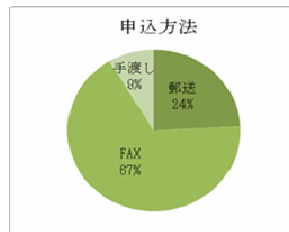
担当弁護士（学生各3名）	
大塚日ケルス	大塚日ケルス
加藤 進一郎	松橋 恵子
伊尾 喜見	伊尾 誠司
中 瑞志	上田 教



平成19年度 リーガル・クリニックの実施状況

実施件数：31件 お断り・キャンセル件数：27件
 申込件数：58件

担当弁護士（学生各3名）	
大塚日ケルス	大塚日ケルス
森 智代	吉田 誠司
加藤 進一郎	松橋 恵子
伊尾 喜見	上田 教



《資料3-2-1-4》予習のために配布した資料の例

平成20年度「民事訴訟実務の基礎」第1回予習レジュメ（体裁は実際のものとは異なる）

第1回（4月11日）民事訴訟における判断の構造、弁論主義の意義、要件事実の意義・機能

1 訴訟物・請求の特定【問題研究1～5頁、第一審解説1～8頁、起案の手引9頁】

Q1. 「訴訟物」とは何か。

Q2. 訴えの提起において、「訴訟物の特定」（「請求の特定」）は必要か。必要だとすれば、なぜ必要か。

Q3. 民事訴訟法133条2項2号の「請求の趣旨及び原因」とは、どのような意味か。この「請求の…原因」と民事訴訟規則53条1項の「請求の原因（請求を特定するのに必要な事実をいう。）」とは同じか違うか。また、この「請求の原因（請求を特定するのに必要な事実をいう。）」と同規則同条項の「請求を理由づける事実」とは、どのように違うか。【同条項の規定につき、Q19も参照】

Q4. 『事件記録』9～11頁の訴状を読んで、この訴訟における訴訟物は何かを考えなさい。また、この訴訟で、訴訟物はいくつあるか。

Q5. 『事件記録』9～11頁の訴状では、どのような方法で請求が特定されているか。

Q6. Xが、Yを被告として、請求の趣旨と請求の原因につき、次のとおり記載した訴状を提出して訴えを提起したとする。

請求の趣旨

「被告は、原告に対し、200万円を支払え。」との判決を求める。

請求の原因

原告は、被告に対して、請求の趣旨記載の金銭を支払うよう求める権利を有しているの
で、その支払を求めるため、本件訴えを提起したものである。

(1) この訴え提起にはどのような問題があるか。【Q3掲記の条文参照】

(2) 裁判所は、この訴状をどのように取り扱うべきか。【民訴法137条、民訴規則56条、第一審解説17～20頁参照】

Q7〔参考問題〕. 甲は、乙を被告として、『原告と被告との間で、原告が別紙物件目録記載の土地の所有権を有することを確認する。』との判決を求める。』という請求の趣旨を記載した訴状を裁判所に提出して訴えを提起したが、訴状に別紙物件目録を添付するのを忘れていた。【起案の手引18頁参照】

(1) この訴え提起にはどのような問題があるか。

(2) 裁判所は、この訴状をどのように取り扱うべきか。

(3) 請求が特定されたことを前提として、この訴えにおける訴訟物は何か。

2 要件事実の意義と機能【問題研究5～17頁、第一審解説7～13頁、24～30頁、34頁、第一巻2～30頁】

(1) 要件事実の意義

Q8. 民事訴訟において、訴訟物についての当事者の主張や裁判所の判断は、どのようにして行われるか。民法等の授業で勉強した「法律要件」と「法律効果」のそれぞれの意味を念頭に置いて、説明しなさい。

Q9. 「要件事実」とは何か。

Q10〔参考問題〕. 「主要事実」とは何か。「主要事実」と「要件事実」とは同じものといえるか。「主要事実」と「間接事実」とはどのような意味で異なるか。

(2) 立証責任（証明責任）とその分配

Q11. 「立証責任」（「証明責任」）とは何か。

Q12. 立証責任の分配の基準に関して、どのような議論があるか。

Q13. 立証責任の分配の基準として実務・通説が採る「法律要件分類説」とはどのようなものか。

(3) 弁論主義の意義・主張責任

Q14. 「弁論主義」は、どのような内容を含むか。【自白につき、Q18も参照】【弁論主義に関する判例につき、百選55～59、A19～A21事件参照。「民事訴訟法総合」の教科書の『ロースクール民事訴訟法第2版』UNIT.8、『ケースブック民事訴訟法第2版』項目14、15も参

照】

Q 1 5. 「主張責任」とは何か。

Q 1 6. 一般に、ある要件事実について主張責任を負う当事者と立証責任を負う当事者とは一致するか。つまり、主張責任の分配の基準と立証責任の分配の基準とは同じか。

(4) 要件事実の機能

Q 1 7. 要件事実とは、ある訴訟物を前提とすると、主張・立証責任の所在に応じ、「請求原因事実」、「抗弁事実」、「再抗弁事実」、「再々抗弁事実」等に整理される。

(1) これらの各事実の意味と機能について説明しなさい。

(2) 自動車の売主である原告が、買主である被告に対して、売買契約に基づいて代金を請求する訴訟で、被告が要素の錯誤による意思表示の無効(民法 95 条本文)を主張し、これに対し原告が被告の重過失(同条但書)を主張し、更にこれに対して被告が原告の悪意(山本敬三『民法講義 I 第 2 版』195 頁、佐久間毅『民法の基礎 1 第 2 版』146 頁、潮見佳男『民法総則講義』170 頁等参照)を主張する場合、訴訟物、ならびに、請求原因、抗弁、再抗弁および再々抗弁の各事実をおおまかに摘示しなさい。

Q 1 8. 請求原因事実、抗弁事実、再抗弁事実等の主張に対する相手方当事者の認否は、どのようにされるか(民訴法 159 条 1 項, 2 項, 民訴規則 79 条 3 項, 80 条 1 項参照)。また、訴訟上の自白の意味と効果について説明しなさい(民訴法 179 条参照)。**【弁論主義につき Q 1 4 参照】**

【問題研究 14~17 頁, 第一審解説 28~30 頁, 起案の手引 49~54, 56, 61 頁, 百選 62~64, A22, A23 事件も参照】

Q 1 9. 要件事実とは、民事訴訟においてどのような役割を果たすか。以上の質問と解答を踏まえて、また、次の事項も手がかりにして、検討しなさい。

[検討の手がかり]

・訴訟代理人弁護士としては、訴状、準備書面(答弁書を含む)を作成したり、証拠を提出したりする際に、どのような意味で要件事実を意識しなければならないか。

…[関連事項] 民事訴訟規則 53 条, 79 条, 80 条, 81 条にいう、「請求を理由づける事実」、「抗弁事実」、「再抗弁事実」、「立証を要する事由」とは、どのような事実を意味するか。同規則 53 条 1 項の「請求の原因(請求を特定するのに必要な事実をいう。)」と「請求を理由づける事実」とは、どのように違うか(Q 3 と同じ問い)。また、これらの規則の規定にある「(当該事実)に関連する事実」とは、どのような事実を意味するか。**【準備書面の記載事項について、民事訴訟法 161 条参照】**

・争点及び証拠の整理に際し、訴訟代理人弁護士や裁判官は、どのような意味で要件事実を意識しなければならないか。

・裁判所は、判決書を書く際に、どのような意味で要件事実を意識しなければならないか。

…[関連事項] 民訴法 253 条 1 項 2 号, 2 項にいう「事実」とはどのような意味か(この「事実」と同条 1 項 1 号の「主文」や 3 号の「理由」との関係にも留意して考えること)。

(なお、判決書に記載される要件事実の内容やその趣旨については、『起案の手引』1~2 頁, 31~56 頁, 89~92 頁, 95 頁, 事実適示記載例集をも参照されたい。「民事訴訟実務の基礎」の授業の最初の段階では、『起案の手引』の当該箇所の解説の意味を十分に理解できないかもしれないが、まず、これらを一読してみて、要件事実の的確な把握が判決書作成のために不可欠であることを認識し、要件事実を学ぶための問題意識を持ってほしい。そして、この授業の進行に応じ、これらの解説の意味を理解できるよう努めてほしい。)

《資料 3-2-1-5》TKC 法科大学院教育研究支援システムの利用について

第 1 条 (利用者の義務)

法曹養成専攻の学生は、TKC 法科大学院教育研究支援システムのサービス(以下「サービス」という。)に関して、以下の行為を行ってはならない。

1. 本学より貸与されたユーザー ID 及びパスワードを他人に譲渡若しくは貸与し、又はその他の方法でサービスを他人のために使用すること
2. 非商業目的の法学教育又は学術研究以外の目的でサービスを使用すること
3. サービスの使用により入手したコンテンツにつき、法学教育目的又は学術研究のための個人

的な使用目的以外の目的で、複製その他の利用を行うこと

4. サービスの使用により入手したすべてのコンテンツを他人に提供し、出版物等に転載し、又は当該「コンテンツ」の複製物を他人に貸与若しくは譲渡すること

5. サービスを使用して、不正アクセス行為、ハッキング若しくはクラッキング行為、又はコンテンツの不正ダウンロード行為（本サービスの使用目的に照らして明らかに異常と認められる分量および頻度のコンテンツのダウンロードをいう。）

をすること

6. サービスを使用して、他人の名誉を毀損し、又は侮辱すること

第2条（違反に対する制裁）

法曹養成専攻の学生が前条各号に該当する行為をしたときは、法曹養成専攻長は、その学生に対するIDの貸与を取り消すことができる。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料3-2-1-6》平成19年度・平成20年度集中講義日程等

平成19年度								
開講期	科目名	履修者数	担当教員	日程	時限	試験実施日	成績発表	
前	国際取引法	13	佐野	9/3(月), 9/4(火), 9/5(水)	2・3・4・5 時限	9/21	10/9	
				9/6(木)	2・3 時限			
	税法事例演習	8	太田	7/7(土)	2・3 時限	9/28	9/28	
				8/13(月)	3・4・5 時限			
				8/14(火)	2・3・4 時限			
	信託法	63	天野(佳)	6/30(土), 7/21(土), 9/1(土)	3・4 時限	9/18	10/9	
8/27(月), 28(火), 29(水), 30(木)				2・3・4 時限				
後	国際法特講	17 (うち, 公共政策教育部 8)	小寺	8/10(金)	3・4 時限	本試験と同期間 (試験日 1/28, 成績発表 3/5)		
				9/12(水)	3・4・5 時限			
				9/13(木)	2・3・4 時限			
				村上(正)	9/18(火), 19(水)			2・3・4 時限

平成20年度						
開講期	科目名	履修者数	担当教員	日程	時限	
前	信託法	43	天野(佳)	8/18(月), 19(火), 20(水), 21(木)	2・3・4 時限	
				8/22(金)	2・3 時限	
	国際法特講	25 (うち, 公共政策教育部 15)	小寺	8/13(水)	3・4 時限	
				9/3(水)	1・2・4 時限	
				9/4(木)	2・4・5 時限	
				村上(正)	8/14(木), 9/5(金), 9/8(月)	3・4 時限

【試験日程予定日】
 信託法：試験：9/2(火) 成績発表：10/1(水)
 国際法特講：試験：9/19(金) 成績発表：10/6(月)

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院において、履修登録ができる科目は、各学期につき20単位、各学年につき36単位を上限としている。【解釈指針3-3-1-1】

最終年次(3年次)については、各学期につき24単位、学年につき44単位(ただし、平成19年度に入学した者については、各学期につき22単位、学年につき40単位)を上限としている。【解釈指針3-3-1-2】

いずれの場合も、そこには再履修する科目並びに履修可能な法政理論専攻及び公共政策教育部の科目の単位数が算入される。ただし、1年次から2年次に進級して再履修する科目については、4単位を限度として、ここには算入しない。【解釈指針3-3-1-3】

また、リサーチ・ペーパーに関しては、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち、別に指定された科目(「リサーチ・ペーパー指定科目」)について、2科目を限度として提出を認められているが、平成20年度入学者より、このリサーチ・ペーパーに関しても履修登録をするものとし、その単位数を上記履修科目登録単位数の上限について算入することとした。なお、リサーチ・ペーパーの履修登録は、原則として、リサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得した後に認められるが、1年次には認められず、2年次については、担当教員の承諾を得たときに限り認められる。また、リサーチ・ペーパー指定科目を3年次後期に履修する場合は、リサーチ・ペーパー指定科目の登録と同時に、リサーチ・ペーパーの履修登録を認めるが、この場合においてリサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得できなかったときは、リサーチ・ペーパーの単位も認められないこととしている。

以上については、履修可能な法政理論専攻及び公共政策教育部の科目、集中講義、エクスターンシップ、リーガル・クリニックを含め、単位を与えるすべての科目が履修科目登録単位数の上限に含まれる《以上につき、資料3-3-1-1「法曹養成専攻履修規程第3条、第4条」、資料3-3-1-2「学年別履修登録単位数の平均」参照》。

なお、本法科大学院では、3年を超える標準修業年限を定めていない。【解釈指針3-3-1-4・該当なし】

《資料3-3-1-1》法曹養成専攻履修規程第3条、第4条(『平成20年度 便覧』[別添資料1-1]21~22頁において学生に周知している)

- | |
|--|
| <p>第3条 科目を履修するには、学年又は学期の初めに履修登録をしなければならない。</p> <p>2 履修登録ができる科目は、各学期につき20単位、各学年につき36単位までとする。ただし、最終学年にあっては、各学期につき24単位、学年につき44単位までとする。</p> <p>3 再履修する科目の単位数は、前項に定める単位数に算入する。ただし、1年次から2年次に進級して再履修する科目については、4単位を限度として、前項に定める単位数に算入しない。</p> <p>4 法政理論専攻との共通科目は、第2項に定める単位数の範囲内で、各学期につき2単位を限</p> |
|--|

度として履修することができる。

- 5 リサーチ・ペーパー指定科目について、リサーチ・ペーパーを提出する場合は、第1項に定める履修登録をしなければならない。この履修登録は、第6項に定める場合を除き、当該リサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得した後に認められる。ただし、リサーチ・ペーパーの履修登録は、1年次には認められず、2年次については、担当教員の承諾を得たときに限り認められる。
- 6 リサーチ・ペーパー指定科目を3年次後期に履修する場合は、リサーチ・ペーパー指定科目の登録と同時に、リサーチ・ペーパーの履修登録が認められる。この場合において、リサーチ・ペーパー指定科目の単位を修得できなかったときは、リサーチ・ペーパーの単位も認められない。
- 7 リサーチ・ペーパーの作成・提出については、別に定める。

第4条 法政理論専攻の科目は4科目8単位、公共政策教育部の科目（専攻長が別に定める科目に限る。以下同じ。）は2科目4単位を、それぞれ限度として履修することができる。

- 2 前項により履修する単位数は、前条第2項の単位数に算入し、修得した単位数は、第9条に定める修了に必要な単位数に算入する。
- 3 法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修しようとする者は、学年又は学期の初めに当該授業科目を担当する教員の許可を得た上、専攻長に届け出なければならない。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料3-3-1-2》学年別履修登録単位数の平均

学年	前期	後期（通年含む）	年度
1年次	14.9単位	17.8単位	32.2単位
2年次	17.7単位	17.8単位	35.4単位
3年次	20.7単位	16.0単位	36.6単位

※休学者を含まない。

履修登録上限数を超過した者はいない。

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院では、法曹に必要な専門的な理論知の習得と法的思考力及び分析力の涵養、実践的活動のための基礎知識や表現力の獲得が十分に図られるよう、各科目の特質に応じて適切な授業方法を用いており、とりわけ、基礎科目及び基幹科目の全科目並びに選択科目のうちの多くの科目で、双方向・多方向式授業を効果的に実践している。すなわち、双方向・多方向式授業においては、優れた理論的能力を有する教員が、問題解決に向かう批判的・原理的検討を、学生との真剣な対話・討議の中で行っており、それらが学生間の議論にも発展し、学生の高い理論的思考力と表現力を磨くことにつながっている。これらは、本法科大学院の基本理念・教育目標（上記1-1-1，1-1-2参照）の具体的実践であり、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹の輩出につながるものといえる。

また、学生が真剣かつ効率的に学習に取り組むことができるよう、授業の予習や復習のための資料の配付、授業外の質疑応答、学習室やデータベースの利用等の環境が整備されており、上記の授業方法とあいまって学生の総合的な法的能力の育成に効果を挙げている。

さらに、本法科大学院の教員は、全国で標準的に用いられているとみられる法科大学院用教科書の多くの編集・執筆に関与しており（具体的には、後記「基準5-1-1に係る状況」《資料5-1-1-8》のとおり）、教員がこれらの教科書を授業で教材として用いることで、授業内容及び予習・復習の指導の充実が図られている。

これらに加え、本法科大学院では、選択科目Ⅰ・Ⅱにおけるリサーチ・ペーパーの制度や、東京・名古屋といった遠隔地を含むエクスターンシップ等の充実した実務選択科目により、創造的な知的探究心の涵養と実務への導入教育とが同時に実践されており、学生は、基礎科目や基幹科目等で習得した知識・能力を基礎として、理論と実務とを架橋する高度な学習を行うことが可能となっている。

そして、教育効果を更に向上させるため、平成18年度から、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生が法科大学院教育補助スタッフとして、法科大学院を修了して採用された助教とともに、法律基本科目の授業のうち未修者1年次に配当される基礎科目や2年次に配当される基幹科目における未修者への対応を中心として、授業に出席し、学生からの質問、相談等に対応する体制を整備している。この制度は、学生にとって非常に有益なものであることはもちろんであるが、これらのスタッフや助教が将来法科大学院において教員として法曹養成教育を担う存在になるであろうこと（前記第1章2参照）を考えると、教える側に立った教育方法の訓練としても有意義である。

基礎科目及び基幹科目の授業における1クラスの人数については、平成18年度から民事訴訟法総合1及び民事訴訟法総合2，平成20年度から民法総合1，商法総合1及び商法総合2で50名程度とし、また、基礎科目を中心に上記のようなスタッフによる質問・相談等の体制を整えているところであるが、更に高度な教育を実施するために、科目の特質に応じて、クラス人数の適正化を含め、より効果的な教育方法の開発に努めたいと考えている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 成績評価においては、実習を中心とする科目及びリサーチ・ペーパーを除き、100点を満点とし、60点以上を合格としている。成績は、下表の成績基準に基づき点数（素点）により評価しており、その点数が該当する成績区分（A⁺、A等）を併記し、かつ、各成績区分を下表記載の評点（5、4、3、2、1、0）に換算し、評点平均を算出している。ただし、合否による成績評価及び入学前に大学院において履修した科目について修得した単位で本専攻における選択科目Ⅰ又は選択科目Ⅱの履修により修得したものとみなす科目の成績評価は、評点平均の計算に含めない（以上について、法曹養成専攻履修規程第6条《資料4-1-1-1》）。この評点平均の算出は、平成19年度に入学した法学未修者及び平成20年度に入学した法学既修者から、成績評価をより適正に行うために開始したものである。

成績区分	点数	評点	成績基準
A ⁺	85～100	5	当該科目の学修目標を十分に又はそれを超えて達成しており、非常に優れている。
A	80～84	4	当該科目の学修目標を達成しており、優れている。
B	75～79	3	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しており、いくつかの評価事項について優れた成果を示している。
C	70～74	2	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しているが、いくつかの評価事項については最低限の水準を満たすにとどまる。
D	60～69	1	ほとんどの評価事項について、当該科目の学修目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。

F	0～59	0	当該科目の学修目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である。
---	------	---	--

評点平均（端数については、小数第2位を切り捨てる）

$$= (A^+ \text{評価の科目数} \times 5 + A \text{評価の科目数} \times 4 + B \text{評価の科目数} \times 3 + C \text{評価の科目数} \times 2 + D \text{評価の科目数} \times 1 + F \text{評価の科目数} \times 0) \div A^+ \text{から} F \text{評価の科目の総数}$$

各科目の評価の方法については、便覧・シラバスに掲載している《別添資料1-2の各科目シラバスの「成績評価方法等」の項（考慮要素をも記載している）及び資料4-1-1-2を参照》。さらに、法曹養成専攻の教務事項の申し合わせにより、初回の授業でこれについて説明を行うことにしており、評価基準及び評価の方法のいずれについても学生に予め周知している《資料4-1-1-2》。

合格者の成績分布については、法曹養成専攻の教務事項についての申し合わせにより、一定の基準を設けている《別添資料1-3-2参照》。また、同一科目について複数クラスを設けている場合には、担当者間で調整を行い、クラス間での統一を図っている。【解釈指針4-1-1-1】

(2) 当該成績基準に従って成績評価が行われていることを確保するため、法曹養成専攻の教務事項についての申し合わせにより、D又はFの判定を受けた学生から問い合わせがあった場合には、各科目担当者が説明を行うことにしている《資料4-1-1-2》。筆記試験採点の際には、採点者たる担当教員に対する受験者の匿名性が完全に確保されている《別添資料7「平成20年度教務事項に関する手引き」8頁参照》。

成績評価の基準及び成績分布の基準については、教務事項についての申し合わせに明記しているほか、各学期において試験の採点を依頼する際に、担当教員に通知することにより、周知徹底を図っている。

また、科目間や担当者間の採点分布に関するデータは関係教員の間で共有され、それについて教員間で意見交換の場も設けている。具体的には、各学期ごとに、法学研究科教授会、専攻会議及び教員懇談会で科目別成績分布一覧表が資料として配付され、欠席者にも個別に交付されている（後記「基準5-1-1に係る状況」参照）《別添資料2-1》。【解釈指針4-1-1-2】

(3) 成績評価の結果は、各科目についての担当教員の講評とともに、履修者が5名以下である科目を除く諸科目の成績分布を学生に対してTKC法科大学院教育研究システムに掲載して公表している《別添資料2-2》。【解釈指針4-1-1-3】

(4) 多くの科目で期末に筆記試験を行っており《平成19年度の全科目の試験問題について、別添資料9のとおり》、筆記試験の時間割を作成するに際しては、同日に多くの必修科目が配置されないようにするなどの配慮をしている《別添資料8参照》。また、やむを得ない事情により筆記試験を受けることができなかつたと専攻長が認める場合には、追試験を受けることができ《資料4-1-1-3①、資料4-1-1-3②》、その場合の成績判定は、通常の試験と同様に行うこととなっている《資料4-1-1-2、資料4-1-1-3③》。【解釈指針4-1-1-4】

なお、成績不良者を対象とするいわゆる再試験は実施していない。

《資料4-1-1-1》法曹養成専攻履修規程第6条

第6条 成績評価は、100点を満点、60点を合格点として、別表に定める成績区分及び基準に基づき、点数により行う。ただし、実習を中心とする科目及びリサーチ・ペーパーの評価は合否による。

2 各成績区分を別表に定める評点に換算し、別に定める計算の方法により、評点平均を算出する。合否による成績評価及び第4条の2により単位を修得したものとみなす科目の成績評価は、評点平均の計算に含めない。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料4-1-1-2》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕10～12頁より

「2 教育課程の概要」「(10) 成績評価・追加試験等」の部分を抜粋

(10) 成績評価・追加試験等

① 成績評価の方法

本法科大学院における成績評価は、授業の形式に応じて適切な方法により厳正に行われる。成績評価については、主に、以下の方法によるが、各科目の方針についてはシラバスに記載されているので、十分に留意すること。

双方向・多方向形式の授業においては、期末に筆記試験を実施するとともに、授業における学習状況を平常点として評価する。平常点の評価は、出席状況、授業への参加の姿勢、発揮された理解力や表現力、与えられた課題への取組み、随時実施される小テストの成績などにより行う。筆記試験の評価は、知識の習得状況、法的問題点の理解や整理の能力、適切な論理構成による論証力、文章の構成能力や表現力などの観点から行う。

講義形式の授業では筆記試験の成績、演習形式や実務選択科目などでは平常点の成績を中心に成績評価を行う。後者においては、レポートの提出を求める場合もある。

なお、いずれの授業形式においても、授業への出席と積極的参加が重視されるので、シラバスに記載されている出席要件について、十分に留意すること。

② 成績評価の基準及び評点平均

成績評価は、100点を満点、60点以上を合格として、下表に定める成績区分及び基準に基づき、点数により行う。ただし、リサーチ・ペーパーおよび実習を中心とする科目については、合否による成績評価を行うので、シラバスにて確認すること。

なお、平成20年度以後に入学した者及び平成19年度入学法学未修者については、進級及び修了要件において、評点平均(計算方法については下記参照)を用いるので、成績表で確認すること。

成績区分	点数	評点	成績基準
A ⁺	85～100	5	当該科目の学修目標を十分に又はそれを超えて達成しており、非常に優れている。
A	80～84	4	当該科目の学修目標を達成しており、優れている。
B	75～79	3	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しており、いくつかの評価事項について優れた成果を示している。
C	70～74	2	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しているが、いくつかの評価事項については最低限の水準を満たすにとどまる。
D	60～69	1	ほとんどの評価事項について、当該科目の学修目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。
F	0～59	0	当該科目の学修目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である。

【評点平均の計算方法】

評点平均 = (A⁺評価の科目数 × 5 + A 評価の科目数 × 4 + B 評価の科目数 × 3 + C 評価の科目数 ×

$(2 + D \text{ 評価の科目数} \times 1 + F \text{ 評価の科目数} \times 0) \div A^+ \text{ から F 評価の科目の総数}$

- ・ 端数については、小数第2位を切り捨てる。
- ・ 可否による成績評価及び履修規程第4条の2により単位を修得したものとみなす科目の成績評価は算入しない。
- ・ 修了または進級ができなかった場合には、当該年度のC、DおよびF評価の科目の単位及び成績は無効とし、翌年度以降の評点平均の計算には含めない。

③ 単位認定辞退

基礎科目及び基幹科目を除き、履修登録を行った科目について、単位の認定を求めない場合には、各学期の指定する時期に専攻長に届け出なければならない。届け出された科目については、成績評価を行わないが、履修登録自体を取り消すものではないので、履修登録の上限の計算には含まれる。

④ 追試験

やむを得ない事情により筆記試験を受けることができなかつたと専攻長が認める場合には、追試験を受けることができる。この場合の成績判定は、通常の試験の場合と同様に行う。

なお、詳細については後掲「法科大学院における追試験の実施について」を参照のこと。

⑤ 成績評価に関する問い合わせ

D又はFの判定を受けた科目については、成績に関して担当教員に問い合わせることができる。希望者は、成績表発表日当日、担当教員にメールにて申し出ること。

⑥ 再履修

D、F又は不合格の判定を受けた科目、履修登録をしたが単位の認定の辞退を届け出た科目については、次年度以降に再履修を認める。再履修の結果、その点数評価が当初の評価に満たないとき、又は再度不合格の判定を受けたときは、再履修したことを成績表に明記した上で、当初の評価をもって、その科目の成績とする。

《資料4-1-1-3①》法曹養成専攻履修規程第5条第4項

第5条

- 4 やむを得ない事情により筆記試験を受けることができなかつたと専攻長が認めた科目については、追試験を受けることができる。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料4-1-1-3②》法科大学院における追試験の実施について(『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕40頁において学生に周知している)

1. 対象となる科目

法科大学院において開講されている科目(公共政策教育部との共通科目を含む。)

2. 受験資格

法科大学院生のうち、やむをえない事情で筆記試験を受けることができなかつたと専攻長が認めた者

・ 該当する例

① 本人又はその家族の病気

医師が発行する診断書で、試験当日に安静療養が必要である旨の記載があるものを提出すること。また、家族が病気の場合には、本人が看護しなければならない理由を記した書面をあわせて提出すること。

② 配偶者又は2親等内の親族の死去による忌引

- ・ 死亡日から起算して、配偶者又は1親等の親族の死去の場合は7日以内(日曜日及び国民の祝日を含む。以下同じ。)、2親等の親族の死去の場合は5日以内を適用期間とする。
- ・ 死亡に関する公的証明書の写しを提出すること。

③ 交通機関の不通又は大幅な遅延

- ・ 大学に届出のある住所地から大学まで標準的に利用されると考えられる交通機関が不通

となり、または30分以上遅延した場合をいう。

ただし、自家用車を利用したために交通渋滞等により遅延した場合は対象としない。

- ・交通機関の発行する遅延証明書を提出すること。

3. 受験資格の認定

(1) 追試験を受験しようとする者は、すみやかに、2. に定める受験資格を有することの認定（以下、「受験資格認定」という。）を受けるために必要な書類を添えて、大学院掛に申し出ること。なお、申出の期限は、最終試験日の翌日（ただし、土・日曜日、国民の祝日を除く。）までとする。

(2) 受験資格認定の結果は、追って本人に通知する。

4. 試験の時間割

受験資格認定の後、すみやかに掲示する。

《資料4-1-1-3③》平成19年度追試験実施状況

	日程	科目名	日程	科目名
前期	8/20（月）	民法総合3 刑事訴訟実務の基礎	8/21（火）	公法総合3 現代ドイツ法政理論 消費者法
後期	2/20（水）	商法総合2 民事訴訟法総合1	2/21（木）	民法総合2 法曹倫理 労働法2

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4-1-2 に係る状況)

学生は、本研究科法政理論専攻の科目を4科目8単位まで、また、公共政策教育部の科目を2科目4単位まで履修することができる(法曹養成専攻履修規程第4条)《資料4-1-2-1》。いずれの科目も、法学及びその隣接領域の科目であり《資料4-1-2-2参照》、本法科大学院としての教育課程の一体性を損なうものではないし、その成績評価は本法科大学院の評価基準に基づいて行われている。

このほか、法学未修者については、入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位を本法科大学院における選択科目Ⅰ又は選択科目Ⅱの履修により修得したものとみなすことがあるが、その限度は10単位と最小限に抑えられるとともに、本法科大学院において、対応する科目が開講されている限りで認められる(法曹養成専攻履修規程第4条の2)《資料4-1-2-1, 資料4-1-2-3》。この認定は、関係科目の担当教員による慎重な検討に基づき、専攻会議において行われる。

これまでの実例としては、3名について2～8単位の修得を認めたことがあるのみである。

《資料4-1-2-1》法曹養成専攻履修規程第4条, 第4条の2, 第10条第3項

第4条 法政理論専攻の科目は4科目8単位、公共政策教育部の科目(専攻長が別に定める科目に限る。以下同じ。)は2科目4単位を、それぞれ限度として履修することができる。

2 前項により履修する単位数は、前条第2項の単位数に算入し、修得した単位数は、第9条に定める修了に必要な単位数に算入する。

3 法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修しようとする者は、学年又は学期の初めに当該授業科目を担当する教員の許可を得た上、専攻長に届け出なければならない。

第4条の2 入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、専攻会議の議を経て、10単位を限度に、本専攻における選択科目Ⅰ又は選択科目Ⅱの履修により修得したものとみなすことがある。これによって修得したとみなされた単位は、第9条に定める修了に必要な単位数に算入するが、第2条第2項に定める必要修得単位数には算入しない。

第10条

3 第4条の2は、法学既修者に適用しない。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料4-1-2-2》平成20年度 法政理論専攻修士課程及び公共政策教育部授業科目一覧(『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕65～70頁で学生に周知している。)

法政理論専攻修士課程

専門研究分野	学科目	担当教員	毎週時間数			単位	備考
			前期	後期	通年		
基礎法学	日本法史	伊藤(之)			2	4	
	西洋法史	河上			2	4	

専門研究分野	学科目	担当教員	毎週時間数			単位	備考
			前期	後期	通年		
専門研究分野	ローマ法	林			2	4	
	東洋法史	寺田			2	4	
	法哲学	亀本			2	4	
	法思想史						開講せず
	法社会学	船越			2	4	
	英米法	木南			2	4	
	ドイツ法A	服部	2			2	
	ドイツ法B	服部		2		2	
	フランス法A	横山	2			2	
	フランス法B	横山		2		2	
	中国法						開講せず
公法	憲法1	土井			2	4	
	憲法2	毛利			2	4	
	憲法3	大石			2	4	
	行政法1	高木			2	4	
	行政法2	芝池			2	4	
	行政法3	岡村(周)			2	4	
	財政法	岡村(忠)			2	4	
	国際法1	酒井			2	4	
	国際法2	浅田			2	4	
	国際機構法	位田			2	4	
	民刑事法	民法1	錦織			2	4
民法2		松岡			2	4	
民法3		潮見			2	4	
民法4		山本(敬)			2	4	
民法5		佐久間			2	4	
商法1		北村			2	4	
商法2		洲崎			2	4	
商法3		前田			2	4	
経済法A		川濱	2			2	法曹養成専攻との共通科目
経済法B		川濱		2		2	
労働法A		村中	2			2	法曹養成専攻との共通科目
労働法B		村中		2		2	
社会保障法		稲森		4		4	
民事手続法1		徳田			2	4	
民事手続法2A		山本(克)	2			2	法曹養成専攻との共通科目
民事手続法2B		山本(克)		2		2	
民事手続法3		笠井			2	4	
国際私法		中西(康)			2	4	
国際取引法							開講せず
刑法1		高山			2	4	
刑法2		塩見			2	4	
刑事手続法	酒巻			2	4		
刑事学	吉岡			2	4		
政治学	政治学	的場			2	4	
	政治思想史	小野			2	4	

専門研究分野	学科目	担当教員	毎週時間数			単位	備考
			前期	後期	通年		
	政治史	唐渡			2	4	
	日本政治外交史	伊藤（之）			2	4	
	国際政治学	中西（寛）			2	4	
	国際政治経済分析	鈴木			2	4	
	比較政治学	島田			2	4	
	アメリカ政治	待鳥			2	4	
	政治過程論	新川			2	4	
	行政学	秋月			2	4	
	公共政策	真淵			2	4	
	政治学特講						開講せず

特別科目

学科目	担当教員	毎週時間数			単位	備考
		前期	後期	通年		
アカデミック・ライティング	オットマン	2			2	

公共政策教育部

学科目名	単位数	教員名			備考	
		前期	後期	通年		
基本科目	公共政策論	4	大石, 秋月, 西村（周）, 田尾			履修不可
	行政システム	2	真淵			
	現代規範理論	2	小野			
	経済統計	2	早川			
	ミクロ経済学	2	小島			
	マクロ経済学	2	遊喜			
	財政システム	2	諸富			
	立法システム	2		大石		
	私法秩序論	2	橋本			履修不可
	政策分析のための統計基礎	2		浅野		
	会計学	2	徳賀			
	経済政策	2	今久保			
	組織の経済学	2	菊谷			
専門基礎科目	政策決定過程論	2	新川（敏）			
	立法政策・技術	2		岩本（安）		
	公共管理論	2		田尾		
	情報管理論	2	毛利			法科大学院と共通
	危機管理論	2		林（春）, 牧		
実践科目	グローバルガバナンス	2	位田, 中西（寛）			
	ContemporaryIssues 1	2	マクドゥガル			
	ContemporaryIssues 2	2		オットマン		
	ProfessionalWriting	2	オットマン			
	EnglishPresentation	2		オットマン		
英語情報分析	2	中西（寛）				

学科目名	単位数	教員名			備考
		前期	後期	通年	
外国報道の分析	2		ヤルナヅフ		
交渉術	2		仁木		
政策企画立案の技術	2	楠			
統計基礎理論	2	松井			
政治哲学古典講読	2		小野		
公共経済学	2	吉田			
地方自治法制	2	今仲			法科大学院と 共通
中央銀行論	2		早川		
特許政策	2		松田		
国際租税政策	2	岡村（忠）			
国際企業法務	2		増田		履修不可
企業制度論	2		森本		履修不可
国際安全保障法	2		浅田		
国際法	2	浅田			
国際行政制度	2	位田			
国際法・人と活動	2	村上，小寺			法科大学院と 共通
国際災害復興支援	2		非常勤		
予算と政策分析	2	楠			
地方行政実務	2		秋月ほか		
現代政党論	2		的場		
安全保障論	2		中西（寛）		
日本政治外交	2	伊藤（之）			
ヨーロッパ政治	2	唐渡			
省庁間関係	2	佐伯，秋月			
政策分析の方法	2		真淵		
メディアポリティックス	2	坪井			
選挙と政治	2		品田		
現代アメリカ政治	2		待鳥		
国際政治経済分析	2	鈴木			
国際経済政策	2	岩本（武）			
都市・地域計画	2	古倉			法科大学院と 共通
金融政策	2	早川			
通商産業政策	2	佐伯			
環境政策	2	一方井			
農林水産政策	2	大杉			
文教科学政策	2		木谷，里見		
地方財政政策	2		諸富		
地域開発政策	2		岡田		
競争政策	2	依田			
国際エネルギー資源論	2		手塚		
公会計	2	山本（清）			
市民参加論	2		新川（達）		
意思決定論	2		松井		

学科目名	単位数	教員名			備考
		前期	後期	通年	
公務員法制	2		今仲		
産学官連携論	2	中森			
地域産業政策	2	児玉			
少子高齢化の経済分析	2		金子		
自治体法務と行政法	2		今仲		
教育政策学	2		高見		
経済統合政策	2		今久保		
日本経済・財政の計量分析	2	北浦			
マクロ経済の実証分析	2	金子			
制度・組織分析	2		菊谷		
情報公開と個人情報保護の実務	2		湖海		法科大学院と共通
事例研究	ケーススタディ金融政策	2		非常勤	履修不可
	ケーススタディ国際開発・支援実務	2		宮崎	
	ケーススタディ環境国際関係実務	2		一方井	
	ケーススタディ国際文化交流	2		西澤	
	ケーススタディNPOの理念と活動分析	2	深尾, 吉田		
	ケーススタディ省庁間関係	2		佐伯	
	ケーススタディ予算と政策分析	2		楠	
	ケーススタディ地方行政分析	2	稲継		
	ケーススタディ国際通商政策	2		佐伯	
	ケーススタディ自治体の政策形成と政策評価	2	今仲		
	ケーススタディ政策の立案	2		楠	
	ケーススタディ地域産業政策	2	児玉		
	ケーススタディ国土整備・都市再生	2	丸谷		
	ターム・ペーパー	2			
	インターンシップ	2			
リサーチ・ペーパー	6			履修不可	

《資料4-1-2-3》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕12頁より「2教育課程の概要」の「(12)入学前の既修得単位」の部分抜粋

(12) 入学前の既修得単位

法学未修者が入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、10単位を限度に、本専攻における選択科目Ⅰ又は選択科目Ⅱの履修により修得したものとみなすことができるので、学年の初めに大学院掛で申請を行うこと。

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）

本法科大学院では、次の進級要件により、進級制を採用している。【解釈指針 4-1-3-1】【解釈指針 4-1-3-2・該当なし】

① 1年次から2年次に進級するためには、法学未修者については、1年以上在籍し、基礎科目について24単位以上を修得したことを必要とする。ただし、基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない（法曹養成専攻履修規程8条1項）。法学既修者については、これらの要件が満たされたものとみなされる（同規程10条1項）。

② 2年次から3年次に進級するためには、法学未修者については、2年以上在籍し、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき20単位以上を修得したことを必要とする。ただし、基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない（同規程8条2項）。法学既修者については、1年以上在籍し、基幹科目について20単位以上を修得したことを必要とする。ただし、基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない（同規程10条4項、8条2項）。

③ 進級又は修了を認められない者が当該年度に履修した科目のうち、C（70～74点の成績評価）又はD（60～69点の成績評価）の判定を受けた科目の単位は無効とする（同規程11条1項）。病気休学その他の特別の事情があると認められる場合を除き、同一年次の在籍は2年を限度とする（同規程11条2項）。

なお、進級制は平成16年度の法科大学院設置以来設けられているが、法学未修者のうち平成19年度以後に入学した者及び法学既修者のうち平成20年度以後に入学した者について、成績評価をより適正に行うために評点制を採用したこと（基準4-1-1に係る状況参照）に伴って上記のように進級要件を変更している。

この進級制の内容は、法曹養成専攻履修規程において定められ《資料4-1-3-1》、便覧に記載されることにより学生に周知されている《資料4-1-3-1、4-1-3-2》。

《資料4-1-3-1》法曹養成専攻履修規程第8条、第10条、第11条、附則第4条（『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕23～24頁で学生に周知している。）

第8条 1年以上在籍して、基礎科目につき24単位以上を修得した者は、2年次に進級するものとする。ただし、基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

2 2年以上在籍して、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき20単位以上を修得した者は、3年次に進級するものとする。ただし、基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

第10条 専門職大学院設置基準第25条第1項にいう法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下、「法学既修者」という。）は、1年在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者が、第4条第1項により法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修し修得した単位は、同条第2項の規定にかかわらず、4単位を限度に、第9条に定める修了に必要な単位数に算入する。

- 3 第4条の2は、法学既修者に適用しない。
- 4 法学既修者については、第8条第2項中「基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均」とあるのは、「基幹科目の評点平均」と読み替えるものとする。

第11条 第8条第1項若しくは第2項により進級を認められない者又は第9条若しくは第10条第4項により修了を認められない者が当該年度に履修した科目のうち、C又はDの判定を受けた科目の単位は無効とする。

- 2 同一年次の在籍は2年を限度とする。ただし、病気休学その他の特別の事情があるときは、専攻会議の議を経て、2年を超えて在籍を許可することがある。

附則

第4条 改正後の第6条、第8条、第9条及び第10条第4項は、この規程の施行の日以後に入学した者から適用し、同日より前に入学した者については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

- 2 法学既修者については、前項中「この規程の施行の日」とあるのは、「この規程の施行の日から1年を経過した日」と読み替える。

(出典：大学院法学研究科規程集)

【平成19年2月22日改正（同年4月1日施行）前】

第8条 1年以上在籍して、基礎科目につき16単位以上を修得した者は、2年次に進級するものとする。ただし、D判定の基礎科目が4科目以上あるときは、進級を認めない。

- 2 2年以上在籍して、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき18単位以上を修得した者は、3年次に進級するものとする。ただし、基礎科目及び基幹科目のいずれかにつきD判定の科目が4科目以上あるときは、進級を認めない。

第10条 専門職大学院設置基準第25条第1項にいう法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下、「法学既修者」という。）は、1年在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

- 2 法学既修者が、第4条第1項により法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修し修得した単位は、同条第2項の規定にかかわらず、4単位を限度に、第9条に定める修了に必要な単位数に算入する。
- 3 第4条の2は、法学既修者に適用しない。
- 4 法学既修者については、D判定の基幹科目が4科目以上あるとき、又は履修したすべての科目につきD判定の科目が7科目以上あるときは、課程の修了を認めない。

《資料4-1-3-2》『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕12～14頁より「2教育課程の概要」の「(13)進級要件・修了要件等」の部分を抜粋

(13) 進級要件・修了要件等

入学年度、法学未修者・既修者により、対応する要件が異なるので、注意すること。

① 平成20年度入学者及び平成19年度入学法学未修者

1) 進級要件と原級留置・在学年限

1年次から2年次に進級するためには、1年以上在籍して、基礎科目につき24単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

2年次から3年次に進級するためには、2年以上在籍して、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき20単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均が2.0に満たないときは、進級を認めない。

病気休学など特別な事情があると認められる場合を除き、同一年次の在籍は2年を限度とする。

2) 修了要件

3年以上在籍して、必修科目等の必要修得単位を含む96単位以上を修得すれば、課程を修了する。ただし、基幹科目の評点平均又は基礎科目以外の科目（法政理論専攻の科目、公共政策教育部の科目を含む。）の評点平均が2.0に満たないときは、修了を認めない。

なお、法学既修者は、1年間在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

3) 原級留置の場合の単位取扱い

進級または修了を認められない者が、当該年度に履修した科目のうち、C、D及びF評価の科目の単位及び成績は無効とし、翌年度以降の評点平均の計算には含めない。

②平成19年度入学法学既修者及び平成18年度以前に入学した者

1) 進級要件と原級留置・在学年限

1年次から2年次に進級するためには、1年以上在籍して、基礎科目につき16単位以上を修得しなければならない。ただし、このうちD判定の科目が4科目以上ある場合には、進級を認めない。

2年次から3年次に進級するためには、2年以上在籍して、基礎科目のすべての単位を修得し、かつ、基幹科目につき、18単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目及び基幹科目のいずれかについてD判定の科目が4科目以上ある場合には、進級を認めない。

病気休学など特別な事情があると認められる場合を除き、同一年次の在籍は2年を限度とする。

2) 修了要件

3年以上在籍して、必修科目等の必要修得単位を含む94単位以上を修得すれば、課程を修了する。ただし、D判定の基幹科目が4科目以上ある場合、または、履修したすべての科目につきD判定の科目が10科目（法学既修者の場合は7科目）以上ある場合には、修了を認めない。

なお、法学既修者は、1年間在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

3) 原級留置の場合の単位取扱い

進級または修了を認められない者が、当該年度に履修した科目のうち、C又はDの判定を受けた科目の単位は無効とする。ただし、平成16年度入学者については、この限りでない。

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア公法系科目8単位

イ民事系科目24単位

ウ刑事系科目10単位

エ法律実務基礎科目6単位

オ基礎法学・隣接科目4単位

カ展開・先端科目12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

- (1) 法曹養成専攻の課程の修了には, 3年以上在籍し, 平成18年度以前に入学した者

(平成19年度に入学した法学既修者を含む。以下同じ。)については、必要修得単位を含む94単位以上(法曹養成専攻履修規程旧9条本文)、法学未修者のうち平成19年度以後に入学した者及び法学既修者のうち平成20年度以後に入学した者については、必要修得単位を含む96単位以上を修得したことを必要とする(法曹養成専攻履修規程9条本文。入学年度により必要修得単位数が異なるのは、平成19年度より、基礎科目として「行政法の基礎」(2単位)を追加したことによる)。【解釈指針4-2-1-1】

ただし、平成18年度以前に入学した者については、D判定(60~69点の成績評価)の基幹科目が4科目以上あるとき、又は、履修したすべての科目につきD判定の科目が10科目(既修者については7科目)以上あるときは、修了を認めないこととしており(法曹養成専攻履修規程旧9条但書、旧10条4項)、また、法学未修者のうち平成19年度以後に入学した者及び法学既修者のうち平成20年度以後に入学した者については、基準4-1-1で述べたように評点制度を導入したことに伴い、基幹科目の評点平均又は基礎科目以外の科目の評点平均が2.0に満たないときは、修了を認めないこととしている(法曹養成専攻履修規程9条但書)《資料4-2-1-1。以下、同規程について同資料参照》。

(ア)教育上有益であるとの観点から、法政理論専攻又は公共政策教育部の科目について履修した単位を、次のように法曹養成専攻における科目の履修により修得したものとみなすこととしている。法学未修者は、法政理論専攻の科目は4科目8単位、公共政策教育部の科目(専攻長が別に定める科目に限る。以下同じ。この専攻長の定めにより履修できる科目は、前掲《資料4-1-2-2》の「備考」欄に「履修不可」とあるもの以外の科目である。)は2科目4単位を、それぞれ限度として履修することができ、これによって修得した単位数は、法曹養成専攻の課程の修了に必要な単位数に算入される(同規程4条1項・2項)。法学既修者は、法政理論専攻の科目は4科目8単位、公共政策教育部の科目は2科目4単位を、それぞれ限度として履修することができるが、これによって修得した単位で修了に必要な単位数に算入されるのは、4単位を限度とされている(同規程10条2項)。

(イ)教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、入学前に大学院において履修した科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、10単位を限度に、法曹養成専攻における選択科目Ⅰ又は選択科目Ⅱの履修により修得したものとみなすことがある(同規程4条の2)。この認定は、関係科目の担当教員による慎重な検討に基づき、専攻会議において行われる(上記4-1-2参照)。この単位は修了要件単位数に算入される。なお、この取扱いは、法学既修者には認められない(同規程10条3項)。

(ウ)法学既修者は、1年在籍して、基礎科目のすべての単位(平成19年度以前に入学した者については26単位、平成20年度以後に入学した者については28単位。なお、修了のために修得が必要な総単位数は、上記のようにそれぞれ94単位と96単位である)を修得したものとみなされる(同規程10条1項)。ただし、平成18年度以前に入学した者について、D判定の基幹科目が4科目以上あるとき、又は履修したすべての科目につきD判定の科目が7科目以上あるとき(同規程旧10条4項)、法学未修者のうち平成19年度以後に入学した者及び法学既修者のうち平成20年度以後に入学した者について、基幹科目の評点平均又は基礎科目の評点平均が2.0に満たないときは、課程の修了を認め

られない（同規程9条，10条4項）。

（2）法学未修者についての修了要件として，アからカまでに定める授業科目についての単位数は次の通りである（入学年度により異なるのは，平成19年度より，基礎科目として「行政法の基礎」（2単位）を追加したことによる）。

ア 公法系科目	10単位	（平成18年度以前の入学者）
	12単位	（平成19年度入学以降の入学者）
イ 民事系科目	30単位	
ウ 刑事系科目	12単位	
エ 法律実務基礎科目	10単位	
オ 基礎法学・隣接科目	4単位	
カ 展開・先端科目	12単位	

法学既修者についての修了要件として，アからカまでに定める授業科目についての単位数は次の通りである。

ア 公法系科目	6単位
イ 民事系科目	14単位
ウ 刑事系科目	6単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

（3）平成18年度以前に入学した者については，法律基本科目は52単位であるから（法学既修者について修得したとみなされる法律基本科目の単位数を含む。本項において，以下同じ），修了要件単位数94単位を満たすためには，法律基本科目以外の科目は42単位の修得が必要となり，これは修了要件単位数の3分の1以上となっている。また，法学未修者のうち平成19年度以後に入学した者及び法学既修者のうち平成20年度以後に入学した者についても，法律基本科目は54単位であるから，修了要件単位数96単位を満たすためには，法律基本科目以外の科目はやはり42単位の修得が必要となり，同じく修了要件単位数の3分の1以上となっている。

なお，選択科目の中に，内容的に法律基本科目に当たるものは存在しない（上記2-1-2参照）。【解釈指針4-2-1-2】

《資料4-2-1-1》法曹養成専攻履修規程第1条，第2条，第4条，第4条の2，第9条，第10条，第11条，附則第4条

<p>第1条 法曹養成専攻の授業科目は，以下の区分により開設する。</p> <p>一 基礎科目（憲法，行政法，刑法，刑事訴訟法，民法，商法，民事訴訟法に関する基礎的内容の科目）</p> <p>二 基幹科目（前号に掲げる各法分野に関するより専門的・応用的な内容の科目，並びに法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基本的内容の科目）</p> <p>三 実務選択科目（法律実務に関するより専門的内容の科目及び実習科目）</p>

四 選択科目Ⅰ（基礎法学又は法学と関連を有する分野の科目）

五 選択科目Ⅱ（先端的な法領域その他実定法の多様な分野に関する科目）

2 前項の定めに基づき各年度に開講する科目，その単位数，配当時期及び授業時間数は，別に定める。

第2条 基礎科目及び基幹科目は必修とする。

2 実務選択科目，選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱは選択必修とし，実務選択科目から2単位以上，選択科目Ⅰから4単位以上，選択科目Ⅱから12単位以上を修得しなければならない。

3 選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱのうち，別に指定された科目（以下「リサーチ・ペーパー指定科目」という。）については，2科目を限度として，リサーチ・ペーパーを提出することができる。リサーチ・ペーパーについて合格の判定を得たときは，2単位を与える。この単位は，第9条に定める修了に必要な単位数に算入するが，前項に定める必要修得単位数には算入しない。

第4条 法政理論専攻の科目は4科目8単位，公共政策教育部の科目（専攻長が別に定める科目に限る。以下同じ。）は2科目4単位を，それぞれ限度として履修することができる。

2 前項により履修する単位数は，前条第2項の単位数に算入し，修得した単位数は，第9条に定める修了に必要な単位数に算入する。

3 法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修しようとする者は，学年又は学期の初めに当該授業科目を担当する教員の許可を得た上，専攻長に届け出なければならない。

第4条の2 入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は，専攻会議の議を経て，10単位を限度に，本専攻における選択科目Ⅰ又は選択科目Ⅱの履修により修得したものとみなすことがある。これによって修得したとみなされた単位は，第9条に定める修了に必要な単位数に算入するが，第2条第2項に定める必要修得単位数には算入しない。

第9条 3年以上在籍し，第2条に定める必要修得単位を含む96単位以上を修得した者は，課程を修了したものとする。ただし，基幹科目の評点平均又は基礎科目以外の科目の評点平均が2.0に満たないときは，修了を認めない。

第10条 専門職大学院設置基準第25条第1項にいう法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下，「法学既修者」という。）は，1年在籍して，基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者が，第4条第1項により法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修し修得した単位は，同条第2項の規定にかかわらず，4単位を限度に，第9条に定める修了に必要な単位数に算入する。

3 第4条の2は，法学既修者に適用しない。

4 法学既修者については，第8条第2項中「基礎科目の評点平均又は基幹科目の評点平均」とあるのは，「基幹科目の評点平均」と読み替えるものとする。

第11条 第8条第1項若しくは第2項により進級を認められない者又は第9条若しくは第10条第4項により修了を認められない者が当該年度に履修した科目のうち，C又はDの判定を受けた科目の単位は無効とする。

2 同一年次の在籍は2年を限度とする。ただし，病気休学その他の特別の事情があるときは，専攻会議の議を経て，2年を超えて在籍を許可することができる。

附則

第4条 改正後の第6条，第8条，第9条及び第10条第4項は，この規程の施行の日以後に入学した者から適用し，同日より前に入学した者については，別に定めるもののほか，なお従前の例による。

2 法学既修者については，前項中「この規程の施行の日」とあるのは，「この規程の施行の日から1年を経過した日」と読み替える。

（出典：大学院法学研究科規程集）

【平成19年2月22日改正（同年4月1日施行）前】

第9条 3年以上在籍し，第2条に定める必要修得単位を含む94単位以上を修得した者は，課程を修了したものとする。ただし，D判定の基幹科目が4科目以上あるとき、又は履修したすべての科目につきD判定の科目が10科目以上あるときは，修了を認めない。

第10条 専門職大学院設置基準第25条第1項にいう法学の基礎的な学識を有すると認められる

者（以下、「法学既修者」という。）は、1年在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者が、第4条第1項により法政理論専攻又は公共政策教育部の科目を履修し修得した単位は、同条第2項の規定にかかわらず、4単位を限度に、第9条に定める修了に必要な単位数に算入する。

3 第4条の2は、法学既修者に適用しない。

4 法学既修者については、D判定の基幹科目が4科目以上あるとき、又は履修したすべての科目につきD判定の科目が7科目以上あるときは、課程の修了を認めない。

（出典：大学院法学研究科規程集）

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

(基準 4-3-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院では、法学既修者は、1年在籍して、基礎科目(憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法に関する基礎的内容の科目をいう。)のすべての単位を修得したものとみなすこととしており、基礎科目として11科目28単位分を定めている(法曹養成専攻履修規程第10条1項,第1条1項1号《資料4-3-1-1》,別紙様式1「開講授業科目一覧」)。基礎科目はすべて1年次の必修科目であるので、法学既修者に認められる在学期間の1年間の短縮は、修得したとみなされる単位数との関係で合理的である。【解釈指針4-3-1-5】

そして、法学既修者枠の入学者選抜においては、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、商法の7科目について論述式を中心とする法律科目試験を課し《資料4-3-1-2》,法学既修者枠の入学者が、法学未修者の1年次に配当される基礎科目の単位を修得したとみなすことができる程度の基礎的な学識を有することを適切に確認できるようにしている。【解釈指針4-3-1-1】【解釈指針4-3-1-4・該当なし】

なお、本法科大学院では、平成19年度入学者選抜までは、法学既修者枠に出願する者については、学部において、法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下同じ。)に対応する科目の相当部分を出願の時点で履修していることを要求し(また、入学者選抜における公平性、開放性、多様性等を考慮して、大学において法学を学修していない者について、社会人として相当程度の法律事務従事の実験があるなど、法学の基礎的な学識を有すると認められる事由が存する場合も同様に取り扱う),この要件を満たさない者は法学既修者枠で合格できないこととするとともに、憲法・民法・刑法・商法の4科目について論述式を中心とする法律科目試験を課し、この二つの方法を組み合わせることにより法学既修者の認定を行っていた《資料4-3-1-3》【解釈指針4-3-1-4・該当なし】。また、「法律基本科目に対応する科目の相当部分を履修していること」の意味については、受験者の出身大学等により不公平が生じないように、ウェブサイトの入学者選抜関係Q&Aにおいてより詳しい説明を行っていた《資料4-3-1-4》。【解釈指針4-3-1-1】【解釈指針4-3-1-3】

平成19年11月に法律科目試験を実施した平成20年度入学者選抜から、法学既修者の認定方法を前述のような形に改めたのは、法科大学院制度発足後の法律系学部・学科のカリキュラムにおいて法律基本科目のスリム化の傾向が見られ、学部成績にこれまでのような比重を置くことが難しくなってきたことを考慮したことによるものである。

(2) 法律科目試験の実施にあたっては、各科目につき複数の出題・採点委員を任命したうえで、各科目の出題・採点委員の合議を経て作成された原案に基づいて、法律科目

試験の出題・採点委員全員が参加する全体会議において出題する問題を決定することとしており《資料4-3-1-5》、その際、当該問題が出題者の個性を強く反映したものとなっていないことを慎重に確認している。また、過去に実施された法律科目試験の問題をウェブサイトで公表することにより、志願者は法律科目試験に関する情報を平等に得られる《資料4-3-1-5》。採点についても、受験者の氏名を伏せ、匿名性を完全に確保して行っているため、採点の際に自校出身者が優遇されることはない。【解釈指針4-3-1-1】【解釈指針4-3-1-2】

《資料4-3-1-1》法曹養成専攻履修規程第1条1項1号、第10条1項

第1条 法曹養成専攻の授業科目は、以下の区分により開設する。
 一 基礎科目（憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法に関する基礎的内容の科目）
 第10条 専門職大学院設置基準第25条第1項にいう法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下、「法学既修者」という。）は、1年在籍して、基礎科目のすべての単位を修得したものとみなす。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料4-3-1-2》平成20年度学生募集要項〔別添資料4-1〕「VI 法学既修者枠の選抜」より抜粋

「2 選抜方法

(1) 第一段階選抜

志願者が多数である場合には、出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、420名程度をその合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験の成績を重視するが、学部における学業成績等適性試験の成績以外の要素も適宜考慮する。

第一段階選抜については、平成19年11月9日（金）以降に、次の方法により志願者に通知する。

- ①第一段階選抜を実施した場合は、その合格者には受験票を送付し、不合格者には不合格通知書を送付する。
- ②第一段階選抜を実施しなかった場合は、志願者全員に受験票を送付する。
- ③受験票又は不合格通知書が、平成19年11月17日（土）を過ぎても到着しない場合は、本募集要項末尾掲記の大学院掛まで問い合わせること。

(2) 法律科目試験

試験科目は、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び商法の7科目であり、論述式を中心とする問題を出題する。

配点は、次のとおりとする。

科目	配点
憲法	100点
行政法	50点
民法	100点
民事訴訟法	50点
刑法	100点
刑事訴訟法	50点
商法	100点

行政法・民事訴訟法・商法の出題範囲は次のとおりとする。

行政法：行政法総論（行政救済法を含まない。）に限る。

民事訴訟法：通常訴訟の第一審手続に限る。

商法：商法、会社法、手形法、小切手法その他の商法分野に関する法令に基づいて出題する

が、商法第2編商行為及び第3編海商にかかる部分を除く。

試験日時と科目は、次のとおりとする。

平成19年11月24日(土)	午前10時00分～午後1時00分	憲法・行政法
	午後2時30分～午後5時30分	民法・民事訴訟法
11月25日(日)	午前10時00分～午後1時00分	刑法・刑事訴訟法
	午後2時30分～午後4時30分	商法

〔憲法と行政法は、同じ時間帯に試験を実施するが、出題と採点は科目ごとに行う。3時間の試験時間を憲法と行政法にどのように配分してもよいが、前記のような配点で採点されることに留意されたい。民法と民事訴訟法、刑法と刑事訴訟法についても同様である。〕

試験場所・集合時刻は、受験票送付の際に通知する。

試験場には、必ず受験票を携帯すること。

試験において使用を許可するものは、筆記具（黒色又は青色の万年筆又はボールペン）及び時計に限る。

携帯電話等は、時計として利用することを認めない。

試験の際、六法を貸与する。

(3) 最終合格者の決定・発表

最終合格者の決定は、①適性試験の成績、②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査結果、③法律科目試験の成績を総合的に考慮して行うが、②及び③を重視する。

平成19年12月21日(金)正午ごろに、最終合格者の受験番号を本研究科の掲示場に掲示するとともに、第一段階選抜の合格者全員に可否を郵便で通知する。

電話等による可否に関する問合せには応じない。

なお、官公庁・会社等に在職中等の事情により、法科大学院の学生として学修に専念できないと認められる者には、入学を許可しないことがある。」

《資料4-3-1-3》平成19年度学生募集要項〔別添資料4-2〕「VI 法学既修者枠の選抜」より抜粋

「1 法学既修者について

法学既修者とは、法学の基礎的な学識を有すると認められる者である。法学既修者枠で選抜され、入学した者は、法科大学院2年次に配属され、1年次に配当される法律基本科目の単位を修得したものとみなされる。このこととの関係上、法学既修者として認められるためには、出願の時点で既に、学部において、法律基本科目に対応する科目の相当部分を履修していることが必要である。また、大学において法学を学修していない者については、社会人として相当程度の法律事務従事の経験があるなど、法学の基礎的な学識を有すると認められる事由が存することが必要である。

（注）法律基本科目とは、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。」

「3 選抜方法

（1）第一段階選抜

適性試験の成績、学部における学業成績その他の上記の出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、420名程度をその合格者とする。上記1の法学既修者と認められない者は、第一段階選抜に合格することができない。（中略）

（2）法律科目試験

試験科目は、憲法、民法、刑法並びに商法（手形法及び小切手法を含み、商法第三編第二章以下及び第四編を除く。）の4科目であり、論述式を中心とする問題を出題する。（後略）」

《資料4-3-1-4》 ウェブサイトの平成19年度入学者選抜関係Q&Aの「4. 法学既修者枠の選抜」に記載していた内容（現在はこの項目を削除済み）

「Q4-1 募集要項では、「法学既修者として認められるためには、出願の時点で既に、学部において、法律基本科目に対応する科目の相当部分を履修していることが必要である。」とされています（「概要」VI1参照）。具体的に、どの程度履修していればよいのでしょうか。

A. 法学既修者枠の志願者は、法科大学院に入学するまでに、学部において法律基本科目に対応する科目のほとんどすべての単位を取得していることが望ましいと考えていますが、法科大学院に出願した後、法科大学院に入学するまでの間にそうした科目を履修する予定であることも考えられますから、出願時点で上記科目のほとんどすべての単位を取得していることまでは要求されません。しかし、出願時点で、そのような科目の単位の半数しか取得できていないようでは、法科大学院入学までにそのほとんどすべての単位を取得することは不可能であると考えられますから、そのような場合には、「学部において、法律基本科目に対応する科目の相当部分を履修している」とは認められないと判断されることになります。」

《資料4-3-1-5》平成20年度入学者選抜・法律科目試験の問題（ウェブサイトの「入学者選抜 過去の入試問題」の頁に掲載されているもの）

（ホームページ（<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>）>入学者選抜>過去の入試問題）

憲 法 (100点)
<p>第1問</p> <p>参議院議員選挙について、比例代表選挙は廃止し、選挙区選挙は、都道府県を単位とする選挙区とし、各選挙区に2名の定員を均等に配分する制度に改めたとする。この場合に生じる憲法上の問題について論ぜよ。</p> <p>第2問</p> <p>ある市立中学校の社会科教諭Aは、日本国憲法は押しつけ憲法であって無効だと確信するに至り、授業でもそのように教えた。その際に、Aは、「憲法の理念は守るべきではないか。」と発言した生徒に対して、「こんな憲法をありがたがるなんて、日本人として恥ずかしいと思わないのか。」と指摘した。これを聞いた同じ中学校の社会科教諭Bは強い危惧感を抱き、これらの事実の摘示に続けて「Aは、このように子どもを反民主主義へと洗脳しようとしており、教育者として全く不適格だ。」と記したピラを作成して、学校近くの路上で配布した。</p> <p>その結果、Aは、公務員の憲法尊重擁護義務に違反したとして、Bは、Aの名誉を毀損する行為を行ったことが全体の奉仕者たるにふさわしくない非行にあたるとして、ともに懲戒処分を受けた（地方公務員法第29条第1項を参照）。両処分の合憲性について論ぜよ。</p>
行 政 法 (50点)
<p>行政行為（行政処分）と行政指導の概念及び法的取扱いの違いを説明せよ（行政救済法上の問題については触れる必要はない）。</p>
民 法 (100点)
<p>第1問</p> <p>2003年4月1日、Aは、不動産業を営む友人Bから、2006年3月31日に返済する約定で、1500万円を無利息で借り受ける契約を締結した。同時に、Aは、Bに対する本債務の担保として、A所有の甲土地とその敷地上の乙建物をBに譲渡した。その際、Aは引き続き乙建物に居住し、甲土地を使用できる旨、A・B間で合意された。</p> <p>上記契約を締結した日に、1500万円がBによりA名義の普通預金口座に振り込まれ、2003年4月5日、甲土地と乙建物につき、それぞれ売買を原因とするAからBへの所有権移転登記がされた。</p>

その後、2003年7月末に、Aは、海外勤務を命じられ、2003年8月1日から2年間、家族とともに海外に居住していた。

2005年6月10日、急に資金が必要になったBは、甲土地と乙建物を2000万円でCに譲渡した。しかし、甲土地と乙建物の登記はいずれもCに移転されていない。なお、Cは、譲受け当時、甲土地と乙建物が担保としてAからBに譲渡されていたことを知らなかった。

さて、甲土地と乙建物がBからCに譲渡されたことを同年7月末に帰国して知ったAは、同年8月初め、Bに、1500万円を返済して、甲土地および乙建物の登記名義をAに移転するよう求めた。ところが、Bがこれに応じないうちに、Cは、同年8月20日、甲土地と乙建物の登記名義がいずれもBのまま、Aに対し、甲土地と乙建物の明渡しを請求した。

以上の事実関係を前提にして、下記の問1、問2に答えよ。

問1

譲渡担保の設定により、目的物の所有権は設定者から債権者（譲渡担保権者）に完全に移転するという考え方がある。この考え方によれば、Cの請求は認められるか。

問2

譲渡担保の法的構成につき、問1に示したのとは異なる考え方には、どのようなものがあるか。また、その考え方によれば、Cの請求は認められるか。

第2問

東京都に住むAは、近畿地方のあるところに、相続により取得した甲土地を所有していた。甲土地の付近一帯は、競馬場とその関連施設、ゴミ焼却場、火葬場のほか、以前は化学製品を製造する工場が点在し、また農地が広がっていた。しかし、工場の閉鎖が相次ぎ、また、農業従事者が減少したことと、住むために良好な環境とはいえないことから、数年前から荒地が増えていた。甲土地も、以前はある工場の資材置き場として利用されていたが、その工場が閉鎖された後は、空き地となっていた。

ある日曜日に、Aが甲土地の様子をほぼ2年ぶりに見に行ったところ、甲土地は有料駐車場として使われていた。Aが調べたところ、1年半前から、Bが、甲土地を他人の所有地と知りながら無断で、競馬開催のある土曜と日曜の午前9時から午後6時まで臨時駐車場として計60日使用し、600万円の利益をあげていたことがわかった。

Aは、Bに対して600万円の支払を請求することができるか。この請求を根拠づけるための考え方をいくつか（少なくとも2つ）挙げたうえで、論ぜよ。

民 事 訴 訟 法 (50点)

民事訴訟における処分権主義の根拠と内容について、原告の1000万円の損害賠償請求につき裁判所が被告に対し1500万円の損害賠償の支払を命じることができるかどうかを素材として、説明せよ。

刑 法 (100点)

第1問

甲は、「神通力で病気を治せる」と虚言を用い、近隣の高齢者を自己の信奉者として集めていた。そのうちの一人Xは、同じく甲を信奉する妻のYに、かねてから、「もしも自分が意識不明の重体になるようなことがあったら、甲先生にすべての治療を任せたい」と述べていた。Xは、路上で喫煙していた乙に注意を与えたところ、怒った乙に胸を突かれて転倒し、頭部を強打して脳出血のため意識を失った。Xは発見されて病院に運ばれ、容態も安定してひとまず死の危険は去ったが、意識が戻らないので、Yは甲に「夫が入院しました」とだけ急いで連絡した。甲は、Xの状態を、安静にしていれば治る程度だろうと誤解し、自己の力で治したように装うつもりで、「すぐにこちらに連れて来なさい」と指示したため、Yは病院の担当者らに無断でXを車いすに乗せて甲の家に連れて行った。甲はXが意識不明の状態であるのを見て驚き、このままでは死んでしまうと思ったが、信奉者に対する自己の権威の失墜をおそれてXを自宅内に放置したため、Xはのどに痰を詰まらせて窒息死した。

甲・乙の罪責を論ぜよ。

第2問

「文部大臣の任命により同大臣の諮問に応じて大学の設置の認可等に関する事項を調査審議する大学設置審議会の委員をし、同時に歯科大学の専門課程における教員の資格等を審査する同審議会内の歯学専門委員会の委員をしていた」者が、「歯科大学設置の認可申請をしていた関係者らに対し、各教員予定者の適否を右専門委員会における審査基準に従って予め判定してやり、あるいは同専門委員会の中間的審査結果をその正式通知前に知らせる」行為は、「右審議会の委員であり且つ右専門委員会の委員である者としての職務に密接な関係のある行為というべきであるから、これを収賄罪にいわゆる職務行為にあたるとした原判断は、正当である」と判示した最高裁決定（最決昭和59年5月30日刑集38巻7号2682頁）がある。

収賄罪における「職務に関し」の意義を明らかにしつつ、上記の決定を論評せよ。

刑 事 訴 訟 法 (50点)

刑事手続における検察官の役割について論ぜよ。

商 法 (100点)

第1問

P社は、製麺業を事業目的とする株式会社である。P社は、上場会社ではないが、P社の定款に株式の譲渡制限の定めは設けられていない。P社の発行済株式総数は1,000万株であり、そのうち400万株は、長年の取引先であるQ株式会社が保有し、P社の取締役A～E5名のうち、D・Eの2名は、Q社取締役を兼任していた。

Q社は、資金繰りが悪化し、P社代表取締役Aに対して、「P社株式を1株1,200円で買い受けてほしい」旨申し出てきた。早速、Aは、証券会社にP社株式の価値を鑑定させ、1株700円程度である旨の回答を得た。

続いてP社では臨時取締役会が開催され、対応策が審議された。同取締役会においては、買受け価格が株式価値に比して高すぎないかが問題にはされたが、取締役D・Eが「もしQ社の申出を断れば、Q社はその有するP社株式を好ましくない第三者に譲渡するであろうこと」、および「1株1,200円で買い受けるとしてもP社には十分な買受けの財源はあること」を強く主張したため、他の取締役もその意見に賛同して、Q社からP社株式を買い受けるべきことが全員一致で決定された。その後にP社において臨時株主総会が開催され、Q社を特別利害関係人として排除したうえ、Q社からP社株式を買い受ける旨の特別決議（以下「本件決議」という）がなされた（売主追加の議案変更請求権は行使されなかったものとする）。同株主総会の席上、ある株主から「P社の株式価値はどのくらいか」という質問があったが、Aは、「よくわからないが、1,000円を下回ることはない」と認識していると答えていた。

本件決議に基づき、Aは、P社を代表し、Q社からP社株式400万株を1株1,200円で買い受けた（以下「本件取得」という）。

問1 上記の事実関係のもとで、本件取得の効力について検討せよ。

問2 上記の事実関係のもとで、AのP社に対する責任について検討せよ。

第2問

以下の①から③に着目して、株券と約束手形の違いについて述べよ。なお、株券や約束手形のように、一定の要式を備えた紙に権利が表章されている場合、その紙を、本問において「証券」とよぶこととする。

- ① 証券が表章する権利とその権利の発生時期
- ② 証券が表章する権利の譲渡方法
- ③ 証券が表章する権利の行使方法

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院における成績評価は、その基準を明確にするとともに、評価基準と成績評価の結果を教員及び学生に周知し、かつ、筆記試験の採点を匿名性を確保して行うこととしているので、公平性、客観性、厳格性、透明性が極めて高いものとなっている。成績は、点数により評価し、その点数は当該学生に告知されるので、厳格性と透明性が確保でき、かつ、学生にとっての教育効果も高い。

修了認定に関しては、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれについての必要単位数及びそれらのバランスが優れており、学生が自己の関心に応じて自由に選択できる科目の幅も十分に確保されている。これらにより、修了認定において、学生が、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感、最先端の法的問題に対処する能力等、本法科大学院が育成しようとする法的能力を総合的に身につけることができたかどうかを適切に判定することができる。

法学既修者の認定においても、入学者選抜に際して7科目の法律科目試験を課すことにより、本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であることを適切に判定している。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究は、次のように組織的かつ継続的に行われている。【解釈指針5-1-1-1】

(1) 法曹養成専攻内に教務委員会が設置され《資料5-1-1-1》、教育の内容及び方法について改善すべき項目及びその方法に関する指針を決定し、改善に関する情報を管理し、カリキュラムの再編成等、改善のための諸措置の実施を担当している。【解釈指針5-1-1-2】

(2) 教育内容及び方法の改善を図るための最終意思決定機関である法曹養成専攻会議《資料5-1-1-2》での意見交換に加えて、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な情報交換の場として、学期ごとに法科大学院教員懇談会が開催されている《資料5-1-1-3①②》。【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】

(3) 科目担当者が授業の改善を図ること等を目的として、科目ごとに、学生に対して授業に関する調査を実施している。具体的には、エクスターンシップ及びリーガル・クリニックを除き、法曹養成専攻のすべての科目を対象として、平成18年度は、原則として各学期の第4週を目安に、平成19年度からは、原則として各学期の第4週及び第12週を目安に調査を実施している。各学期の第4週を目安に実施するのは、調査の結果を当該学期中に当該授業の改善に役立てるためであり、それに加えて第12週を目安に実施することとしたのは、当該科目の最終的な評価を調査し、次年度以降の改善に役立てるためである。このような趣旨を踏まえ、平成20年度からは、第4週に実施する調査については、調査項目を授業担当教員が自由に質問内容を設定する質問及び自由記述に限定している。この調査結果は、調査後すみやかに科目担当者に渡すほか、法曹養成専攻長、教務委員会及び評価・広報委員会が、上記の目的のために利用できることとしている。各教員は、これを各自が読んで普段の授業方法について更に工夫するとともに、必要に応じて、アンケート記載内容について授業中に回答するなどしている《資料5-1-1-4①②、別添資料14-1》。調査に対する学生の回答率は《別添資料14-2》のとおりであり、平成19年度前期は、それまでの文書による調査をTKC法科大学院教育研究支援システムによる調査に変更したことから回答率が低下したが、それ以外の学期はおおむね7から8割程度となっている。学生に対しては、本調査の重要性について、授業での告知や同システム等での掲示を通じて理解させているところであるが、その意義の周知をより徹底し、回答率がより高くなるよう努めていきたい。

また、授業の内容及び方法の改善を図るため、教務委員会は、定期的に学生のクラス

代表と会合を持ち、授業に関する問題点や要望を調査している。さらに、学内に「意見書・要望書ボックス」（いわば目安箱）を置いており、かつ、教員のオフィスアワーの制度が設けられており、また、多くの教員がメールアドレスを学生に知らせているので、学生が随時要望を寄せることができるようになっている。さらに、エクスターンシップについては、派遣先の法律事務所を対象にアンケートをとることによって、内容の充実・改善に役立っている《資料5-1-1-5，別添資料14-3》。【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】

(4) 本研究科では、平成5年に部局自己点検・評価委員会を設置し、毎年、研究・教育活動の点検と研究・教育組織の実態を調査し、「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、本研究科の現状と問題点を明らかにしてきた。直近のものは、平成20年7月に発行予定の『京都大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書第8号』《別添資料6》であり、法科大学院に関しても詳細な自己点検・評価が実施されている（後記「基準9-2-1に係る状況」参照）。

また、教育体制の改善・改革のためには、外部の意見に謙虚に耳を傾けることが必要であるとの方針に基づき、学外の有識者を委員とする「外部評価委員会」を設置し、教育内容・方法等について外部から意見や助言を得る態勢を整えている《資料5-1-1-6①～⑤》。【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】

以上のような研修・研究に基づいて、成績評価方法の改訂（前記「基準4-1-1に係る状況」参照）、基礎科目についてのより効果的な教育方法の実践や教育補助スタッフ等を活用した未修者教育の充実（後記「基準7-1-3に係る状況」）などの具体的な方策を講じている。

(5) 教育内容や方法の改善を図るために、講演会、研修等が随時開催されており、とりわけ、平成16年度から18年度まで法科大学院等専門職大学院形成支援（平成18年度は、教育推進）プログラムに基づく「実践的理論教育高度化プロジェクト」の一環として、外国大学等における教育の内容及び方法を調査するため、外国から研究者や実務家を招いて講演会を開催したり、教員を外国調査に派遣したりするなどした《資料5-1-1-7，別添資料21-1，別添資料21-2，別添資料21-3参照》。そして、当該プロジェクトの成果の一部を公表するために、平成19年1月26日に京都大学法科大学院シンポジウム「法科大学院教育の可能性—その発展のために—」を開催し、本法科大学院や他大学の多数の教員が参加し、教育内容や方法の改善を図るために討論をした《別添資料21-4参照》。また、平成19年度と20年度にも専門職大学院等教育推進プログラムに基づいて「高度理論教育を目的とした教育改善の取組」の一環として外国の教育や法曹養成制度の調査等を実施している（韓国の大学を訪問し、法科大学院開設準備状況を調査。シンポジウム「事例演習とリーガル・クリニックの可能性」を開催）。なお、これらのほか、後記「基準7-1-1に係る状況」に挙げる学生向けの実務家の講演会《資料7-1-1-2①参照》にも毎回多数の教員が参加している。【解釈指針5-1-1-3】

(6) 以上のほか、本法科大学院の多くの教員が、全国の法科大学院で標準的に用いられているとみられる多くの法科大学院用教材の編集・執筆にあたっており、教員がその教材を授業で用いることにより、教育内容・方法と教材の充実と改善を図ってい

る《資料5-1-1-8》。

また、全国的な共同研究会の組織的参加の例として、平成16年度から18年度まで実施された法科大学院等専門職大学院形成支援（平成18年度は、教育推進）プログラムに基づく「実務基礎教育の在り方に関する調査研究プロジェクト」（10大学共同プロジェクト）及び平成19年度と20年度に実施している専門職大学院等教育推進プログラム「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」（8大学共同プロジェクト）について京都大学が申請代表校となっていることが挙げられ、これらのプロジェクトでは、本法科大学院の6名の教授（ただし、うち1名は平成17年9月30日に退職して他大学に転出）が事業推進担当者として参加し、実務基礎教育の在り方等に関する調査・研究を継続的・組織的に実施している。

《資料5-1-1-1》法曹養成専攻会議の下に置かれている委員会一覧

制度委員会 人事委員会 財政検討委員会 教務委員会 入学者選抜委員会 施設・設備・情報委員会 評価・広報委員会 （以上につき、平成16年1月8日法曹養成専攻準備会議決定） 臨床教育実施委員会 （平成18年3月16日法曹養成専攻会議決定）

《資料5-1-1-2》法曹養成専攻会議の開催期日一覧

平成16年	4月8日，5月13日，6月10日，7月8日，9月16日，10月21日，11月11日，12月9日
平成17年	1月13日，1月20日，2月3日，3月17日，4月28日，5月26日，6月9日，9月1日，10月20日，11月10日，12月1日，12月15日，12月22日
平成18年	1月12日，2月2日，3月16日，4月13日，5月11日，6月8日，7月13日，10月19日，11月9日，12月14日
平成19年	1月18日，2月8日，2月22日，3月9日（人事専攻会議のみ），3月15日，4月12日，5月10日，5月31日，7月12日，9月13日，10月4日，10月18日，11月8日，11月15日，12月20日
平成20年	1月17日，2月7日，3月7日，3月13日，4月24日，5月22日

《資料5-1-1-3①》平成16年度・17年度法科大学院教員懇談会開催状況

1. 平成16年6月3日	平成16年度前期授業の状況等について協議，意見交換
2. 平成17年2月10日	平成16年度授業の状況，平成16年度・17年度入学者選抜の状況等について，協議，意見交換
3. 平成17年6月30日	平成17年度前期授業の状況等について協議，意見交換
4. 平成18年3月20日	平成17年度授業の状況，それまでの入学者選抜の状況等について，協議，意見交換

《資料5-1-1-3②》平成18年度・19年度法科大学院教員懇談会開催状況

年度	日付	対象教員	出席	議題・資料等
平成18年度	7月20日	69名	42名	1. シンポジウムの企画立案 2. 3年次平成17年度平均点
	10月12日	68名	48名	1. 平成18年度前期試験結果 ・平成18年度前期科目別評価割合 ・平成18年度前期科目平均点による評価割合 2. 平成18年新司法試験の結果
	3月22日	67名	24名	1. 未修者の教育について ・平成18年度3年次平均点順位表 ・平成18年度2年次平均点順位表 ・平成18年度2・3年次平均点分布表 2. GPAに伴う成績評価について ・平成18年度必修科目GPA分布 ・平成18年度3年次基幹科目における成績分布割合変更シミュレーション 3. 過去3年間の授業評価の推移 ・平成16～18年度法科大学院授業評価
平成19年度	10月11日	66名	40名	1. 平成19年新司法試験の結果 ・昨年度の結果との対比 ・本年度の既修者・未修者別結果 ・男女別平均点・合格率 2. 平成19年度前期試験の結果 ・前期科目平均点による評価割合 ・学年別平均点 ・科目別評価割合 3. 未修者教育のあり方 ・本年度前期の状況 ・現状の問題点と今後の課題 4. 各科目の現状と課題 5. その他 ・講評, 試験問題の取扱い
	3月27日	63名	32名	1. 平成19年度後期試験の結果 ・昨年度からの変更点 ・科目別平均点・Fの平均数・Dの平均数 ・評点平均・平均点分布 ・原級留置 ・既修者・未修者の比較 ・学年別比較 2. 各科目の現状と課題 3. その他 ・科目の編成 ・教育内容・方法 ・教材作成・配布方法

(なお、資料は欠席者を含む対象教員全員に配付されている。)

《資料5-1-1-4①》法曹養成専攻（法科大学院）の授業に関する調査実施要領

1. 目的

①授業及びカリキュラムの改善を図る。

②学生の授業に対する主体的な取組みを促す。

*調査の結果は、上に掲げる以外の目的のためには用いない。

調査の結果については、科目担当者のほか、法科大学院長、教務委員会及び評価・広報委員会が、上記の目的のために利用することができる。

2. 実施対象

法科大学院のすべての科目について実施する。

ただし、エクスターンシップ及びリーガル・クリニックについては、別に定めるところにより実施する。

3. 実施時期

各学期第4週及び第12週を目安に実施する。

ただし、科目の内容、授業の進め方等に照らして適切と認められる場合には、専攻長が別に指定する時期に実施することができる。

4. 実施方法

①TKC法科大学院教育研究支援システムのアンケート機能を利用して実施する。

②事務で調査の結果を取りまとめ、そのハード・コピーをすみやかに科目担当者に渡す。

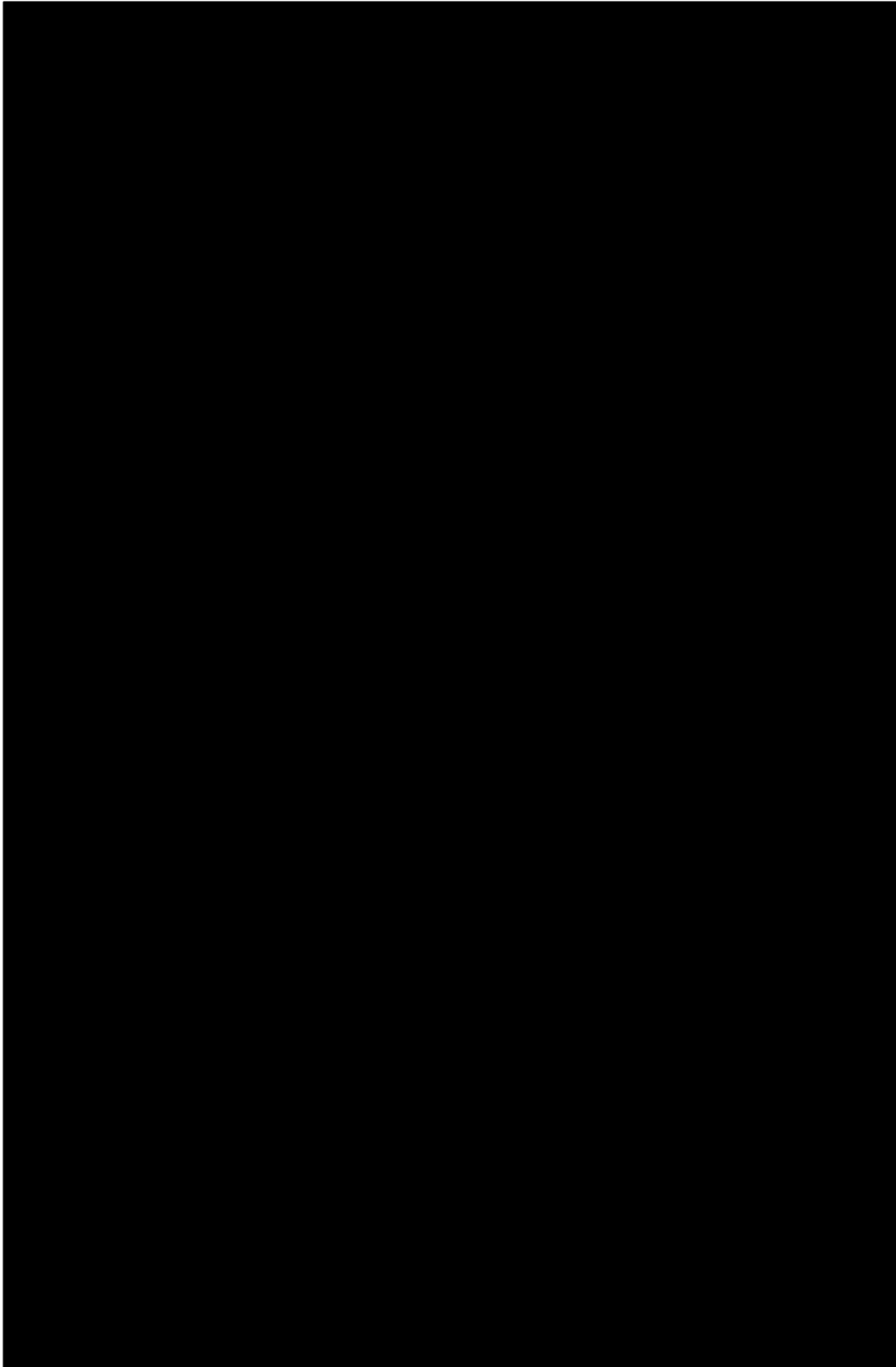
③調査の結果を取りまとめたデジタル・データは、事務において保管する。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料5-1-1-4②》法科大学院の授業に関する調査（TKC法科大学院教育研究支援システムにおけるアンケートの内容）

授業等に関する調査 ▶ 閉じる	
アンケート一覧 > アンケートプレビュー	
京都大学	
この調査は、法科大学院の授業及びカリキュラムの改善に役立てるためのものです。他の目的で用いられることはありませんので、平直に記入してください。	
（*がついている項目は必ず入力してください。）	
1. 次の質問について、該当する答えを選択してください。	
(1)学年*	<input type="radio"/> 1 年次 <input type="radio"/> 2 年次 <input type="radio"/> 3 年次
(2)未既修の別*	<input type="radio"/> 1 未修者 <input type="radio"/> 2 既修者
(3)この授業には何回欠席しましたか？*	<input type="radio"/> 1 0回 <input type="radio"/> 2 1回 <input type="radio"/> 3 2回 <input type="radio"/> 4 3回以上
(4)この授業に積極的に参加していますか？*	<input type="radio"/> 1 積極的である。 <input type="radio"/> 2 どちらかといえば積極的である。 <input type="radio"/> 3 どちらともいえない。 <input type="radio"/> 4 どちらかといえば消極的である。 <input type="radio"/> 5 消極的である。
(5)この授業の予習・復習のために、毎週どの程度の時間をかけていますか？*	<input type="radio"/> 1 5時間以上 <input type="radio"/> 2 4時間以上、5時間未満 <input type="radio"/> 3 3時間以上、4時間未満 <input type="radio"/> 4 2時間以上、3時間未満 <input type="radio"/> 5 1時間以上、2時間未満 <input type="radio"/> 6 1時間未満
(6)この授業の難易度は、あなたにとってどうですか？*	<input type="radio"/> 1 非常に難しい。 <input type="radio"/> 2 難しい。 <input type="radio"/> 3 ちょうどよい。 <input type="radio"/> 4 易しい。 <input type="radio"/> 5 非常に易しい。
(7)教員の話し方や授業の進め方は、あなたの興味や関心を惹くものですか？*	<input type="radio"/> 1 非常に惹く。 <input type="radio"/> 2 ある程度惹く。 <input type="radio"/> 3 どちらともいえない。 <input type="radio"/> 4 あまり惹かない。 <input type="radio"/> 5 まったく惹かない。
(8)各科目自由談話 ※内容については、掲示等で確認してください。*	<input type="radio"/> 1 あてはまる。 <input type="radio"/> 2 どちらかといえばあてはまる。 <input type="radio"/> 3 どちらともいえない。 <input type="radio"/> 4 どちらかといえばあてはまらない。 <input type="radio"/> 5 あてはまらない。 <input type="radio"/> 6 該当なし。
(9)当該科目のクラス*	<input type="radio"/> 1 1またはa <input type="radio"/> 2 2またはb <input type="radio"/> 3 3またはc <input type="radio"/> 4 d <input type="radio"/> 5 クラスなし
2. 授業の内容および進め方、教材またはオフィスアワーの活用などについて、この授業の良い点や改善して欲しいと思う点があれば、自由に書いてください。	
(1)この授業の良い点(400文字以内)	<input type="text"/>
(2)この授業で改善して欲しいと思う点(400文字以内)	<input type="text"/>
<input type="button" value="OK"/> <input type="button" value="全クリア"/>	

《資料5-1-1-5》平成19年度夏季エクスターンシップ研修先機関アンケート
(春季も同内容)



《資料5-1-1-6①》法曹養成専攻（法科大学院）外部評価委員会規程

第1条 法学研究科法曹養成専攻（以下、「法科大学院」という。）に、外部評価委員会を置く。

第2条 外部評価委員会は、委員10名程度で組織する。

2委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3委員は、国立大学法人京都大学の職員以外の者で、法曹養成教育に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、法科大学院長が委嘱する。

第3条 外部評価委員会は、法科大学院がその教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、法科大学院長の諮問に応じて、法科大学院の運営に関する重要事項を審議し、法科大学院長に対して助言を行う。

第4条 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

第5条 外部評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条 外部評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

第7条 注科大学院長及び法科大学院の職員は、委員長の許可を得て、外部評価委員会の会議に出席して説明し又は意見を述べるができる。

第8条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会の議事の運営に関し必要な事項は、外部評価委員会が定める。

附則
この規程は、平成16年6月24日から施行する。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料5-1-1-6②》外部評価委員会委員名簿（平成16年4月1日～18年3月31日）

青木敏行氏	元大阪高等裁判所長官・弁護士
荒巻禎一氏	前京都府知事
久保井一匡氏	前日本弁護士連合会会長・弁護士
谷口安平氏	京都大学名誉教授・民事訴訟法・WTO上級委員会委員
土岐憲三氏	京都大学名誉教授・土木工学・立命館大学理工学部教授
土肥孝治氏	元検事総長・弁護士
本田孔士氏	京都大学名誉教授・大阪赤十字病院長
松尾浩也氏	東京大学名誉教授
米田実氏	弁護士
領木新一郎氏	大阪ガス株式会社相談役

《資料5-1-1-6③》外部評価委員会委員名簿（平成18年4月1日～20年3月31日）

(留任)

荒巻禎一氏	前京都府知事
久保井一匡氏	元日本弁護士連合会会長・弁護士
谷口安平氏	京都大学名誉教授・民事訴訟法・WTO上級委員会委員
土岐憲三氏	京都大学名誉教授・土木工学・立命館大学理工学部教授
土肥孝治氏	元検事総長・弁護士
本田孔士氏	京都大学名誉教授・大阪赤十字病院長

(新規)

井上正仁氏	東京大学教授・刑事訴訟法
金谷利廣氏	元最高裁判所判事
高橋温氏	住友信託銀行会長
塚本美彌子氏	弁護士

《資料5-1-1-6④》外部評価委員会委員名簿（平成20年4月1日～22年3月31日）

(留任)

荒巻禎一氏	前京都府知事・弁護士
井上正仁氏	東京大学教授・刑事訴訟法
金谷利廣氏	元最高裁判所判事
久保井一匡氏	元日本弁護士連合会会長・弁護士
高橋温氏	住友信託銀行会長
塚本美彌子氏	弁護士
(新規)	
佐々木茂夫氏	前大阪高等検察庁検事長・弁護士
鈴木茂嗣氏	京都大学名誉教授・刑事訴訟法
村上正紀氏	京都大学名誉教授・立命館大学副総長
吉田修氏	京都大学名誉教授・奈良県立医科大学特別顧問

《資料5-1-1-6⑤》外部評価委員会開催状況

第1回	平成16年7月5日開催。9名の委員が出席。互選により委員長として土岐憲三氏を選出。授業参観及び施設見学の後、法科大学院の運営状況（制度・カリキュラム、履修状況、入学者選抜、学生からの要望等）に関し、活発な意見交換が行われた。
第2回	平成17年9月2日開催。8名の委員が出席し、法科大学院の運営状況（全般的状況、カリキュラム・学業成績、入学者選抜、施設、広報等）に関し、活発な意見交換が行われた。
第3回	平成18年10月31日開催。7名の委員が出席。互選により委員長として土岐憲三氏を選出。授業参観及び施設見学の後、法科大学院の運営状況（全般的状況、カリキュラム、学業成績、履修状況、入学者選抜、授業評価、新司法試験等）に関し、活発な意見交換が行われた。
第4回	平成19年10月31日開催。7名の委員が出席。授業参観及び施設見学の後、法科大学院の運営状況（全般的状況、カリキュラム、学業成績、履修状況、入学者選抜、授業評価、新司法試験、社会人受験者の募集・実務教育のあり方等）に関し、活発な意見交換が行われた。

《資料5-1-1-7》教員研修等の実施状況（法科大学院開設に先立って実施したものを含む）

平成15年	
10月30日	「法科大学院教育における教育方法の開発」研究会（報告者：田中毎実高等教育研究開発推進センター教授、西村泰雄法学研究科助教授）
平成16年	
1月10日	研究者教員と実務家教員の協議会
12月13日・15日	米国ロースクールにおける教育方法・教材等に関する講演会及びセミナー（講演者：チャールズ・W・ムーニーJr. ペンシルバニア大学ロースクール教授）※
平成17年	
1月10日・11日	米国ロースクールにおける教育方法・教材等に関する講演会及びセミナー（講演者：ダニエル・J・バッセルUCLAロースクール教授、ケネス・N・クリーUCLAロースクール教授）※
3月29日	ドイツ法曹養成制度改革に関する講演会（講演者エーベルハルト・シュトルーエンゼーミュンスター大学法学部教授、ディルク・エーラーズミュンスター大学法学部教授）※
平成18年	
1月30日	フランスにおける法曹養成に関する講演会（講演者：エリック・メートルピエールフランス国立司法学院副院長・裁判官、アラン・ゴジパリ第2大学法学部教授）※
以上のうち、※印は、「実践的理論教育高度化プロジェクト」の一環として実施された。	

《資料5-1-1-8》本法科大学院教員の執筆した教科書を使用している授業

科目	担当教員	教科書	執筆教員
統治の基本構造	大石真	大石真『憲法講義Ⅰ』第3刷(有斐閣, 2007年)	大石真
人権の基礎理論	毛利透	初宿正典『憲法2基本権(第2版)』(成文堂, 2001年), 初宿正典他『憲法CasesandMaterials人権(基礎編), (展開編)』(有斐閣, 2005年)	初宿正典・大石真・土井真一・毛利透
財産法の基礎1	潮見佳男	潮見佳男『入門民法(全)』(有斐閣, 2007年), 山本敬三『民法講義1民法総則(第3版)』(有斐閣), 佐久間毅『民法の基礎2物権』(有斐閣, 2006年)	潮見佳男・山本敬三・佐久間毅
財産法の基礎2	松岡久和	潮見佳男『基本講義債権各論Ⅱ不法行為』(新世社, 2005年), 潮見佳男『基本講義債権各論Ⅰ契約法・事務管理・不当利得』(新世社, 2005年)	潮見佳男
公法総合1	芝池義一・岡村周一・高木光	稲葉馨・高木光編『ケースブック行政法』(第3版, 弘文堂, 2007年)	高木光
公法総合2	岡村周一・高木光・深澤龍一郎・初宿正典・土井真一・毛利透	稲葉馨・高木光編『ケースブック行政法』(第3版, 弘文堂, 2007年), 初宿正典, 大石真, 土井真一, 毛利透ほか『憲法CasesandMaterials憲法訴訟』(有斐閣, 2007年)	高木光, 初宿正典・大石真・土井真一・毛利透
公法総合3	土井真一・毛利透	初宿正典ほか『憲法CasesandMaterials人権(展開編), (基礎編)』(有斐閣, 2005年)	初宿正典・大石真・土井真一・毛利透
刑事法総合1	塩見淳・高山佳奈子・安田拓人	中森喜彦・塩見淳編『ケースブック刑法1』『同2』(有斐閣, 2006年)	塩見淳・高山佳奈子・安田拓人
刑事法総合2	酒巻匡	酒巻匡, 堀江慎司ほか『ケースブック刑事訴訟法[第2版]』(有斐閣, 2006年)	酒巻匡・堀江慎司
刑事法総合3	堀江慎司	酒巻匡, 堀江慎司ほか『ケースブック刑事訴訟法(第2版)』(有斐閣, 2006年)	酒巻匡・堀江慎司
民法総合1	山本敬三・佐久間毅	松岡久和=潮見佳男=山本敬三『民法総合・事例演習』(有斐閣・2006年), 山本敬三『民法講義Ⅰ総則』(有斐閣・第3版・2008年刊行予定), 山本敬三『民法講義Ⅳ1契約』(有斐閣・2005年), 潮見佳男『プラクティクス債権総論』(信山社・第3版・2007年)	松岡久和・潮見佳男・山本敬三
民法総合2	山本豊・潮見佳男	松岡久和=潮見佳男=山本敬三編著『民法総合・事例演習』(有斐閣, 2006年)	松岡久和・潮見佳男・山本敬三
民法総合3	松岡久和・横山美夏	松岡久和・潮見佳男・山本敬三『民法総合・事例演習』(有斐閣, 2006年)	松岡久和・潮見佳男・山本敬三
商法総合1	森本滋・北村雅史	前田雅弘=洲崎博史=北村雅史『会社法事例演習教材』(有斐閣・2007年)	洲崎博史・北村雅史
商法総合2	洲崎博史・前田雅弘	前田雅弘=洲崎博史=北村雅史『会社法事例演習教材』(有斐閣・2007年)	前田雅弘・洲崎博史・北村雅史

科目	担当教員	教科書	執筆教員
民事訴訟法総合 1	徳田和幸・山本克己・笠井正俊・山田文	三木浩一・山本和彦・山田文ほか『ロースクール民事訴訟法』[第3版](有斐閣・2008年), 長谷部由起子・笠井正俊ほか『ケースブック民事訴訟法』[第2版](弘文堂・2005年)	笠井正俊, 山田文
民事訴訟法総合 2	徳田和幸・山本克己・笠井正俊・山田文	三木浩一・山本和彦・山田文ほか『ロースクール民事訴訟法』[第3版](有斐閣・2008年), 長谷部由起子・笠井正俊ほか『ケースブック民事訴訟法』[第2版](弘文堂・2005年)	笠井正俊, 山田文
法曹倫理	山田文・鳥山半六・西村健・増市徹・松田繁三	飯村佳夫・清水正憲・西村健・安木健「弁護士倫理」(慈学社出版, 2006年)	清水正憲・西村健
法律家のための 経済学入門	常木淳	常木淳『公共経済学』(新世社, 2002年)	常木淳
法の経済分析	常木淳	常木淳『公共経済学』(新世社, 2002年)	常木淳
環境政策と法	大久保規子	南博方=大久保規子『環境法(第三版)』(有斐閣・2006年)	大久保規子
行政救済法の現 代的課題	高木光	高木光=稲葉馨編『ケースブック行政法(第3版)』(弘文堂, 2007年)	高木光
税法1	岡村忠生	岡村忠生他『アルマ・ベーシック税法(第三版)』(有斐閣・2008年), 岡村忠生『法人税法講義(第三版)』(成文堂・2007年)	岡村忠生
国際法特講	村上正直・小寺彰	小寺彰・中川淳司『基本経済条約集』(有斐閣, 2002年)	小寺彰
刑事手続法の現 代的課題2	大山隆司	酒巻匡, 堀江慎司ほか『ケースブック刑事訴訟法(第2版)』(有斐閣, 2006年)	酒巻匡・堀江慎司
現代商取引法	北村雅史	森本滋編『商行為法講義[第2版]』(成文堂, 2006年)	森本滋・洲崎博史・北村雅史・齊藤真紀・戸田暁
保険法	洲崎博史	洲崎博史ほか『保険法(第2版)』(有斐閣アルマ, 2004年)	洲崎博史
経済法1	川濱昇	金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法第二版』(弘文堂, 2008年)	川濱昇
経済法2	川濱昇	金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『独占禁止法第二版』(弘文堂, 2008年)	川濱昇
競争政策と法	川濱昇	金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編『ケースブック独占禁止法』(弘文堂, 2006年)	川濱昇
ADRと法	山田文	山本和彦=山田文『ADR 仲裁法』(日本評論社, 2008年)	山田文
国際私法1	中西康	櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第2版]』(有斐閣, 2007年)	中西康
国際私法2	中西康	櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第2版]』(有斐閣, 2007年)	中西康

科目	担当教員	教科書	執筆教員
国際民事手続法	中西康	中西康『国際民事手続法講義ノート』（印刷製本教材。生協で販売）、櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第2版〕』（有斐閣、2007年）	中西康
労働法1	村中孝史	荒木尚志、村中孝史他編『ケースブック労働法』（有斐閣、2005年）	村中孝史
労働法2	村中孝史	荒木尚志、村中孝史他編『ケースブック労働法』（有斐閣、2005年）	村中孝史
ファイナンスの法と理論	武井一浩，郡谷大輔	武井一浩「会社法を活かす経営」（日本経済新聞社，2006年），相澤哲，葉玉匡美，郡谷大輔「論点解説新会社法千問の道標」（商事法務，2006年）	武井一浩，郡谷大輔
刑事法総合演習	大山隆司	中森喜彦，塩見淳編『ケースブック刑法1総論』（有斐閣，2006年），酒巻匡，堀江慎司ほか『ケースブック刑事訴訟法（第2版）』（有斐閣，2006年）	塩見淳・高山加奈子・安田拓人，酒巻匡・堀江慎司

基準 5-1-2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5-1-2 に係る状況)

まず、上記 5-1-1 で記載した法曹養成専攻会議《上記資料 5-1-1-2》及び法科大学院教員懇談会《上記資料 5-1-1-3 ①②》は、実務家教員と研究者教員との間の意見交換の場ともなっている。特に、教員懇談会では、実務家教員から教育にあたる際の悩みや工夫が語られるのに応じて研究者教員がそれまでの教育経験で得た対処方法や学生のニーズを報告したり、研究者教員が実務上の事柄についての率直な質問をするのに対して実務家教員が最新の状況を説明したりするといったことがしばしばある。

さらに、法科大学院協会を通じて得られる司法研修所での授業参観等の機会や弁護士会が実施する弁護士研修の機会にも積極的に研究者教員を派遣している《資料 5-1-2-1, 資料 5-1-2-2》。なお、これらのほか、後記「基準 7-1-1 に係る状況」に挙げる学生向けの実務家の講演会《資料 7-1-1-2 ①参照》にも毎回多数の教員が参加している。

実務家教員に教育上の経験が不足し、又は研究者教員に実務上の知見に不足するという問題のあることが判明した場合、具体的には、以上の教員懇談会、授業評価アンケート、学生の「意見書・要望書ボックス」への投書、自己点検・評価、外部評価委員会等を通じて教務委員会が問題を把握した場合には、教務委員会が、当該科目担当者又は関係科目の担当者と相談するなどして、改善措置として、カリキュラムの再編成等、適切な措置をとることとしている（前記「基準 5-1-1 に係る状況」参照）。また、新たに採用する実務家教員には、あらかじめ授業の様子を見学してもらうなどして、教育現場への理解を深めてもらうようにしている。

このほか、研究者教員は、日常的に実務家との交流を活発に行い、実務上の知見の確保に努めている。さらに、実務家教員と研究者教員との知見の交換の場として、大学院法学研究科附属法政実務交流センターが、概ね 4 か月に 1 度、「法政実務フォーラム」を継続的に開催している《資料 5-1-2-3》。このような場を通じて、双方の教育の高度化を図ることとしている。【解釈指針 5-1-2-1】

《資料 5-1-2-1》司法研修所での授業参観等への教員派遣実績（法科大学院設置前のものを含む。職名は派遣時のもの）

- | |
|---------------------------|
| ①平成 15 年 4 月 30 日佐久間毅教授 |
| ②平成 15 年 5 月 30 日堀江慎司助教授 |
| ③平成 16 年 4 月 26 日高山佳奈子助教授 |
| ④平成 17 年 4 月 14 日塩見淳教授 |
| ⑤平成 17 年 4 月 27 日山田文助教授 |

《資料 5-1-2-2》弁護士会での研修への教員派遣状況

- | | |
|--|--------|
| ①平成 19 年 9 月 29 日 日本弁護士会連合会新規登録弁護士研修見学 | 横山美夏教授 |
| ②平成 20 年 1 月 19 日 日本弁護士会連合会新規登録弁護士研修見学 | 笠井正俊教授 |
| ③平成 20 年 6 月 6 日 大阪弁護士会冒頭修習見学 | 堀江慎司教授 |

《資料5-1-2-3》平成18・19年度法政実務フォーラムの活動実績

開催日時	演題
平成18年10月12日	中川英彦氏（前教授） 「実務と法律とのはざまにて」 清水正憲特別教授 「弁護士にとっての『学説』」
平成18年12月21日	村上光鵬教授 「『刑事裁判』雑感—摩訶不思議な概念「合理的な疑い」」 本多正樹教授 「日本銀行における実務」
平成19年3月29日	森川伸吾教授 「『中華人民共和国の裁判所の判決』と『手続的公序』（日本国民訴訟法118条3号）」 湖海信成客員教授 「情報公開と個人情報保護の実務の最近の傾向」
平成19年9月27日	松田一弘教授 「特許法を巡る最近の内外状況」 安保嘉博客員教授 「違法性段階論を考える～建築業者の不法行為責任に関する最判平成19年7月6日などを素材として」
平成19年12月6日	中田昭孝教授 「民事裁判と事実認定」 濱田毅准教授 「現下における検察捜査の課題」
平成20年3月25日	村松昭夫客員教授 「大気汚染公害訴訟の経過と内容—西淀川から東京まで」 飯村佳夫特別教授 「最近の敵対的買収とその防衛策について」

2 優れた点及び改善を要する点等

以上のように、法曹養成専攻会議や教員懇談会において教員間の情報交換や相互啓発が非常に活発に行われており、教育内容・方法の一層の充実・改善を図る体制が組織的・継続的に整備されている。また、外部資金をも活用した教員向けの講演会や研修、共同研究等が組織的に行われており、最新の知見や外国の状況等の把握に組織的に努め、教育内容・方法の向上が図られている。

そして、学生による授業評価の実施、教務委員会とクラス代表との会合、「意見書・要望書ボックス」の設置等により、法科大学院側が学生の意見を聴取するための体制が整備されており、学生のニーズを十分に把握して、日々の教育に生かす仕組みが充実している。

加えて、自己点検・評価報告書の作成、外部評価委員会の設置等により、教育内容・方法を自ら点検・評価するとともに外部からの率直な評価・助言をも受けるという体制が出来上がっている。

こういった方策によって、本法科大学院全体として、授業の内容や方法をより優れたものにしていく。例えば、各科目において、教材の内容、授業の進め方、教員の解説や双方向・多方向的討議の方法、レポート課題や小テストの内容や回数、配付プリントの内容や配付方法等につき、より効果的かつ充実したものとなるよう改善している。また、平成17年度までの授業に関する検討に基づき、平成18年度のシラバスの内容をより充実したものにするるとともに、より使いやすくするため、CD-ROMおよびTKC法科大学院教育研究支援システム上でシラバスを配付することとした。

さらに、学生による授業評価の方法自体、平成17年度までは各学期第12週を目安に実施していたが、当該学期の授業の改善に学生の授業評価の結果を生かせるようにしてほしいという学生の意見に基づいて、平成18年度には原則として第4週を目安に、平成19年度からは原則として第4週及び第12週を目安に各学期2回の調査を実施することとして改善を図っている。学生の回答率は同システムによる調査に変更したことにより一時低下したが、調査の重要性について周知に努めたことで回復しており、今後もその周知をより徹底し、回答率がより高くなるよう努力していきたい。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は，自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の養成を目標に定め，これを各種媒体を通じて公表している。すなわち，入学志願者等を対象とする広報用パンフレット《別添資料3》（以下，「パンフレット」という。）の冒頭において，「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成をめざして」との表題のもと，本法科大学院の基本理念と目標を詳しく述べる《資料6-1-1-1》とともに，ウェブサイトにおいても，ほぼ同内容のことを述べている《資料6-1-1-2》。また，学生募集要項《別添資料4-1～4-3》の冒頭においても，本法科大学院の上記のような目標を掲げている《資料6-1-1-3》。【解釈指針6-1-1-2】

アドミッション・ポリシーについては，学生募集要項において，公平性，開放性，多様性の確保に重点を置き，大学での学修分野を問わず，かつ，社会的経験を有する者も含めて，優れた素質を有する人材を広く受け入れる方針に基づいて入学者選抜を行うこと《資料6-1-1-3》，より具体的には，大学で法律学以外の学問分野を専攻した者（主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。）及び社会人（本研究科入学前に，少なくとも1年程度，主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）を募集総人数の3割以上合格させる方針であること《資料6-1-1-4》，合格者決定は，適性試験や論述試験（法学未修者枠については小論文試験，法学既修者枠については法律科目試験）の成績のほか，学部における学業成績等をも含めた総合評価によって行うこと《資料6-1-1-5》を述べている。また，パンフレットにおいても，同様の趣旨のことを述べている《資料6-1-1-6》。【解釈指針6-1-1-2】

具体的な入学者選抜の方法については，学生募集要項における説明《資料6-1-1-5》に加えて，随時，法科大学院説明会を開催して口頭での説明も行っており（説明会の開催日は，平成15年11月1日，平成16年7月10日，平成17年7月9日，12月9日，平成18年1月30日，4月8日，7月15日，12月19日，平成19年2月5日，4月7日，7月7日，平成20年2月18日，4月12日。場所はいずれも京都大学吉田キャンパス内。），さらに，これらを補足する形でウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」において，より具体的な説明を行っている《資料6-1-1-7》。法科大学院説明会で寄せられた質問や，法科大学院に対して電話やEメールで寄せられた質問のうち，重要と思われる事柄についてはウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」に新たな項目として付け加えることにより，志願者間で情報の不平等が生じないようにしている。なお，ウェブサイトに入学者試験に

についてのQ & Aがあることは、パンフレットにおいて言及している。【解釈指針6-1-1-2】

また、ウェブサイトでは、基本理念、概要（名称、所在、標準修了年限、学位、入学定員・収容定員及び在籍者数、担当教員、入学金・授業料、学生支援等）、教育課程（目標及び基本的な考え方、授業科目の展開、授業の形式、科目履修の進行・履修登録等、成績評価及び修了・進級要件等、授業科目一覧、開講科目（担当教員）一覧、履修モデル表）、担当教員、入学者選抜（概要、Q & A、入試説明会、身体に障害がある方の受験について、入学者選抜結果、過去の入試問題等）、修了者の進路及び活動状況、自己点検・評価等を公表している。さらに、パンフレット《別添資料3》では、設置者、教育目標、修了要件と学位、カリキュラム、施設・設備、履修モデル、学生支援、入学試験について（募集人員、出願資格、選抜方法、試験期日、募集要項の請求方法）等を掲載している。パンフレットは、学生募集要項とともに、入学志望者のほか、他大学等に配付しており、平成19年度のパンフレットは約2500部を配付している。【解釈指針6-1-1-2】

入学者受入にかかる業務については、法科大学院の教員9名により構成される入学者選抜委員会を設置して、学生募集要項・入学者選抜関係Q & Aの文面の原案作成、入学者選抜のための諸データの作成（大学における学業成績や学業以外の活動実績・経験を評価して点数化する作業を含む。）にあたらせ、同委員会によって提供された原案・データを審議する形で、法曹養成専攻会議が学生募集要項等の決定並びに第一段階選抜合格者及び最終合格者の決定を行っている《別添資料15-1、別添資料15-2》。なお、小論文試験及び法律科目試験については、出題・採点委員を研究科長が任命し、出題・採点を行うこととしている。【解釈指針6-1-1-1】

《資料6-1-1-1》『平成19年度京都大学法科大学院パンフレット』〔別添資料3〕冒頭部分

「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して

21世紀を迎えたいま、わが国は、自由で公正な社会の構築を目指して司法制度改革を進めています。

司法を活性化し、法の精神をわが国の隅々にまで浸透させるには、優れた能力を有する数多くの法曹の存在が不可欠であり、その養成はわが国にとって喫緊の課題となっています。

このような時代の転換期にあって、京都大学大学院法学研究科・法学部は、明治32（1899）年の京都帝国大学法科大学の創立以来、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきた伝統を礎として、新たな時代を担う優れた法曹を養成するために、平成16（2004）年4月、法科大学院を開設しました。

本法科大学院は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、多くの優れた研究者・実務家教員を擁する自由闊達な教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的问题に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図っています。そして理論と実務を架橋するこのような高度な教育を通じて、法の精神が息衝く自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出します。」

《資料6-1-1-2》京都大学法科大学院ウェブサイトの「基本理念」のページ
HOME (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>) > 法科大学院について > 基本理念

HOME (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>) > 法科大学院について > 基本理念

「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の育成を目指して

21世紀を迎えたいま、わが国は、法の精神・法の支配が実現された自由で公正な社会の構築を目指している。司法を活性化し、わが国の「公共性の空間」を支える柱とするためには、何よりもまず、司法を担う人的基盤の拡充、すなわち優れた能力を有する数多くの法曹を養成することが不可欠である。

このような時代の転換期にあつて、京都大学大学院法学研究科・法学部は、わが国における法学・政治学の研究・教育の中心的拠点として果たしてきた役割を堅持しつつ、新たな時代を担う優れた法曹を養成するために、平成16年4月、法科大学院を開設した。

本法科大学院は、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、多くの優れた研究者・実務家教員を擁する自由闊達な教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的问题に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。そして理論と実務を架橋するこのような高度な教育を通じて、法の精神が息衝く自由で公正な社会の実現のため、幅広い分野において指導的な役割を果たす創造力ある法曹を輩出することを目指すものである。」

《資料6-1-1-3》平成20年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項〔別添資料4-1〕の冒頭部分

「京都大学法学部・法学研究科は、これまで、わが国において指導的役割を果たす実務法曹を数多く生み出してきた。この伝統を踏まえて、本法科大学院は、優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成することを目標としている。入学者選抜においては、公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れる方針である。」

《資料6-1-1-4》平成20年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項〔別添資料4-1〕より抜粋

「I 募集人員200名

内 訳

法学未修者枠(3年制) 60名程度

法学既修者枠(2年制) 140名程度

法学未修者枠と法学既修者枠の双方に出願することや、一方の枠で選抜されないときに他方の枠での選抜を求める旨の出願は、認めない。

大学の法学部・法学科等を卒業した者及び卒業見込みの者も、法学未修者枠で出願することができる。ただし、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者(主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。)及び社会人(本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。以下同じ。)を募集総人数の3割以上合格させる方針であるので、この点に留意されたい。」

《資料6-1-1-5》平成20年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項〔別添資料4-1〕より抜粋

「V 法学未修者枠の選抜」の「2 選抜方法」の部分

「2 選抜方法

(1) 第一段階選抜

志願者が多数である場合には、出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、240名程度をその合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験の成績を重視するが、その他の要素も適宜考慮する。

第一段階選抜については、平成19年11月9日(金)以降に、次の方法により志願者に通知する。

- ① 第一段階選抜を実施した場合は、その合格者には受験票を送付し、不合格者には不合格通知書を送付する。
- ② 第一段階選抜を実施しなかった場合は、志願者全員に受験票を送付する。
- ③ 受験票又は不合格通知書が平成19年11月17日(土)を過ぎても到着しない場合は、本募集要項末尾掲記の大学院掛まで問い合わせること。

(2) 小論文試験

小論文試験の内容は、人間や社会の在り方に関する思索を問うものとし、長文を提示して出題する。

試験日時は、平成19年11月24日(土)午後2時30分から午後5時30分までとする。

試験場所・集合時刻は、受験票送付の際に通知する。

試験場には、必ず受験票を携帯すること。

試験において使用を許可するものは、筆記具(黒色又は青色の万年筆又はボールペン)及び時計に限る。

携帯電話等は、時計として利用することを認めない。

(3) 最終合格者の決定・発表

最終合格者の決定は、適性試験の成績、学部の成績証明書その他の出願書類(適性試験の成績カードを除く。)の審査結果、小論文試験の成績を総合的に考慮して行う。

平成19年12月21日(金)正午ごろに最終合格者の受験番号を本研究科の掲示場に掲示するとともに、第一段階選抜の合格者全員に合否を郵便で通知する。

電話等による合否に関する問合せには応じない。

なお、官公庁・会社等に在職中等の事情により、法科大学院の学生として学修に専念できないと認められる者には、入学を許可しないことがある。」

「VI 法学既修者枠の選抜」の「2 選抜方法」の部分

「2 選抜方法

(1) 第一段階選抜

志願者が多数である場合には、出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、420名程度をその合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験の成績を重視するが、学部における学業成績等適性試験の成績以外の要素も適宜考慮する。

第一段階選抜については、平成19年11月9日(金)以降に、次の方法により志願者に通知する。

- ① 第一段階選抜を実施した場合は、その合格者には受験票を送付し、不合格者には不合格通知書を送付する。
- ② 第一段階選抜を実施しなかった場合は、志願者全員に受験票を送付する。
- ③ 受験票又は不合格通知書が、平成19年11月17日(土)を過ぎても到着しない場合は、本募集要項末尾掲記の大学院掛まで問い合わせること。

(2) 法律科目試験

試験科目は、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び商法の7科目であり、論述式を中心とする問題を出題する。

配点は、次のとおりとする。

科目	配点
憲法	100点
行政法	50点
民法	100点
民事訴訟法	50点

刑法	100点
刑事訴訟法	50点
商法	100点

行政法・民事訴訟法・商法の出題範囲は次のとおりとする。

行政法：行政法総論（行政救済法を含まない。）に限る。

民事訴訟法：通常訴訟の第一審手続に限る。

商法：商法，会社法，手形法，小切手法その他の商法分野に関する法令に基づいて出題するが，商法第2編商行為及び第3編海商にかかる部分を除く。

試験日時と科目は，次のとおりとする。

平成19年11月24日（土）	午前10時00分～午後1時00分	憲法・行政法
	午後2時30分～午後5時30分	民法・民事訴訟法
11月25日（日）	午前10時00分～午後1時00分	刑法・刑事訴訟法
	午後2時30分～午後4時30分	商法

憲法と行政法は，同じ時間帯に試験を実施するが，出題と採点は科目ごとに行う。3時間の試験時間を憲法と行政法にどのように配分してもよいが，前記のような配点で採点されることに留意されたい。民法と民事訴訟法，刑法と刑事訴訟法についても同様である。

試験場所・集合時刻は，受験票送付の際に通知する。

試験場には，必ず受験票を携帯すること。

試験において使用を許可するものは，筆記具（黒色又は青色の万年筆又はボールペン）及び時計に限る。

携帯電話等は，時計として利用することを認めない。

試験の際，六法を貸与する。

(3) 最終合格者の決定・発表

最終合格者の決定は，①適性試験の成績，②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査結果，③法律科目試験の成績を総合的に考慮して行うが，②及び③を重視する。

平成19年12月21日（金）正午ごろに，最終合格者の受験番号を本研究科の掲示場に掲示するとともに，第一段階選抜の合格者全員に合否を郵便で通知する。

電話等による合否に関する問合せには応じない。

なお，官公庁・会社等に在職中等の事情により，法科大学院の学生として学修に専念できないと認められる者には，入学を許可しないことがある。」

《資料6-1-1-6》『平成19年度京都大学法科大学院パンフレット』[別添資料3]「入学試験について」の項目の冒頭部分

「入学者の選抜に当たっては，法学以外の学問分野を専攻した方や社会人も定員の3割以上を受け入れる方針を採るなど，公平性・開放性・多様性の確保を重視しています。また，入学試験の結果だけでなく，大学における成績や社会人としての実績なども幅広く考慮して合否判定を行います。」

《資料6-1-1-7》 京都大学法科大学院ウェブサイトの「入学者選抜関係Q&A」のページ

HOME (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>) > 入学者選抜 > 入学者選抜関係Q&A

平成20年度入学者選抜関係Q&A 平成19年7月13日現在

このQ&Aは，「平成20年度入学者選抜制度の概要」（以下「概要」という。）を補足するものです。「概要」と併せてご覧ください。

1. 出願資格・出願方法

Q1-1 大学中退者，あるいは，各種学校（学校教育法83条）修了者にも，出願資格はありますか。

A. 出願資格は，「概要」Ⅱ(1)～(8)記載のとおりです。その(1)～(7)に該当しない人で，

(8)により出願を希望する人は、出願に先立ち出願資格の審査を行いますので(「概要」Ⅲ参照)、募集要項の記載に従い、出願資格の認定の申請をしてください。

Q1-2 外国人留学生には出願資格がありますか。その選抜方法はどのようなものですか。

- A. 外国において学校教育における16年の課程を修了した人や平成20年3月31日までに修了見込みの人には、出願資格があります。これには、例えば日本で中学校を卒業した後、外国の高校及び大学を卒業するなどして、学校教育における通算16年の課程を修了または修了見込みの人を含みます。
ただし、外国人や外国学校出身者についても、特別の選抜方法はとられません。

Q1-3 出願後、資料を追加提出することができますか。

- A. 出願書類は、すべて、出願時に提出する必要があります。追加提出は認められません。

Q1-4 専門的資格や外国語能力を証する書類は、コピーを提出することができますか。公表された著作等の提出について留意すべき点はありますか。

- A. 資格等を証する書類については、原本を正しく写したものであれば、コピーを提出することも可能です(ただし、必要に応じて、入学手続等の際に原本の提示を要求することがあります)。
公表された著作等には様々なものがあり得ますが、大部の場合は抄録を提出することができます。日本語以外の言語で記載されたものについては、日本語訳を付けてください。

Q1-5 学士入学・3年次編入等により、複数の大学(学部)に在学したことがある場合は、成績証明書の提出をどのようにすべきですか。

- A. 複数の大学(学部)に在学したことがある場合は、在学したことのあるすべての大学(学部)の成績証明書を提出してください。

2. 各種資料の考慮方法

Q2-1 入学者の選抜にあたって、各試験の成績や出願書類の内容は、どのような基準や比重で考慮されるのですか。

- A. 入学者の選抜は、各試験の成績や各出願書類の内容を総合的に考慮して行います(総合判定)。その基準ないし各種資料の比重について、「概要」に記されている以上に詳しく示すことはできません。

3. 法学未修者枠の選抜

Q3-1 法学部卒業(見込み)であれば、法学既修者枠にしか出願できないのでしょうか。

- A. 法学部・法学科等の卒業(見込み)であっても、法学未修者枠で出願することができます。ただし、入学者選抜は、「概要」Ⅰ(2)の方針に基づいて行われることに留意してください。なお、法学部・法学科等において、法学以外の科目(政治学など)に重点を置いて学修した人は、「概要」Ⅰ(2)にいう、「大学で法律学以外の学問分野を専攻した者(主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。)」として扱われることがあり得ます。

Q3-2 法学部・法学科以外の学部・学科の卒業(見込み)であっても、学部において法学系の科目を数多く履修している場合には、「概要」Ⅰ(2)にいう「大学で法律学以外の学問分野を専攻した者(主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。)」としては扱ってもらえないのでしょうか。

- A. 法学部・法学科以外の学部・学科を卒業した(または卒業見込みである)場合には、法学系の科目を数多く履修していたとしても、「大学で法律学以外の学問分野を専攻し

た者（主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。）』として扱われます。

4. 法学既修者枠の選抜

Q4-1 法学部・法学科等において法律学を学修していない場合でも、法学既修者枠に出願することはできますか。

A. 平成19年度入学者選抜までは、法学既修者枠に出願して合格するためには、学部において法律基本科目に対応する科目の相当部分を履修しているか、または、社会人として相当程度の法律事務従事者の経験があるなど法学の基礎的な学識を有すると認められる事由が存することを必要としていましたが、平成20年度入学者選抜からはこのような要件を撤廃しました（その代わりに、法律科目試験の科目が4科目から7科目に増えました）。したがって、平成20年度入学者選抜からは、学部では法律を学ばず、独学で法律を学んだ人でも法学既修者枠に出願して合格することが可能になります。

Q4-2 平成20年度入学者選抜からは、7科目の法律科目試験の成績が重要視され、学部における学業成績は考慮されなくなるのですか。

A. 法律科目試験の科目が4科目から7科目に増えたからといって、学部における学業成績が考慮されなくなるわけではありません（「概要」VI 2 (1)及び(3)を参照）。

Q4-3 平成20年度入学者選抜からは、社会人として法律事務従事者の経験を積んだことは、入学者選抜において意味をもたなくなるのですか。

A. Q4-1で述べたように、平成20年度入学者選抜からは、法学部・法学科以外の出身者が法学既修者枠を受験するために、社会人として相当程度の法律事務従事者の経験を積んでいることは必要なくなりました。しかし、社会人として法律事務に従事した経験を有することは、総合判定に際して、積極的に評価されます。

Q4-4 旧司法試験第二次試験の短答式試験に合格した経験があることや同試験の論文式試験の成績、又は日弁連法務研究財団の法学既修者試験の成績は、総合判定に際して、積極的に評価されますか。

A. 旧司法試験第二次試験の短答式試験の合格経験、同試験の論文式試験の成績、又は日弁連法務研究財団の法学既修者試験の結果等は、総合判定に際して積極的な評価を根拠づけることはできません。

Q4-5 司法書士等の資格を有することは、総合判定に際して、積極的に評価されますか。

A. 法律関連業務の資格に基づいて当該業務に具体的に従事した経験を有していることは、総合判定に際して、積極的に評価されます。しかし、単に資格を有しているというだけでは、総合判定に際して積極的な評価を根拠づけることはできません。

5. 社会人

Q5-1 「社会人」には、各種試験の受験勉強をしながらアルバイトをしている人も含まれますか。

A. 「社会人」とは、本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる人をいいます。主に受験勉強をしており、その傍らアルバイトをしていたというだけでは、主として学業以外の活動に従事した経験を有していたとはいえません。

Q5-2 現在社会人として就業している人は、入学後は、職を辞して大学院の勉強に専念すべきですか。

A. 入学後は、学業に専念すべきですから、入学前にフルタイムで就業していた人がそのまま仕事を続けることは困難です。職を辞す必要があるかどうかは、勤務先等との関係

によります。官公庁・会社に在職中等の事情により、法科大学院の学生として学修に専念できないと認められる人には、入学を許可しないことがあります。

6. その他

Q6-1 合格した場合、入学時期の延期は可能ですか。

A. 入学手続をしなければ、入学を辞退したものとみなされます。入学時期の延期はできません。

Q6-2 ある年度の入学者選抜で不合格になった場合、翌年度以降の入学者選抜において不利になることはありますか。

A. ある年度の入学者選抜で不合格になったからといって、翌年度以降の入学者選抜において不利益に扱われることはありません。

基準 6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6-1-2 に係る状況)

(1) 法学既修者枠の選抜

学生募集要項では、志願者が多数である場合には、出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、420 名程度をその合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験（大学入試センターが実施するもの。以下同じ。）の成績を重視するが、学部における学業成績等適性試験の成績以外の要素も適宜考慮すること、最終合格者の決定は、①適性試験の成績、②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査結果、③法律科目試験の成績を総合的に考慮して行うが、②及び③を重視することとしている《資料 6-1-2-1》。

実際の入学者選抜もそのとおり実施されている（入学者選抜の資料について、訪問調査の際に閲覧に供する用意がある）。

なお、最終合格者の決定は、①適性試験の成績、②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査による成績、③法律科目試験の成績を合計し、その合計点の順位によって行っている。法律科目試験は、憲法・民法・刑法・商法の各科目については配点を 200 点とし、行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法の各科目については配点を 100 点とし、それぞれ、六法を貸与したうえで論述式を中心とする問題を出題することにより行っており《資料 6-1-2-2》、ここでは法学の基礎的学識のみならず、思考力や表現力も問われている。上記「基準 4-3-1 に係る状況」で述べたとおり、平成 20 年度入学者選抜以降は、もっぱら法律科目試験の成績により、法学既修者の認定を行っている。出願書類の審査による成績は、学部における学業成績、自己評価書の記述、社会人経験等を総合評価により点数化しており、その作業は前記「基準 6-1-1 に係る状況」のように入学者選抜委員会が行っている。

(2) 法学未修者枠の選抜

学生募集要項では、志願者が多数である場合には、出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、240 名程度をその合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験の成績を重視するが、その他の要素も適宜考慮すること、最終合格者の決定は、適性試験の成績、学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査結果、小論文試験の成績を総合的に考慮して行うこととしている《資料 6-1-2-3》。なお、平成 16 年度入学者選抜及び平成 17 年度入学者選抜においては、小論文試験を受験した者のうち 40 名程度について面接試験を課していたが、平成 18 年度入学者選抜からは面接試験を廃止し、出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査をよりきめ細かく行うことにより、総合判定を充実させることとしている。

実際の入学者選抜もそのとおり実施されている（入学者選抜の資料について、訪問調査の際に閲覧に供する用意がある）。

なお、最終合格者の決定は、①適性試験の成績、②学部の成績証明書その他の出願書類

(適性試験の成績カードを除く。)の審査による成績及び③小論文試験の成績を合計し、その合計点の順位によって行っている。小論文試験は、人間や社会の在り方に関する思索を問うものとし、長文を提示して出題しており《資料6-1-2-4》、これによって受験者の読解力・思考力や創造性を判定している。出願書類(適性試験の成績カードを除く。)の審査による成績は、学部における学業成績、自己評価書の記述、社会人経験等を総合評価して点数化しており、その作業は前記「基準6-1-1に係る状況」のように入学者選抜委員会が行っている。

(3) 大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人を積極的に入学させるという方針について

前述のように、本法科大学院では、公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れるというアドミッション・ポリシーを採用しており、これに基づき、定員200名のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人を相当数合格させている。詳細は、基準6-1-5で述べる。

《資料6-1-2-1》平成20年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項〔別添資料4-1〕より「VI 法学既修者枠の選抜」の部分を抜粋

「VI 法学既修者枠の選抜	
1 出願書類	
法学既修者枠における入学志願者は、次の(1)に掲げる書類を提出すること。これに加えて、後記(2)に掲げる書類を提出することもできる。	
なお、提出された書類は、返還しない。	
日本に在住する外国人は、出願に際し、市区町村長の発行する登録原票記載事項証明書を提出すること。	
(1) 必ず提出すべき書類	
① 入学願書	所定の用紙に本人が記入すること。
② 適性試験の成績カード	平成19年度に独立行政法人大学入試センターが実施した法科大学院適性試験の成績カードを入学願書の定められた枠内に貼付すること。
③ 履歴書	所定の用紙 高等学校以後(出願資格3・4に該当する場合には小学校以降)の学歴及び職歴を所定欄に正確に記載すること。
④ 電算処理原票	所定の用紙
⑤ 成績証明書	単位を修得した科目の全体にわたるもので、出身大学長又は学部長が作成し厳封したもの。学部における学業成績を示すものを必ず提出しなければならない。大学院等の学業成績証明書があれば、それを併せて提出すること。
⑥ 卒業(見込)証明書	出身大学長又は学部長が作成したもの。
⑦ 自己評価書	所定の用紙 学業についての自己評価、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績、出願の動機等を2000字以内で記述し、自署すること。学部の卒業に必要な専門科目の総単位数及び出願時まで修得した専門科目の単位数を所定欄に記入すること。

<p>⑧ 入学検定料 振込金受付証明書</p>	<p>所定の用紙 入学検定料 30,000円 振込期間 平成19年10月9日(火)～10月23日(火) (期間外に振り込まれた場合は願書を受理しない。)</p> <p>注1. 本研究科所定の振込依頼書の依頼人欄(3カ所)に志願者の氏名等を記入の上, 切り離さずに金融機関(郵便局は除く。)の窓口に持参して, 入学検定料を振り込むこと。ATM(現金自動預入支払機)やインターネット等での振込みは不可。</p> <p>注2. 振込み後, 「入学検定料振込金受付証明書」及び「入学検定料振込金(兼手数料)受取書」に収納印が押印されていることを確認して受け取り, 「入学検定料振込金受付証明書」(左半分)を「入学願書」に貼付すること。収納印がない場合は願書を受理しない。「入学検定料振込金(兼手数料)受取書」(収入印紙貼付のもの)は, 志願者で保管すること。</p> <p>注3. 第一段階選抜の不合格者に対しては, 23,000円を返還する。詳しくは, 第一段階選抜不合格通知書送付の際に通知する。なお, 願書を受理された後は, 上記の場合以外のいかなる理由があっても既納の入学検定料は返還しない。</p> <p>注4. 入学検定料を振り込んだが出願しなかった場合, または, 誤って二重に振り込んだ場合は, 本募集要項末尾掲記の大学院掛にその旨を申し出ること。</p>
<p>⑨ 写真(2枚)</p>	<p>上半身脱帽正面向きで, 出願前3ヵ月以内に単身で撮影したもの(縦4cm×横3cm)。裏面に氏名を記入した上, 定められた枠内に貼付すること。</p>
<p>⑩ 願書受理確認書</p>	<p>所定の用紙に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記し, 50円切手を貼ること。</p>
<p>⑪ 受験票等送付用封筒</p>	<p>所定の封筒に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記し, 410円切手を貼ること。</p>
<p>⑫ あて名票</p>	<p>所定の用紙に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記すること。</p>

(注) 次のいずれかであって, 学位規則第6条1項の規定に基づき独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めている要件を満たすものとして認定を受けている専攻科に在籍する者で, 出願資格5に該当する見込みの者は, 出願書類のほか当該専攻科の「修了見込証明書」及び「学士の学位授与申請予定である旨の証明書(様式随意: 学位が得られないこととなった場合は, 速やかに通知する旨の記載があるもの)」を提出すること。

- ① 修業年限2年の短期大学に置かれた修業年限2年の専攻科
- ② 修業年限3年の短期大学に置かれた修業年限1年の専攻科
- ③ 高等専門学校に置かれた修業年限2年の専攻科

(2) その他の書類

上記のほか, 学業上又は職業上の能力・経験を証する書類, 専門的資格・外国語能力を証する書類, 公表された著作等で学業・研究上の実績・能力を示すもの等があれば, 所定の封筒(「任意提出書類用封筒」)に入れてそれらを提出することができる。

2 選抜方法

(1) 第一段階選抜

志願者が多数である場合には, 出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し, 420名程度をその合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては, 適性試験の成績を重視するが, 学部における学業成績等適性試験の成績以外の要素も適宜考慮する。

第一段階選抜については, 平成19年11月9日(金)以降に, 次の方法により志願者に通知する。

- ① 第一段階選抜を実施した場合は, その合格者には受験票を送付し, 不合格者には不合格通知書を送付する。
- ② 第一段階選抜を実施しなかった場合は, 志願者全員に受験票を送付する。
- ③ 受験票又は不合格通知書が, 平成19年11月17日(土)を過ぎても到着しない場合は, 本募集要項末尾掲記の大学院掛まで問い合わせること。

(2) 法律科目試験

試験科目は、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び商法の7科目であり、論述式を中心とする問題を出題する。

配点は、次のとおりとする。

科目	配点
憲法	100点
行政法	50点
民法	100点
民事訴訟法	50点
刑法	100点
刑事訴訟法	50点
商法	100点

行政法・民事訴訟法・商法の出題範囲は次のとおりとする。

行政法：行政法総論（行政救済法を含まない。）に限る。

民事訴訟法：通常訴訟の第一審手続に限る。

商法：商法、会社法、手形法、小切手法その他の商法分野に関する法令に基づいて出題するが、商法第2編商行為及び第3編海商にかかる部分を除く。

試験日時と科目は、次のとおりとする。

平成19年11月24日（土）	午前10時00分～午後1時00分	憲法・行政法
	午後2時30分～午後5時30分	民法・民事訴訟法
11月25日（日）	午前10時00分～午後1時00分	刑法・刑事訴訟法
	午後2時30分～午後4時30分	商法

憲法と行政法は、同じ時間帯に試験を実施するが、出題と採点は科目ごとに行う。3時間の試験時間を憲法と行政法にどのように配分してもよいが、前記のような配点で採点されることに留意されたい。民法と民事訴訟法、刑法と刑事訴訟法についても同様である。

試験場所・集合時刻は、受験票送付の際に通知する。

試験場には、必ず受験票を携帯すること。

試験において使用を許可するものは、筆記具（黒色又は青色の万年筆又はボールペン）及び時計に限る。

携帯電話等は、時計として利用することを認めない。

試験の際、六法を貸与する。

(3) 最終合格者の決定・発表

最終合格者の決定は、①適性試験の成績、②学部の成績証明書その他の出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査結果、③法律科目試験の成績を総合的に考慮して行うが、②及び③を重視する。

平成19年12月21日（金）正午ごろに、最終合格者の受験番号を本研究科の掲示場に掲示するとともに、第一段階選抜の合格者全員に合否を郵便で通知する。

電話等による合否に関する問合せには応じない。

なお、官公庁・会社等に在職中等の事情により、法科大学院の学生として学修に専念できないと認められる者には、入学を許可しないことがある。」

《資料6-1-2-2》

平成20年度入学選抜・法律科目試験の問題（なお、答案例は、訪問調査の際に閲覧に供する用意がある。）

憲 法 (100点)

第1問

参議院議員選挙について、比例代表選挙は廃止し、選挙区選挙は、都道府県を単位とする選挙区とし、各選挙区に2名の定員を均等に配分する制度に改めたとする。この場合に生じる憲法上の問題について論ぜよ。

第2問

ある市立中学校の社会科教諭Aは、日本国憲法は押しつけ憲法であって無効だと確信するに至り、授業でもそのように教えた。その際に、Aは、「憲法の理念は守るべきではないか。」と発言した生徒に対して、「こんな憲法をありがたがるなんて、日本人として恥ずかしいと思わないのか。」と指摘した。これを聞いた同じ中学校の社会科教諭Bは強い危惧感を抱き、これらの事実の摘示に続けて「Aは、このように子どもを反民主主義へと洗脳しようとしており、教育者として全く不適格だ。」と記したピラを作成して、学校近くの路上で配布した。

その結果、Aは、公務員の憲法尊重擁護義務に違反したとして、Bは、Aの名誉を毀損する行為を行ったことが全体の奉仕者たるにふさわしくない非行にあたるとして、ともに懲戒処分を受けた(地方公務員法第29条第1項を参照)。両処分の合憲性について論ぜよ。

行政法 (50点)

行政行為(行政処分)と行政指導の概念及び法的取扱いの違いを説明せよ(行政救済法上の問題については触れる必要はない)。

民法 (100点)

第1問

2003年4月1日、Aは、不動産業を営む友人Bから、2006年3月31日に返済する約定で、1500万円を無利息で借り受ける契約を締結した。同時に、Aは、Bに対する本債務の担保として、A所有の甲土地とその敷地上の乙建物をBに譲渡した。その際、Aは引き続き乙建物に居住し、甲土地を使用できる旨、A・B間で合意された。

上記契約を締結した日に、1500万円がBによりA名義の普通預金口座に振り込まれ、2003年4月5日、甲土地と乙建物につき、それぞれ売買を原因とするAからBへの所有権移転登記がされた。

その後、2003年7月末に、Aは、海外勤務を命じられ、2003年8月1日から2年間、家族とともに海外に居住していた。

2005年6月10日、急に資金が必要になったBは、甲土地と乙建物を2000万円でCに譲渡した。しかし、甲土地と乙建物の登記はいずれもCに移転されていない。なお、Cは、譲受け当時、甲土地と乙建物が担保としてAからBに譲渡されていたことを知らなかった。

さて、甲土地と乙建物がBからCに譲渡されたことを同年7月末に帰国して知ったAは、同年8月初め、Bに、1500万円を返済して、甲土地および乙建物の登記名義をAに移転するよう求めた。ところが、Bがこれに応じないうちに、Cは、同年8月20日、甲土地と乙建物の登記名義がいずれもBのまま、Aに対し、甲土地と乙建物の明渡しを請求した。

以上の事実関係を前提にして、下記の間1、間2に答えよ。

間1

譲渡担保の設定により、目的物の所有権は設定者から債権者(譲渡担保権者)に完全に移転するという考え方がある。この考え方によれば、Cの請求は認められるか。

間2

譲渡担保の法的構成につき、間1に示したのとは異なる考え方には、どのようなものがあるか。また、その考え方によれば、Cの請求は認められるか。

第2問

東京都に住むAは、近畿地方のあるところに、相続により取得した甲土地を所有していた。甲土地の付近一帯は、競馬場とその関連施設、ゴミ焼却場、火葬場のほか、以前は化学製品を製造する工場が点在し、また農地が広がっていた。しかし、工場の閉鎖が相次ぎ、また、農業従事者が減少したことと、住むために良好な環境とはいえないことから、数年前から荒れ地が増えていた。甲土地も、以前はある工場の資材置き場として利用されていたが、その工場が閉鎖された後は、空き地

となっていた。

ある日曜日に、Aが甲土地の様子をほぼ2年ぶりに見に行ったところ、甲土地は有料駐車場として使われていた。Aが調べたところ、1年半前から、Bが、甲土地を他人の所有地と知りながら無断で、競馬開催のある土曜と日曜の午前9時から午後6時まで臨時駐車場として計60日使用し、600万円の利益をあげていたことがわかった。

Aは、Bに対して600万円の支払を請求することができるか。この請求を根拠づけるための考え方をいくつか（少なくとも2つ）挙げたうえで、論ぜよ。

民 事 訴 訟 法 (50点)

民事訴訟における処分権主義の根拠と内容について、原告の1000万円の損害賠償請求につき裁判所が被告に対し1500万円の損害賠償の支払を命じることができるかどうかを素材として、説明せよ。

刑 法 (100点)

第1問

甲は、「神通力で病気を治せる」と虚言を用い、近隣の高齢者を自己の信奉者として集めていた。そのうちの一人Xは、同じく甲を信奉する妻のYに、かねてから、「もしも自分が意識不明の重体になるようなことがあったら、甲先生にすべての治療を任せたい」と述べていた。Xは、路上で喫煙していた乙に注意を与えたところ、怒った乙に胸を突かれて転倒し、頭部を強打して脳出血のため意識を失った。Xは発見されて病院に運ばれ、容態も安定してひとまず死の危険は去ったが、意識が戻らないので、Yは甲に「夫が入院しました」とだけ急いで連絡した。甲は、Xの状態を、安静にしていれば治る程度だろうと誤解し、自己の力で治したように装うつもりで、「すぐにこちらに連れて来なさい」と指示したため、Yは病院の担当者らに無断でXを車いすに乗せて甲の家に連れて行った。甲はXが意識不明の状態であるのを見て驚き、このままでは死んでしまうと思ったが、信奉者に対する自己の権威の失墜をおそれてXを自宅内に放置したため、Xはのどに痰を詰まらせて窒息死した。

甲・乙の罪責を論ぜよ。

第2問

「文部大臣の任命により同大臣の諮問に応じて大学の設置の認可等に関する事項を調査審議する大学設置審議会の委員をし、同時に歯科大学の専門課程における教員の資格等を審査する同審議会内の歯学専門委員会の委員をしていた」者が、「歯科大学設置の認可申請をしていた関係者らに対し、各教員予定者の適否を右専門委員会における審査基準に従って予め判定してやり、あるいは同専門委員会の中間的審査結果をその正式通知前に知らせ」る行為は、「右審議会の委員であり且つ右専門委員会の委員である者としての職務に密接な関係のある行為というべきであるから、これを収賄罪にいわゆる職務行為にあたるとした原判断は、正当である」と判示した最高裁決定（最決昭和59年5月30日刑集38巻7号2682頁）がある。

収賄罪における「職務に関し」の意義を明らかにしつつ、上記の決定を論評せよ。

刑 事 訴 訟 法 (50点)

刑事手続における検察官の役割について論ぜよ。

商 法 (100点)

第1問

P社は、製麺業を事業目的とする株式会社である。P社は、上場会社ではないが、P社の定款に株式の譲渡制限の定めは設けられていない。P社の発行済株式総数は1,000万株であり、そのうち400万株は、長年の取引先であるQ株式会社が保有し、P社の取締役A～E5名のうち、D・Eの2名は、Q社取締役を兼任していた。

Q社は、資金繰りが悪化し、P社代表取締役Aに対して、「P社株式を1株1,200円で買い受けてほしい」旨申し出てきた。早速、Aは、証券会社にP社株式の価値を鑑定させ、1株700円程度である旨の回答を得た。

続いてP社では臨時取締役会が開催され、対応策が審議された。同取締役会においては、買受け価格が株式価値に比して高すぎないかが問題にはされたが、取締役D・Eが「もしQ社の申出を断れば、Q社はその有するP社株式を好ましくない第三者に譲渡するであろうこと」、および「1株1,200円で買い受けてとしてもP社には十分な買受けの財源はあること」を強く主張したため、他の取締役もその意見に賛同して、Q社からP社株式を買い受けるべきことが全員一致で決定された。その後にP社において臨時株主総会が開催され、Q社を特別利害関係人として排除したうえ、Q社からP社株式を買い受ける旨の特別決議（以下「本件決議」という）がなされた（売主追加の議案変更請求権は行使されなかったものとする）。同株主総会の席上、ある株主から「P社の株式価値はどのくらいか」という質問があったが、Aは、「よくわからないが、1,000円を下回ることはない」と認識している」と答えていた。

本件決議に基づき、Aは、P社を代表し、Q社からP社株式400万株を1株1,200円で買い受けた（以下「本件取得」という）。

問1 上記の事実関係のもとで、本件取得の効力について検討せよ。

問2 上記の事実関係のもとで、AのP社に対する責任について検討せよ。

第2問

以下の①から③に着目して、株券と約束手形の違いについて述べよ。なお、株券や約束手形のように、一定の要式を備えた紙に権利が表章されている場合、その紙を、本問において「証券」とよぶこととする。

- ① 証券が表章する権利とその権利の発生時期
- ② 証券が表章する権利の譲渡方法
- ③ 証券が表章する権利の行使方法

《資料6-1-2-3》平成20年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項〔別添資料4-1〕より「V 法学未修者枠の選抜」の部分を抜粋

「V 法学未修者枠の選抜

1 出願書類

法学未修者枠における入学志願者は、次の(1)に掲げる書類を提出すること。これに加えて、後記(2)に掲げる書類を提出することもできる。

なお、提出された書類は、返還しない。

日本に在住する外国人は、出願に際し、市区町村長の発行する登録原票記載事項証明書を提出すること。

(1) 必ず提出すべき書類

① 入 学 願 書	所定の用紙に本人が記入すること。
② 適性試験の成績カード	平成19年度に独立行政法人大学入試センターが実施した法科大学院適性試験の成績カードを入学願書の定められた枠内に貼付すること。
③ 履 歴 書	所定の用紙 高等学校以後(出願資格3・4に該当する場合には小学校以降)の学歴及び職歴を所定欄に正確に記載すること。

④ 電 算 処 理 原 票	所定の用紙
⑤ 成 績 証 明 書	単位を修得した科目の全体にわたるもので、出身大学長又は学部長が作成し厳封したもの。学部における学業成績を示すものを必ず提出しなければならない。大学院等の学業成績証明書があれば、それを併せて提出すること。
⑥ 卒 業（見 込）証 明 書	出身大学長又は学部長が作成したもの。
⑦ 自 己 評 価 書	所定の用紙 学業についての自己評価、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績、出願の動機等を2000字以内で記述し、自署すること。学部の卒業に必要な専門科目の総単位数及び出願時まで修得した専門科目の単位数を所定欄に記入すること。
⑧ 入 学 検 定 料 振 込 金 受 付 証 明 書	所定の用紙 入学検定料 30,000円 振込期間 平成19年10月9日（火）～10月23日（火） （期間外に振り込まれた場合は願書を受理しない。） 注1. 本研究科所定の振込依頼書の依頼人欄（3ヵ所）に志願者の氏名等を記入の上、切り離さずに金融機関（郵便局は除く。）の 窓口 に持参して、入学検定料を振り込むこと。 ATM（現金自動預入支払機）やインターネット等での振込みは不可。 注2. 振込み後、「入学検定料振込金受付証明書」及び「入学検定料振込金（兼手数料）受取書」に収納印が押印されていることを確認して受け取り、「入学検定料振込金受付証明書」（左半分）を「入学願書」に貼付すること。 収納印がない場合は願書を受理しない。 「入学検定料振込金（兼手数料）受取書」（収入印紙貼付のもの）は、志願者で保管すること。 注3. 第一段階選抜の不合格者に対しては、23,000円を返還する。詳しくは、第一段階選抜不合格通知書送付の際に通知する。 なお、願書を受理された後は、上記の場合以外のいかなる理由があっても既納の入学検定料は返還しない。 注4. 入学検定料を振り込んだが出願しなかった場合、または、誤って二重に振り込んだ場合は、本募集要項末尾掲記の大学院掛にその旨を申し出ること。
⑨ 写 真（2 枚）	上半身脱帽正面向きで、出願前3ヵ月以内に単身で撮影したもの（縦4cm×横3cm）。裏面に氏名を記入した上、定められた枠内に貼付すること。
⑩ 願 書 受 理 確 認 書	所定の用紙に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記し、50円切手を貼ること。
⑪ 受 験 票 等 送 付 用 封 筒	所定の封筒に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記し、410円切手を貼ること。
⑫ あ て 名 票	所定の用紙に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記すること。

(注) 次のいずれかであって、学位規則第6条1項の規定に基づき独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めている要件を満たすものとして認定を受けている専攻科に在籍する者で、出願資格5に該当する見込みの者は、出願書類のほか当該専攻科の「修了見込証明書」及び「学士の学位授与申請予定である旨の証明書(様式随意:学位が得られないこととなった場合は、速やかに通知する旨の記載があるもの)」を提出すること。

- ① 修業年限2年の短期大学に置かれた修業年限2年の専攻科
- ② 修業年限3年の短期大学に置かれた修業年限1年の専攻科
- ③ 高等専門学校に置かれた修業年限2年の専攻科

(2) その他の書類

上記のほか、学業上又は職業上の能力・経験を証する書類、専門的資格・外国語能力を証する書類、公表された著作等で学業・研究上の実績・能力を示すもの等があれば、所定の封筒（「任意提出書類用封筒」）に入れてそれらを提出することができる。

2 選抜方法

(1) 第一段階選抜

志願者が多数である場合には、出願書類の内容に基づいて第一段階選抜を実施し、240名程度をその合格者とする。第一段階選抜の審査にあたっては、適性試験の成績を重視するが、その他の要素も適宜考慮する。

第一段階選抜については、平成19年11月9日(金)以降に、次の方法により志願者に通知する。

- ①第一段階選抜を実施した場合は、その合格者には受験票を送付し、不合格者には不合格通知書を送付する。
- ②第一段階選抜を実施しなかった場合は、志願者全員に受験票を送付する。
- ③受験票又は不合格通知書が平成19年11月17日(土)を過ぎても到着しない場合は、本募集要項末尾掲記の大学院掛まで問い合わせること。

(2) 小論文試験

小論文試験の内容は、人間や社会の在り方に関する思索を問うものとし、長文を提示して出題する。

試験日時は、平成19年11月24日(土)午後2時30分から午後5時30分までとする。

試験場所・集合時刻は、受験票送付の際に通知する。

試験場には、必ず受験票を携帯すること。

試験において使用を許可するものは、筆記具(黒色又は青色の万年筆又はボールペン)及び時計に限る。

携帯電話等は、時計として利用することを認めない。

(3) 最終合格者の決定・発表

最終合格者の決定は、適性試験の成績、学部の成績証明書その他の出願書類(適性試験の成績カードを除く。)の審査結果、小論文試験の成績を総合的に考慮して行う。

平成19年12月21日(金)正午ごろに最終合格者の受験番号を本研究科の掲示場に掲示するとともに、第一段階選抜の合格者全員に可否を郵便で通知する。

電話等による可否に関する問合せには応じない。

なお、官公庁・会社等に在職中等の事情により、法科大学院の学生として学修に専念できないと認められる者には、入学を許可しないことがある。

《資料6-1-2-4》平成20年度入学者選抜・小論文試験の問題の概要(なお、実際の問題及び答案例は、訪問調査の際に閲覧に供する用意がある。)

問題文1は、『森嶋通夫著作集13』(岩波書店、二〇〇四年)三〇〇頁一行目～三〇九頁一行目を、注および途中の一部を省略し、また表記の一部を改めて、引用した。問題文2は、スティーブン・ランズバーグ著、佐和隆光監訳、吉田利子訳『ランチタイムの経済学』(ダイヤモンド社、一九九五年)三〇七頁～三一九頁を、注を省略し、表記の一部を改めて、引用した上、次のような設問に答えさせた。

以下の問題文1(そのもとになった講演は一九九七年に行われた)および問題文2(翻訳であり、原著は一九九三年に出版された)を読んで、次の問に答えなさい(解答は縦書き。句読点・括弧も一字分として計算する)。

問[一] 問題文1について、著者の言う「普遍主義」の意味を説明しつつ、「国家」と「国家を超えたところにあるもの」に関する著者の主張を四百字以内で簡潔にまとめなさい。(五〇点)

問[二] 問題文1の著者と問題文2の著者の間には、環境問題をめぐって意見の相違があると思われるが、個人と社会のあり方に関する考え方の違いにも言及した上で、両者がどのような点でなぜ意見が違ってくるのかについて八百字以内で説明しなさい。(五〇点)

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院は、入学者選抜において、自校出身者（京都大学に在学，又は卒業した者）について優先枠を設ける等の優遇措置や，特定の大学の出身者とその他の者を区別するような措置を一切講じていない《別添資料 4-1～4-3（各年度の学生募集要項）参照》。小論文試験及び法律科目試験の採点に際しても完全な匿名性が維持されており，ある答案が自校出身者の答案であるかどうかは採点者には全くわからない仕組みになっている。【解釈指針 6-1-3-1】

各年度における志願者総数，志願者中の自校出身者数，第一段階選抜合格者総数，第一段階選抜合格者中の自校出身者数，最終合格者総数，最終合格者中の自校出身者数は，《資料 6-1-3-1》のとおりである。

志願者における自校出身者の割合と，最終合格者における自校出身者の割合を比較すると，後者が高くなっているが，これは，京都大学出身者は適性試験に係る能力，小論文試験又は法律科目試験に係る能力のいずれについても他校出身者と比較して相対的に高いことによるものと思われる。

なお，本法科大学院では，入学者への法科大学院に対する寄附等の募集は行っていない。【解釈指針 6-1-3-2・該当なし】

《資料 6-1-3-1》入学者選抜における自大学出身者の割合（％は総数に占める割合）

平成 16 年度入学者選抜			
法学未修者枠			
	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	1039 名	179 名 (17.2%)	78 名 (7.5%)
第一段階選抜合格者	317 名	84 名 (26.5%)	33 名 (10.4%)
最終合格者	64 名	22 名 (34.4%)	8 名 (12.5%)
法学既修者枠			
	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	935 名	280 名 (29.9%)	277 名 (29.6%)
第一段階選抜合格者	525 名	188 名 (35.8%)	188 名 (35.8%)
最終合格者	152 名	92 名 (60.5%)	92 名 (60.5%)
平成 17 年度入学者選抜			
法学未修者枠			
	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	281 名	58 名 (20.6%)	26 名 (9.3%)
第一段階選抜合格者	248 名	49 名 (19.8%)	23 名 (9.3%)
最終合格者	66 名	21 名 (31.8%)	13 名 (19.7%)
法学既修者枠			
	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	604 名	232 名 (38.4%)	227 名 (37.6%)

第一段階選抜合格者	475名	198名 (41.7%)	197名 (41.5%)
最終合格者	146名	95名 (65.1%)	94名 (64.4%)

平成18年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	372名	60名 (16.1%)	30名 (8.1%)
第一段階選抜合格者	265名	42名 (15.9%)	25名 (9.4%)
最終合格者	64名	18名 (28.1%)	11名 (17.2%)

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	682名	250名 (36.7%)	247名 (36.2%)
第一段階選抜合格者	463名	194名 (41.9%)	192名 (41.8%)
最終合格者	145名	92名 (63.5%)	92名 (63.5%)

平成19年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	423名	69名 (16.3%)	31名 (7.3%)
第一段階選抜合格者	260名	48名 (18.5%)	23名 (8.8%)
最終合格者	65名	22名 (33.8%)	9名 (13.8%)

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	754名	292名 (38.7%)	290名 (38.5%)
第一段階選抜合格者	467名	236名 (50.5%)	235名 (50.3%)
最終合格者	146名	99名 (67.8%)	99名 (67.8%)

平成20年度入学者選抜

法学未修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	343名	62名 (18.1%)	26名 (7.6%)
第一段階選抜合格者	264名	54名 (20.5%)	23名 (8.7%)
最終合格者	64名	19名 (29.7%)	7名 (10.9%)

法学既修者枠

	総数	うち京都大学出身者	うち京都大学法学部出身者
志願者	680名	272名 (40.0%)	268名 (39.4%)
第一段階選抜合格者	471名	231名 (49.0%)	227名 (48.2%)
最終合格者	149名	104名 (69.8%)	102名 (68.5%)

基準 6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

「基準 6-1-2 に係る状況」として前述したように、本法科大学院では、第一段階選抜では適性試験の成績を重視して合格者を決定し、最終合格判定においては、適性試験の成績、出願書類（適性試験の成績カードを除く。）の審査による成績及び論述式の小論文試験又は法律科目試験の成績を合計し、その合計点の順位によって合格者を決定するという入学者選抜方法を採用している《上記資料 6-1-2-1～6-1-2-4，別添資料 4-1～4-3（各年度の学生募集要項）》。

このように適性試験の成績，学部等における学業成績や学業以外の活動実績及び小論文試験又は法律科目試験の成績を客観的かつ総合的に判定することにより，法科大学院における履修の前提として要求される判断力，思考力，分析力，表現力等を適確，客観的かつ公平に評価して，入学者選抜を実施している。【解釈指針 6-1-4-1】

なお，法学未修者の入学者選抜においては，法律の知識に関する能力を加点する仕組みにはなっていない。

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

本法科大学院では、出身学部における成績証明書のほか、履歴書や自己評価書をも入学志願者が提出すべき出願書類として定めたうえで、自己評価書には、「学業についての自己評価、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績、出願の動機等を 2000 字以内で記述」することを求めている。また、これら必ず提出すべき書類のほかに、「学業上又は職業上の能力・経験を証する書類、専門的資格・外国語能力を証する書類、公表された著作等で学業・研究上の実績・能力を示すもの等があれば、」それらを任意提出書類として提出することを認めている《資料 6-1-5-1》。入学者選抜委員会は、履歴書、自己評価書及び任意提出書類に基づき、多様な学識及び課外活動等の実績並びに多様な実務経験及び社会経験等を総合評価して点数化し、これを学業成績の点数に加点する形で、出願書類の審査による成績を算出しており、このような方法により、学業成績以外の学識・活動や経験が、入学者選抜において十分に考慮されるよう努めている。【解釈指針 6-1-5-1】

さらに、合格者決定にあたっては、「大学で法律学以外の学問分野を専攻した者（主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。）及び社会人（本研究科入学前に、少なくとも 1 年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）」(以下、「社会人等」という。)が 3 割に達するよう努めており、そのことを学生募集要項においても方針として明記している《資料 6-1-5-2》。【解釈指針 6-1-5-1】【解釈指針 6-1-5-2】【解釈指針 6-1-5-3】

実際の入学者選抜の結果《資料 6-1-5-3》では、平成 16 年度には最終合格者 216 名のうち社会人等が 76 名 (35.2%) を占めたが、平成 17 年度には 26.4% (212 名中 56 名)、平成 18 年度には 23.9% (209 名中 50 名) にとどまっていた。これは、仮に「社会人等」に該当する者を 3 割以上合格させようとするれば、入学試験の成績が相当程度劣る者をも合格させなければならなくなり、「社会人等」に該当する志願者と「社会人等」に該当しない志願者の間の不公平性が許容できない程度にまで高まると考えられたためである。もっとも、このように本法科大学院を志願する「社会人等」の入学試験の成績が芳しくなかったのは、平成 18 年度入学者選抜まで本法科大学院では、社会人の要件として、「3 年以上、主として学業以外の活動に従事した経験を有すること」という他の法科大学院と比較してもかなり厳しい要件を課し《資料 6-1-5-4》、しかも、いわゆるアルバイトは、上記の「学業以外の活動に従事した経験」には含めないという運用を行って《資料 6-1-5-5》、結果的に「社会人等」の枠を狭くしてきたことが一因になっていると考えられたことから、職業経験を有する者がより志願しやすくなるよう、平成 19 年度入学者選抜からは、社会人の要件を緩和し、「本研究科入学前に、少なくとも 1 年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる」者を社会人として扱うこととした（いわゆるアルバイトをここに含めないことは従前どおりである）。この結果、平成 19 年度には最終合格者 211 名のうち社会人等が 54 名 (25.6%)、平成 20 年度には最終合格者 213 名のうち社会人等が 63 名 (29.6%) を占めることとなった。【解釈指針 6-1-5-1】【解釈

【解釈指針6-1-5-2】【解釈指針6-1-5-3】【解釈指針6-1-5-4・該当なし】

また、本法科大学院が、法律学以外の学問分野を専攻した人達や社会人経験のある人達に広く門戸を開いて法曹を養成しようとしていることをより強くアピールするため、平成17年12月9日および平成18年1月30日に開催した法科大学院説明会は、特に、「他学部・社会人の皆様へ」と銘打ち、「法学部を卒業していなくても法律家になれる！」と記載したポスター《資料6-1-5-6①》を作成、掲示するなど、他学部出身者や社会人を主な対象として実施した。それ以降も、入試説明会の開催日程をホームページや他学部掲示板で掲示したり、説明会を土曜日に行ったりしている《資料6-1-5-6②》。このように、本法科大学院では、これらの者が3割以上入学するよう真剣な努力をしている。【解釈指針6-1-5-3】

《資料6-1-5-1》平成20年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項〔別添資料4-1〕より「V 法学未修者枠の選抜 1 出願書類」及び「VI 法学既修者枠の選抜 1 出願書類」の項目を抜粋

「V 法学未修者枠の選抜	
1 出願書類	
法学未修者枠における入学志願者は、次の(1)に掲げる書類を提出すること。これに加えて、後記(2)に掲げる書類を提出することもできる。	
なお、提出された書類は、返還しない。	
日本に在住する外国人は、出願に際し、市区町村長の発行する登録原票記載事項証明書を提出すること。	
(1) 必ず提出すべき書類	
① 入 学 願 書	所定の用紙に本人が記入すること。
② 適性試験の成績カード	平成19年度に独立行政法人大学入試センターが実施した法科大学院適性試験の成績カードを入学願書の定められた枠内に貼付すること。
③ 履 歴 書	所定の用紙 高等学校以後（出願資格3・4に該当する場合には小学校以降）の学歴及び職歴を所定欄に正確に記載すること。
④ 電 算 処 理 原 票	所定の用紙
⑤ 成 績 証 明 書	単位を修得した科目の全体にわたるもので、出身大学長又は学部長が作成し厳封したもの。学部における学業成績を示すものを必ず提出しなければならない。大学院等の学業成績証明書があれば、それを併せて提出すること。
⑥ 卒 業（見 込）証 明 書	出身大学長又は学部長が作成したもの。
⑦ 自 己 評 価 書	所定の用紙 学業についての自己評価、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績、出願の動機等を2000字以内で記述し、自署すること。学部の卒業に必要な専門科目の総単位数及び出願時まで修得した専門科目の単位数を所定欄に記入すること。
⑧ 入 学 検 定 料 振 込 金 受 付 証 明 書	所定の用紙 入学検定料 30,000円 振込期間 平成19年10月9日（火）～10月23日（火） （期間外に振り込まれた場合は願書を受理しない。） 注1. 本研究所定の振込依頼書の依頼人欄（3カ所）に志願者の氏名等を記入の上、切り離さずに金融機関（郵便局は除く。）の 窓口 に持参して、入学検定料を振り込むこと。 ATM（現金自動預入

	<p>支払機) やインターネット等での振込みは不可。</p> <p>注 2. 振込み後、「入学検定料振込金受付証明書」及び「入学検定料振込金(兼手数料)受取書」に収納印が押印されていることを確認して受け取り、「入学検定料振込金受付証明書」(左半分)を「入学願書」に貼付すること。収納印がない場合は願書を受理しない。「入学検定料振込金(兼手数料)受取書」(収入印紙貼付のもの)は、志願者で保管すること。</p> <p>注 3. 第一段階選抜の不合格者に対しては、23,000 円を返還する。詳しくは、第一段階選抜不合格通知書送付の際に通知する。なお、願書を受理された後は、上記の場合以外のいかなる理由があっても既納の入学検定料は返還しない。</p> <p>注 4. 入学検定料を振り込んだが出願しなかった場合、または、誤って二重に振り込んだ場合は、本募集要項末尾掲記の大学院掛にその旨を申し出ること。</p>
⑨ 写 真 (2 枚)	上半身脱帽正面向きで、出願前3ヵ月以内に単身で撮影したもの(縦4cm×横3cm)。裏面に氏名を記入した上、定められた枠内に貼付すること。
⑩ 願 書 受 理 確 認 書	所定の用紙に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記し、50 円切手を貼ること。
⑪ 受 験 票 等 送 付 用 封 筒	所定の封筒に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記し、410 円切手を貼ること。
⑫ あ て 名 票	所定の用紙に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記すること。

(注) 次のいずれかであって、学位規則第6条1項の規定に基づき独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めている要件を満たすものとして認定を受けている専攻科に在籍する者で、出願資格5に該当する見込みの者は、出願書類のほか当該専攻科の「修了見込証明書」及び「学士の学位授与申請予定である旨の証明書(様式随意:学位が得られないこととなった場合は、速やかに通知する旨の記載があるもの)」を提出すること。

- ① 修業年限2年の短期大学に置かれた修業年限2年の専攻科
- ② 修業年限3年の短期大学に置かれた修業年限1年の専攻科
- ③ 高等専門学校に置かれた修業年限2年の専攻科

(2) その他の書類

上記のほか、学業上又は職業上の能力・経験を証する書類、専門的資格・外国語能力を証する書類、公表された著作等で学業・研究上の実績・能力を示すもの等があれば、所定の封筒(「任意提出書類用封筒」)に入れてそれらを提出することができる。

「VI 法学既修者枠の選抜

1 出願書類

法学既修者枠における入学志願者は、次の(1)に掲げる書類を提出すること。これに加えて、後記(2)に掲げる書類を提出することもできる。

なお、提出された書類は、返還しない。

日本に在住する外国人は、出願に際し、市区町村長の発行する登録原票記載事項証明書を提出すること。

(1) 必ず提出すべき書類

① 入 学 願 書	所定の用紙に本人が記入すること。
② 適性試験の成績カード	平成19年度に独立行政法人大学入試センターが実施した法科大学院適性試験の成績カードを入学願書の定められた枠内に貼付すること。
③ 履 歴 書	所定の用紙 高等学校以後(出願資格3・4に該当する場合には小学校以降)の学歴及び職歴を所定欄に正確に記載すること。
④ 電 算 処 理 原 票	所定の用紙
⑤ 成 績 証 明 書	単位を修得した科目の全体にわたるもので、出身大学長又は学

	部長が作成し厳封したもの。学部における学業成績を示すものを必ず提出しなければならない。大学院等の学業成績証明書があれば、それを併せて提出すること。
⑥ 卒業（見込）証明書	出身大学長又は学部長が作成したもの。
⑦ 自己評価書	所定の用紙 学業についての自己評価、学業以外の活動実績、社会人としての活動実績、出願の動機等を2000字以内で記述し、自署すること。学部の卒業に必要な専門科目の総単位数及び出願時まで修得した専門科目の単位数を所定欄に記入すること。
⑧ 入学検定料 振込金受付証明書	<p>所定の用紙 入学検定料 30,000円 振込期間 平成19年10月9日（火）～10月23日（火） （期間外に振り込まれた場合は願書を受理しない。）</p> <p>注1. 本研究科所定の振込依頼書の依頼人欄（3カ所）に志願者の氏名等を記入の上、切り離さずに金融機関（郵便局は除く。）の窓口に持参して、入学検定料を振り込むこと。ATM（現金自動預入支払機）やインターネット等での振込みは不可。</p> <p>注2. 振込み後、「入学検定料振込金受付証明書」及び「入学検定料振込金（兼手数料）受取書」に収納印が押印されていることを確認して受け取り、「入学検定料振込金受付証明書」（左半分）を「入学願書」に貼付すること。収納印がない場合は願書を受理しない。「入学検定料振込金（兼手数料）受取書」（収入印紙貼付のもの）は、志願者で保管すること。</p> <p>注3. 第一段階選抜の不合格者に対しては、23,000円を返還する。詳しくは、第一段階選抜不合格通知書送付の際に通知する。 なお、願書を受理された後は、上記の場合以外のいかなる理由があっても既納の入学検定料は返還しない。</p> <p>注4. 入学検定料を振り込んだが出願しなかった場合、または、誤って二重に振り込んだ場合は、本募集要項末尾掲記の大学院掛にその旨を申し出ること。</p>
⑨ 写真（2枚）	上半身脱帽正面向きで、出願前3ヵ月以内に単身で撮影したものの（縦4cm×横3cm）。裏面に氏名を記入した上、定められた枠内に貼付すること。
⑩ 願書受理確認書	所定の用紙に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記し、50円切手を貼ること。
⑪ 受験票等送付用封筒	所定の封筒に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記し、410円切手を貼ること。
⑫ あて名票	所定の用紙に志願者の住所・氏名・郵便番号を明記すること。

(注) 次のいずれかであって、学位規則第6条1項の規定に基づき独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めている要件を満たすものとして認定を受けている専攻科に在籍する者で、出願資格5に該当する見込みの者は、出願書類のほか当該専攻科の「修了見込証明書」及び「学士の学位授与申請予定である旨の証明書（様式随意：学位が得られないこととなった場合は、速やかに通知する旨の記載があるもの）」を提出すること。

① 修業年限2年の短期大学に置かれた修業年限2年の専攻科
② 修業年限3年の短期大学に置かれた修業年限1年の専攻科
③ 高等専門学校に置かれた修業年限2年の専攻科

(2) その他の書類
上記のほか、学業上又は職業上の能力・経験を証する書類、専門的資格・外国語能力を証する書類、公表された著作等で学業・研究上の実績・能力を示すもの等があれば、所定の封筒（「任意提出書類用封筒」）に入れてそれらを提出することができる。」

学生募集要項〔別添資料4-1〕より「I 募集人員」の項目を抜粋

「I 募集人員

内 訳

法学未修者枠（3年制） 60名程度

法学既修者枠（2年制） 140名程度

法学未修者枠と法学既修者枠の双方に出願することや、一方の枠で選抜されないときに他方の枠での選抜を求める旨の出願は、認めない。

大学の法学部・法学科等を卒業した者及び卒業見込みの者も、法学未修者枠で出願することができる。ただし、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者（主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。）及び社会人（本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。以下同じ。）を募集総人数の3割以上合格させる方針であるので、この点に留意されたい。」

《資料6-1-5-3》入学者選抜の状況

平成16年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1974	1039	935
第一段階合格者	842	317	525
小論文・法律科目受験者	724	269	455
最終合格者数	216	64	152
入学者数	205	58	147

- 最終合格者216名のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（大学卒業後、3年以上、主として学業以外の活動に従事した経験を有する者をいう。）は、76名（約35.2%）であった（入学者205名中では、67名（32.7%））。
- その76名のうち、社会人（同じ定義）は43名であった。
- なお、この定義に該当しなくても、一定期間主として学業以外の活動（いわゆるアルバイトを除く）に従事した経験を有する者を合わせると、社会人は57名であった。
- 入学者205名の出身学部：法学・政治学系統169名（82.4%）、人文・社会科学系統18名（8.8%）、理学・工学・農学系統11名（5.4%）、医学・保健系統2名（1.0%）、教育学系統1名（0.5%）、その他・総合人間学部等4名（2.0%）

平成17年度入学者選抜

	合 計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	885	281	604
第一段階合格者	723	248	475
小論文・法律科目受験者	650	208	442
最終合格者数	212	66	146
入学者数	203	58	145

- 最終合格者212名のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（大学卒業後、3年以上、主として学業以外の活動に従事した経験を有する者をいう。）は、56名（約26.4%）であった（入学者203名中では、49名（24.1%））。
- その56名のうち、社会人（同じ定義）は28名であった。
- なお、この定義に該当しなくても、一定期間主として学業以外の活動（いわゆるアルバイトを除く）に従事した経験を有する者を合わせると、社会人は37名であった。
- 入学者203名の出身学部：法学・政治学系統174名（85.7%）、人文・社会科学系統20名（9.9%）、理学・工学・農学系統6名（3.0%）、医学・保健系統0名（0.0%）、教育学系統1名（0.5%）、その他・総合人間学部等2名（1.0%）

平成18年度入学者選抜

	合計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1054	372	682
第一段階合格者	728	265	463
小論文・法律科目受験者	650	237	413
最終合格者数	209	64	145
入学者数	202	61	141

- ・最終合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（大学卒業後、3年以上、主として学業以外の活動に従事した経験を有する者をいう。）は、50名（約23.9%）であった（入学者202名中では、48名（23.8%））。
- ・その50名のうち、社会人（同じ定義）は25名であった。
- ・なお、この定義に該当しなくても、一定期間主として学業以外の活動（いわゆるアルバイトを除く）に従事した経験を有する者を合わせると、社会人は34名であった。
- ・入学者202名の出身学部：法学・政治学系統175名（86.2%）、人文・社会科学系統16名（7.9%）、理学・工学・農学系統9名（4.4%）、医学・保健系統0名（0.0%）、教育学系統0名（0.0%）、その他・総合人間学部等2名（1.0%）

平成19年度入学者選抜

	合計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1177	423	754
第一段階合格者	727	260	467
小論文・法律科目受験者	673	237	436
最終合格者数	211	65	146
入学者数	203	59	144

- ・最終合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）は、54名（約25.6%）であった（入学者203名中では、50名（24.6%））。
- ・その54名のうち、社会人（同じ定義）は28名であった。
- ・入学者203名の出身学部：法学・政治学系統169名（83.3%）、人文・社会科学系統21名（10.3%）、理学・工学・農学系統5名（2.5%）、医学・保健系統2名（1.0%）、教育学系統1名（0.5%）、その他・総合人間学部等5名（2.5%）

平成20年度入学者選抜

	合計	法学未修者枠	法学既修者枠
志願者数	1023	343	680
第一段階合格者	735	264	471
小論文・法律科目受験者	642	229	413
最終合格者数	213	64	149
入学者数	208	59	149

- ・最終合格者のうち、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者及び社会人（本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者をいう。）は、63名（約29.6%）であった（入学者208名中では、59名（28.4%））。
- ・その63名のうち、社会人（同じ定義）は43名であった。
- ・入学者208名の出身学部：法学・政治学系統171名（82.2%）、人文・社会科学系統22名（10.6%）、理学・工学・農学系統12名（5.8%）、医学・保健系統0名（0.0%）、教育学系統2名（1.0%）、その他・総合人間学部等1名（0.5%）

《資料6-1-5-4》平成18年度京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)学生募集要項〔別添資料4-3〕より「I 募集人員」の項目を抜粋

「I 募集人員

内 訳

法学未修者枠(3年制) 60名程度
 法学既修者枠(2年制) 140名程度

法学未修者枠と法学既修者枠の双方に出願することや、一方の枠で選抜されないときに他方の枠での選抜を求める旨の出願は、認めない。

大学の法学部・法学科等を卒業した者及び卒業見込みの者も、法学未修者枠で出願することができる。ただし、大学で法律学以外の学問分野を専攻した者(主として政治学等の隣接分野を学修した者を含む。)及び社会人(大学卒業後、3年以上、主として学業以外の活動に従事した経験を有する者をいう。以下同じ。)を募集総人数の3割以上合格させる方針であるので、この点に留意されたい。」

《資料6-1-5-5》 ウェブサイトの入学者選抜関係Q&Aから抜粋

HOME (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp>) > 入学者選抜 > 入学者選抜関係Q&A

「5. 社会人

Q5-1 「社会人」には、各種試験の受験勉強をしながらアルバイトをしている人も含まれますか。

A. 「社会人」とは、本研究科入学前に、少なくとも1年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる人をいいます。主に受験勉強をしており、その傍らアルバイトをしていたというだけでは、社会人としての経験があるとはいえません。」

《資料6-1-5-6①》平成17年12月9日入学説明会ポスター

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻

法科大学院 入学説明会

他学部・社会人の皆様へ

❖ 法学部を卒業していなくても法律家になれる！

京都大学法科大学院は、大学での学習分野を問わず、かつ、社会人経験を有する方も含めて、優れた素質を有する多様な人材を広く受け入れ、優れた理論的能力と高い責任感を兼ね備えた創造的な力を持つ法曹を養成することを目標としています。

入学説明会

2005. 12. 9 (金) 17:00~

会場：法科大学院棟(工学部4号館内)
法科第一教室(2階)

```

            graph TD
            A[大学卒業(法学部以外)] --> B[法科大学院(標準修了年限3年)]
            B --> C[司法試験合格]
            C --> D[司法修習]
            D --> E[自由で公正な社会の実現を担う  
法曹をめざす!  
・裁判官・検察官・弁護士 など]
            
```

❖ お問合せ先 京都大学大学院法学研究科 第二教務課
 TEL: 075-753-3110・3125 E-Mail: ls032@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
 URL: <http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>

《資料6-1-5-6②》平成20年度入試説明会ポスター（なお、7月は例年土曜日に開催している）

京都大学
法科大学院

入試説明会 申込不要

平成20年 2月 18日 (月) 13:30~ 法経第一教室
(時計台北法経本館西ウイング2階)

平成20年 4月 12日 (土) 13:30~ 法経第四教室
(時計台北法経本館西ウイング1階)

平成20年 7月 予定

問合せ先 京都大学法学研究科大学院掛 075-753-3125・3110
ls032@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

URL <http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の収容定員は、入学定員が200名とされていることから、600名であるところ、平成20年5月1日現在の法科大学院の在籍者数は475名であり《別紙様式2「学生数の状況」参照》、法科大学院の在籍者数が収容定員を上回る状態は生じていない。【解釈指針6-2-1-1】 【解釈指針6-2-1-2・該当なし】

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

本法科大学院の入学定員は200名であるところ、実際の入学者は、平成16年度については205名、平成17年度については203名、平成18年度については202名、平成19年度については203名、平成20年度については208名であり《上記資料 6-1-5-3 「入学者選抜の状況」参照》、実際の入学者が入学定員と乖離するような状態は生じていない。

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院は、「自由で公正な社会の実現を担う創造力ある法曹の養成」という教育目標や「公平性，開放性，多様性の確保」というアドミッション・ポリシーを明確に定め、それらをパンフレット，ウェブサイト，学生募集要項等の各種媒体を通じて広く公表し、それにふさわしい者が入学を志願するように努めている。とりわけ，アドミッション・ポリシーにおいては，大学での学修分野を問わず，かつ，社会的経験を有する者も含めて，優れた素質を有する人材を広く受け入れるため，大学で法律学以外の学問分野を専攻した者（以下「他学部出身者」という。）及び社会人を募集総人数の3割以上合格させる方針であることを明確にしている。

そして，合格者決定は，上記の教育目標やアドミッション・ポリシーに従い，適性試験や筆記試験（法学未修者枠については小論文試験，法学既修者枠については法律科目試験で，いずれも思考力や表現力を判定するのにふさわしい出題をしている）の成績のほか，学業成績や社会人としての活動等の評価を含めた，きめ細かな総合評価によって行っている。

多様性の確保については，上記のような方法で真剣な努力をしてきているが，平成17年度及び平成18年度の入学者選抜において他学部出身者及び社会人が最終合格者及び入学者の各3割に満たなかったことから，社会人の定義を改めて，社会経験を有する者がより出願しやすくするとともに，他学部出身者及び社会人を主な対象とする説明会を開催するなどの方策を講じた結果，平成20年度の入学者選抜においては，他学部出身者及び社会人の最終合格者数は全体の29.6%に達した。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

(1) 毎年度の初め、授業開講前の期間に履修指導の日程を設け、新入学者全員を対象として、本法科大学院の教育課程の全体像、各科目群の概要及び適切な履修の方法等に関する説明会を開催している。履修指導においては、本法科大学院の基本理念・教育目標を周知徹底するとともに、自主独立の精神と法曹としての知的責任感の涵養、及び「公共性の空間」において広く活躍する創造的な能力の養成のためには、各人の主体的な自学自習の態度が重要であることが強調され、その具体的な在り方については、各科目の授業の冒頭で担当教員から説明が行われるなど、本法科大学院の教育理念・目標に照らし適切かつ十分な指導・説明を行うことで【解釈指針7-1-1-4】、在学期間全体を通じての充実した履修の実現を図っている。

また、法科大学院を含む大学院法学研究科の各種施設・設備の利用方法等に関しては、毎年度の初め、授業開講前の期間において新入学者全員を対象に行われる開講前集中講座の際に、学生ボランティアによる施設の現地案内等も交えつつ、教員による詳細な説明・指導を行っており、円滑な学習の開始及び遂行が可能となるよう十分に配慮している《資料7-1-1-1「平成20年度履修指導及び開講前集中講座の概要」》。【解釈指針7-1-1-1】

(2) 法学未修者については、履修指導において特に詳細な説明を行うとともに、開講前集中講座において、「司法制度の概要」の履修を義務付けるなど、法律基本科目の履修が円滑に行われるよう、特段の配慮を行っている。また、平成18年度からは法科大学院修了者から採用された助教及び教育補助スタッフによる学習支援体制が整備され（詳細については、後記「基準7-1-3に係る状況」を参照）、未修者1年次に配当される基礎科目のほか、基幹科目の一部についても学習補助が行われており、学生の視点に立ったきめ細やかな指導がされている。【解釈指針7-1-1-2】

なお、法学既修者も含む新入学者を主な対象として、各年度初めに実務家による講演会を開催して、法曹の仕事のやりがいや学生への期待を語ってもらっている《資料7-1-1-2①》ほか、平成17年度には、法学未修者が1年次在学中には実務家や実務に関する情報に直接触れる機会が少ないことなどを考慮し、学生向け（受講者に制限はなく、法学既修者も含む2年次以上の者も受講が可能）の法律実務家による講演会を開催した《資料7-1-1-2②「平成17年度法科大学院連続講演会の概要」》。これらにより、学生の学習へのモチベーションの維持・向上を図っている。

(3) 法学既修者については、履修指導において、法律実務基礎科目において法律基本科目で学習したことが非常に重要な役割を果たすことを説明した上で、各学生の志望に応じた形で段階的履修を行う必要性を強調している《資料7-1-1-3「平成20年度履修指導レジュメ」》。また、前記(2)のように講演会を開催し、実務家からその豊富な経験を踏まえて、理論教育と実務教育のあるべき架橋と法科大学院での学習の在り方について指導を行ってもらっている。さらに、エクスターンシップなど臨床系科目を履修するに際しては、その科目の特質に応じて別途履修上の指導を行っている(前記「基準3-2-1に係る状況」参照)。【解釈指針7-1-1-3】

《資料7-1-1-1》平成20年度履修指導及び開講前集中講座の概要

(1) 履修指導

- ・ 日程：4月1日
- ・ 内容：①本法科大学院の教育理念・目標の説明
②教育課程、適切な履修及び学習方法の説明
③新司法試験の概要の説明
④履修登録・施設利用等の説明
- ・ 担当者：山本克己(教授)、山本敬三(教授)、塩見淳(教授)
- ・ 対象者：平成20年度新入学者全員。欠席者4名。

(2) 開講前集中講座〔別添資料1-4『平成20年度開講前集中講座予定表』参照〕

*開講前集中講座(4月2～4日実施)は、①「司法制度の概要」、②「法情報調査1」、③「法情報調査2」、④「判例の読み方」を内容とするが、②、③及び④については前記基準2-1-3に係る状況について《資料2-1-3-3》に記載した。

①「司法制度の概要」

- ・ 日程：4月2日(水) 2・3・4時限目
- ・ 内容：日本の司法制度に関する基礎的な知識の習得を目的として、裁判所と検察庁の各組織と担い手、弁護士と弁護士会、法曹養成の仕組み、司法上の手続等について、制度改革の動向にも触れつつ解説する。
- ・ 担当者：山田文(教授)
- ・ 対象者：新入学者のうち法学未修者を対象とし、出席を義務付けている。欠席者4名。

②「法情報調査1」

- ・ 日程：4月3日(木) 1時限目
- ・ 内容：法律学を学ぶ上で必要な主な法情報の種類および意義について解説するとともに、それらへのアクセス方法について基本的な事柄を説明する。
- ・ 担当者：中西康(教授)
- ・ 対象：新入学者のうち法学未修者を対象とし、出席を義務付けている。欠席者4名

③「法情報調査2」

- ・ 日程：4月2日(水) 1又は2時限目(法学既修者)、4月3日(木) 2時限目(法学未修者)
- ・ 内容：法科大学院学習室、法学部図書館、および法科大学院教育支援システム「ロー・ライブラリー」(TKC社)について、それぞれの利用方法を説明する。
- ・ 担当者：中西康(教授)
- ・ 対象：新入学者全員を対象とし、出席を義務付けている。法学未修者、既修者とも欠席者4名、

④-1「判例の読み方」

- ・ 日程：4月4日(金) 2時限目
- ・ 内容：「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎的な事項を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。

- ・担当者：土井真一（教授）
 - ・対象者：新入学者のうち法学未修者を対象とし、出席を義務付けている。欠席者5名。
- ④-2「判例分析の方法」
- ・日時：4月3日（木）2時限目
 - ・内容：「判例」の意味と役割に関する一般的な理解と裁判例の構成に関する基礎的な事項を概括的に解説した上で、実際の裁判例を題材として、判例分析の意義と方法について説明する。
 - ・担当者：毛利透（教授）
 - ・対象者：新入学者のうち法学既修者を対象とし、出席を義務付けている。欠席者数名。

《資料7-1-1-2①》法科大学院入学祝賀講演会の概要

- 平成16年度（法科大学院開設記念講演）
- ・日時：平成16年4月10日
 - ・講演者：滝井繁男最高裁判所判事，佐藤幸治近畿大学教授・京都大学名誉教授
 - ・演題：「今，法科大学院に寄せる期待」，「法科大学院の発足にあたって」
- 平成18年度
- ・日時：平成18年4月8日
 - ・講演者：久保井一匡弁護士（大阪弁護士会所属，元日本弁護士連合会会長）
 - ・演題：「法律家の仕事と生き甲斐」
- 平成19年度
- ・日時：平成19年4月7日
 - ・講演者：今井功最高裁判所判事
 - ・演題：「司法改革と法曹の役割」
- 平成20年度
- ・日時：平成20年4月12日
 - ・講演者：田原睦夫最高裁判所判事
 - ・演題：「法曹を目指す人々への期待」

《資料7-1-1-2②》平成17年度法科大学院連続講演会の概要

- 第1回
- ・日時：平成17年10月29日
 - ・講演者：金谷利廣・元最高裁判所判事
 - ・出席者数：約80名（法科大学院学生のほか若干の教員）
- 第2回
- ・日時：平成17年11月19日
 - ・講演者：塚本宏明・弁護士
 - ・出席者数：具体的な数を把握していない
- 第3回
- ・日時：平成17年12月17日
 - ・講演者：津田賛平・京都地方検察庁検事正
 - ・出席者数：約20名（法科大学院学生のほか若干の教員）

《資料7-1-1-3》平成20年度履修指導レジュメ

- 平成20年度法科大学院履修指導
- 2008年4月1日
- I. 基本理念・教育目標
- II. 教育課程の概要

1. 科目編成の基本的な考え方
 2. 科目履修の進行
 - 1) 履修指導と開講前集中講座
 - 2) 1年次の履修
 - (1) 基礎科目
 - (a) 授業の形式
 - (b) 出席要件
 - (2) 選択科目 I
 - 3) 2年次の履修
 - (1) 基幹科目
 - (a) 授業の形式
 - (b) 出席要件
 - (2) 選択科目
 - (3) 実務選択科目
 - 4) 3年次
 - (1) 選択科目
 - (2) 実務選択科目
 - 5) 修了後
 3. 単位の履修・成績評価・進級・修了要件
 - 1) 履修登録
 - (1) 日 時
 - (2) 方 法
 - (3) 登録科目数
 - (4) 人数制限と受講の決定
 - (5) 履修登録の修正・変更
 - (6) 他専攻・他部局の科目の履修
 - (7) リサーチ・ペーパーの作成
 - 2) 成績評価の方法
 - (1) 筆記試験
 - (2) 成績評価の基準
 - (3) 単位認定辞退
 - (4) 追試験
 - (5) 成績評価に関する問い合わせ
 - (6) 再履修
 - 3) 筆記試験問題・講評および参考答案の開示
 - 4) 入学前の既修得単位
 - 5) 進級・修了要件
 - (1) 進級要件
 - (a) 1年次から2年次
 - (b) 2年次から3年次
 - (2) 修 了
- Ⅲ. その他
1. 授業の進め方等
 - 1) 教科書・参考書
 - 2) 配布教材
 - 3) 座席指定
 - 4) 開講の日時
 - 5) オフィスアワー・学習支援
 2. 施設関係
 - 1) T K C 法科大学院教育支援システム

- 2) 情報機器
- 3) 多目的室
- 3. 共同活動関係
 - 1) クラスの運営
 - 2) 懇親会
 - 3) 有信会・法学会

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

客員教授及び非常勤講師以外の全授業担当者は、授業を担当する学期に適宜オフィスアワーを設けることとし、個別科目に関する質問・学習相談に対応している。すなわち毎学期、授業開講前に、オフィスアワーに関する諸事項（曜日及び日時、又は面会依頼方法）を担当教員に調査した上とりまとめて一覧掲示し、もって学生に対し利用方法を周知している《資料 7-1-2-1 「オフィスアワーに関する教員向け告知」及び別添資料 16 「オフィスアワーに関する学生向け告知」》。【解釈指針 7-1-2-1】

個別科目に関する相談以外の学習相談については、相談希望を受け付けるためのメールアドレスを学生に対して公開し、担当者（教務委員である教員）が相談希望に対して随時対応する体制を整備している《資料 7-1-2-2 「学習相談に関する学生向け告知」》。また、特に成績不良者に対しては、1年に2回一定の期間に、教務委員会から呼出しをかけ、教務委員の教員が分担して対象者の学習状況を聴取し、助言を与え、さらに教務委員会にて報告することなども行っている《資料 7-1-2-3 「成績不良者に対する学習指導の例」》。なお、学習相談を含めた学生との面談のためには、教員研究室、特別教授共同研究室ないし法曹養成専攻長室が利用されるほか、一度に多数の学生と面談する場合には、面談室、演習室や多目的室が利用されることもある。

また、学生から広く学習、授業、施設・設備等種々の事項にわたって意見・要望を汲み上げるため、事務室内に「意見書・要望書ボックス」（いわば目安箱）を設置し、またTKC法科大学院教育研究システム上での質問機能を利用した上、意見・要望の性質・内容に応じて適宜対応している（事務的に対応可能なものについては事務室で対応するほか、法曹養成専攻長又は教務主任の教員が適切な措置をとる場合や、授業担当教員に伝達の上、適宜対応を依頼する場合などもある）《資料 7-1-2-4 「意見書・要望書ボックスの利用状況」、資料 7-1-2-5 「法科大学院に対する意見・要望等に関する学生向け告知」》。【解釈指針 7-1-2-2】

《資料 7-1-2-1》オフィスアワーに関する教員向け告知（「平成 20 年度教務事項に関する手引き」〔別添資料 7〕から抜粋）

7. オフィスアワーについて

(1) 授業を担当する学期に、以下のいずれかの方法でオフィスアワーを設けてください（但し、客員教授・非常勤講師を除く）。

① 特定の曜日・時間（週 1 回 1 時間以上）をオフィスアワーとして設定し、その間、研究室等に待機する。

② メールアドレス又は研究室の電話番号を学生に対して公開し、学生からの面会依頼を随時受け付け、その都度すみやかに日時を指定して面会する。

なお、オフィスアワーの設定に際しましては、時間割との関係で、できるかぎりご担当科目の受講生が利用しやすい時間帯をお選びください。また、複数科目をご担当の場合で、特にそれぞれ別の時間帯を設定される場合には、その旨をお申し出ください。

(2)各教員のオフィスアワー及び連絡先は、学期の初めに学生に告示します。
学期の途中にオフィスアワーを変更される場合には、大学院掛までご連絡ください。

《資料7-1-2-2》学習相談に関する学生向け告知（『平成20年度 便覧』〔別添資料1-1〕9頁より「2教育課程の概要」の「(7)学習相談」の部分を抜粋）

(7)学習相談

法科大学院における学習全般について相談を希望する場合は、大学院掛まで、窓口又はメール(氏名とともに「学習相談希望」と書くこと。)にて、申し出ること。おって、相談の日時・場所等を指定する。ただし、個別科目についての質問・相談は、各担当教員のオフィス・アワー等を利用すること。

《資料7-1-2-3》成績不良者に対する学習指導の例

平成19年10月に、教務委員会において、同年度前期までの学業成績に照らして適切な学習指導が必要と思われる者(48名:3年生7名,2年生24名,1年生17名)を特定した上、事務室を通じて呼び出し、教務委員9名が5,6名ずつ分担して、学生ごと個別に学習状況の聴取及び助言等を行った。

○対象者:平成19年度前期までの学業成績が平均点で73点(3年生),74点(1・2年生)以下の者のうち、平成19年6月に指導を行った者を除く。

《資料7-1-2-4》意見書・要望書ボックスの利用状況

意見書・要望書提出件数(延べ数)

平成16年度 約75件
平成17年度 約65件
平成18年度 8件
平成19年度 3件

《資料7-1-2-5》法科大学院に対する意見・要望等に関する学生向け告知(履修指導時に配付している「法科大学院事務の案内」より)

法科大学院事務の案内

事務

法科大学院の教務事務については、大学院掛が担当しています。

場所:法経本館1階中央西側

開室時間:(授業期間) 9時~17時

(授業期間外) 9時~12時, 13時~17時

教室・演習室等配置図

便覧参照 法科大学院棟:72ページ

法経本館:73ページ

法経北館:74ページ

学習室・自習室の利用

学習室:法科大学院棟1階

自習室:法科大学院棟2階

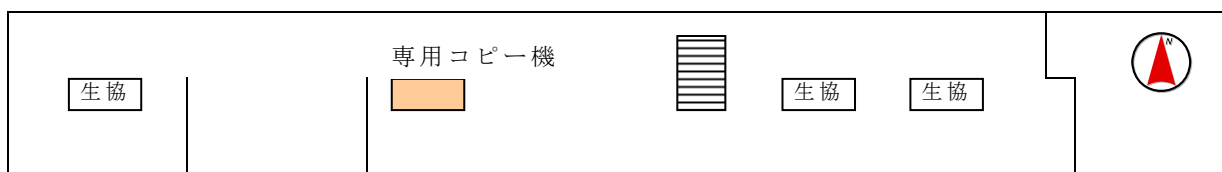
学習室専用コピー機の利用

配付している学習室専用コピーカード（1000 度数）で、学習室地下書庫に設置しているコピー機（下地図参照）が利用可能。

【学習室専用コピーカードについての注意事項】

- 在学期間中、単年度ごとに更新します（更新期・返却方法については、追って掲示）。なお、残度数については繰り越しできません。
更新期前に度数を使いきったものについては、大学院掛へ返却してください。
- 再発行は一切行いません。また、カードはリサイクルしますので、紛失、破損等しないようにしてください。
- 備付けの専用コピー用紙（A4）を使用してください。それ以外は使用しないでください。

【学習室地下書庫】



なお、自作したレジュメを授業で配布する場合のコピー機利用については、当該授業科目担当教員に申し出てください。

レジュメの配布・プリントアウト

配布

- ・ TKC 法科大学院教育支援システム各科目内容
- ・ 学習室内ボックス（配付一覧については、掲示板にて確認のこと。）
- ・ 授業時

プリントアウト

- ・ TKC 法科大学院教育支援システムで配布されたレジュメ等の学内におけるプリントアウト
- ・ 学習室内の情報検索室内のパソコン 3 台（要生協カード）
- ・ 学術情報メディアセンター（法学部サテライト室）内のパソコン（枚数制限あり）

各種情報通知方法

● **掲示板**（法経本館 1 階中央西側）

内容により掲示する場所が異なります。

掲示板	主な内容
法科大学院専用	休講・補講 教室変更 レジュメ配付一覧 その他授業に関すること 法科大学院生のみに関する事項
各専攻共通	厚生関係（授業料免除，奨学金，健康診断等）

● **TKC 法科大学院教育支援システム**

内容により掲載されるページが異なります。

お知らせ場所	主な内容
全体のお知らせ欄 （TOP ページ）	各登録科目の情報 施設関係（学習室閉室等）
科目「大学院掛掲示板」	休講・補講 教室変更 定期試験関係 その他法科大学院専用掲示板に掲載している内容
各科目	科目により異なります。

● 個人に連絡

- ・ 掲示板での呼び出し
- ・ 個人カード記載の連絡先に通知

※個人カード記載内容に変更が生じた場合は、速やかに大学院掛に届け出てください。届出がない場合は、不利益を被る場合があります。

証明書の発行

成績証明書，各種英文証明書については，窓口で申請（原則，申請より 2 日後に発行）。その他については，証明書等自動発行機（詳細は「京都大学学生便覧」参照）にて交付。

法科大学院への質問・要望等

- ・ 大学院掛カウンター設置のボックスに所定用紙にて投函
- ・ TKC 法科大学院教育支援システム「大学院掛掲示板」へ質問

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況)

平成 17 年 9 月の法学研究科教授会決定「法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ」により、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を教務補佐員（法科大学院教育補助スタッフ）として採用し法科大学院の教育を補助させる制度を平成 18 年度から導入した《別添資料 1 3-1 「法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ」》。この教育補助スタッフは、一定の科目の授業に出席し、授業終了後、別に設定された時間に、法科大学院学生からの質問・相談等にあたること《資料 7-1-3-1 「助教及び教育補助スタッフ担当科目」》をその主たる職務内容とする。

そして、平成 18 年 4 月に教育補助スタッフ 4 名を採用し、この教育補助スタッフ 4 名及び法科大学院を修了して採用された助教 2 名が法科大学院の教育を補助する体制をとった。平成 18 年度には 1 年次（未修者のみ）配当の基礎科目を対象とした。

また、平成 19 年 4 月には 2 名、10 月には 1 名の教育補助スタッフを採用し、法科大学院を修了して採用された 3 名（前年 4 月に採用された 2 名と平成 19 年 4 月に採用された 1 名）の助教と合わせて 6 名が、同様に一定の科目の授業に出席し、法科大学院学生からの質問・相談等にあたることとした。その際、法学未修者が 2 年次に配当される基幹科目の履修を円滑に進めることができるようにすることも必要と考え、基礎科目だけでなく、2 年次に配当される基幹科目の一部についても、法学未修者に限り、質問・相談等を受け付けることとした《資料 7-1-3-1》。

さらに、平成 20 年 4 月には 6 名の教育補助スタッフを採用し、法科大学院を修了して採用された助教 6 名（上記 3 名に加えて平成 20 年 4 月に採用された 3 名）を合わせた合計 12 名が授業に出席し、学生からの質問、相談等に対応している《資料 7-1-3-1》。また、平成 20 年度からは学生ができる限り質問・相談等を受けやすくするため、原則として授業終了後直ちに質問・相談等を受ける時間を設けることとしており、これらにより、学生のニーズにきめ細かく対応し、教育効果をより向上させるための体制を整えている。

《資料 7-1-3-1》助教及び教育補助スタッフ担当科目

年度	科目名	開講期	単位
18	統治の基本構造	後期	2
	人権の基礎理論	前期	2
	刑法の基礎	前期	4
	刑事訴訟法の基礎	前期	2
	財産法の基礎 1	前期	4
	財産法の基礎 2	後期	4
	商法の基礎	後期	4
	民事訴訟法の基礎	後期	2
19	刑法の基礎	通年	4
	財産法の基礎 2	後期	4

	民事訴訟法の基礎	後期	2
	公法総合2	後期	2
	民法総合2	後期	2
20	統治の基本構造	前期	2
	刑法の基礎1	前期	2
	刑事訴訟法の基礎	前期	2
	財産法の基礎1	前期	4
	家族法の基礎	前期	2
	刑事法総合1	前期	2
	刑事法総合2	前期	2
	民法総合1	前期	2
	商法総合1	前期	2

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

学生の経済的支援に関しては、本法科大学院パンフレット及び法科大学院ウェブサイト、京都大学ウェブサイト及び学生便覧等において、日本学生支援機構奨学金について紹介しており、毎年、多数の本法科大学院学生が同奨学金の申し込みを行っている（なお、本法科大学院において、一定の基準に従い、採用候補者の推薦を行っている）《資料7-2-1-1「学生支援制度の紹介の例」、資料7-2-1-2「日本学生支援機構奨学金の採用実績」》。また、法科大学院パンフレット及び法科大学院ウェブサイト、京都大学ウェブサイト及び学生便覧等において、京都大学における入学料・授業料免除及び徴収猶予の制度を紹介しており、これについても相当数の学生が出願している《資料7-2-1-3「京都大学における入学料・授業料免除等の制度概要」、資料7-2-1-4「入学料免除及び授業料免除等の実績」》。さらに、三井住友銀行と提携した教育ローン（京都大学法科大学院教育ローン）が設けられており、学生は優遇利率での貸付が受けられ、これも学生に周知されている《資料7-2-1-1「学生支援制度の紹介の例」》。また、法学既修者については、法科大学院の課程が教育訓練給付指定講座であり、雇用保険被保険者は一定の要件を満たせば給付金を受けられる。【解釈指針7-2-1-1】

学生の健康相談に関しては、京都大学保健診療所において、各科の専門医により、学生の傷病診療及び心身の健康相談が行われている《資料7-2-1-5「京都大学保健診療所の概要」》。また、総合的な相談機関としては、京都大学カウンセリングセンターが設置されており、学生相談、心理相談の専門スタッフによって、学生の修学上又は生活上の悩み等についての相談が行われている《資料7-2-1-6「京都大学カウンセリングセンターの概要」》。保健診療所、カウンセリングセンターについては、京都大学ウェブサイト及び学生便覧等においても紹介されている。次に、各種のハラスメントに係る相談に関しては、「京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」に従い、法学研究科内に人権委員会（研究科長・事務長・教職員で構成される）及び相談窓口（人権委員会委員以外の教職員を相談員とする）を設置し、同相談窓口がハラスメント相談に対応することとしているほか、全学レベルでのハラスメント防止・対策に関する規程及びガイドライン、相談窓口も設けられている《資料7-2-1-7「京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」、資料7-2-1-8「京都大学におけるハラスメント防止・対策組織構成図」》。【基準7-2-1-2】

《資料7-2-1-1》学生支援制度の紹介の例（平成19年度京都大学法科大学院パンフレット〔別添資料3〕から抜粋）

◆奨学金

日本学生支援機構奨学金

第一種奨学金（無利子貸与）月額 88,000 円
 第二種奨学金（有利子貸与）月額 5 万円, 8 万円, 10 万円, 13 万円から希望により選択
 ○13 万円の貸与月額を選択した者に限り, 希望により 4 万円（月額 17 万円）又は 7 万円
 （月額 20 万円）の増額貸与を受けることができます。
 ※第一種奨学金及び第二種奨学金の併用貸与可
 ○入学時特別増額貸与奨学金一律 30 万円（入学時特別増額貸与奨学金のみの受取不可）

◆入学料・授業料免除及び徴収猶予
 経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり, かつ学業優秀と認められる者を対象に,
 学内機関の選考に基づいて, 免除又は徴収猶予が認められます。

◆京都大学法科大学院教育ローン
 京都大学法科大学院の学生（合格者を含む）または学生の親, または配偶者で, 定められた条
 件を充足する場合, 申し込むことができます。
 提携銀行三井住友銀行（京都支店）

《資料 7-2-1-2》日本学生支援機構奨学金の採用実績（本法科大学院在生）

○申込数及び採用数

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度			
	予約		第一次 (追加含む)		第一次 (追加含む)		第一次 (追加含む)			
	第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第二種		
申込数	96	70	24	7	90	48	79	54	82	58
採用数	37	70	20	7	45	48	62	54	82	58

(延べ数)

○入学時特別増額貸与

	平成 16 年度		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	予約	第一次	第一次	第一次	第一次
入学時特別増額貸与者数	18	1	10	10	8

《資料 7-2-1-3》京都大学における入学料・授業料免除等の制度（大学院生の場合）の紹介の例（京都大学ウェブサイトから抜粋（ホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja>）>教育>学生生活>授業料・免除・奨学金））

○入学料免除
 入学料の納付が困難な学生に対して, 次のいずれかに該当する場合は, 選考の上, 入学料の全額又は半額の免除を受けることができます。
 1) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり, かつ, 学業優秀と認められる場合。
 2) 入学前 1 年以内において, 出願者の学資を主として負担する方（以下「学資負担者」という。）が死亡し, 又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け, 入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。
 3) 2) に準ずる場合で総長が相当と認める事由がある場合。

○入学料徴収猶予
 入学料の納付が納付期限までに困難な学生に対して, 次のいずれかに該当する場合は, 選考の上, 入学料の徴収猶予を受けることができます。
 1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり, かつ, 学業優秀と認められる場合。
 2) 入学前 1 年以内において, 学資負担者が死亡し, 又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け, 納付期限までに納付が困難であると認められる場合。
 3) その他やむを得ない事情があると認められる場合。

○授業料免除

授業料の納付が困難な学生に対して、次のいずれかに該当する場合は、選考の上、授業料の全額又は半額の免除を受けることができます。

- 【1】経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
- 【2】授業料の納付期限前6月以内（入学した日の属する期分の授業料免除の場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合。
- 【3】【2】に準ずる場合であって総長が相当と認める事由がある場合。

○授業料免除京都大学特別枠

経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる場合、選考の上、後期の授業料の全額の免除を受けることができます。

上記授業料免除と異なり、学業優秀を条件としていません。

最短修業年限を超えて在学している者や前年度と同一学年に引き続き在籍している者でもその年数に関係なく、「法令・通則に違反したことに起因する場合」、「在学年限内に卒業・修了できる見込みがない場合」を除いて出願できます。

《資料7-2-1-4》入学料免除及び授業料免除等の実績（本法科大学院在学生）

○入学料免除・徴収猶予

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
出願者	23	33	38	33
全額免除	0	0	0	0
半額免除	11	16	22	15
免除不許可	12	17	16	18
徴収猶予許可	16	27	32	23
徴収猶予不許可	7	6	6	10

○授業料免除

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
出願者	35	31	80	58	80	68	69	64
全額免除 (京大特別枠含む。)	15	19	14	16	24	29	28	31
半額免除	7	6	21	20	27	22	18	19
不許可	13	6	45	22	29	17	23	14

《資料7-2-1-5》京都大学保健診療所の概要（京都大学ウェブサイト（ホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja>）>教育>学生生活>健康管理・保険）、保健診療所ウェブサイト（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/health/guide/clinic.htm/>、<http://www.kyoto-u.ac.jp/health/>）等による）

○業務内容：（1）健康相談並びに疾病、障害等の診療、（2）学外への就職健康診断、（3）電気生理学的、血液生化学検査などの種々の医学的検査、（4）医学部附属病院一般病院、診療所への精密検査の依頼、紹介や入院斡旋など、（5）各種診断書の発行、（6）健康診断の事後措置並びに保健管理業務に必要な情報の提供、（7）海外研修・調査研究時の保健相談

○診療科名：内科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、スポーツ整形外科、神経科、歯科

○診療受付時間：午前10時～12時30分／午後2時～4時30分（本部診療所）

○休診日：土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月28日～1月3日）

なお、臨時休診日（定期健康診断実施日等）は、その都度受付の掲示板に掲示。

○料金：学生の健康相談・精神衛生相談及び正課中における傷害についての初診時の料金は無料。傷病診療（薬価，検査科，処置料その他の経費）は実費。

《資料7-2-1-6》京都大学カウンセリングセンターの概要（京都大学学生便覧，同センターウェブサイト（<http://www.kyoto-u.ac.jp/counseling/>）等による）

- 業務内容：修学上あるいは学生生活上の悩み，さまざまな人間関係の悩みなどの相談に対して，学生相談，心理相談の専門スタッフが応じている。
- スタッフ：心理学（臨床心理学，相談心理学，青年心理学など）を専門とするスタッフ（センター長（教授），カウンセラー10名（教授2名，准教授1名，講師2名，非常勤講師5名））
- 相談申込方法：直接来室のほか，電話，手紙，ファックス，電子メール。
- 受付時間：原則として月曜から金曜の午前10時から午後5時まで。

《資料7-2-1-7》京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン（長文であるので，適宜省略し，6以下は項目名のみ示す。）

1. 責務

京都大学法学研究科・法学部（以下「本研究科等」という）は，教育・研究にかかわる者全てについて，基本的人権が尊重され，安全かつ快適に就学・就労が可能となるような環境を保障します。

このために，本研究科等は京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）を定め，ハラスメントを事前に防止し，また，本研究科等の構成員及び関係者でハラスメントの被害にあった者を保護・救済し，迅速，適正かつ公正な措置をとることとします。

2. 適用範囲

本ガイドラインの適用については，次のように定めます。

- (1) 本研究科等構成員（教職員及び学生等）並びに本研究科等関係者に適用されます。
- (2) 本研究科等の施設の内外において，また，就学・就労時間の内外でなされた行為について，適用されます。
- (3) 本研究科等構成員ないし関係者とそれ以外の者がハラスメントの当事者（ハラスメントの加害者または被害者。以下「当事者」という）である場合，当事者及びその関係人は，本ガイドラインに基づいて相談することができます。
- (4) 当事者の一部ないし全部が本研究科等を離れた場合でも，また，ハラスメントの被害が収束した場合でも，当事者及びその関係人は，本ガイドラインに基づいて相談することができます。

3. 京都大学ハラスメント防止・対策ガイドラインとの関係

本ガイドラインの適用に関しては，ここに規定するほか，京都大学ハラスメント防止・対策ガイドライン（以下「本学ガイドライン」という）を準用することとします。

4. ハラスメントの定義

- (1) 本ガイドラインにおいて，ハラスメントとは，教育・研究にかかる就学・就労の場において生じている力関係の不当な利用による，あるいは，教育・研究にかかる就学・就労の環境を悪化させることによる，相手の人格権侵害を指します。ハラスメントの態様には，組織的になされる場合や，間接的になされる場合（例えば，インターネット上での誹謗・中傷など）も含まれます。
- (2) 具体的には，ハラスメントは次の①～③ないしそれらの複合形態として現れますが，これらに限定されるわけではありません。

①セクシャル・ハラスメント

[省略]

②アカデミック・ハラスメント

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

まず、入学試験において、身体に障害のある受験者については、その障害に応じて必要がある場合には、受験上の特別の配慮を行っている《資料 7-3-1-1 「身体に障害のある受験者に対する受験上の特別措置の例」》。また、法科大学院パンフレット、学生募集要項及び法科大学院ウェブサイトにおいて、そのような障害を理由とした受験上の特別の配慮を希望する者に対して、相談を受け付けている旨を告知し、事前に連絡するよう求めている《資料 7-3-1-2》。【解釈指針 7-3-1-1】

身体に障害のある学生の修学のため、スロープ、エレベータ、専用トイレ等の基本的な設備を、法科大学院関係施設のある各建物に設置しており、さらに、毎年度の特別予算措置等により、必要な施設・設備の整備充足に努めている。また、身体に障害があり、修学上の悩みや相談ごとをかかえる学生のため、京都大学身体障害学生相談室が設けられている《資料 7-3-1-3 「身体に障害のある学生に配慮した施設・設備の例」、資料 7-3-1-4 「身体に障害のある学生のための特別予算措置」》。【解釈指針 7-3-1-2】

身体に障害のある学生に対しては、授業及び定期試験等に際し、当該学生の障害の内容・程度に応じて、特別の配慮を行っている《資料 7-3-1-5 「授業及び定期試験に際しての、身体に障害のある学生への特別措置の例」》。【解釈指針 7-3-1-3】

《資料 7-3-1-1》身体に障害のある受験者に対する受験上の特別措置の例

1. 車椅子での受験
2. 試験会場への車の乗り入れと駐車許可
3. サインペンの使用と解答用紙の配慮
4. 試験時間の延長 1.3 倍
5. 車椅子用トイレの近辺にある 1 階の試験室での受験
6. 車椅子で使用可能な特製机の使用
7. 試験室入口までの付添者の同伴

《資料 7-3-1-2》平成 20 年度学生募集要項〔別添資料 4-1〕より、IV 4 の部分を抜粋

「4 身体に障害がある者の出願

身体に障害があることを理由として、受験上の特別の配慮を希望する者は、本募集要項末尾掲記の大学院掛に照会すること。」

《資料7-3-1-3》身体に障害のある学生に配慮した施設・設備の例

- 法科大学院関係施設のある各建物にスロープ，エレベータ，身体障害者用トイレ等を設置している。
- 法科大学院学習室地下書庫内に事務室に通じるインターホンを設置している。
- 教室内に車いすで利用できる特別製の机を配置している。
- 専用休養室（身体障害者用ベッド，車いす用机，冷蔵庫，洗面台，湯沸かし器，エアコン等）を設置している。
- 身体障害者用の駐車スペースを確保している。

《資料7-3-1-4》身体に障害のある学生のための特別予算措置

障害学生学習支援経費として，毎年度，京都大学身体障害学生相談室長より，謝金・物品の購入希望等についての照会があり，これに対して法学研究科から物品の購入等を要求している。

○これまでの実績

平成16年度： 26,000円（インターホンの設置）

平成17年度： 2,085,000円（身障者用扉の設置等：法経本館改修工事に伴い，専用休養室を移設するためのもの）

なお，平成18・19年度は要求していない。

《資料7-3-1-5》授業及び定期試験に際しての，身体に障害のある学生への特別措置の例

（平成16年度入学者の例）

○授業関係

授業時には車いす用の特別製の机を用意した。また，教室が各建物に分散して配置されていることとの関係上，車いすを使用する学生の教室移動に配慮するため，当該学生が履修登録した科目については，教室の変更等の措置をとったものもある。

○定期試験関係

身体に障害のある学生につき，筆記速度等の制約があることから，別室で試験を実施した上，試験時間を通常の1.3倍（通常110分のところを140分）とした。また，授業時に使用している車いす用の特別製の机を，試験においても使用した。

このほか，平成19年度前期試験において，①1時間50分の間ペンによる筆記を続けることが困難であり，かつ，症状の悪化を招き，②追試験までに治癒する見込みがない旨の診断書が提出された者について，パソコンによる受験の特例措置を認めた（実施者1名のみ。ただし，後期試験については，自己で対策をとるよう促し，特例措置を認めなかった）。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

本法科大学院学生は、その大半が法律実務家になることを目指していると思われるが、そのような学生に対して法律実務家としてのキャリアの実際を知る機会を与えることをも一つの目的として、定期的に著名な実務家を招いて講演会を開催している《上記資料7-1-1-2①②参照》。加えて、学生便覧に新司法試験の概要を記載するなど《別添資料1-1「平成20年度 便覧」48頁》、資格取得に必要な情報の提供を行っている。また、国家公務員を志望する学生のために、学生便覧に国家公務員採用I種試験の概要を記載する等して《別添資料1-1「平成20年度 便覧」58頁》、情報の提供に努めている。さらに、研究者を志望する学生のため、法政理論専攻博士後期課程への進学説明会を開催している《資料7-4-1-1「法科大学院生向け助教及び法政理論専攻博士後期課程進学説明会の概要」》。【解釈指針7-4-1-1】

そのほか、京都大学における一般的な就職相談機関として、京都大学キャリアサポートセンターが設置されており、就職ガイダンスの企画・実施、就職資料の収集・保存、就職相談等が行われている《資料7-4-1-2「京都大学キャリアサポートセンターの概要」》。

《資料7-4-1-1》法科大学院生向け助教及び法政理論専攻博士後期課程進学説明会の概要

実施日	説明教員	内容	
平成18年度	5月20日	潮見大学院教務主任，服部教授	助教制度及び法政理論専攻博士後期課程への進学制度について，説明を行った。
	11月4日	森本研究科長，潮見大学院教務主任	助教制度及び法政理論専攻博士後期課程への進学制度について説明を行い，併せて，課程博士号授与手続きの検討状況についても説明を行った。
	12月25日	森本研究科長，林教授，北村教授，木村助教	助教制度及び法政理論専攻博士後期課程への進学制度について説明を行い，併せて，課程博士号授与手続きの検討状況についても説明を行った。
平成19年度	6月14日	松岡大学院教務主任，山本克己教務主任，亀本教授，前田教授，塩見教授，酒井教授，高山教授，中西（康）教授，堀江准教授	助教制度及び法政理論専攻博士後期課程への進学制度について概括的に説明した上で，各分野の教員より，担当分野の研究，研究テーマの動向等について，説明を行った。

《資料7-4-1-2》京都大学キャリアサポートセンターの概要(京都大学学生便覧，京都大学ウェブサイト（ホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja>）>教育>就

職情報・キャリア支援)等による)

- 業務内容：学生の就職活動を支援することを目的として、求人票やOB・OG名簿等の就職関連情報・資料を収集し提供するほか、就職ガイダンス、企業ガイダンス、国家公務員各府省業務説明会等を開催する。また、就職相談室を設け、就職活動における悩み・不安等についてのアドバイスをを行う。
- 利用時間：平日午前9時～午後5時
- 施設内容：情報検索用パソコン、複写機、求人情報個別ファイル（求人票、募集要項、企業案内等のファイル、企業在籍卒業生名簿）、就職関連図書・雑誌（会社四季報等）、面接ビデオ・企業セミナービデオ等
- 就職相談室：就職情報企業の相談員が対応。毎週木・金曜及び隔週の月・水曜の午後2時～午後5時。1人1回20分程度（予約制）。

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院においては、学生の入学直後、授業開講前の期間に、履修指導の機会を持ち、本法科大学院の教育理念・目標に基づく適切な履修方法等に関して十分に指導・説明するとともに、法情報調査の方法、司法制度や判例の仕組み等について集中講座を開くなど、学生が課程の履修に専念できるよう懇切丁寧なガイダンスを実施している。

また、教員と学生とのコミュニケーションを図るため、オフィスアワーの定め、メールアドレスの公開、学生、特に成績不良者との個別面談の機会の設定、意見書・要望書ボックスの設置等の手厚い措置を講じており、学生が学習に困難を感じたときには、個別の教員が相談に乗るのみならず、法曹養成専攻長や教務委員会を中心として組織的にその解決にあたる体制が十分に整備されている。そして、上記基準5-1-1に係る状況において述べたように、法曹養成専攻会議や教員懇談会の場において、又は、個々の教員間の伝達により、これらの学生の声が教員の間で共有される仕組みとなっており、学生のニーズを踏まえた教育内容・方法の充実・改善につながっている。そのほか、法科大学院教育補助スタッフ、助教による学習支援体制も整備・拡充されている。

このように、学生の声が教員側に届き、教員間でもそのような声に真剣に対応する体制を整えていることから、本法科大学院では、学生が学習の効果を高度に実現するための環境が実現されているといえる。

また、各種奨学金による学生支援やハラスメントについての相談体制も充実しており、障害のある学生が不自由を感じずに学習に専念できるようにする具体的な手当ても講じている。

さらに、実務家による講演会は、普段の授業で接する実務家教員以外の実務家の話を聴き、修了後のキャリア決定のための参考としつつ、学習へのモチベーションを高めるといって、学生にとって有意義な機会となっている。

以上のように、本法科大学院の学生支援体制は万全であり、学生が課程の学習に専念できるものとなっている。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、法学研究科の一専攻（法曹養成専攻）として設置されており、学生定員は600名であるところ、教育上必要な教員として、平成20年度は、専任教員39名（うち実務家教員4名）、みなし専任教員5名、兼任教員13名、兼任教員59名の合計116名を置いている《資料8-1-1-1「平成20年度教員一覧」、別紙様式3「教員一覧」参照》。

本法科大学院においては、第2章で述べたとおり、教育目標を実現するために必要となる数多くの科目を開講しているが、「8-4-1に係る状況」で詳述するとおり、教育上主要と認められる科目のほとんどが専任教員により担当されている。また、「8-5-1に係る状況」で述べるとおり、これらの専任教員の授業負担も適切な範囲にとどまっている。

これらの教員は、いずれも、担当する授業科目に関し高度の教育能力を有しており、本法科大学院には、その種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていると評価できる。

そして、各教員が高度の教育能力を有することを示す資料は、『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書』第8号（平成20年7月発行予定）《別添資料6》に掲載されるとともに、ウェブサイト上で公表されている《京都大学法科大学院ホームページ（<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>）>担当教員》。【解釈指針8-1-1-1】

《資料8-1-1-1》平成20年度教員一覧

教員分類	教員氏名	職名	教員分類	教員氏名	職名
専	笠井 正俊	教授	専	洲崎 博史	教授
専	北村 雅史	教授	専	高木 光	教授
専	酒井 啓亘	教授	専	高山 佳奈子	教授
専	酒巻 匡	教授	専	土井 真一	教授
専	佐久間 毅	教授	専	徳田 和幸	教授
専	潮見 佳男	教授	専	服部 高宏	教授
専	芝池 義一	教授	専	堀江 慎司	教授
専	初宿 正典	教授	専	前田 雅弘	教授

教員分類	教員氏名	職名	教員分類	教員氏名	職名
専	松岡 久和	教授	兼担	戸田 暁	准教授
専	毛利 透	教授	兼担	深澤 龍一郎	准教授
専	山田 文	教授	兼担	船越 資品	准教授
専	山本 克己	教授	兼担	今仲 康之	公共政策教育部特別教授
専	山本 敬三	教授	兼任	西岡 繁靖	特別教授
専	山本 豊	教授	兼任	安保 嘉博	客員教授
専・他	伊藤 孝夫	教授	兼任	湖海 信成	客員教授
専・他	岡村 忠生	教授	兼任	古倉 宗治	客員教授
専・他	亀本 洋	教授	兼任	清水 正憲	客員教授
専・他	川濱 昇	教授	兼任	西村 健	客員教授
専・他	木南 敦	教授	兼任	村松 昭夫	客員教授
専・他	塩見 淳	教授	兼任	秋田 真志	非常勤講師
専・他	中西 康	教授	兼任	天野 勝介	非常勤講師
専・他	橋本 佳幸	教授	兼任	天野 佳洋	非常勤講師
専・他	林 信夫	教授	兼任	飯島 奈絵	非常勤講師
専・他	待鳥 聡史	教授	兼任	池上 哲朗	非常勤講師
専・他	村中 孝史	教授	兼任	石綿 学	非常勤講師
専・他	横山 美夏	教授	兼任	伊藤 知之	非常勤講師
専・他	吉岡 一男	教授	兼任	岩佐 嘉彦	非常勤講師
実・専	大山 隆司	教授	兼任	上田 敦	非常勤講師
実・専	竹中 ゆかり	教授	兼任	上野 達弘	非常勤講師
実・専	中田 昭孝	教授	兼任	大久保 規子	非常勤講師
実・専	松田 一弘	教授	兼任	織田 貴昭	非常勤講師
実・み	川畑 正文	特別教授	兼任	加藤 進一郎	非常勤講師
実・み	豊田 幸宏	特別教授	兼任	鎌田 幸夫	非常勤講師
実・み	中井 康之	特別教授	兼任	神谷 遊	非常勤講師
実・み	長瀬 敬昭	特別教授	兼任	川崎 政司	非常勤講師
実・み	増市 徹	特別教授	兼任	久保井 聡明	非常勤講師
兼担	伊藤 之雄	教授	兼任	郡谷 大輔	非常勤講師
兼担	大石 眞	教授	兼任	小嶋 洋太郎	非常勤講師
兼担	岡村 周一	教授	兼任	小寺 彰	非常勤講師
兼担	寺田 浩明	教授	兼任	齋藤 憲道	非常勤講師
兼担	錦織 成史	教授	兼任	真田 尚美	非常勤講師
兼担	森本 滋	教授	兼任	杉野 由和	非常勤講師
兼担	安田 拓人	教授	兼任	高杉 直	非常勤講師
兼担	稲森 公嘉	准教授	兼任	高橋 司	非常勤講師
兼担	齊藤 真紀	准教授	兼任	武井 一浩	非常勤講師

教員分類	教員氏名	職名	教員分類	教員氏名	職名
兼任	竹林 竜太郎	非常勤講師	兼任	藤川 義人	非常勤講師
兼任	棚橋 元	非常勤講師	兼任	船橋 恵子	非常勤講師
兼任	常木 淳	非常勤講師	兼任	増田 勝久	非常勤講師
兼任	戸塚 貴晴	非常勤講師	兼任	松田 繁三	非常勤講師
兼任	鳥山 半六	非常勤講師	兼任	耳野 健二	非常勤講師
兼任	長澤 哲也	非常勤講師	兼任	宮崎 裕子	非常勤講師
兼任	中島 徹	非常勤講師	兼任	村上 正直	非常勤講師
兼任	中務 尚子	非常勤講師	兼任	森川 伸吾	非常勤講師
兼任	中務 正裕	非常勤講師	兼任	森下 国彦	非常勤講師
兼任	平尾 嘉晃	非常勤講師	兼任	幸長 裕美	非常勤講師
兼任	平野 恵稔	非常勤講師	兼任	吉田 誠司	非常勤講師
兼任	藤井 司	非常勤講師	兼任	吉田 肇	非常勤講師
兼任	藤井 正大	非常勤講師	兼任	吉村 良一	非常勤講師

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院の専任教員は、研究者教員及び実務家教員ともに、その大半が設置申請時又は補正申請時における教員審査において「可」の評価を得た者であって、担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる。

研究者教員については、その多くが、既に平成 14 年に大学評価・学位授与機構が実施した法学研究科に対する研究評価を受け、非常に高い評価を得ているとともに、平成 16 年度～19 年度に実施された 21 世紀 COE プログラム「21 世紀型法秩序形成プログラム」や、平成 19 年度から実施されている学術創世研究プログラム「ポスト構造改革における市場と社会の新たな秩序形成 - 自由と共同性の法システム」に参画するなど、わが国における最高水準の研究業績を示している。

また、実務家教員についても、各分野で豊かな経験と高度の見識・技能を有することで、高い評価を得ている教員であり、本法科大学院への着任以前に教育経験を有する者が多いことから、高度の実務的技能を教授する能力においても、優れている。

このように、教育・研究・実務の各面において非常に高い水準の業績を有する専任教員により教育が担われている点が、本法科大学院の優れた点であると考えられる。

そして、教員に関しては、大学院法学研究科全体として 2 年ごとに自己点検・自己評価の結果を公表している。直近のものは平成 20 年（2008 年）7 月に公表を予定しているものである《別添資料 6『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第 8 号』》。そこには、みなし専任を含むすべての専任教員及び兼任教員について、学外での公的活動を含め、教育上・研究上の業績等の自己点検・自己評価の結果が記載されている。

さらに、専任教員及び兼任教員は、教育上・研究上の業績等をウェブサイト上で公表している《京都大学法科大学院ホームページ (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>) > 担当教員》。また、兼任教員については、ウェブサイトにおいて、担当科目に関する業績や実務経験を公表している。

このように、本法科大学院の教育水準等に関わる情報開示にも積極的に努めている。

【解釈指針 8-1-2-1】【解釈指針 8-1-2-2】

なお、専任教員のうち、13 名は本研究科法政理論専攻修士課程の専任教員数に含まれているが、他の 31 名は本法科大学院に限り専任教員として取り扱われている。また 35 名が、本研究科法政理論専攻博士後期課程の専任教員数にも含まれている。【解釈指針 8-1-2-3】【解釈指針 8-1-2-4】

基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況)

本法科大学院は、法学研究科の専攻として設置されていることから、法学研究科専任教員としての採用及び昇任の審査及び決定は人事研究科教授会において審査を行い、また、法曹養成専攻にその専任教員として配置する際には人事法曹養成専攻会議において審査を行う。みなし専任たる法科大学院特別教授及び特別准教授の採用並びに非常勤講師の採用は、人事法曹養成専攻会議において決定する。

以上につき《別添資料 17 「教員の任用に関する手続」》参照。

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

（1） 本法科大学院の学生収容定員は600名（入学定員200名）であることから、必要とされる専任教員数は40名であるところ、これを4名上回る44名の専任教員（みなし専任教員5名を含む。）を配置しており（平成20年5月1日現在。以下同じ。前記「基準8-1-1に係る状況」参照）、多様な法分野に対応できる充実した教育体制となっている【解釈指針8-2-1-5】。このうち、15名は本研究科法政理論専攻修士課程の専任教員数にも含まれているが【解釈指針8-1-2-4】、他の29名は本法科大学院に限り専任教員として取り扱われている【解釈指針8-2-1-1】。

（2） また専任教員44名の全員が教授（研究者教員35名、実務家教員4名、みなし専任教員（法科大学院特別教授）5名）であり、必要とされる専任教員数すべてが教授で占められている【解釈指針8-2-1-2】。これは、研究、実務及び教育の各面において豊富な経験を有する教員が責任をもって教育にあたっていることを示すものであり、本法科大学院の教員体制の優れた点であると考えられる。

（3） 法律基本科目については、憲法3名、行政法2名、民法6名、商法3名、民事訴訟法4名、刑法2名、刑事訴訟法2名の専任教員が配置されている。これらの専任教員22名のうち19名は、設置認可申請時又は補正申請時の教員判定において「可」の判定を受けており、その後も、別添の業績調書及び本研究科の自己点検評価書《別添資料6『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書』第8号（2008年）》において示されているように、各分野において最高水準の研究業績を収め、かつ、教育経験を積んでおり、本法科大学院においては、すべての法律基本科目について適切に指導できる専任教員をバランスよく配置している【解釈指針8-2-1-3】。

（4） また本法科大学院の入学定員が200名であることから、公法系4名、刑事法系4名、民法に関する分野4名、商法に関する分野2名、民事訴訟法に関する分野2名以上の専任教員が必要とされるが、本法科大学院においては、公法系5名、刑事法系4名、民法に関する分野6名、商法に関する分野3名、民事訴訟法に関する分野4名の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれている【解釈指針8-2-1-4】。

（5） さらに、本法科大学院においては、基本的な法領域に関する根本的な理解や論理的・分析的思考能力を十分に鍛錬した上で、先端的・応用的法領域あるいは実務的応

用への架橋を図ることを教育の基本理念・目的としていることから、基礎法学・隣接科目の教育を軽視することなく、法理学、法史学、法社会学、外国法、政治学の各分野に専任教員を置くとともに、展開・先端科目についても、税法、経済法、労働法、国際公法及び国際私法など、学問分野として確立し基幹的役割を果たす科目を中心に専任教員をバランスよく配置しており、その教育理念に照らして適切な専任教員配置をしていることが、本法科大学院の優れた点であると考えられる【解釈指針8-2-1-5】。

以上につき、《資料8-2-1-1「平成20年度授業科目担当教員一覧」》，別紙様式3「教員一覧」，「教員分類別内訳」，別紙様式4「科目別専任教員数一覧」》参照。

《資料8-2-1-1》平成20年度授業科目担当教員一覧

科目	分野	授業科目名	単位	教員氏名	職名	教員分類
法律基本科目	憲法	統治の基本構造	2	大石 眞	教授	兼任
	憲法	人権の基礎理論	2	毛利 透	教授	専
	行政法	行政法の基礎	2	高木 光	教授	専
	刑法	刑法の基礎1	2	塩見 淳	教授	専・他
	刑法	刑法の基礎2	2	塩見 淳	教授	専・他
	刑事訴訟法	刑事訴訟法の基礎	2	堀江 慎司	教授	専
	財産法	財産法の基礎1	4	潮見 佳男	教授	専
	財産法	財産法の基礎2	4	松岡 久和	教授	専
	家族法	家族法の基礎	2	神谷 遊	非常勤講師	兼任
	会社法・会社法以外	商法の基礎	4	齊藤 真紀	准教授	兼任
	民事訴訟法	民事訴訟法の基礎	2	山本 克己	教授	専
	行政法	公法総合1-①	2	芝池 義一	教授	専
	行政法	公法総合1-②	2	岡村 周一	教授	兼任
	行政法	公法総合1-③	2	高木 光	教授	専
	行政法	公法総合1-㊦	2	芝池 義一	教授	専
	憲法	公法総合2-①	1	初宿 正典	教授	専
	行政法	公法総合2-①	1	岡村 周一	教授	兼任
	憲法	公法総合2-②	1	毛利 透	教授	専
	行政法	公法総合2-②	1	高木 光	教授	専
	憲法	公法総合2-③	1	土井 真一	教授	専
	行政法	公法総合2-③	1	深澤 龍一郎	准教授	兼任
	憲法	公法総合2-㊦	2	土井 真一	教授	専
	行政法	公法総合2-㊦	2	深澤 龍一郎	准教授	兼任
	憲法	公法総合3-①	2	土井 真一	教授	専
	憲法	公法総合3-②	2	土井 真一	教授	専
	憲法	公法総合3-③	2	毛利 透	教授	専
	刑法	刑事法総合1-①	2	高山 佳奈子	教授	専
	刑法	刑事法総合1-②	2	安田 拓人	教授	兼任
	刑法	刑事法総合1-③	2	塩見 淳	教授	専・他
	刑事訴訟法	刑事法総合2-①	2	酒巻 匡	教授	専
	刑事訴訟法	刑事法総合2-②	2	酒巻 匡	教授	専
	刑事訴訟法	刑事法総合2-③	2	酒巻 匡	教授	専
	刑事訴訟法	刑事法総合3-①	2	堀江 慎司	教授	専
	刑事訴訟法	刑事法総合3-②	2	堀江 慎司	教授	専
	刑事訴訟法	刑事法総合3-③	2	堀江 慎司	教授	専
	財産法	民法総合1-a	2	山本 敬三	教授	専
	財産法	民法総合1-b	2	山本 敬三	教授	専
	財産法	民法総合1-c	2	佐久間 毅	教授	専
	財産法	民法総合1-d	2	佐久間 毅	教授	専
	財産法	民法総合2-①	2	山本 豊	教授	専
	財産法	民法総合2-②	2	山本 豊	教授	専
	財産法	民法総合2-③	2	潮見 佳男	教授	専
財産法	民法総合3-①	2	横山 美夏	教授	専・他	
財産法	民法総合3-②	2	横山 美夏	教授	専・他	
財産法	民法総合3-③	2	松岡 久和	教授	専	

科目	分野	授業科目名	単位	教員氏名	職名	教員分類
	会社法・会社法以外	商法総合1-㉑	2	森本 滋	教授	兼任
	会社法・会社法以外	商法総合1-㉒	2	森本 滋	教授	兼任
	会社法・会社法以外	商法総合1-㉓	2	北村 雅史	教授	専
	会社法・会社法以外	商法総合1-㉔	2	北村 雅史	教授	専
	会社法	商法総合2-㉑	2	洲崎 博史	教授	専
	会社法	商法総合2-㉒	2	洲崎 博史	教授	専
	会社法	商法総合2-㉓	2	前田 雅弘	教授	専
	会社法	商法総合2-㉔	2	前田 雅弘	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合1-㉑	2	徳田 和幸	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合1-㉒	2	山本 克己	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合1-㉓	2	笠井 正俊	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合1-㉔	2	山田 文	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合2-㉑	2	笠井 正俊	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合2-㉒	2	山田 文	教授	専
	民事訴訟法	民事訴訟法総合2-㉓	2	山本 克己	教授	専
民事訴訟法	民事訴訟法総合2-㉔	2	徳田 和幸	教授	専	
法律実務基礎科目(必修)	会社法	民事法文書作成	2	齊藤 真紀	准教授	兼任
	財産法	民事法文書作成	2	橋本 佳幸	教授	専・他
	財産法	民事法文書作成	2	佐久間 毅	教授	専
	民事訴訟法	民事法文書作成	2	山田 文	教授	専
	法律実務(裁)	刑事訴訟実務の基礎①	2	大山 隆司	教授	実・専
	法律実務(検)	刑事訴訟実務の基礎②	2	竹中 ゆかり	教授	実・専
	法律実務(裁)	刑事訴訟実務の基礎③	2	長瀬 敬昭	特別教授	実・み
	法律実務(裁)	民事訴訟実務の基礎①	2	中田 昭孝	教授	実・専
	民事訴訟法	民事訴訟実務の基礎②	2	笠井 正俊	教授	専
	法律実務(裁)	民事訴訟実務の基礎③	2	川畑 正文	特別教授	実・み
	民事訴訟法	法曹倫理	2	山田 文	教授	専
	法律実務(弁)	法曹倫理㉑	2	松田 繁三	非常勤講師	兼任
	法律実務(弁)	法曹倫理㉒	2	増市 徹	特別教授	実・み
	法律実務(弁)	法曹倫理㉓	2	西村 健	客員教授	兼任
	法律実務(弁)	法曹倫理㉔	2	鳥山 半六	非常勤講師	兼任
法律実務基礎科目(選択必修)	法律実務(弁)	弁護士実務の基礎1-①	2	中井 康之	特別教授	実・み
	法律実務(弁)	弁護士実務の基礎1-②	2	久保井 聡明	非常勤講師	兼任
	法律実務(弁)	弁護士実務の基礎1-③	2	中務 正裕	非常勤講師	兼任
	法律実務(弁)	弁護士実務の基礎2-①	2	豊田 幸宏	特別教授	実・み
	法律実務(弁)	弁護士実務の基礎2-②	2	伊藤 知之	非常勤講師	兼任
	法律実務(弁)	弁護士実務の基礎2-③	2	藤井 正大	非常勤講師	兼任
	法律実務(弁)	民事弁護実務演習①	2	清水 正憲	客員教授	兼任
	法律実務(弁)	民事弁護実務演習②	2	中井 康之	特別教授	実・み
	法律実務(弁)	民事弁護実務演習③	2	豊田 幸宏	特別教授	実・み
	法律実務(弁)	民事弁護実務演習④	2	豊田 幸宏	特別教授	実・み
	法律実務(弁)	民事弁護実務演習⑤	2	増市 徹	特別教授	実・み
	法律実務(弁)	民事弁護実務演習⑥	2	藤井 司	非常勤講師	兼任
	法律実務(弁)	民事弁護実務演習⑦	2	高橋 司	非常勤講師	兼任
	法律実務(弁)	民事弁護実務演習⑧	2	飯島 奈絵	非常勤講師	兼任
	法律実務(弁)	民事弁護実務演習⑨	2	中務 尚子	非常勤講師	兼任
	法律実務(弁)	民事弁護実務演習⑩	2	真田 尚美	非常勤講師	兼任
	法律実務(裁)	刑事裁判演習①	2	大山 隆司	教授	実・専
	法律実務(裁)	刑事裁判演習②	2	長瀬 敬昭	特別教授	実・み
	法律実務(裁)	民事裁判演習①	2	中田 昭孝	教授	実・専
	法律実務(裁)	民事裁判演習②	2	中田 昭孝	教授	実・専
	法律実務(裁)	民事裁判演習③	2	川畑 正文	特別教授	実・み
	法律実務(裁)	民事模擬裁判	2	川畑 正文	特別教授	実・み
	財産法	リーガル・クリニック	2	横山 美夏	教授	専・他
	財産法	リーガル・クリニック	2	山本 豊	教授	専
	財産法	リーガル・クリニック	2	潮見 佳男	教授	専
	法律実務(弁)	リーガル・クリニック①	2	平尾 嘉晃	非常勤講師	兼任

科目	分野	授業科目名	単位	教員氏名	職名	教員分類
基礎法学・隣接科目	法律実務（弁）	リーガル・クリニック②	2	池上 哲朗	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	リーガル・クリニック③	2	上田 敦	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	リーガル・クリニック④	2	加藤 進一郎	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	リーガル・クリニック⑤	2	吉田 誠司	非常勤講師	兼任
	法律実務（弁）	リーガル・クリニック⑥	2	船橋 恵子	非常勤講師	兼任
	会社法	エクスターンシップ	2	前田 雅弘	教授	専
	刑事訴訟法	エクスターンシップ	2	酒巻 匡	教授	専
	財産法	エクスターンシップ	2	潮見 佳男	教授	専
	民事訴訟法	エクスターンシップ	2	山田 文	教授	専
		現代正義論	2	亀本 洋	教授	専・他
		法律家のための経済学入門	2	常木 淳	非常勤講師	兼任
		法の経済分析	2	常木 淳	非常勤講師	兼任
		法解釈の方法	2	船越 資晶	准教授	兼任
		近代日本の社会変動と法 1	2	伊藤 孝夫	教授	専・他
		近代日本の社会変動と法 2	2	伊藤 孝夫	教授	専・他
		西洋法史	2	耳野 健二	非常勤講師	兼任
		法曹の歴史	2	林 信夫	教授	専・他
		伝統中国の法と裁判	2	寺田 浩明	教授	兼任
	展開・先端科目		アメリカ法B	2	木南 敦	教授
		現代ドイツ法政理論	2	服部 高宏	教授	専
		フランス法	2	横山 美夏	教授	専・他
		日本政治外交史	2	伊藤 之雄	教授	兼任
		アメリカ政治と憲法判例	2	待鳥 聡史	教授	専・他
		都市・地域計画	2	古倉 宗治	客員教授	兼任
その他		生命倫理と法	2	服部 高宏	教授	専
その他		情報法	2	毛利 透	教授	専
その他		情報公開と個人情報保護の実務	2	湖海 信成	客員教授	兼任
その他		統治機構の現代的課題	2	土井 真一	教授	専
その他		憲法理論と憲法史	2	土井 真一	教授	専
その他		現代立法論	2	川崎 政司	非常勤講師	兼任
その他		地方自治法制	2	今仲 康之	公共政策教育部特別教授	兼任
環境法		環境政策と法	2	大久保 規子	非常勤講師	兼任
環境法		環境法	2	吉村 良一	非常勤講師	兼任
その他		行政救済法の現代的課題	2	高木 光	教授	専
租税法		税法 1	2	岡村 忠生	教授	専・他
租税法		税法 2	2	岡村 忠生	教授	専・他
国際関係法		国際法 1	2	酒井 啓亘	教授	専
国際関係法		国際法 2	2	酒井 啓亘	教授	専
国際関係法		国際法特講	1	小寺 彰	非常勤講師	兼任
国際関係法		国際法特講	1	村上 正直	非常勤講師	兼任
その他		経済刑法	2	竹中 ゆかり	教授	実・専
その他		刑事違法性論裁判例研究	2	長瀬 敬昭	特別教授	実・み
その他		刑事手続法の現代的課題 1	2	竹中 ゆかり	教授	実・専
その他		刑事手続法の現代的課題 2	2	大山 隆司	教授	実・専
その他		最新刑事判例研究 1	2	安田 拓人	教授	兼任
その他		最新刑事判例研究 2	2	高山 佳奈子	教授	専
その他		刑事制度論	2	吉岡 一男	教授	専・他
その他		刑事弁護の実務	1	岩佐 嘉彦	非常勤講師	兼任
その他		刑事弁護の実務	1	秋田 真志	非常勤講師	兼任
その他		民事裁判例研究	2	西岡 繁靖	特別教授	兼任
その他		消費者法	2	安保 嘉博	客員教授	兼任
その他		現代契約法	2	横山 美夏	教授	専・他
その他		医事法	2	錦織 成史	教授	兼任
その他		現代商取引法	2	北村 雅史	教授	専
その他		保険法	2	洲崎 博史	教授	専
その他		証券取引の法規制	2	戸田 暁	准教授	兼任
その他		金融サービス規制法	2	戸塚 貴晴	非常勤講師	兼任
その他		金融サービス規制法	2	森下 国彦	非常勤講師	兼任
経済法		経済法 1	2	川瀆 昇	教授	専・他

科目	分野	授業科目名	単位	教員氏名	職名	教員分類
	経済法	経済法 2	2	川濱 昇	教授	専・他
	経済法	競争政策と法	2	川濱 昇	教授	専・他
	知的財産法	知的財産法 1	2	松田 一弘	教授	実・専
	知的財産法	知的財産法 2	2	上野 達弘	非常勤講師	兼任
	知的財産法	特許法特論	2	松田 一弘	教授	実・専
	倒産法	倒産処理法 1	2	山本 克己	教授	専
	倒産法	倒産処理法 2	2	徳田 和幸	教授	専
	その他	民事執行・保全法①	2	笠井 正俊	教授	専
	その他	民事執行・保全法②	2	笠井 正俊	教授	専
	その他	A D R と法	2	山田 文	教授	専
	国際関係法	国際私法 1	2	中西 康	教授	専・他
	国際関係法	国際私法 2	2	中西 康	教授	専・他
	国際関係法	国際民事手続法	2	中西 康	教授	専・他
	国際関係法	国際取引法	2	高杉 直	非常勤講師	兼任
	労働法	労働法 1	2	村中 孝史	教授	専・他
	労働法	労働法 2	2	村中 孝史	教授	専・他
	その他	社会保障法	2	稲森 公嘉	准教授	兼任
	その他	企業法務 1	2	小嶋 洋太郎	非常勤講師	兼任
	その他	企業法務 1	2	齋藤 憲道	非常勤講師	兼任
	その他	企業法務 2	2	織田 貴昭	非常勤講師	兼任
	その他	中国企業取引法	2	森川 伸吾	非常勤講師	兼任
	その他	ファイナンスの法と理論	2	郡谷 大輔	非常勤講師	兼任
	その他	ファイナンスの法と理論	2	武井 一浩	非常勤講師	兼任
	その他	M & A 法制	2	石綿 学	非常勤講師	兼任
	その他	M & A 法制	2	棚橋 元	非常勤講師	兼任
	その他	信託法	2	天野 佳洋	非常勤講師	兼任
	環境法	環境法事例演習	2	村松 昭夫	客員教授	兼任
	その他	刑事法総合演習	2	大山 隆司	教授	実・専
	租税法	税法事例演習	2	宮崎 裕子	非常勤講師	兼任
	知的財産法	知的財産法事例演習①	2	平野 恵稔	非常勤講師	兼任
	知的財産法	知的財産法事例演習②	2	藤川 義人	非常勤講師	兼任
	知的財産法	特許法事例演習	2	松田 一弘	教授	実・専
	その他	商事取引法事例演習	2	杉野 由和	非常勤講師	兼任
	その他	商事取引法事例演習	2	中島 徹	非常勤講師	兼任
	倒産法	倒産処理法事例演習①	2	中井 康之	特別教授	実・み
	倒産法	倒産処理法事例演習②	2	増市 徹	特別教授	実・み
	倒産法	倒産処理法事例演習③	2	増田 勝久	非常勤講師	兼任
	労働法	労働法事例演習①	2	吉田 肇	非常勤講師	兼任
	労働法	労働法事例演習②	2	鎌田 幸夫	非常勤講師	兼任
	労働法	労働法事例演習③	2	幸長 裕美	非常勤講師	兼任
	労働法	労働法事例演習④	2	竹林 竜太郎	非常勤講師	兼任
	経済法	経済法事例演習	2	長澤 哲也	非常勤講師	兼任
	その他	金融取引事例演習	2	天野 勝介	非常勤講師	兼任
	その他	民事訴訟法理論演習	2	山本 克己	教授	専
	経済法	経済法理論演習	2	川濱 昇	教授	専・他
	労働法	労働法理論演習	2	村中 孝史	教授	専・他

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2 に係る状況)

(1) 各科目における専任教員数については《資料 8-2-2-1》のとおりである。これらのうち、法律基本科目について科目別配置のバランスが適正であることは前記「基準 8-2-1 に係る状況」のとおりである。そして、基礎法学・隣接科目については、法理学、法史学、外国法、政治学など主な分野ごとに専任教員を置き、展開・先端科目についても、税法、経済法、労働法、国際公法及び国際私法など、学問分野として確立し基幹的役割を果たす科目について専任教員を配置しており、原理的な思考を重視しつつ、社会の多様な分野で指導的な役割を果たす法曹を育成するという本法科大学院の教育理念・目的に照らして、優れてバランスのよい専任教員の配置となっている【解釈指針 8-2-2-1】。

(2) また専任教員の年齢については、60歳代 7名、50歳代 12名、40歳代 20名、30歳代 5名と、バランスのとれた構成となっている【解釈指針 8-2-2-2】。

以上のように、本法科大学院では、科目別配置及び年齢構成の上で、専任教員の適正なバランスを図っている《別紙様式 3 「教員一覧」, 「教員分類別内訳」, 別紙様式 4 「科目別専任教員数一覧」参照》。

《資料 8-2-2-1》平成 20 年度 科目別専任教員数

	法律基本科目		法律実務 基礎科目		基礎法学・ 隣接科目		展開・ 先端科目	
	22	(21)	17	(9)	7	(7)	24	(7)
教授	22	(21)	17	(9)	7	(7)	24	(7)
准教授	0		0		0		0	
合計	22	(21)	17	(9)	7	(7)	24	(7)

※延べ人数

なお、() は各専任教員の主たる専門分野のみについてカウントした数である。

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院について基準 8-2-1 に規定する専任教員の数は 40 名であるところ、本法科大学院には、その 2 割 (8 名) を超える 9 名の実務家専任教員がいる。すなわち、4 名の専任教員 (教授 4 名) 並びに 5 名のみなし専任教員が、いずれも 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者に該当する《別紙様式 3 「教員一覧」, 「教員分類別内訳」参照》。

これらの実務家専任教員は、長年の実務経験と直接関連する科目を担当しており、また、そのうち 2 名は、設置認可申請時又は補正申請時の教員判定において「可」の判定を受けている。【解釈指針 8-3-1-1】

(2) 本法科大学院の場合、必要とされる実務家教員 8 名のうち、少なくとも 3 名は「みなし専任」以外の専任教員でなければならないが、上記のとおり、本法科大学院には「みなし専任」以外の 4 名の専任教員がいる。また、みなし専任教員 5 名は、いずれも、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、法曹養成専攻会議の構成員であるなど (後記「基準 9-1-1 に係る状況」2 参照) 教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者である。【解釈指針 8-3-1-2】

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本法科大学院について基準 8-3-1 に規定する専任教員の数は8名であるところ、5年以上の実務経験を有する者は9名である(専任教員である教授4名、みなし専任教員5名)。そして、そのうち法曹としての実務の経験を有する者は8名であり、3分の2を超えている《別紙様式3「教員一覧」, 「教員分類別内訳」参照》。

8-4 専任教員の担当科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院は、基本的な法領域に関する根本的な理解や論理的・分析的思考能力を十分に鍛錬した上で、先端的・応用的法領域あるいは実務的応用への架橋を図ることを教育の基本理念・目的としていることから、法律基本科目、及び法律実務基礎科目のうち、すべての法曹にとって必要な技能を養成し及び責任感を涵養する上で特に重要と考えられる科目を、教育上主要と認められる科目とし、これらの科目を基礎科目及び基幹科目に分類した上で、必修科目としている。

(2) 必修科目たる基礎科目及び基幹科目は、平成 18 年度に 26 科目・60 クラスが開講されたが、24 科目について専任教員が配置され、53 クラスが専任教員により担当された(専任教員担当比率約 88.3%)。平成 19 年度には、27 科目・59 クラスが開講されたが、23 科目について専任教員が配置され、50 クラスが専任教員により担当されている(専任教員担当比率約 84.7%)。平成 20 年度には、28 科目・68 クラスが開講されたが、25 科目について専任教員が配置され、58 クラスが専任教員によって担当されている(専任教員担当比率約 85.3%)。したがって、いずれの年度においても、その必修科目の授業の 7 割以上が、専任教員によって担当され【解釈基準 8-4-1-1】、教育上主要と認められる科目について、原則として専任教員を配置している《別紙様式 1 「開講授業科目一覧」》。

より具体的には、

①基礎科目について、平成 18 年には、9 科目・9 クラスが開講されているが、そのうち 7 科目・7 クラスが専任教員により担当されている(専任教員担当比率約 77.8%)。平成 19 年度には、10 科目・10 クラスのうち 6 科目・6 クラスが専任教員によって担当されている(専任教員担当比率 60%)。平成 20 年度には、11 科目・11 クラスが開講されているが、そのうち 8 科目・8 クラスが専任教員により担当されている(専任教員担当比率約 72.7%)。

②基幹科目については、平成 18 年度に 17 科目・51 クラスが開講されたが、すべての科目に専任教員が配置され、46 クラスが専任教員により担当されている(専任担当教員比率約 90.2%)。平成 19 年度については、17 科目・49 クラスが開講されたが、すべての科目に専任教員が配置され、44 クラスが専任教員により担当されている(専任教員担当比率約 89.8%)。平成 20 年度には、17 科目・57 クラスが開講されたが、全科目について専任教員が配置され、50 クラスが専任教員によって担当されている(専任教員担当比率約 87.7%)。

なお、基幹科目のうち、公法総合はリレー授業、民事法文書作成は複数教員の共同授業となっているが、いずれも、専任教員が、各科目の内容の決定、運営、成績評価等について責任をもって行っており、かつ、各クラスに必ず専任教員が配置されて、兼担教

員と十分に意思疎通を図った上で授業が行われている。

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

専任教員及び兼任教員は、そのうち研究者教員が法政理論専攻（博士課程）において原則として8単位分の授業を行っているほか、多くの者が法学部や公共政策大学院においても授業を負担しているが、法学研究科・法学部及び公共政策大学院における負担の総計が原則として18単位を超えることがないように配慮している。

他研究科・学部及び他大学等における授業負担を含む教員の授業負担は、《別紙様式3「専任教員一覧」》のとおりである。ここに記載されているように、専任教員の平成20年度の授業負担は、44名のうち34名が年間20単位以下であり、これを超える10名についても30単位以下となっている。【解釈指針 8-5-1-1】

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-5-2 に係る状況)

法学研究科では、特別研究期間の制度を設けており、10年に1度の頻度で、1年間にわたり授業や管理業務の負担を免除して研究に専念することを認めている《別添資料18「特別研究期間に関する規程」参照》。これまでの実績として、1名が平成19年度に半年間、特別研究期間を取得した。

基準 8-5-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-5-3 に係る状況)

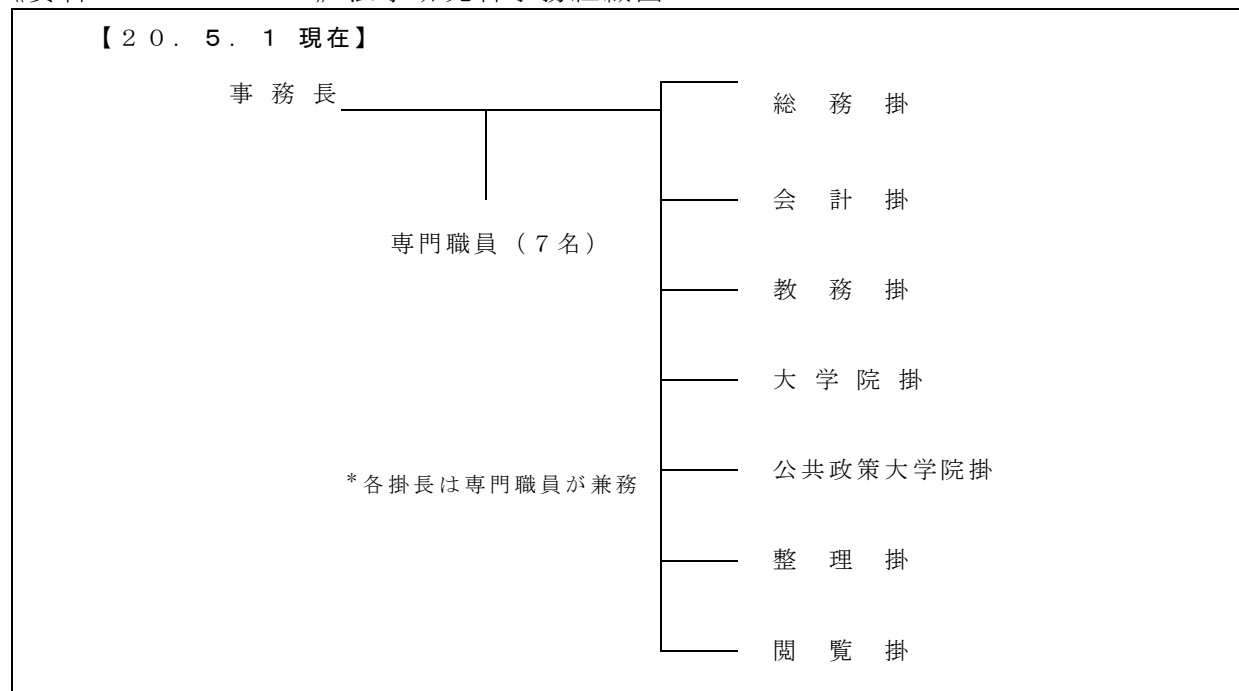
法学研究科における事務組織は、《資料 8-5-3-1》のとおりである。法科大学院の教育については、大学院掛の職員（3名）及び派遣職員を含む時間雇用職員（4名）のうちおおむね4名が、教材の作成、シラバスの作成、試験問題の作成、試験の実施、時間割の作成、エクスターンシップの実施などについて、教員の業務を補助している。また、図書発注・受入れ、整理、閲覧、貸付は整理掛及び閲覧掛の職員（7名）と時間雇用職員（7名）が行っており、それぞれ教員の教育・研究を支えている。

職員は、いずれも国家公務員採用試験又は近畿地区国立大学法人等職員統一採用試験に合格した者の中から本学に採用されたものであり、法科大学院の教育・研究を支えるのにふさわしい資質・能力・資格と意欲を持った者といえる。また、図書系職員にあつてはすべて司書の資格を有している。

時間雇用職員は、法学研究科において、書面審査及び面接審査を通じて、定員内職員の業務を補佐しうるだけの能力があると認めらうえで採用している。図書館に配属されている時間雇用職員は、2名を除き、司書の資格を有している。

職員については、大学全体として学内外において様々な研修を行っているほか、法科大学院に関する業務については、大学院掛の職員が法曹養成専攻会議及び教員懇談会（FDの会議）に同席するなどしており、必要な情報ないし知識を得ている。また、大学外で開催される研修会への派遣を行うなどして、能力の向上に努めている（「基準 9-1-2 に係る状況」参照）。

《資料 8-5-3-1》 法学研究科事務組織図



2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院の教員組織は、理論的・実務的に極めて高度の能力を有する多数の教員が、多様な専門的法分野にわたって展開する充実した体制となっている。研究者教員が専攻する法分野は、法律基本科目に該当する分野、基礎法学・隣接科目の分野、先端的・応用的法領域のいずれにもバランスよく及んでおり、各分野において最高水準の研究業績を収め、かつ、豊かな教育経験を有している。また、実務家教員は、いずれも実務家として豊富な経験を有し、高い評価を得ている者ばかりであり、その教育経験も充実している。このような教員組織は、基本的な法領域に関する根本的な理解や論理的・分析的思考能力を十分に鍛錬した上で、先端的・応用的法領域あるいは実務的応用への架橋を図り、社会で指導的な役割を果たす法曹を養成することを教育の基本理念・目的としている本法科大学院において、その理念・目的を実現するために極めて適切なものとなっている。

加えて、必要とされる専任教員数すべてが教授で満たされており、これは、研究、実務及び教育の各面において豊富な経験を有する教員が責任をもって教育にあたっていることを示すものであるが、これと同時に、年齢構成のバランスの良さも実現しており、充実した教育が施されていることが示されている。

また、各教員の授業負担が適度な範囲に抑えられており、特別研究期間の制度とも併せて、各教員が教育においてその能力を十全に発揮できるよう、適切な配慮がされている。

さらに、本法科大学院では、事務組織においても優秀な職員が配置され、日々の充実した教育を支えている。

このように、本法科大学院の教員組織を始めとする教育体制は極めて優れたものとなっている。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

1 管理運営の概要

本法科大学院は、法学研究科における一専攻（法曹養成専攻）として設置されている。法学研究科の運営に関する事項は法学研究科教授会で決定するが、法科大学院の運営に関する事項は原則として法曹養成専攻会議において審議し決定する（法学研究科教授会規程第2条第2項《別添資料15-2》）。したがって、開講科目、配当年次といった教育課程に関わる事項、クラス編成、授業形式といった教育方法に関する事項、成績評価に関する事項、修了認定に関する事項、入学試験の実施方法、合格者の決定といった入学者選抜に関する事項については専攻会議において審議・決定し、研究科教授会において報告する。【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-3】

また、研究科全体とも関連のある事項については、専攻会議において事前審議し、研究科教授会において最終的に決定することとしているが、その場合でも、研究科教授会は専攻会議の決定を尊重するものとしている（法曹養成専攻案件に関する内規《別添資料15-3》第5条）。たとえば、専攻長の選出、専攻への教員の配置、学生の懲戒などがこれに該当する。なお、課程修了による法務博士の学位の授与は、京都大学学位規程第9条に基づき、専攻会議において事前審議し、研究科教授会で最終決定している。【解釈指針9-1-1-3】

2 法曹養成専攻会議

法曹養成専攻会議（京都大学大学院法学研究科の組織に関する規程《別添資料15-4》第6条）は専任の教授及び准教授（みなし専任たる法科大学院特別教授及び准教授を含む。）のほか、法曹養成専攻を兼担する他専攻の法学系講座の教授及び准教授並びに公共政策連携研究部の法学系教授及び准教授によって構成されている（法曹養成専攻会議規程《別添資料15-5》第2条第1項）。法曹養成専攻会議の開催実績は、《資料9-1-1-1「法曹養成専攻会議の開催期日一覧」》のとおりである。

なお、専任教員の配置や特別教授・准教授及び非常勤講師の採用など人事に関する事項は、教授（任期を付して任用された教授を除く）のみで構成される会議（人事専攻会議）で審議する（同規程第2条第2項）。【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-4】

《資料9-1-1-1》法曹養成専攻会議の開催期日一覧

平成16年	4月8日, 5月13日, 6月10日, 7月8日, 9月16日, 10月21日, 11月11日, 12月9日
平成17年	1月13日, 1月20日, 2月3日, 3月17日, 4月28日, 5月26日, 6月9日, 9月1日, 10月20日, 11月10日, 12月1日, 12月15日, 12月22日
平成18年	1月12日, 2月2日, 3月16日, 4月13日, 5月11日, 6月8日, 7月13日, 10月19日, 11月9日, 12月14日
平成19年	1月18日, 2月8日, 2月22日, 3月9日(人事専攻会議のみ), 3月15日, 4月12日, 5月10日, 5月31日, 7月12日, 9月13日, 10月4日, 10月18日, 11月8日, 11月15日, 12月20日
平成20年	1月17日, 2月7日, 3月7日, 3月13日, 4月24日, 5月22日

3 法曹養成専攻長

法曹養成専攻には専攻長（法科大学院長）を置くこととされており（京都大学大学院法学研究科の組織に関する規程《別添資料15-4》第5条）、人事専攻会議における選挙により候補者を選出し、人事研究科教授会において決定する（法曹養成専攻長及び副専攻長に関する申し合わせ《別添資料15-6》第1条第2項、法曹養成専攻長選出手続《別添資料15-7》）。人事研究科教授会での決定に際しては、投票によることなく法曹養成専攻会議の選出した候補者を承認する取扱いをしている。任期は2年であり、専攻長は専攻の業務をつかさどる。専攻長は教授たる法科大学院専任教員から選ぶが、研究科長が専攻長を兼ねることはできないこととしており（同規程第5条）、専攻の独立性に配慮している。現在の専攻長は、山本克己教授である。【解釈指針9-1-1-2】

4 副専攻長

専攻長を補佐するために副専攻長を置いている（「法曹養成専攻長及び副専攻長に関する申し合わせ」《別添資料15-6》第1条1項）。副専攻長は専攻長の業務を助け、また、専攻長に事故あるとき又は専攻長が欠けたときは、その職務を代行する。副専攻長の任期は、専攻長のそれに従うこととされている。現在の副専攻長は、潮見佳男教授である。

5 委員会

専攻には以下の委員会をおいている《資料9-1-1-2も参照》。

各委員会はそれぞれ右に記載のとおり的事项に関して検討を行い、又は、業務を行っている。各委員会には主任をおき、議論のとりまとめや、業務の統括を行っている。

平成20年度の主任は、次のとおりである。

制度委員会	（主任：山本敬三教授）	規程の制定・改廃に関する事項
人事委員会	（主任：専攻長）	教員人事に関する事項
財政検討委員会	（主任：北村雅史教授）	財政に関する事項
教務委員会	（主任：山本敬三教授）	教務全般に関する事項
臨床教育実施委員会	（主任：酒巻匡教授）	臨床系科目の実施に関する事項
入学者選抜委員会	（主任：山本豊教授）	入学者選抜に関する事項
施設・設備・情報委員会	（主任：前田雅弘教授）	施設や図書に関する事項
評価・広報委員会	（主任：笠井正俊教授）	自己点検・評価や広報活動に関する事項

《資料9-1-1-2》法曹養成専攻会議の下に置かれている委員会一覧

制度委員会

人事委員会

財政検討委員会

教務委員会

入学者選抜委員会

施設・設備・情報委員会

評価・広報委員会

(以上につき、平成16年1月8日法曹養成専攻準備会議決定)

臨床教育実施委員会

(平成18年3月16日法曹養成専攻会議決定)

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

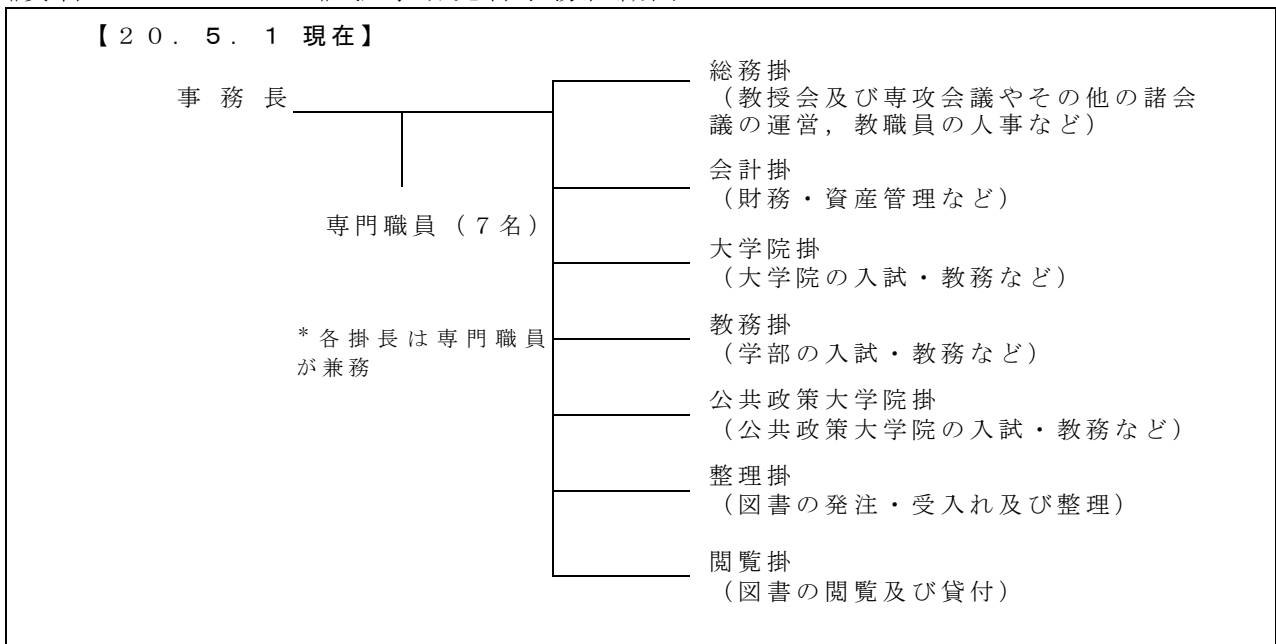
(基準 9-1-2 に係る状況)

法科大学院の事務は、法学研究科事務部が事務を処理している。法学研究科事務部は、法学研究科事務長が統括し、掛長（7名の専門職員が兼務している）を置き、それぞれが事務長の命を受けて事務を分掌している《資料 9-1-2-1》。教授会及び専攻会議やその他の諸会議の運営、教職員の人事などに関しては総務掛（職員2名＋時間雇用職員7名）が、財務・資産管理などに関しては会計掛（職員3名＋時間雇用職員5名）が、大学院の入試・教務などに関しては大学院掛（職員3名＋時間雇用職員4名）が、学部の入試・教務などに関しては教務掛（職員3名＋時間雇用職員3名）が、図書の発注・受入れ及び整理については整理掛（職員4名＋時間雇用職員4名）が、図書の閲覧及び貸付については閲覧掛（職員3名＋時間雇用職員3名）が分掌している。なお、以上の時間雇用職員の員数には再雇用職員及び派遣職員の員数が含まれている。

法科大学院の管理運営も、法学研究科の事務部が上記の業務分担に従って行っている。したがって、専攻会議の開催手続や議事録の作成、教員の人事管理などを総務掛が担当し、法科大学院に関する予算の計画や執行については会計掛が、入試・教務及び学生に関する施設運営については大学院掛が担当している。大学院掛では職員1名及び時間雇用職員3名が主として法科大学院の事務に従事している。【解釈指針 9-1-2-1】

職員については、国家公務員採用試験又は近畿地区国立大学法人等職員統一採用試験に合格した者の中から京都大学に採用されたものであり、上記業務を行うのにふさわしい資質・能力・資格と意欲をもった者といえる。また、学内外で開催される諸種の研修を行うとともに、法科大学院に関連して開催される各種研修への派遣を行うなど、能力の向上につとめている《資料 9-1-2-2 ①, 資料 9-1-2-2 ②》。【解釈指針 9-1-2-2】

《資料 9-1-2-1》 法学研究科事務組織図



《資料9-1-2-2①》平成18年度・平成19年度職員の資質向上のための研修等

実施期間	名称	参加者数
平成19年6月	通信教育・e-ラーニング (英語能力向上、ホームページ作成など)	3
平成18年12月1日	国大協近畿地区支部 広報・個人情報保護	1
平成19年1月10日	国大協近畿地区支部 総務・リスクマネジメント	2
平成19年6月11～15日	パソコン研修(実施期間内のうち、1日又は2日) (Word、Excel、PowerPoint、Accessなどの基礎編、 応用編)	12
平成19年8月23～28日		2
平成19年10月15～26日		12
平成19年11月14～22日		5
平成19年2月7日～3月13日		7
平成18年12月18日～2月22日		7
平成18年11月13～17日		2
平成18年6月21～30日		4
平成19年11月26・27日		学生系職員講習会
平成18年8月2～4日	近畿地区学生指導研修会	1
平成19年10月25・26日	衛生管理者能力向上教育	1
平成19年7月27日	京都大学評定者研修	1
平成19年11月26～30日	京都大学会計事務研修	1

(図書系職員を対象とした研修)

	主催	研修名	開催期間	受講人数
平成18年度	国立情報学研究所	目録システム講習会(図書)	3日	1
	文科省・京大人文研	漢籍担当職員講習会(初級)	5日	1
		漢籍担当職員講習会(中級)	5日	1
	学内研修	セミナー「会計基準と図書受入・管理業務の実際」	3回	2
		セミナー「図書館職員のための接遇マナー」	1回	3
		実務研修「革装丁本を和紙で治す」	1回	1
平成19年度	国立情報学研究所	目録システム講習会(図書)	3日	1
		大学図書館職員短期研修	4日	1
	文科省・京大人文研	漢籍担当職員講習会(中級)	5日	1
	法律図書館連絡会	法律図書館基礎講座	1日	1
	学内研修	個人情報保護に関する講習会	1回	5
		実務研修「学術情報リテラシー教育の方法と技術」	1回	3
実務研修「電子ジャーナルの契約」		1回	3	

《資料9-1-2-2②》法科大学院に関連する研修

期間	研修先	参加者数
平成16年12月13・14日	名古屋大学	2
平成16年11月18・19日	東京大学・早稲田大学・中央大学	2
平成16年11月17～19日	東北大学・東京大学・早稲田大学・中央大学	2
平成17年1月24～30日	米・スタンフォード スタンフォード大学 米・アナーバー ミシガン大学	3
平成17年10月24・25日	東北大学	4
平成18年2月5～12日	米・オースティン テキサス大学 米・アナーバー ミシガン大学	3
平成18年9月12日～22日	米・ニューヨーク コロンビア大学 米・ニューヘヴン イエール大学	2
平成18年11月8・9日	東北大学・東京大学・中央大学	3

期間	研修先	参加者数
平成 18 年 11 月 8・9 日	名古屋大学・早稲田大学・一橋大学	3
平成 18 年 11 月 13・14 日	長島・大野常松法律事務所・西村あさひ法律事務所 法務省・法務図書館 日本銀行貨幣博物館	3
平成 18 年 11 月 13 日	長島・大野常松法律事務所・西村あさひ法律事務所	2

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本法科大学院は法学研究科の一専攻として設置されているので、大学本部からは、研究科全体として運営交付金の配分を受ける。その配分にあたっては、教員数及び学生定員数が基礎となっているが、そこには法科大学院の学生収容定員数及び専任教員数に係る教育・研究経費が積算されている。配分された運営交付金は、学部や他専攻と共通する経費に関しては研究科全体として経理し、教務や入学者選抜など、法科大学院が独自に使用する経費に関しては、法曹養成専攻財政検討委員会において協議して特別な予算（法科大学院経費）を組んでいる。平成 19 年度の法科大学院経費は 2900 万円であり、シラバス・教材等の印刷費、入学試験事務費、非常勤職員の賃金などに支出した《別添資料 19》。【解釈指針 9-1-3-1】【解釈指針 9-1-3-2】

京都大学では、専任教員の人件費に関しては物件費とは区別して管理しており、大学本部が法学研究科に配当した教員ポストの数の範囲内において、法学研究科は「教員一覧」《別紙様式 3》に記載された教員を法科大学院に配置している。これら専任教員の人件費はすべて大学本部で一括して管理している。なお、法科大学院の設置に伴い、京都大学は教授 8 名分の給与に相当する運営交付金の増額を受けたため、法学研究科はその範囲内において実務家の専任教員を任用するとともに、みなし専任たる特別教授・准教授を任用している。【解釈指針 9-1-3-2】

法科大学院の財政に関しては、法曹養成専攻の財政検討委員会において検討し、その結果に基づいて専攻会議で審議しているが、必要となる財源の確保については、研究科を通じて大学の事務本部（財務部）と協議し、大学内部で措置できない場合には概算要求することとなる。法科大学院と財務部との間で定期的な協議の場があるわけではないが、問題が生じる都度、協議することとなる。【解釈指針 9-1-3-3】

なお、専攻長は評議員として、全学の教育研究評議会における発言の機会を有しており、同会議において全学的な理解を得る努力を行うことができる。

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

法学研究科に評価委員会を置くとともに、法曹養成専攻に、自己点検・評価及び広報に関する検討及び実施を担当する委員会として、評価・広報委員会を設置し、自ら点検・評価を行い、その結果を公表し、教育活動や管理運営の改善を図っている。

具体的には、前記「基準 5-1-1 に係る状況」において記載した教員研修の多くのものが自己点検・評価の機会ともなっており、特に、平成 16 年 6 月 3 日、平成 17 年 2 月 10 日、同年 6 月 30 日、平成 18 年 3 月 20 日、同年 7 月 20 日、同年 10 月 12 日、平成 19 年 3 月 22 日、同年 10 月 11 日、平成 20 年 3 月 27 日にそれぞれ開催された法科大学院教員懇談会は、授業の実情（教員各自の工夫、学生の反応、学生の成績の状況等）、入学者選抜の状況、これらに関する問題点と改善方策等について、教員の間で忌憚なく意見を交換し、より充実した教育の実現に向けた協議を行うものであって、本法科大学院における教育活動、管理運営等の改善のために重要な意味を持つものである。

そして、自己点検・評価の結果については、ウェブサイト上で「京都大学法科大学院自己点検・評価報告書」を公表している《京都大学法科大学院ホームページ (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>) > 自己点検・評価》。

また、研究科全体として自己点検・評価に取り組み、『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書』を平成 5 年からおおむね 2 年に 1 号発行しており、最新号は平成 20 年 7 月発行予定の第 8 号《別添資料 6》である。同書の中には独立した法曹養成専攻の項を設けて法科大学院における教育活動、学生の受入れ等に関する自己点検・評価の結果を総括的に記載している。また、専門職学位課程である法科大学院を法曹養成専攻として内包する大学院法学研究科について、現状、理念及び課題を明らかにするほか、法科大学院の教育内容と相互に密接に関連する大学院法学研究科の研究活動、人員配置、管理運営、財政、施設設備及び教育研究関連施設等について詳細に公表している。さらに、同書の教員の個人活動に関する記載も、各教員の法科大学院における教育実績を記すとともに、各教員が法科大学院教育に資する研究や著作に取り組んでいることを示している。

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9-2-2 に係る状況)

「基準 9-2-1 に係る状況」においても記載したように、法学研究科に評価委員会、を、法曹養成専攻に、自己点検・評価及び広報に関する検討及び実施を担当する委員会として、評価・広報委員会を設置し、自ら点検・評価を行い、その結果を公表し、教育活動や管理運営の改善を図っている。【解釈指針 9-2-2-1】

また、教員が共同して自己点検・評価にあたるための重要な機会として、教員懇談会が実施されている。

自己点検及び評価を行うに当たっては、ウェブサイト上で公表している「京都大学法科大学院自己点検・評価報告書」にあるように、教育目的、教育内容、教育方法、成績評価及び修了認定、教育内容等の改善措置、入学者選抜等、学生の支援体制、教員組織、管理運営等といった項目を設定している。

また、法学研究科全体の自己点検・評価においては『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書』第8号（平成20年7月発行予定）《別添資料6》にあるように、現状と課題、教育活動、研究活動、教員及び研究補助者、管理運営、財政、施設設備、教育研究関連施設等の項目を設定している。

基準 9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9-2-3 に係る状況)

本法科大学院には、法曹養成専攻会議の下に、制度委員会、人事委員会、財政検討委員会、教務委員会、入学者選抜委員会、施設・設備・情報委員会、臨床教育実施委員会及び、評価・広報委員会が設置されている。このような体制において、評価・広報委員会が他の委員会と密接な連絡をとりつつ、「基準 9-2-1 に係る状況」及び「基準 9-2-2 に係る状況」において記載したような自己点検及び評価の結果を適切かつ迅速に活用して、法科大学院の教育活動や管理運営の改善を図っている。

とりわけ、自己点検・評価に係る報告書においては、教育活動を改善するための取組みの状況が明記されており、教育内容・方法の向上に向けた努力について明らかにしている《資料 9-2-3-1》。【解釈指針 9-2-3-1】

そして、法曹養成専攻会議や教員懇談会（詳細については前記「基準 5-1-1 に係る状況」を参照）の場で、自己点検・評価の結果を踏まえて教員間で意見を交換する体制が整えられている。また、自己点検・評価報告書は、外部評価委員会に提示することとしており（これまで、法科大学院の予備評価の際の自己評価書や法学研究科の自己点検・評価報告書を提出している）、これに基づいて外部評価委員会から受けた意見や助言をカリキュラムの改善等のために役立てている。

《資料 9-2-3-1》『京都大学法科大学院 自己点検・評価報告書』第5章「教育内容等の改善措置」の内容

「○ 5-1-1 組織的・継続的な研修・研究

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究は、次のように組織的かつ継続的に行われている。

(1) 法曹養成専攻内に教務委員会が設置され、教育の内容及び方法について改善すべき項目及びその方法に関する指針を決定し、改善に関する情報を管理し、カリキュラムの再編成等、改善のための諸措置の実施を担当している。

(2) 教育内容及び方法の改善を図るための最終意思決定機関である法曹養成専攻会議での意見交換に加えて、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な情報交換の場として、学期ごとに法科大学院教員懇談会が開催されている。

(3) 科目担当者が授業の改善を図ること等を目的として、科目ごとに、学生に対して授業に関する調査を実施している。具体的には、エクスターンシップ及びリーガル・クリニックを除き、法曹養成専攻のすべての科目を対象として、平成 18 年度は、原則として各学期の第 4 週を目安に、平成 19 年度からは、原則として各学期の第 4 週及び第 12 週を目安に調査を実施している。各学期の第 4 週を目安に実施するのは、調査の結果を当該学期中に当該授業の改善に役立てるためであり、それに加えて第 12 週を目安に実施することとしたのは、当該科目の最終的な評価を調査し、次年度以降の改善に役立てるためである。このような趣旨を踏まえ、平成 20 年度からは、第 4 週に実施する調査については、調査項目を授業担当教員が自由に質問内容を設定する質問及び自由記述に限っている。この調査結果は、調査後すみやかに科目担当者に渡すほか、法曹養成専攻長、教務委員会及び評価・広報委員会が、上記の目的のために利用できることとしている。各教員は、これを各自が読んで普段の授業方法について更に工夫するとともに、必要に応じて、アンケート記載内容について授業中に回答するなどしている。調査に対する学生の回答率は、平成 19 年度前期は、それまでの文書による調査を T K C 法科大学院教育研究支援システムによる調査に変更したことから回答率が低下したが、それ以外の学

期はおおむね7から8割程度となっている。学生に対しては、本調査の重要性について、授業での告知や同システム等での掲示を通じて理解させているところであるが、その意義の周知をより徹底し、回答率がより高くなるよう努めていきたい。

また、授業の内容及び方法の改善を図るため、教務委員会は、定期的に学生のクラス代表と会合を持ち、授業に関する問題点や要望を調査している。さらに、学内に「意見書・要望書ボックス」（いわば目安箱）を置いており、かつ、教員のオフィスアワーの制度が設けられており、また、多くの教員がメールアドレスを学生に知らせているので、学生が随時要望を寄せることができるようになってきている。さらに、エクスターンシップについては、派遣先の法律事務所を対象にアンケートをとることによって、内容の充実・改善に役立っている。

（4）本研究科では、平成5年に部局自己点検・評価委員会を設置し、毎年、研究・教育活動の点検と研究・教育組織の実態を調査し、「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、本研究科の現状と問題点を明らかにしてきた。直近のものは、平成20年7月に発行予定の『京都大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書第8号』であり、法科大学院に関しても詳細な自己点検・評価が実施されている（後記「9-2-1」参照）。

また、教育体制の改善・改革のためには、外部の意見に謙虚に耳を傾けることが必要であるとの方針に基づき、学外の有識者を委員とする「外部評価委員会」を設置し、教育内容・方法等について外部から意見や助言を得る態勢を整えている。

以上のような研修・研究に基づいて、成績評価方法の改訂（前記「4-1-1」参照）、基礎科目についてのより効果的な教育方法の実践や教育補助スタッフ等を活用した未修者教育の充実（後記「7-1-3」）などの具体的な方策を講じている。

（5）教育内容や方法の改善を図るために、講演会、研修等が随時開催されており、とりわけ、平成16年度から18年度まで法科大学院等専門職大学院形成支援（平成18年度は、教育推進）プログラムに基づく「実践的理論教育高度化プロジェクト」の一環として、外国大学等における教育の内容及び方法を調査するため、外国から研究者や実務家を招いて講演会を開催したり、教員を外国調査に派遣したりするなどした。そして、当該プロジェクトの成果の一部を公表するために、平成19年1月26日に京都大学法科大学院シンポジウム「法科大学院教育の可能性—その発展のために—」を開催し、本法科大学院や他大学の多数の教員が参加し、教育内容や方法の改善を図るために討論をした。また、平成19年度と20年度にも専門職大学院等教育推進プログラムに基づいて「高度理論教育を目的とした教育改善の取組」の一環として外国の教育や法曹養成制度の調査等を実施している（韓国の大学を訪問し、法科大学院開設準備状況を調査。シンポジウム「事例演習とリーガル・クリニックの可能性」を開催）。なお、これらのほか、後記「7-1-1」に挙げる学生向けの実務家の講演会にも毎回多数の教員が参加している。

（6）以上のほか、本法科大学院の多くの教員が、全国の法科大学院で標準的に用いられているとみられる多くの法科大学院用教材の編集・執筆にあたっており、教員がその教材を授業で用いることにより、教育内容・方法と教材の充実と改善を図っている。

また、全国的な共同研究会の組織的参加の例として、平成16年度から18年度まで実施された法科大学院等専門職大学院形成支援（平成18年度は、教育推進）プログラムに基づく「実務基礎教育の在り方に関する調査研究プロジェクト」（10大学共同プロジェクト）及び平成19年度と20年度に実施している専門職大学院等教育推進プログラム「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」（8大学共同プロジェクト）について京都大学が申請代表校となっていることが挙げられ、これらのプロジェクトでは、本法科大学院の6名の教授（ただし、うち1名は平成17年9月30日に退職して他大学に転出）が事業推進担当者として参加し、実務基礎教育の在り方等に関する調査・研究を継続的・組織的に実施している。

○5-1-2 教員の経験・知見の確保

まず、上記5-1-1で記載した法曹養成専攻会議及び法科大学院教員懇談会には、毎回、法科大学院教員のほとんどが出席しており、実務家教員と研究者教員との間の意見交換の場ともなっている。特に、教員懇談会では、実務家教員から教育にあたる際の悩みや工夫が語られるのに応じて研究者教員がそれまでの教育経験で得た対処方法や学生のニーズを報告したり、研究者教員が実務上の事柄についての率直な質問をするのに対して実務家教員が最新の状況

を説明したりするといったことがしばしばある。

さらに、法科大学院協会を通じて得られる司法研修所での授業参観等の機会や弁護士会が実施する弁護士研修の機会にも積極的に研究者教員を派遣している。なお、これらのほか、後記「7-1-1」に挙げる学生向けの実務家の講演会にも毎回多数の教員が参加している。

実務家教員に教育上の経験が不足し、又は研究者教員に実務上の知見に不足するという問題のあることが判明した場合、具体的には、以上の教員懇談会、授業評価アンケート、学生の「意見書・要望書ボックス」への投書、自己点検・評価、外部評価委員会等を通じて教務委員会が問題を把握した場合には、教務委員会が、当該科目担当者又は関係科目の担当者と相談するなどして、改善措置として、カリキュラムの再編成等、適切な措置をとることとしている（前記「5-1-1」参照）。また、新たに採用する実務家教員には、あらかじめ授業の様子を見学してもらうなどして、教育現場への理解を深めてもらうようにしている。

このほか、研究者教員は、日常的に実務家との交流を活発に行い、実務上の知見の確保に努めている。さらに、実務家教員と研究者教員との知見の交換の場として、大学院法学研究科附属法政実務交流センターが、概ね4か月に1度、「法政実務フォーラム」を継続的に開催している。このような場を通じて、双方の教育の高度化を図ることとしている。」

基準 9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9-2-4 に係る状況)

本法科大学院では、教育体制の改善・改革のためには、外部の意見に謙虚に耳を傾けることが必要であるとの方針に基づき、学外の有識者を委員とする「外部評価委員会」を設置し、法科大学院がその教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、教育内容・方法等について外部から意見や助言を得る態勢を整えている。これにより、本法科大学院による自己点検・評価については、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む外部の有識者による検証が行われている《資料 9-2-4-1 ①～⑤》(このことは、上記「基準 5-1-1 に係る状況」においても取り上げた)。【解釈指針 9-2-4-1】

《資料 9-2-4-1 ①》法曹養成専攻(法科大学院)外部評価委員会規程

第1条 法学研究科法曹養成専攻(以下、「法科大学院」という。)に、外部評価委員会を置く。

第2条 外部評価委員会は、委員10名程度で組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員は、国立大学法人京都大学の職員以外の者で、法曹養成教育に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、法科大学院長が委嘱する。

第3条 外部評価委員会は、法科大学院がその教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、法科大学院長の諮問に応じて、法科大学院の運営に関する重要事項を審議し、法科大学院長に対して助言を行う。

第4条 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

第5条 外部評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条 外部評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

第7条 注科大学院長及び法科大学院の職員は、委員長の許可を得て、外部評価委員会の会議に出席して説明し又は意見を述べることができる。

第8条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会の議事の運営に関し必要な事項は、外部評価委員会が定める。

附則

この規程は、平成16年6月24日から施行する。

(出典：大学院法学研究科規程集)

《資料 9-2-4-1 ②》外部評価委員会委員名簿(平成16年4月1日～18年3月31日)

青木 敏行 氏	元大阪高等裁判所長官・弁護士
荒巻 禎一 氏	前京都府知事
久保井一匡 氏	前日本弁護士連合会会長・弁護士
谷口 安平 氏	京都大学名誉教授・民事訴訟法・WTO 上級委員会委員
土岐 憲三 氏	京都大学名誉教授・土木工学・立命館大学理工学部教授
土肥 孝治 氏	元検事総長・弁護士
本田 孔士 氏	京都大学名誉教授・大阪赤十字病院長
松尾 浩也 氏	東京大学名誉教授
米田 実 氏	弁護士
領木 新一郎 氏	大阪ガス株式会社相談役

《資料9-2-4-1③》外部評価委員会委員名簿（平成18年4月1日～20年3月31日）

（留任）	
荒巻 禎一 氏	前京都府知事
久保井一匡 氏	元日本弁護士連合会会長・弁護士
谷口 安平 氏	京都大学名誉教授・民事訴訟法・WTO上級委員会委員
土岐 憲三 氏	京都大学名誉教授・土木工学・立命館大学理工学部教授
土肥 孝治 氏	元検事総長・弁護士
本田 孔士 氏	京都大学名誉教授・大阪赤十字病院長
（新規）	
井上 正仁 氏	東京大学教授・刑事訴訟法
金谷 利廣 氏	元最高裁判所判事
高橋 温 氏	住友信託銀行会長
塚本 美彌子 氏	弁護士

《資料9-2-4-1④》外部評価委員会委員名簿（平成20年4月1日～22年3月31日）

（留任）	
荒巻 禎一 氏	前京都府知事・弁護士
井上 正仁 氏	東京大学教授・刑事訴訟法
金谷 利廣 氏	元最高裁判所判事
久保井一匡 氏	元日本弁護士連合会会長・弁護士
高橋 温 氏	住友信託銀行会長
塚本 美彌子 氏	弁護士
（新規）	
佐々木 茂夫 氏	前大阪高等検察庁検事長・弁護士
鈴木 茂嗣 氏	京都大学名誉教授・刑事訴訟法
村上 正紀 氏	京都大学名誉教授・立命館大学副総長
吉田 修 氏	京都大学名誉教授・奈良県立医科大学特別顧問

《資料9-2-4-1⑤》外部評価委員会開催状況

第1回	平成16年7月5日開催。9名の委員が出席。互選により委員長として土岐憲三氏を選出。授業参観及び施設見学の後、法科大学院の運営状況（制度・カリキュラム、履修状況、入学者選抜、学生からの要望等）に関し、活発な意見交換が行われた。
第2回	平成17年9月2日開催。8名の委員が出席し、法科大学院の運営状況（全般的状況、カリキュラム・学業成績、入学者選抜、施設、広報等）に関し、活発な意見交換が行われた。
第3回	平成18年10月31日開催。7名の委員が出席。互選により委員長として土岐憲三氏を選出。授業参観及び施設見学の後、法科大学院の運営状況（全般的状況、カリキュラム、学業成績、履修状況、入学者選抜、授業評価、新司法試験等）に関し、活発な意見交換が行われた。
第4回	平成19年10月31日開催。7名の委員が出席。授業参観及び施設見学の後、法科大学院の運営状況（全般的状況、カリキュラム、学業成績、履修状況、入学者選抜、授業評価、新司法試験、社会人受験者の募集・実務教育のあり方等）に関し、活発な意見交換が行われた。

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

法科大学院の教育活動等の状況については、次のような媒体を用いて、積極的に情報を提供している。

① 京都大学法科大学院ウェブサイト (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>)。随時更新して、情報を提供している。

主な具体的項目として、基本理念、概要(名称、所在、標準修了年限、学位、入学定員・収容定員及び在籍者数、担当教員、入学金・授業料、学生支援等)、教育課程(目標及び基本的な考え方、授業科目の展開、授業の形式、科目履修の進行・履修登録等、成績評価及び修了・進級要件等、授業科目一覧、開講科目(担当教員)一覧、履修モデル表)、担当教員、入学者選抜(概要、Q & A、入試説明会、身体に障害がある方の受験について、入学者選抜結果、過去の入試問題等)、修了者の進路及び活動状況、自己点検・評価等がある。

② 『大学院法学研究科法曹養成専攻パンフレット』《別添資料3》。毎年度情報を更新して、学内及び学外に広く配付している。すなわち、学生募集要項とともに、入学志望者、他大学等に配付している。平成19年度版については、約2500部を配付した。

主な具体的項目として、設置者、教育目標、修了要件と学位、カリキュラム、施設・設備、履修モデル、学生支援、入学試験について(募集人員、出願資格、選抜方法、試験期日、募集要項の請求方法)等がある。

③ 『学生募集要項』《別添資料4-1～4-3》。各年度の入学者選抜のために発行し、アドミッション・ポリシーや入学者選抜の方法等を記載し、入学志望者に配付している。

④ 『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書』第8号(平成20年7月発行予定)《別添資料6》。平成6年以来発行されてきているもので、今後もおおむね2年に1号のペースで発行を継続する。

⑤ 法科大学院説明会。本法科大学院の教育内容や入学者選抜方法については、法科大学院説明会を開催して口頭での説明・広報も行っている。説明会の開催日は、平成15年11月1日、平成16年7月10日、平成17年7月9日、12月9日、平成18年1月30日、4月8日、7月15日、12月19日、平成19年2月5日、4月7日、7月7日、平成20年2月18日、4月12日、場所はいずれも京都大学吉田キャンパス内で実施された。

《資料9-3-1-1》法科大学院ウェブサイトの「概要」のページ京都大学法科大学院ホームページ(<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>)>法科大学院について>概要

概要

1. 名称

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻 KYOTO UNIVERSITY LAW SCHOOL

(京都大学法科大学院)

2. 所在

京都市左京区吉田本町 京都大学吉田キャンパス → [MAP]

3. 標準修了年限

3年(法学既修者については2年)

4. 学位

法務博士(専門職)

5. 入学定員・収容定員及び在籍者数

入学定員 200名

法学未修者枠(3年制): 60名程度

法学既修者枠(2年制): 140名程度 → [入学者選抜]

収容定員 600名

在籍者数 475名(平成20年5月1日現在)

第1年次 : 67名

第2年次 : 207名

第3年次 : 201名

6. 担当教員

本法科大学院は、その基本理念に基づいて最高水準の法理論教育を行うため、35名の研究者専任教員を配置するほか、研究科全体で責任ある教育体制を確立し、充実した科目展開を行っている。

また、法科大学院教育の柱である理論から実務への架橋を確実に図るため、豊かな実務経験と高い識見を有する9名の実務家専任教員(うち、法科大学院特別教授5名)を司法、行政の分野から招いている。

その他にも、多数の優れた研究者・実務家を客員教授・非常勤講師として招き、多様な科目を提供するほか、多くの法律事務所の協力を得てエクスターンシップあるいはリーガル・クリニックを実施し、最先端で活躍する実務家による直接的な指導が受けられる体制を整備している。

→[担当一覧]

7. 入学金・授業料

平成20年度入学金は28万2000円、年間授業料は80万4000円である。

8. 学生支援等

(1) 奨学金

健康かつ学業成績が優れた者であって、経済的な困窮のために就学に支障のある者に対しては、選考の上、奨学金が貸与または給与される。

京都大学で取り扱っている奨学金には、独立法人・学生支援機構、地方公共団体並びに民間育英団体の奨学金がある。

(2) 入学料・授業料の免除と徴収猶予

経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者を対象に、学内機関の選考に基づいて、入学料や当該期分の授業料の全額または半額について、免除または徴収猶予が認められる。

(3) 京都大学法科大学院教育ローン

京都大学法科大学院の学生(合格者を含む)または学生の親、または配偶者で、定められた条件を充足する場合、申し込むことができます。

提携銀行 : 三井住友銀行(京都支店)

詳しくは、京都大学ホームページ(学生生活)を参照。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus>

9. 法学研究科・法学部教育

→ [法学研究科・法学部]

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

法科大学院の教育活動等の状況については、次のような媒体を用いて、積極的に情報を提供している(前記「基準 9-3-1 に係る状況」も参照)。

① 京都大学法科大学院ウェブサイト (<http://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/>)。随時更新して、情報を提供している。

主な具体的項目として、基本理念、概要(名称、所在、標準修了年限、学位、入学定員・収容定員及び在籍者数、担当教員、入学金・授業料、学生支援等)、教育課程(目標及び基本的な考え方、授業科目の展開、授業の形式、科目履修の進行・履修登録等、成績評価及び修了・進級要件等、授業科目一覧、開講科目(担当教員)一覧、履修モデル表)、担当教員、入学者選抜(概要、Q & A、入試説明会、身体に障害がある方の受験について、入学者選抜結果、過去の入試問題等)、修了者の進路及び活動状況、自己点検・評価等がある。【解釈指針 9-3-2-1】

② 『大学院法学研究科法曹養成専攻パンフレット』《別添資料 3》。毎年度情報を更新して、学内及び学外に広く配付している。すなわち、学生募集要項とともに入学志望者に配付するほか、他大学等に配付しており、平成 19 年度のパンフレットは約 2500 部を配付した。【解釈指針 9-3-2-1】

主な具体的項目として、設置者、教育目標、修了要件と学位、カリキュラム、施設・設備、履修モデル、学生支援、入学試験について(募集人員、出願資格、選抜方法、試験期日、募集要項の請求方法)等がある。

③ 『学生募集要項』《別添資料 4-1～4-3》。各年度の入学者選抜のために発行し、アドミッション・ポリシーや入学者選抜の方法等を記載し、入学志望者に配付している。

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

評価の基礎となる情報については、前記「基準 9-1-1 に係る状況」において挙げた各委員会が所管に応じて調査及び収集を行っている。そして、関係資料等については、法学研究科の事務部において、書類や情報を保管している。

これらの情報には、基準 9-2-1 に係る自己点検及び評価に関する文書と基準 9-3-2 に係る公表文書を含む。【解釈指針 9-4-1-1】

また、評価の際に用いる情報については、本法科大学院の運用として、評価を受けた年から最低限 5 年間、法学研究科の事務室、倉庫及び金庫において、評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状況で本法科大学院が責任をもって保管することとしている。

【解釈指針 9-4-1-2】【解釈指針 9-4-1-3】

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院の管理運営体制は、法学研究科から独立性を有する法曹養成専攻会議、専攻長、副専攻長、各委員会という組織で成り立っており、法科大学院を管理運営するための適切な体制が整えられている。法曹養成専攻会議は、夏期を除いてほぼ毎月1回行われており、専任教員（みなし専任教員を含む）及び兼任教員が管理運営に責任を持つための実質的な場が確保されている。

また、自己点検・評価については、ウェブサイト上でその結果を公表しているとともに、法学研究科全体としても平成5年（第1号の発刊は平成6年）以来の法学研究科における自己点検・評価によって蓄積した経験を生かし、『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第8号』において法科大学院の状況や各教員の活動について詳細かつ具体的な報告をまとめており、今後の教育内容・方法の向上に資する内容のものとなっている。

さらに、広報も、パンフレット、ウェブサイト、募集要項、説明会等の媒体を十分に活用して活発に行われており、本法科大学院についての情報を積極的に開示している。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

(1) 法科大学院専用の教育施設として、以下のものが用意されており、本法科大学院で提供される授業を支障なく、効果的に実施することができる体制が整備されている《資料10-1-1-1「京都大学法科大学院 主要施設概要」、資料10-1-1-2「京都大学法科大学院 施設の整備計画・利用計画」、別添資料20-1「建物見取り図」》。

【解釈指針10-1-1-1】

なお、教室・演習室名の「法経」とは法経本館に、「北館」とは法経北館に、「法科」とは法科大学院棟（総合研究2号館）に、教室・演習室が所在していることを意味している。

一部の教室・演習室には身体障害者専用席を設けており、また、各建物の入口にスロープを設けるなどして、車椅子を使用する学生にも対応できる体制を整えている。

なお、平成18年3月竣工の工事によって、当初予定していた法科大学院向けの教育施設の整備が終了した。

① 教室

教室として、次の7室が用意されている。なお、このうち、法経第十教室・第十一教室は、平成18年3月に竣工したものである（平成17年度においては、本研究科大会議室を教室に転用して、クラス授業を実施していた）。また、法経第九・第十一教室と法科第一教室・第二教室はマルチメディア対応となっている。

法経第九教室	162 m ²	定員 85名（うち身体障害者専用席1）
法経第十教室	162 m ²	定員 84名
法経第十一教室	120 m ²	定員 72名
北館第一教室	122 m ²	定員 66名
法科第一教室	166 m ²	定員105名（うち身体障害者専用席1）
法科第二教室	166 m ²	定員108名
法科第三教室	84 m ²	定員 68名（うち身体障害者専用席1）

このうち前4者が主としてクラス授業に、後3者が主としてそれ以外の授業のうち受講登録者が中程度から多数のものに当てられている（受講登録者が少数の授業は演習室で実施している）。

このようにクラス授業を4クラス平行して実施することが可能な施設が整えられている。1学年の定員が200名であるから、同一の必修科目を同じ時間帯に実施する場合でも、50名クラスによる双方形式の授業が可能な設備が用意されていることになる。

他方、法科第一教室・第二教室・第三教室と演習室を受講登録者数に応じて使い分けることにより、柔軟に授業を実施する体制が整えられている。なお、一部の受講登録者数が100名を超える授業については、法学部ないし文学部の教室を借用して実施しているものがある。このような授業は、平成17年度においては、第3年次配当の必修科目である民事法文書作成、及び、選択科目の行政救済法の課題、労働法1（これらを含めて100名を超える科目は6科目）、平成18年度においては、民事法文書作成のほか、前期5科目、後期3科目（これらを含めて100名を超える科目は11科目）、平成19年度においては前期3科目、後期4科目（これらを含めて100名を超える科目は10科目）となっており、平成20年度においては前期3科目、後期2科目の予定となっている。

なお、北館第一教室は、平成18年度、公共政策教育部の授業にも使用されたが、これは、同教育部の施設整備が同年度3月末までかかったことによる臨時的の措置であり、平成19年度は使用されていない。

② 演習室

演習室として、次の6室が用意されている。

法科第1演習室	87 m ²	定員	36名
法科第3演習室	56 m ²	定員	25名（うち身体障害者専用席1）
法科第4演習室	56 m ²	定員	25名（うち身体障害者専用席1）
法科第5演習室	56 m ²	定員	25名（うち身体障害者専用席1）
法科第6演習室	28 m ²	定員	11名
法科第7演習室	28 m ²	定員	12名

以上の6つの演習室によって、演習形式の授業と受講登録者が少数である講義形式の授業のすべてをまかなう体制ができている。

なお、平成19年度以降、全学的な面積再配分の結果、これらの演習室の一部が、法学部と法学研究科法政理論専攻の授業のためにも利用されている。具体的には、平成19年度において、法学部が後期2科目、法政理論専攻が通年1科目で使用し、平成20年度においては、法学部が前期2科目、後期2科目、法政理論専攻が通年2科目、後期1科目で使用の予定である。しかし、演習室使用の優先権はあくまでも法科大学院にあり、以上の利用は、法科大学院の授業に差し支えない範囲のものとなっている。

③ 実習室

実習室として、次の2室が用意されている。

模擬法廷	85 m ²	裁判官・当事者席	11、傍聴席	36
リーガル・クリニック室	57 m ²	内部に3ブース	設置	

（2）常勤専任教員については、各人1室の研究室が与えられている（研究室の規模は21 m²～32 m²）《別添資料20-2「法学研究科研究室等配置図」参照》。

みなし専任教員（特別教授）のための共同研究室は、次のとおりである（いずれも法科大学院棟に設置）。共同研究室内に各人に専用のデスクが用意されており、ディスカッションを通じた講義の準備を行うための十分な体制が整えられている。

特別教授共同研究室 1	55 m ²	デスク数 6
特別教授共同研究室 2	33 m ²	デスク数 4

平成 17 年度においては、法経本館の改修工事のため、その他の非常勤講師に対する部屋の手当てができていなかった。しかし、平成 18 年度になって、法経本館 1 階の法学研究科事務室の並びに設置された教員懇談室（82 m²）を非常勤講師にも開放して、事務室（大学院掛）と連携した教材の準備や専任教員との打ち合わせをするための便宜を図っている。なお、教員懇談室には、デスク・椅子 2 セット、応接セット 1 セット、会議用テーブル（6 人用）1 セット、書類棚 4 台、ロッカー 9 名分、テレビ 2 台、コピー機 1 台、リソグラフ 1 台、シュレッダー 1 台、電話、情報コンセントが設置されており、非常勤講師の準備に必要な時間帯は利用可能である。

また、法科大学院棟においても、2 階に、コピー機を設置した教材準備室（27 m²）を配置している。

以上のように各教員が授業等の準備を行うことができるだけの十分なスペースが確保されている。【解釈指針 10-1-1-2】

（3）教員と学生の面談は、基本的に、教員研究室、特別教授共同研究室ないし法曹養成専攻長室で実施されているが、一度に多数の学生と面談する場合には、面談室、演習室や多目的室が利用されることもある。以上により、教員と学生は十分に面談を行うことが可能となっている。【解釈指針 10-1-1-3】

（4）平成 17 年度においては、法科大学院の事務を担当する（法学研究科法政理論専攻・国際公共政策専攻の事務も併せて担当していた）職員は、法学研究科第二教務掛に所属していた（同掛に所属する職員は、常勤職員 4 名、時間雇用職員 3 名であった）。勤務場所である法学研究科事務室及び法科大学院棟オフィス内には、各人に 1 つのデスクが与えられていた。

平成 18 年度に、本研究科国際公共政策専攻が廃止され、新たな部局として公共政策教育部（公共政策大学院）が開設され、その教務事務を法学研究科事務室が担当することになったため、従来の第二教務掛を改組して、公共政策教育部の教務事務を担当する公共政策大学院掛と、法科大学院と法学研究科法政理論専攻の教務事務を担当する大学院掛が新たに設置された。後者に属する事務職員は、平成 20 年 5 月 1 日現在、常勤職員 3 名、時間雇用職員（派遣職員を含む）4 名であるが、勤務場所である法学研究科事務室及び法科大学院棟実務教育担当事務室には、各人に 1 つのデスクが与えられている。なお、平成 18 年 3 月に竣工した法経本館改修工事により法学部事務室が拡張されたため、法科大学院棟オフィスは閉鎖した。

以上のように、平成 17 年度から 20 年度に至るまで、これらの職員が十分かつ適切に事務を行うことができる体制が整備されている。【解釈指針 10-1-1-4】

(5) 学生の自習スペースとしては、次のものが用意されている《資料10-1-1-3「法曹養成専攻学習室利用規程」、資料10-1-1-4「法曹養成専攻自習室利用規程」》。なお、2つの自習室は平成18年2月に竣工したものである。【解釈指針10-1-1-5】

学習室	635 m ²	定員 340 名
自習室（北）	172 m ²	定員 115 名
自習室（南）	61 m ²	定員 31 名

この3室に実質的な学生定員460名を超える総計486席のキャレル・デスクが用意されており、十分な自習スペースが確保できている。

学習室・自習室の開室時間は、原則として、午前9時～午後11時45分であり、土曜日、日曜日及び国民の祝日、並びに授業休止期間中の平日のうち一部の日は、午前9時～午後10時である。このように、利用時間も十分に確保されている。

学習室（法科大学院棟1階）は地階にある開架資料室と学習室内に設置された階段を通じてシームレスに接続しており、学生は資料室に配架された書籍・雑誌・判例集を学習室内で自由に閲覧することができる（図書については、後記「10-3-1に係る状況」参照）。また、学習室・開架資料室内には、コピー機が複数台設置されており、学生は必要な資料を室外に持ち出すことなく複写をとることもできる。これに対して、自習室2室（法科大学院棟2階）は開架資料室とは接続されていないが、学習室と近接しているため、開架資料室の利用にさして不便はない。資料を頻繁に必要とするかどうかによって、使い分けが行われている。

なお、法科大学院棟地階には、学生用ロッカールームが設置されており、学生各人に1つのロッカーが与えられている。

また、法科大学院棟内には、全学共通利用施設として、多目的室（定員20名前後）が9室設置されており、学生は自主的な勉強会などのためにこれを利用できる《資料10-1-1-5「法科大学院棟多目的室利用規程」》。なお、平成18年度から多目的室の保有主体が法学研究科から大学本部に変更され、全学共同利用施設となった。しかし、管理主体は法学研究科とされ、前記「法科大学院棟多目的室利用規程」《資料10-1-1-5》に基づいて、その貸し出しを行っているところである。その結果、保有主体の変更後も、従前通り、主として法科大学院の学生の自主的な勉強会などに利用されている。

(6) 上記(1)及び(5)で述べた教育施設（多目的室を除く）と(2)で述べた特別教授共同研究室は、法科大学院専用の施設である（ただし、既に述べたように、平成19年度には、法科大学院の授業に差し支えない範囲で、法学部・法学研究科法政理論専攻の授業に使用されたことがある）。

(2)で述べた教員研究室と(4)で述べた事務室の管理主体は、法科大学院（法曹養成専攻）の上部組織である法学研究科であるから、法科大学院の意向が反映される仕組みが取られている。図書室等の管理については、後記「基準10-3-1に係る状況」で述べるとおりである。

以上のように、法科大学院が利用する各施設は、法科大学院の教育及び研究その他の業務に支障なく使用できる体制になっている。【解釈指針10-1-1-6】

《資料10-1-1-1》京都大学法科大学院 主要施設概要



【建物毎主要施設一覧】

建物名称：法科大学院棟

- 講義室：法科第一・二・三教室
- 演習室：法科第1・3・4・5・6・7演習室
- 自習スペース：学習室（開架資料室），自習室
- その他：模擬法廷室，リーガル・クリニック室，面談室，特別教授共同研究室，専任教員研究室，教材準備室






建物名称：法経北館

- 講義室：北館第一教室
- 図書館：法学部図書室
- その他：専任教員研究室

建物名称：法経本館

- 講義室：第九・十・十一教室
- その他：専攻長室，事務室，教員懇談室，専任教員研究室

《資料10-1-1-2》京都大学法科大学院 施設の設備計画・利用計画

京都大学法科大学院 施設の整備計画・利用計画				
設備区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	設置準備	法科大学院設置		
教室設備	 第Ⅰ期整備計画の策定	法科第一、二、三教室（法科大学院棟） 第九教室（法経本館） 第九教室（法経本館・マルチメディアAVシステム、階段教室式導入） 第十教室（法経本館・会議室を転用）		
		 第Ⅱ期整備計画の策定	北館第一教室（北館）	
			 第Ⅲ期整備計画の策定	第十教室（法経本館） 第十一教室（法経本館）
演習室等	 第Ⅰ期整備計画の策定	法科第1、2、3、4、5、6、7演習室（法科大学院棟） 模擬法廷（法科大学院棟） 学習室（法科大学院棟・開架資料室付設） リーガルクリニック室（法科大学院棟）		
			 第Ⅱ期整備計画の策定	自習室（法科大学院棟） 教員懇談室（法経本館・再整備） 事務室（法経本館・再整備）

《資料10-1-1-3》法曹養成専攻学習室利用規程

第1条（管理）

法曹養成専攻学習室（以下「学習室」という。）は、大学院法学研究科が管理する。
 大学院法学研究科は、法曹養成専攻施設・設備・情報委員会主任（以下「施設主任」という。）に、学習室の管理の実施を委ねる。

第2条（入室・利用）

学習室に入室できる者は、法学研究科の教員及び法曹養成専攻の学生とする。
 法曹養成専攻の課程を修了した者は、本規程の適用について、修了の日からその後の最初の5月末日までの間、法曹養成専攻の学生とみなす。
 法曹養成専攻の学生は、学習室を学習以外の目的で利用してはならない。

第3条（図書）

学習室を利用する法曹養成専攻の学生（以下「利用者」という。）は、学習室に備え置かれた図書（以下「図書」という。）を閲覧することができる。
 利用者は、学習室外に図書を帯出してはならない。
 利用者は、学習に必要な範囲内で、学習室に設置された複写機を用いて、図書を複写することができる。ただし、複写に係る著作権については、利用者が一切の責任を負う。

第4条（コンピュータ）

利用者は、学習室に設置されたパーソナル・コンピュータを利用できるほか、学習室にノート型パーソナル・コンピュータを持ち込んで、これを利用することができる。
 パーソナル・コンピュータを用いた法律情報の検索については、別に定めるところによる。

第5条（休室）

学習室の休室日は次のとおりとする。
 1. 12月28日より翌年1月5日まで
 2. その他、施設主任が指定する日

第6条（開室時間）

学習室は午前9時に開き午後11時45分に閉じる。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民祝日に関する法律で定める休日を含む）、並びに授業休止期間中の平日のうち施設主任が指定する日は、午後10時に閉じる。

第7条（図書）の紛失等）

図書を汚損、破損等した者は、ただちにその旨を図書主任に届け出なければならない。

図書主任は、図書を汚損、破損等した者に対して、代本の提供その他の適当な措置を求めることができる。

第8条（規程違反に対する措置）

施設主任は、この規程に違反した利用者に対して、学習室の利用の停止その他適当な措置をとることができる。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料10-1-1-4》法曹養成専攻自習室利用規程

第1条（管理）

法曹養成専攻自習室（以下「自習室」という。）は、大学院法学研究科が管理する。

大学院法学研究科は、法曹養成専攻施設・設備・情報委員会主任（以下「施設主任」という。）に、自習室の管理の実施を委ねる。

第2条（入室・利用）

自習室に入室できる者は、法曹養成専攻の学生とする。

法曹養成専攻の課程を修了した者は、本規程の適用について、修了の日からその後の最初の5月末日までの間、法曹養成専攻の学生とみなす。

自習室は、学習以外の目的で利用してはならない。

第3条（コンピュータ）

自習室を利用する法曹養成専攻の学生は、自習室にノート型パーソナル・コンピュータを持ち込んで、これを利用することができる。

パーソナル・コンピュータを用いた法律情報の検索については、別に定めるところによる。

第4条（休室）

自習室の休室日は次のとおりとする。

1. 12月28日より翌年1月5日まで
2. その他、施設主任が指定する日

第5条（開室時間）

自習室は午前9時に開き、午後11時45分に閉じる。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律で定める休日を含む）、並びに授業休止期間中の平日のうち施設主任が指定する日は、午後10時に閉じる。

第6条（規程違反に対する措置）

施設主任は、この規程に違反した法曹養成専攻の学生に対して、自習室の利用の停止その他適当な措置をとることができる。

（出典：大学院法学研究科規程集）

《資料10-1-1-5》法曹養成専攻多目的室利用規程

第1条（管理）

1 法科大学院棟多目的室（以下「多目的室」という。）は、法学研究科が管理する。

2 法学研究科は、法曹養成専攻施設・設備・情報委員会主任（以下「施設主任」という。）に、多目的室の管理の実施を委ねる。

第2条（利用資格・利用目的）

1 京都大学の学生及び法学研究科の教員は、多目的室を利用することができる。

2 京都大学の学生は、多目的室を学習以外の目的で利用してはならない。

第3条（利用の申請・許可）

1 多目的室の利用を希望する者は、利用希望日の前日までに施設主任に利用の申請を行い、許

可を得なければならない。

- 2 多目的室の利用を希望する者が複数ある場合には、原則として、申請順により許可する。
- 3 利用申請の受付は、法学研究科大学院掛で行う。

第4条 (利用ができる日時)

多目的室は、次に掲げる日を除いて、午前9時から午後4時30分まで、利用することができる。

- (1) 12月28日から翌年1月5日まで
- (2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律で定める休日を含む。）
ただし、法学研究科の教員は、土曜日でも多目的室を利用できる。
- (3) その他、施設主任が指定する日

第5条 (利用者の義務)

- 1 多目的室を利用する者（以下「利用者」という。）は、善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。利用終了後は多目的室を原状に復さなければならない。
- 2 利用者は、多目的室内で飲食及び喫煙してはならない。
- 3 利用者は、多目的室の利用前及び利用後に、大学院掛に連絡しなければならない。
- 4 利用者が本規程に違反するなど不適切な利用を行っていると思われる場合には、施設主任は、利用の許可を取り消し、または将来の利用を禁止することができる。

(出典：大学院法学研究科規程集)

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

設備及び機器の整備状況については《資料10-2-1-1》のとおりである。情報検索のハード面についていうと、教員研究室、特別教授共同研究室及び法学研究科事務室には、学内LANが敷設され、かつ、それに接続したパーソナル・コンピュータ(PC)が設置されており、教員及び事務職員はそれを用いてインターネットを経由した情報検索をすることができる。また、学習室内には学内LANに接続された学生用のPCが、平成16年度に3台、平成19年度にさらに2台設置され、学生もそれにログインすることによって、インターネットを通じた情報検索をすることができる。更に、学習室・自習室には無線LANが敷設されており、教員・学生は無線LANに対応したノート型PCを持ち込むことによって、デスクを離れることなく、インターネットを通じた情報検索をすることができる(なお、ノート型PCを利用するための電気コンセントが各デスクに設置されている)。また、情報検索室には、平成18年度から、学内LANにアクセスできる情報コンセント10口が設置されている。

コンテンツの面では、教員(みなし専任教員・非常勤講師を含む)と学生の全員に、株式会社TKCが提供する法律情報検索サービス(TKC法科大学院教育支援システム)のユーザーIDを無償で提供している《資料10-2-1-2「TKC法科大学院教育研究支援システムの利用について」》。それ以外に、専任教員については、第一法規株式会社が提供する判例検索システム(判例体系CD-ROM)と、株式会社LICが提供する法律雑誌検索・閲覧システム(主要法律雑誌DVD)を、教員研究室のPCを通じてオンラインで利用できる環境が整備されている。

また、前記「10-1-1に係る状況」(1)で述べたように、法科第一教室・法科第二教室・法経第九教室・法経第十一教室は、マルチメディア対応となっており(具体的には、PC、ビデオ再生装置、DVD再生装置、書画カメラ、プロジェクターとスクリーンが各室に設置されているほか、前2者には、プラズマディスプレイが設置されている)、様々なメディアを利用した授業が可能となっている。

以上のように、教員による教育・研究、学生の学習及びこれらに関連するその他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器が確保されている。

《資料10-2-1-1》京都大学法科大学院 講義室等設備機器一覧

講義室			
講義室名	設置場所	設備名称	構成内訳
法科第一教室	法科大学院 2階	マルチメディア AV システム一式(法科第二教室連携システム)	操作卓・操作用制御パソコン・DVDプレイヤー・書画カメラ・プロジェクター・スクリーン・プラズマディスプレイ2台

講義室			
講義室名	設置場所	設備名称	構成内訳
		黒板投影カメラシステム一式	CCTV カメラ（マルチメディア AV システムと連携）
法科第二教室	法科大学院棟 3階	マルチメディア AV システム一式（法科第一教室連携システム）	操作卓・操作用制御パソコン・DVD プレイヤー・書画カメラ・プロジェクター・スクリーン・プラズマディスプレイ 2台
法経第九教室	法経本館 2階	マルチメディア AV システム一式	操作卓・操作用制御パソコン・DVD プレイヤー・書画カメラ・プロジェクター・スクリーン 3台
法経第十一教室	法経本館 1階	マルチメディア AV システム一式（ネットワーク対応型）	操作卓・操作用制御パソコン・DVD プレイヤー・書画カメラ・プロジェクター・スクリーン 1・電動カーテン・学生用 LAN
模擬法廷室	法科大学院棟 2階	模擬法廷一式（単独・合議式対応型）	模擬法廷・音響システム・移動式撮影カメラ
専用学生学習自習室			
講義室名	設置場所	設備名称	構成内訳
（法科大学院生専用） 学習室	法科大学院棟 1階	Web 版法情報検索システム（判例検索システム）	ネットワークパソコン
		法情報検索システム（主要法律雑誌検索システム）	外付けハードディスク
		専用基本図書設備（法科大学院生専用図書室）	判例集等基本図書・法律図書・法律雑誌

《資料10-2-1-2》TKC法科大学院教育研究支援システムの利用について

第1条（利用者の義務）

法曹養成専攻の学生は、TKC法科大学院教育研究支援システムのサービス（以下「サービス」という。）に関して、以下の行為を行ってはならない。

1. 本学より貸与されたユーザーID及びパスワードを他人に譲渡若しくは貸与し、又はその他の方法でサービスを他人のために使用すること
2. 非商業目的の法学教育又は学術研究以外の目的でサービスを使用すること
3. サービスの使用により入手したコンテンツにつき、法学教育目的又は学術研究のための個人的な使用目的以外の目的で、複製その他の利用を行うこと
4. サービスの使用により入手したすべてのコンテンツを他人に提供し、出版物等に転載し、又は当該「コンテンツ」の複製物を他人に貸与若しくは譲渡すること
5. サービスを使用して、不正アクセス行為、ハッキング若しくはクラッキング行為、又はコンテンツの不正ダウンロード行為（本サービスの使用目的に照らして明らかに異常と認められる分量および頻度のコンテンツのダウンロードをいう。）をすること
6. サービスを使用して、他人の名誉を毀損し、又は侮辱すること

第2条（違反に対する制裁）

法曹養成専攻の学生が前条各号に該当する行為をしたときは、法曹養成専攻長は、その学生に対するIDの貸与を取り消すことができる。

（出典：大学院法学研究科規程集）

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

法科大学院の教員・学生が利用できる学内の図書施設には、次のものがある。

(1) まず、上記「基準10-1-1に係る状況」(5)で述べたように、学習室には開架資料室が付設されている。この開架資料室には、公式判例集、主要法律・判例雑誌(バックナンバーを含む)及び基本的な法律図書が配架されており、教員・学生は学習室内でこれらを自由に閲覧できる。ただし、これらの図書・資料の貸出しは行っていない。

次に、法学部図書室があり、外国文献を含む膨大な数の法律専門図書・雑誌が所蔵されている。開架資料室にはない専門図書・専門雑誌は、法学部図書室で閲覧することができる。また、教員・学生は、法学部図書室の図書の貸出しを受けることもできる。

更に、京都大学附属図書館があり、相当数の法律専門図書・雑誌を所蔵している。教員・学生は、附属図書館の蔵書を閲覧し、また、その貸出しを受けることができる。

以上の図書施設のうち、学習室付設の開架資料室は、法科大学院専用である。また、法学部図書室は、法科大学院(法曹養成専攻)の上部組織である法学研究科が管理運営しており、法科大学院の意向が反映される仕組みがとられている。このように、この2つの図書施設は、法科大学院の教育及び研究その他の業務に支障なく使用できる状況にある。【解釈指針10-3-1-1】

(2) 学習室付設の開架資料室は、貸出しを行わない開架式の図書施設であるため、特に職員を配置してはいないが、法学部図書室には、司書資格を有し、かつ、法情報調査に関する基本的な素養を有する職員が多数配置されている。すなわち、常勤職員は全員(7名)司書資格を有しており、非常勤職員7名のうち5名が司書資格を有している《前記資料9-1-2-2①「平成18年度・平成19年度職員の資質向上のための研修等(図書系職員を対象とした研修)」参照》。【解釈指針10-3-1-2】、【解釈指針10-3-1-3】

なお、法学研究科大学院掛にも、司書資格を有し、かつ、法学部図書室での勤務経験のある事務職員が配置されている。

(3) 学習室付設の開架資料室には、公式判例集がすべて配架されているほか、日本の法律・判例雑誌の主要なものがバックナンバーを含めて揃えられている《別添資料10「資料室判例集雑誌一覧」》。また、現行法の学習に必要な日本の法律基本図書も配架されている《別添資料11「資料室図書一覧」》。【解釈指針10-3-1-4】

法学部図書室には、膨大な数の内外の公式判例集、主要な法律・判例雑誌と法律専門図書が揃えられている(蔵書数は、和書約28万2千冊、洋書約37万冊の合計約65万2千冊である。なお、製本された雑誌を1冊と数えている)。

教員の研究のためには、主として法学部図書室の蔵書が用いられているが、質量ともにほぼ必要十分な蔵書が備えられている。また、学生の学習について言うと、基本的な学習の用は開架資料室の蔵書で十分満たすことができるが、より突っ込んだ学習を希望する学生は、法学部図書室の蔵書を利用することによって、その必要を満たすことができる。開架資料室と法学部図書室を併用することにより、学生は、図書資料の利用の面では、日本でも有数の恵まれた環境に置かれている。

(4) 学習室付設の開架資料室の管理・運営は、法科大学院の専任教員数名からなる法曹養成専攻施設・設備・情報委員会が担当しており、また、蔵書の選書については、専任教員1名が各専攻分野の希望を集約する形でその任に当たっている。【解釈指針10-3-1-5】

法学部図書室の管理・運営は、法学研究科の専任教員数名からなる法学研究科図書委員会が担当しており、また、蔵書の選書については、同委員会が各専攻分野の希望を集約する形でその任に当たっている。

開架資料室と法学部図書室のいずれにおいても、以上のような体制の下、継続的に蔵書の充実に努めている。

なお、学習室には、職員を配置してはいないが、電磁式カードを用いた入室管理を行っている。

(5) 学習室付設の開架資料室の蔵書は、教員・学生が学習室内で自由に閲覧できる。ただし、貸出しは一切行っていない《上記資料10-1-1-3「法曹養成専攻学習室利用規程」参照》。【解釈指針10-3-1-6】

法学部図書室の蔵書のうち開架コーナーに配架された図書・雑誌・判例集は、教員・学生が開架コーナー内で自由に閲覧できるほか、当日限りの一時貸しを受けることもできる。また、それ以外の図書・雑誌・判例集を配架している書庫内にも、教員及び学生は入室でき、かつ、図書の貸出しを受けることができる。教員と学生が借り出すことができる図書の冊数と貸出期間は次のとおりである（「法学部図書規程」《資料10-3-1-1》9条）。

専任教員	300冊以内	2年以内
非常勤講師（みなし専任を含む）	30冊以内	1年以内
学生	20冊以内	2週間以内

また、教員と学生は、書庫内の雑誌・判例集についても、当日限りの一時貸しを受けることができる。

なお、法学部図書室の蔵書を含む京都大学全体の蔵書は、附属図書館が提供する京都大学蔵書検索システム（KULINE）によってオンライン検索が可能である。教員・学生は、「基準10-2-1に係る状況」で述べた方法で学内から、あるいは、各人が適宜用意した方法で学外から、インターネットに接続することによって、KULINEを利用することができる。また、法学部図書室にはKULINEによる検索専用のPCが数台設置されている。

また、開架資料室と法学部図書室、学習室のいずれにおいても、複写機が複数設置さ

れており、教員と学生が資料の複写をとることができる。

(6) 学習室内には学内LANに接続された学生用のPCが、平成16年度に3台、平成19年度にさらに2台設置され、学生もそれにログインすることによって、インターネットを通じた情報検索をすることができる。更に、学習室・自習室には無線LANが敷設されており、教員・学生は無線LANに対応したノート型PCを持ち込むことによって、デスクを離れることなく、インターネットを通じた情報検索をすることができる(なお、ノート型PCを利用するための電気コンセントが各デスクに設置されている)。また、情報検索室には、平成18年度より、学内LANにアクセスできる情報コンセント10口が設置されている。

コンテンツの面では、教員(みなし専任・非常勤講師を含む)と学生の全員に、株式会社TKCが提供する法律情報検索サービス(TKC法科大学院教育支援システム)のユーザーIDを無償で提供している《前記資料10-2-1-2「TKC法科大学院教育研究支援システムの利用について」参照》。【解釈指針10-3-1-7】

《資料10-3-1-1》法学部図書規程

第1章 通 則

第1条 (図書の管理)

法学部所属の図書は法学部において管理する。

第2条 (図書の分類)

法学部において管理する図書は次の6種に分け、図書主任がこれを指定する。

1. 一般図書
2. 専用図書
3. 貴重図書
4. 特別図書
5. 基本図書
6. 法科大学院図書

第3条 (一般図書等)

一般図書、貴重図書及び特別図書は法学部図書室の書庫において保管する。

第4条 (専用図書)

専用図書は各教員研究室において保管する。

専用図書は当該教員の申出により一般図書に編入することができる。

第5条 (基本図書)

基本図書は法学部閲覧室において保管する。

第5条の2 (法科大学院図書)

法科大学院図書は法学研究科法曹養成専攻学習室において保管する。

法科大学院図書の利用については別に定める。

第6条 (図書の利用資格)

法学部所属の図書は、この規程の定めるところにより何人も利用することができる。

法学部所属の図書の利用資格区分は次のとおりとする。

1. 大学院法学研究科の教授、准教授、専任講師及び非常勤講師、法学部非常勤講師並びに法科大学院特別教授・准教授
2. 大学院法学研究科の助教、研究員、学生、研修員、研究生、科目等履修生及び聴講生
3. 大学院法学研究科・法学部の元教授・助教授・准教授
4. 大学院法学研究科の招へい外国人学者、招へい外国人共同研究者及び附属法政実務交流センター学外研究協力者
5. 法学部の学生、科目等履修生及び聴講生
6. 大学院法学研究科以外の本学教員(助手を除く)
7. 大学院法学研究科以外の本学大学院学生
8. 法学部以外の本学学部学生

9. 本学職員及び本学助手

10. 学外者で、所属機関の長の依頼状を提出し図書主任の許可を得た者、その他特に図書主任の許可を得た者

11. 第1号から第10号に該当しない者

第7条 (図書室の休室)

図書室の休室日は次のとおりとする。

1. 日曜日、国民の祝日及び本学創立記念日
2. 毎月1日の午前中及び15日(1日及び15日が土曜日、日曜日の場合にはその直後の月曜日、祝日の場合にはその翌日)
3. 学部入学試験期間
4. 1月1日より1月5日まで、3月31日より4月3日まで及び12月27日から12月31日まで
5. その他図書主任の指定する日

第8条 (図書室の開閉時刻)

図書室は午前9時に開き午後8時に閉じる。ただし、土曜日は午後5時に閉じる。

第2章 図書の貸出

第9条 (大学院法学研究科・法学部関係者の借受冊数・期間)

大学院法学研究科・法学部関係者が借り受けることができる一般図書(雑誌類を除く)及び特別図書の合計冊数及び借受期間は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------------------|--------|-------|
| 1. 教授、准教授及び専任講師 | 300冊以内 | 2年以内 |
| 2. 非常勤講師及び法科大学院特別教授・准教授 | 30冊以内 | 1年以内 |
| 3. 助教、研究員及び法学研究科学生(法曹養成専攻を除く) | 100冊以内 | 1年以内 |
| 3の2. 法学研究科学生(法曹養成専攻) | 20冊以内 | 2週間以内 |
| 4. 研修員 | 50冊以内 | 6月以内 |
| 5. 研究生 | 30冊以内 | 6月以内 |
| 6. 法学研究科の科目等履修生及び聴講生 | 10冊以内 | 3月以内 |
| 7. 元教授・助教授・准教授 | 50冊以内 | 6月以内 |
| 8. 法学部の学生、科目等履修生及び聴講生 | 5冊以内 | 1週間以内 |
| 9. 招へい外国人学者及び招へい外国人共同研究者 | 50冊以内 | 6月以内 |
| 10. 附属法政実務交流センター学外研究協力者 | 30冊以内 | 6月以内 |
| 11. 職員及び助手 | 10冊以内 | 1月以内 |

第10条 (本学関係者の借受冊数・期間)

前条に掲げる者以外の本学関係者が借り受けることができる一般図書(雑誌類を除く)及び特別図書の合計冊数及び借受期間は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------------------------|-------|-------|
| 1. 大学院公共政策連携研究部及び大学院経済学研究科の教員(助手を除く) | 50冊以内 | 6月以内 |
| 2. 大学院公共政策研究部及び大学院経済学研究科の学生 | 30冊以内 | 3月以内 |
| 3. 第1号に掲げる者以外の本学教員(助手を除く) | 30冊以内 | 6月以内 |
| 4. 第2号に掲げる者以外の本学大学院学生 | 5冊以内 | 1月以内 |
| 5. 本学学部学生 | 3冊以内 | 1週間以内 |
| 6. 本学職員及び本学助手 | 5冊以内 | 1月以内 |

第11条 (学外者の借受冊数・期間)

第6条第2項第10号に掲げる者が借り受けることができる一般図書(雑誌類を除く)及び特別図書の合計冊数は3冊以内とし、その借受期間は1月以内とする。

第12条 (借受中図書の一時利用)

第6条第2項第1号から第4号に掲げる者は、他人の借受期間中の図書(専用図書を除く)について、借受者に支障のないかぎり所定の手続を経て当日に限り一時利用することができる。

第13条 (返却請求等)

図書主任は、必要のある場合、借受期間中の図書の返却を求めまたは点検をすることができる。

第14条 (身分の喪失等)

第9条及び第10条に掲げる者が借受期間中にその身分を失いまたは1年以上の休職もしくは出張をする場合には、その2週間前までに借り受けた図書を返却しなければならない。

専用図書については、借受者がその身分を失う場合にのみ前項の規定を適用する。

第15条 (雑誌類の一時貸出)

第6条第2項第1号から第10号に掲げる者は、雑誌類を当日中にかぎりこれを借り受けることができる。

第16条 (貸出禁止図書)

辞書、事典、文献目録、法令集、判例集、年鑑、基本図書、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、新着図書(雑誌類を除く)その他図書主任が指定する図書は、第6条第2項第1号から第10号に掲げる者への一時貸出の場合を除き、貸出を行わない。ただし、外国の法令集及び判例集については、大学院法学研究科の教員(助手を除く)及び学生(法曹養成専攻を除く)は30冊を限度としてその翌日まで借り受けることができる。

前項ただし書の図書で図書主任が特に指定するものについては、大学院法学研究科の教員(助手を除く)及び学生(法曹養成専攻を除く)にかぎり第9条に定める借受冊数の範囲内で3ヶ月を限度として借り受けることができる。ただし、学外に帯出することはできない。

第3章 図書の閲覧

第17条 (一般図書等の閲覧)

一般図書、特別図書および基本図書は閲覧することができる。

第18条 (貴重図書の閲覧)

貴重図書は、「貴重図書閲覧願」を提出した上で閲覧することができる。

第19条 (閲覧場所)

閲覧のために借り受けた図書は閲覧室外に帯出することはできない。

第20条 (閲覧の制限)

第6条第2項第1号に掲げる者については、つぎの各号の場合に閲覧を制限することがある。

1. 図書に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)」第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合(当該情報が記録されている部分に限る)
2. 図書の全部または一部を一定の期間公にしないことを条件に個人または法人等(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く)から寄贈または寄託を受けている場合(当該期間が経過するまでの間に限る)
3. 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合または当該原本が現に使用されている場合

第4章 図書の検索

第21条 (書庫内図書検索の資格)

第6条第2項(第5号、第8号、第10号、第11号を除く)に掲げる者は一般図書及び特別図書を検索することができる。ただし、第6条第2項第5号及び第10号に掲げる者で図書主任の特別の許可がある者は、一般図書および特別図書を検索することができる。

第5章 雑 則

第22条 (図書の紛失等)

利用中の図書につき汚損、破損または紛失等の事故が生じたときは、利用者はただちにその旨を図書主任に届出なければならない。

第23条 (紛失図書等に関する処置)

図書主任は前条の事故を起こした者に代本の提供その他適当な措置を求めることができる。

第24条 (規定違反に対する処置)

図書主任は図書の利用につきこの規程および施行細則に違反した者に対して、貸出または閲覧の停止その他適当な措置をとることができる。

第25条 (複写)

利用者は教育、研究または調査の用に供する場合に、図書室資料の複写をすることができる。ただし、貴重図書については、複写を許可しないことがある。

前項の場合に、複写に係る著作権について一切の責任は利用者が負うものとする。

第26条 (撮影・画像データ化)

図書室資料の撮影または画像データ化を希望する者は、所定の申請書を図書主任に提出し学部長の許可を得なければならない。

撮影または画像データ化の資料を刊行物に掲載または一般利用に供するときは、法学部図書室所蔵の資料である旨を明記し、その陰画および刊行物または電子ファイルを法学部に寄贈しなければならない。

前条第2項の規定は撮影・画像データ化の場合にも準用する。

第27条 (図書目録・図書規程の備付)

図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録、この規程および施行細則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第28条 (細則についての委任)

この規程の実施に関する細則は別に定める。

附 則

研究室図書は旧第4条第2項にもとづき一般図書にすべて編入する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月21日から施行する。

(出典：大学院法学研究科規程集)

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院は、専用の教室、学習室、自習室等を備え、多くの専用の蔵書を有するばかりでなく、学生は、わが国でも屈指の法学・政治学関係の蔵書の質と量を有する法学部図書室やわが国有数の大学図書館である京都大学附属図書館の利用が可能である。

また、教員による教育・研究と学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器が確保されている。

ただし、本法科大学院の教育理念・目的をより高度に実現するという観点から、更に充実した教育を実施し、かつ、研究の成果を高めるためには、インターネットの環境やコンテンツの充実を含め、施設、設備及び機器のより一層の拡充を図り、学生の学習や教員の教育・研究に係る環境をより優れたものとするべく、今後も施設、設備等の整備を進めていくことが望ましいと考えている。

<別紙様式一覧>

別紙様式 1	開講授業科目一覧
別紙様式 2	学生数の状況
別紙様式 3	教員一覧・教員分類別内訳
別紙様式 4	科目別専任教員数一覧

<別添資料一覧>

別添資料 1 - 1	平成 20 年度 便覧
別添資料 1 - 2	平成 20 年度 シラバス
別添資料 1 - 3	平成 20 年度 授業時間割表
別添資料 1 - 4	平成 20 年度 開講前集中講座予定表
別添資料 1 - 5	平成 19 年度 便覧・シラバス
別添資料 1 - 6	平成 19 年度 シラバス
別添資料 1 - 7	平成 19 年度 休講・補講一覧
別添資料 1 - 8	平成 18 年度・平成 19 年度科目別履修学生数
別添資料 2 - 1	平成 19 年度 全科目成績分布データ
別添資料 2 - 2	平成 19 年度 全科目成績分布データ (学生公表用 別添資料 2 - 1 から履修者数が 5 名以下の科目を除く。)
別添資料 3	平成 19 年度 京都大学法科大学院 パンフレット
別添資料 4 - 1	平成 20 年度 学生募集要項
別添資料 4 - 2	平成 19 年度 学生募集要項
別添資料 4 - 3	平成 18 年度 学生募集要項
別添資料 5	法曹養成専攻履修規程
別添資料 6	京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第 8 号 (2008 年)
別添資料 7	平成 20 年度 教務事項に関する手引き (教員向け資料)
別添資料 8	平成 19 年度 期末試験時間割
別添資料 9	平成 19 年度 期末試験問題
別添資料 1 0	法科大学院資料室判例集雑誌一覧
別添資料 1 1	法科大学院資料室図書一覧
別添資料 1 2	京都大学法学部図書室利用案内 大学院学生用 2008 年
別添資料 1 3 - 1	法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ
別添資料 1 3 - 2	法曹養成専攻 (法科大学院) の教務事項についての申し合わせ (抜粋)
別添資料 1 4 - 1	授業に関する調査の結果
別添資料 1 4 - 2	授業に関する調査の回答率
別添資料 1 4 - 3	平成 19 年度エクスターンシップ研修先機関アンケート集計結果
別添資料 1 5 - 1	京都大学大学院法学研究科規程第 3 条及び第 4 条
別添資料 1 5 - 2	法学研究科教授会規程第 2 条
別添資料 1 5 - 3	法曹養成専攻案件に関する内規
別添資料 1 5 - 4	京都大学大学院法学研究科の組織に関する規程
別添資料 1 5 - 5	法曹養成専攻会議規程

- 別添資料 1 5 - 6 法曹養成専攻長及び副専攻長に関する申し合わせ
- 別添資料 1 5 - 7 法曹養成専攻長選出手続
- 別添資料 1 6 オフィスアワーに関する学生向け告知（学生向け掲示文書。平成 20 年度前期分）
- 別添資料 1 7 教員の任用に関する手続
- 別添資料 1 8 特別研究期間に関する規程
- 別添資料 1 9 平成 19 年度予算・決算及び平成 20 年度予算
- 別添資料 2 0 - 1 建物見取り図
- 別添資料 2 0 - 2 法学研究科研究室等配置図
- 別添資料 2 1 - 1 京都大学法科大学院教育改善活動資料集第 1 号
「アメリカにおける法曹養成の制度と実態の調査」
- 別添資料 2 1 - 2 京都大学法科大学院教育改善活動資料集第 2 号
「ヨーロッパにおける法曹養成の制度と実態の調査—イタリア・フランス編—」
- 別添資料 2 1 - 3 京都大学法科大学院教育改善活動資料集第 3 号
「ヨーロッパにおける法曹養成の制度と実態の調査—ドイツ・オーストリア編—」
- 別添資料 2 1 - 4 京都大学法科大学院教育改善活動資料集第 4 号
「京都大学法科大学院シンポジウム法科大学院教育の可能性—その発展のために—」